
第 50 回日税連公開研究討論会

税務コンプライアンス を考える

～納税者のためにできること～

開催日

令和 6 年 10 月 18 日

場 所

福岡市・ホテルオークラ福岡

主 催／日本税理士会連合会

共 催／南九州税理士会

研究討論の発表方法について

1 目 的

この研究討論会は、それぞれのテーマについて行った各チームの研究結果を発表するものであり、討論を通じて一定の結論を得ようとするものではありません。

2 発表方法

発表時間は14時05分から15時30分までです。

3 質問及び回答

- (1) 各テーマの内容に直接関係のない質問・意見（以下「質問等」という。）や、中傷にわたる発言はお控えください。
- (2) この参考資料の内容について質問がある参加者は、同封の質問票にできるだけ詳しく質問等事項を記入し、事前に南九州税理士会宛ご提出ください。（10月7日必着）。
- (3) 一つのテーマについて質問等が多く、すべてにお答えできない場合は、各研究発表チームについて取捨選択いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 質問等に対する回答は、原則として各研究発表チームの研究発表及び討論の中で取りあげることにします。
- (5) 事前に質問票が出ていない予定外の質問等には、原則として回答しないことにします。
- (6) 発表時間内に回答できなかった質問等については、ご容赦ください。

当日の討論は、すべて司会者の指示により進行します。
どうか討論会の円滑な運営にご協力ください。

論題選定の趣旨とあらまし

税理士の果たすべき社会的役割は、税理士法第1条に規定する「税理士の使命」に基づき、納税義務の適正な実現を図ることにある。現在の社会経済における情報通信技術の進展は、コロナ禍の影響もあり更に加速度を増している。デジタル・トランスフォーメーションへの取り組み、デジタル庁の発足、デジタル社会形成基本法の制定など、社会全体がデジタル化に向け大きく変化している。

私たち税理士は、社会の変化に適応し納税者の適正納税を支えるべく、税理士業務のICT化はもちろんのこと、納税者のデジタルに対応した適正納税にも貢献していく必要がある。税務代理士制度の創設（1942年）から80年以上経過している税理士制度であるが、税理士を取り巻く社会環境の変化とともに2022年の税理士法改正（第六次）では、税理士業務におけるICT化の推進が明確化された。

今回私たちは、このような税理士を取り巻く環境において、今後も税理士が社会的役割を果たすために、税務コンプライアンスの維持・向上を目的として論題を選定し、税理士は納税者のために、どのような取り組みを行っていくべきであるかという観点から研究を行った。

まず第1編（熊本県）では、税理士の原点・現状から「税務コンプライアンスとは何であるか」の検討を行った。次に第2編（大分県）では、税務コンプライアンスの維持向上のための一つ的手段として、書面添付制度を中心に検討を行った。第3編（鹿児島県）では、税務マネジメントシステムの構築による税務コンプライアンスの維持・向上について検討を行った。最後に第4編（宮崎県）では、税務コンプライアンスと租税リテラシーをテーマとして検討を行った。各論点とも私たち税理士が、税務コンプライアンスの維持・向上と納税者の支えとして貢献できるためには何ができるかを考え、一定の意義づけや提言等を行っているが、さらに多角的観点からの検討や分析が必要であることは感じているところではある。ご指摘やご批判をいただき、さらに議論をすすめ、未来にわたり税理士が継続して社会的役割を果たしていけることを切に願うものである。

論文作成にあたっては、WEB会議やチャットなど、まさにICTの活用は当然となっており、8年前の前回2016年当時（第43回沖縄開催）とは作成工程は大きく異なるものとなった。ただ、研究者間での意思の疎通など、共同で論文作成するにあたり最も重要なコミュニケーションの場は、前回同様で長時間の沈黙も含んだ対面する集合会議の場であった。

最後に、この研究をすすめるにあたり、熱心にご指導頂いた熊本学園大学大学院会計専門職研究科 特任教授 山崎広道教授に厚く御礼申し上げます。

目次

第1編 税理士の原点・現状から考える税務コンプライアンス	1
はじめに.....	3
第1章 税務コンプライアンス.....	4
第1節 税務コンプライアンスの由来.....	4
第2節 本研究での税務コンプライアンスの定義づけ.....	6
第3節 税理士の使命.....	8
第4節 租税法の基本原則.....	12
第5節 税理士制度と申告納税制度.....	15
第6節 小括.....	16
第2章 税理士制度の歴史.....	18
第1節 税務代理業の起源.....	18
第2節 税務代弁者取締規則.....	18
第3節 計理士について.....	19
第4節 税務代理士法.....	20
第5節 税理士法.....	20
第6節 小括.....	23
第3章 税理士業務の現状.....	24
第1節 税理士業務の概要.....	24
第2節 税理士業務の実務（判断に迷う局面）.....	28
第3節 税理士業務と税務コンプライアンス.....	33
第4章 専門家責任の現状.....	34
第1節 税理士業務の法的位置づけ.....	34
第2節 納税者との関係.....	34
第3節 税理士の契約責任.....	35
第4節 損害賠償事案.....	44
第5節 小括.....	54
おわりにかえて.....	56
第2編 税務コンプライアンスと書面添付制度	63
はじめに.....	65
第1章 デジタルテクノロジーと税理士業務.....	67
第1節 税理士業界を取り巻くデジタルテクノロジーの影響と範囲.....	67
第2節 デジタルテクノロジーと税理士業務の予測.....	71
第3節 税理士とデジタルテクノロジーの共存.....	77
第4節 研究の目的.....	81

第2章	書面添付制度の概要	84
第1節	書面添付制度の定義と法的意義	84
第2節	書面添付制度の歴史	85
第3節	書面添付制度と関連法令等	90
第4節	小括	97
第3章	書面添付制度の実務、効用と課題	99
第1節	書面添付制度の実務	99
第2節	書面添付制度の効用	107
第3節	書面添付制度の課題とその解決の模索	114
第4節	小括	116
第4章	書面添付制度と税務コンプライアンス	117
第1節	課税庁の取組	117
第2節	納税者の行為	119
第3節	税理士の取組	120
第4節	加算税制度と税務コンプライアンス	123
第5節	小括	126
第5章	おわりにかえて	128
第1節	提言	128
第2節	結び	130
第3編	納税者の視座から構築する税務コンプライアンス	137
第1章	税務コンプライアンスと納税者側の税務実務の関係性	139
はじめに	税務コンプライアンスの実現に必要な要素	139
第1節	知識と技術と心理的要素	141
第2節	情報処理技術の進化等の影響	146
第3節	マネジメントシステムの発想でコンプライアンスを実現する	152
第2章	納税者の納税に対する意識	155
第1節	納税者の納税に対する意識に関する昨今の調査	155
第2節	南九州税理士会が実施したアンケート	157
第3節	財政政策との関係性について	168
第3章	簡素な租税制度と税務コンプライアンス	173
第1節	情報処理技術の進展により変化する「簡素」の意味と税務実務	173
第2節	現行の租税制度の評価－消費税を中心として－	181
第3節	租税制度の今後の予測と提案	191
第4章	税務マネジメントシステム	197
第1節	税務マネジメントシステムの導入で何が変わるか	197
第2節	税務マネジメントシステムの基礎設計	205
第5章	おわりにかえて	210

第4編 税務コンプライアンスと租税リテラシー	217
はじめに.....	219
第1章 租税リテラシーの意義と目的.....	220
第1節 租税法律主義における租税リテラシーの意義.....	220
第2節 租税リテラシーの欠如により起こった裁判事例.....	223
第3節 租税教育の必要性.....	227
第2章 租税リテラシー向上のための租税教育.....	230
第1節 租税教育の実施状況.....	230
第2節 租税教育の現状.....	236
第3節 現在の租税教育の課題.....	242
第3章 租税教育者としての税理士.....	247
第1節 税理士の税務コンプライアンス.....	247
第2節 税理士の研修制度.....	250
第4章 これからの租税教育のために.....	255
第1節 学校教育における租税教育への提言.....	255
第2節 社会人教育における租税教育への提言.....	256
第3節 租税教育者たる税理士への提言～研修制度の再考～.....	257
おわりにかえて.....	259
租税教育 → 租税リテラシーの育成 → 税務コンプライアンスの実現.....	259
第5編 結びにかえて	265

第1編

税理士の原点・現状から考える 税務コンプライアンス

熊本県チーム

梅野智子	(熊本西支部)
塩地浩平	(八代支部)
志岐信和	(熊本西支部)
吉田志	(八代支部)

第1編 税理士の原点・現状から考える税務コンプライアンス

はじめに	3
第1章 税務コンプライアンス	4
第1節 税務コンプライアンスの由来	4
第2節 本研究での税務コンプライアンスの定義づけ	6
第3節 税理士の使命	8
第4節 租税法の基本原則	12
第5節 税理士制度と申告納税制度	15
第6節 小括	16
第2章 税理士制度の歴史	18
第1節 税務代理業の起源	18
第2節 税務代弁者取締規則	18
第3節 計理士について	19
第4節 税務代理士法	20
第5節 税理士法	20
第6節 小括	23
第3章 税理士業務の現状	24
第1節 税理士業務の概要	24
第2節 税理士業務の実務（判断に迷う局面）	28
第3節 税理士業務と税務コンプライアンス	33
第4章 専門家責任の現状	34
第1節 税理士業務の法的位置づけ	34
第2節 納税者との関係	34
第3節 税理士の契約責任	35
第4節 損害賠償事案	44
第5節 小括	54
おわりにかえて	56
【参考文献】	59

はじめに

近年、「税務コンプライアンス」という言葉が学術雑誌や国税庁の資料などで頻繁に使われるようになった。コンプライアンスは法令遵守と訳されるが、東洋大学の菅原計名誉教授は、租税分野でのコンプライアンスの本質について、「納税者の税法遵守性だけの問題ではなく、納税者と課税庁の双方による税法遵守性および審判所又は裁判所の税法の正しい解釈に基づく公正な判断の行使という三者の税法遵守性を通して成立する概念」であるとしている¹。いわば、税務コンプライアンスとは社会全体で実現すべき租税法律の遵守であるべきだという指摘であろう。課税庁は納税者の税務コンプライアンスについて、「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること」と説明している²。「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること」を実現するには詳しい税法の知識が必要であり、一般の納税者が納税義務の自発的かつ適正な履行を貫徹するのは困難である。納税者の税務コンプライアンスという視点だけとってみても、やはり税務コンプライアンスとは社会全体で取り組むべき課題なのである。

税理士制度は、税務代理士法が制定された昭和17年から令和4年で80周年を迎え、公開研究討論会は今回が第50回の節目を迎える。残念ながら税理士自身が税理士法に違反し懲戒処分を受けるようなケースも後を絶たない。この節目を機に、税理士制度を今一度確認したい。そして税務コンプライアンスという概念を通して税理士が納税者のためにできることを考える。

第1章では、税理士にとっての「税務コンプライアンス」について定義づけを行い、税理士として拠るべき原点を探る。第2章では、税理士制度の歴史を振り返り、税理士が社会の中でどのように求められてきたかを確認する。第3章では税理士の現状として税理士業務のうち税理士が判断に迷う局面と税務コンプライアンスとの関係性を検討し、第4章では税理士の善管注意義務と税務コンプライアンスとの関連性を探り、税理士が税務コンプライアンスを維持できなかった例として善管注意義務違反の裁判例を取り上げる。

本編では、税務コンプライアンスを維持・向上させていくための課題を明らかにし、税理士のあるべき姿を導き出したい。

1 菅原計「タックス・コンプライアンス・リスクに対応するクリエイティブ・タックス・マネジメント」『経営力創成研究』（2006 Vol. 2 No. 1）147頁。

2 国税庁ホームページ「《コラム》コンプライアンス確保のための多様な取組」
https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2014/03_co1.htm 2024年5月12日最終閲覧。

第1章 税務コンプライアンス

第1節 税務コンプライアンスの由来

「税務コンプライアンス」は「コーポレートガバナンス」のあり方という議論の中で使われることがあり、2005年頃の米国において、IRS（内国歳入庁）が「税務コンプライアンス確認プログラム」を導入したことで、その後OECD各国が共有するようになり、税務行政の重要課題と認識されてきたようである¹。英国におけるスターバックスへの課税問題から始まったBEPS問題などの、多国籍企業の「合法だが租税回避行為となるタックス・プランニング」に対処するための枠組みとして出てきたものが「コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス」という概念である。日本でもこの流れを受けて、課税庁は、社会経済情勢の変化が進む中でも適正かつ公平な課税を確保するため、また、税務行政効率化のためとの理由から、2013年頃から実地調査以外の手法の活用の一つとして「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること」を目的とした取組に協力することを納税者に求めるようになり、「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること」を「納税者のコンプライアンス」、後に「納税者の税務コンプライアンス」と表現されるようになった。

まず、課税庁の税務コンプライアンスの捉え方を確認する。

わが国の課税庁の税務コンプライアンスに関する取組は、2013年の国税庁レポートに「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」として記載されており、わが国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上が重要であり、組織の第一線まで税務に関する認識が高まるようなコーポレートガバナンスの充実が効果的であるとしている²。

コーポレートガバナンスとは、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味」³するものであり、金融庁が企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取組の一つとして2015年にコーポレートガバナンス・コードが策定された⁴。このコーポレートガバナンス・コードは実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものとされ、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続

1 阿部泰久「コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス」『税研』（2014年3月174号）46-51頁。

2 国税庁レポート2013年 28-30頁。

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2013/index.htm>

3 コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所）（2021年6月11日改訂）1頁。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>

4 コーポレートガバナンス改革に向けた取組について（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/policy/corporategovernancereform/20240115.html>

的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられている⁵。このような企業開示の厳格化とコーポレートガバナンス強化の流れの中で、税務当局・納税者・税務仲介業者（法律・会計事務所、税理士等の税務アドバイザー、金融機関等）間の相互信頼関係を向上させることで税務コンプライアンスの確保が求められた⁶。

課税庁の税務コンプライアンスへの取組としては、調査の機会に状況確認や経営責任者等との意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなどして、大企業の自発的な取組を促進している。その後、当該ガバナンスの状況が良好と認められる法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築したうえで調査間隔を延長し、調査必要度のより高い法人へ調査事務量を重点的に配分することで税務行政の効率化を図るといふ。その中で国税庁は「納税者のコンプライアンス」を「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること」と表現しており、これを維持するためには、一方で課税逃れなどが生じやすい分野での取組を強化しつつ、他方で税務行政の効率化をさらに追及していく必要があると述べている。今後のコンプライアンス確保策として、①実地調査の重点化、②情報収集・分析機能の充実、③自発的な適正申告を確保するための多様な手段の活用⁷の3つを取組の柱としていくとしている。

国税庁レポート2017年⁷では「調査以外の手法の活用」として、「大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています」とし、①税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組、②大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進～国税局調査部の申告書チェック項目などを公表～、③移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置という3つの取組を挙げている。

この時期には「納税者のコンプライアンス」が「納税者の税務コンプライアンス」という表現に置き換わっている。第71回事務年報には「納税者の税務コンプライアンスを高めていくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりや、経済活動の国際化・デジタル化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等により適正課税の確保に取り組んでいる」⁸と記載されている。

これらの内容から、課税庁の認識する「税務コンプライアンス」とは、大企業である納税者が、租税法の解釈・適用について課税庁との協力的手法を用いることで、租税法の解釈・適用について摩擦が生じない形で後日予想しない課税が生じる可能性を軽減し、税務行政としても作業の効率化を図りながら、自発的な納税義務の履行を実現することであるといえるのではないだろうか。

5 前掲注3 1頁。

6 池田賢志「企業のコーポレートガバナンスと税務コンプライアンスの向上」『ファイナンス』2008年4月509号 12-13頁。

7 国税庁レポート2017年 33頁。

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2017/index.htm>

8 第71回 事務年報 令和3年度 14頁。

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jimunenpo/71/index.htm>

次に、識者の税務コンプライアンスに対する捉え方を確認する。

阿部泰久氏は「コンプライアンスとは、とりあえず『法令遵守』のこと、税務コンプライアンスならば適正な申告・納付を行うことに尽きよう。」⁹と述べ、菅原計教授は、税務コンプライアンスは租税法律主義に基づく申告納税制度において極めて意義のある概念で、税法遵守とは単に国家の税収確保という意味だけでなく、租税民主主義の根幹にかかわる基本的な要請であり、税法の不確定概念による規定・解釈通達による課税・裁判所による司法的判断などの問題から生じる納税者のタックス・リスクの排除・軽減のために必要なものである¹⁰と述べられる。そして税務コンプライアンスの本質について、「タックス・コンプライアンスの本質は、納税者の税法遵守性だけの問題ではなく、納税者と課税庁の双方による税法遵守性および審判所又は裁判所の税法の正しい解釈に基づく公正な判断の行使という三者の税法遵守性を通じて成立する概念といえることができる。」¹¹とし、納税者・課税庁・審判所又は裁判所三者のコンプライアンスの要素を以下のようにまとめられている¹²。

- ① 納税者の税法に対する自発的遵守性、恣意性排除
- ② 課税庁の恣意性排除、課税権濫用の禁止（通達課税の禁止）
- ③ 審判所又は裁判所の中立・公正な判断、憲法理念に従った税法の正しい解釈、裁判所による違憲立法審査権の行使

これらの要素から、税務コンプライアンスとは、納税者だけではなく、課税庁や審判所又は裁判所のように関係する全ての機関、いいかえれば社会全体で租税制度を適正に運用することと考えられよう。

このような中、税の専門家である税理士は税務コンプライアンスをどのように考えるべきであろうか。

第2節 本研究での税務コンプライアンスの定義づけ

わが国の国税は申告納税制度を採用しており、給与所得者で年末調整によって納税が完了する者等を除き、基本的に納税者が自分の税額を自ら計算し納付する制度となっている。納税者は税法に規定されている課税要件を理解し、税額を計算し期限内に申告及び納税をしなければならない。

コンプライアンスは、法令遵守と訳され、企業等が法令や社会規範・企業倫理を守ることとされるが、前述したように近年、税務分野でもコンプライアンスの重視が求められている。

OECD税務長官会合などの国際的な議論においては、税務コンプライアンス向上のため

9 阿部・前掲注1 46頁。

10 菅原計「タックス・コンプライアンス・リスクに対応するクリエイティブ・タックス・マネジメント」『経営力創成研究』（2006 Vol.2No.1）145頁。

11 菅原・前掲注10 145頁。

12 菅原・前掲注10 147頁。

には、調査のみならず、税務当局と大企業が協力的に行動する取組が重要であるとし、税務当局と企業との相互信頼関係の構築とコミュニケーションの改善が、自主的なコンプライアンスを向上させるために重要であるとしている。

国税庁は納税者のコンプライアンスを、納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行することと説明しており¹³、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという使命を果たしていくため、わが国においてもこれを協力的手法と称し、自発的な適正申告が期待できる大企業に対して取組を行うとしている。そして、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るためには、経営責任者の積極的な関与の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であるとしている¹⁴。国税庁側も積極的に関与していくため令和5年10月からJ-CAP制度（Compliance Assurance Program of Japan）の試行を開始している。この制度は新規性の高い形態の取引等に関する個別確認プログラムとして、新規性の高い形態の取引（例えば日本と馴染みのない新興国・途上国等への進出、技術革新等により生まれた新規事業への参入、法改正や規制強化等により生じる新規取引や商流変更、ビジネスリストラクチャリング等）につき、リーディングカンパニー、上場企業等の大企業と国税局が協力・対話しながら、対象とする取引の税務上の取扱いについて、国税局が早期に回答を行うことにより税務リスクを低減させていくための取組であるとしている¹⁵。

公益財団法人全国法人会総連合（以下「法人会」という。）は経営者がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることが期待できるとしており¹⁶、税務コンプライアンスを実現することは企業を成長させることにも繋がると考えられている。

これらの取組から、国税庁や法人会は税務コンプライアンスを、単なる法令遵守ではなく、納税者による納税義務の自発的・適正な履行と捉えており、国税庁や法人会は税務コンプライアンスの維持・向上に向けた施策をすでに始動させている。

納税義務の自発的・適正な履行は、納税者の努力や協力のみで実現できるものではない。前述したように、税務コンプライアンスは納税者だけではなく、課税庁や裁判所をはじめ、社会全体で実現するものであり、社会全体で取り組むべき課題である。

国税庁は大企業の税務コンプライアンスに対する取組を行っているが、納税者による納税義務の自発的・適正な履行のための取組は中小企業にも必要である。情報量の少ない中

13 国税庁ホームページ「《コラム》コンプライアンス確保のための多様な取組」

https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2014/03_co1.htm 2023年11月17日最終閲覧。

14 国税庁「〈国税局調査部における取組〉納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組 ～協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進～」2022年12月。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/pdf/0020011-113.pdf> 2024年5月19日最終閲覧。

15 国税庁ホームページ「J-CAP制度（新規性の高い形態の取引等に関する個別確認プログラム）が始まります」

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/j-cap/index.htm> 令和6年5月19日最終閲覧。

16 法人会「企業の税務コンプライアンス向上のために」

<http://tax-compliance.brain-server2.net/compliance/units/> 2024年5月19日最終閲覧。

小企業にとって、税務コンプライアンスを維持・向上させるためには様々な支援が必要不可欠である。

日々納税者と向き合う税理士もこの社会全体で取り組むべき課題に対応していくべきである。税理士の使命は税理士法第1条に定められており、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることである。また税理士の業務は、税務代理、税務書類の作成、税務相談等の三大業務が主な内容である。そしてそれに付随する財務に関する事務等も含まれるが、これらの税務を行う際、税理士は実定租税法律についての「税法の解釈」、「課税要件事実の認定」、「税法の適用」を繰り返し行いながら、納税者の適正な納税義務の実現を図っていく。税理士にとっての税務コンプライアンスは、税務に精通し、税務に関する専門家としての使命を果たしていくことであり、納税者が納税義務を適正に履行していくための代理を務めることである。

本研究では、「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」が税理士にとっての税務コンプライアンスであると定義する。見識とは「物事の本質を見通す、すぐれた判断力」¹⁷であり、この判断力には、税務を行っていく中で、感覚的に判断のよりどころとしている専門家としての倫理観、正義感、社会規範などの概念が含まれる。税理士が納税者の税務処理を行う上で判断に迷うような時、税務コンプライアンスを意識することで答えが導かれるかもしれない。税務の現場で生じている様々な問題に対して、専門家としてどのように対応していくか、税務コンプライアンスという視点から、税理士の原点・現状を確認し、税理士としてのあるべき姿や課題等を考察する。

第3節 税理士の使命

税理士法第1条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。税理士による税務コンプライアンス実現のためには、税理士の立場を明らかにする必要があることから、この条文上の文言の意味について確認する。

1. 税務に関する専門家

税理士にとっての「税務」とはどのようなものであろうか。税務とは、広辞苑（第七版）によれば「税務、特に内国税の賦課・徴収に関する行政事務」¹⁸とされている。また、税理士の登録時研修用テキストによれば「『税務』とは、すなわち、実定租税法律に定め

17 新村出編『広辞苑〔第7版〕』岩波書店2023年2月 943頁。

18 新村・前掲注17 1619頁。

られてある租税に関する法律要件の内容を特定する作業、すなわち、実定租税法律の解釈をする作業、その内容を特定した実定租税法律に定められてある租税に関する法律要件に当てはまるべき事実を認定する作業、その認定した事実をその内容を特定した実定租税法に定められてある租税に関する法律要件に当てはめる作業、すなわち、実定租税法律の適用をする作業の三要素からなる総合的かつ有機的な作業である。言い換えれば、税務とは、『法の解釈』『事実の認定』『法律の適用』という三要素の事をいう。¹⁹と記載されている。さらに、税務に関する専門家については、「税法の専門家、つまり、単に税法を解釈し適用するだけでなく、税法以上に広く、更に実務への適用判断を加えながら、納税者に対する援助を行うことができる専門家であると解されている」²⁰との見解もある。

これらのことから、税理士にとっての税務とは、行政事務や税法の解釈適用だけにとどまらず、納税者の納税義務履行のためのあらゆる行動のことと考えられる。

2. 独立した公正な立場

新井隆一教授は、税理士法第1条に定める「公正な立場」とは、合理的でかつ正当な立場をいうと述べている²¹。これは、税理士が、租税に関する法律の適正な解釈・適用を実現するためには、合理的な立場にあってそのことを遂行する必要がある、この合理的な立場にあることが、適正な、かつ、正当な立場にあることを意味している。

それゆえ、「公正な立場」とは、納税義務者の側にも国または地方公共団体の側にも偏らない中立な立場などというものではなく、「公正」とは、合理的で正当なものであって、いずれにも偏らない中立とは異なるものなのであろう。

したがって、何を「公正」というか、何を「公正な立場」というかを確認するためには、現にその確認をする個々の税理士の主体的な判断が必要であるということになる。そして、その主体的に判断することを可能とするためには、なにびとによっても拘束されることのない立場、すなわち、「独立した立場」であることが必要である。

3. 申告納税制度の理念

申告納税制度は、「納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし、この申告納税額を自主的に納付することにより、すべての納税手続きが完了する方式である。したがって、申告納税方式は、納税者による自発的自主申告制度であり、租税民主主義に最も適した方法とされ、納税者のタックス・コンプライアンスが前提となる。」²²と述べられるように、主権者として、まず納税者が高い倫理感をもって自主的に納税義務を履行する制度だといえる。田中二郎教授は「納税者が自ら進んで、納付すべき租税の課税標準及び税額を計算し、自己の納税義務の具体的内容を確認したうえ、その結果に基づいてこ

19 日本税理士会連合会『登録時研修 研修用テキスト〔令和3年改訂〕』日本税理士会連合会2021年8月 6頁。

20 近畿税理士制度部『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる図解&条文解説 税理士法』清文社2024年3月 28頁。

21 新井隆一『現代税務全集34 税理士業務と責任』ぎょうせい1997年 20-23頁。

22 菅原・前掲注10 146頁。

れらを政府に申告することによって、その申告に係る納税義務の実現を企図するもの」²³と述べ、その制度について「納税義務の履行を国民自ら進んで遂行すべき義務と観念させることによって、その申告をできるだけ正しいものとし、同時に、その申告行為自体に納税義務の確定の効果を付与することが現代国家における課税方式としてふさわしいものといえよう。シャープ勧告も指摘するように、申告納税方式は、納税者をして、国家が当面している行政上の諸問題を自主的・民主的に分担させる機能を有するものである。このように見てくると、申告納税方式は賦課課税方式に比べ、より高い倫理性を要求する方式であるということができよう。」²⁴と評価している。

したがって、申告納税制度の理念とは主権者たる納税者が自主的に納税額を決め、義務を果たすという民主主義の理念を租税制度に反映したものとといえる。

4. 納税義務者の信頼

金子宏教授によると、納税義務者とは、租税法律関係において租税債務を負担する者であり、経済上租税を負担する担税者とは異なる観念であるとされる。そして多くの場合で納税義務者＝担税者となるが、消費税・酒税等のような間接税の場合、徴税の便宜を考えて納税義務者と担税者は異なる者になっている。また、所得税の源泉徴収義務者のように納税義務者から租税を徴収して租税債権者たる国へ納付する義務を負担する者は、納税義務者ではないが、徴収納付義務者が納付義務を怠った場合処分を受けることから、納税義務者の納税義務とあまり変わらないため国税通則法等では両者を合わせて納税者と呼び、共通の規定を定めている場合が多いと述べる²⁵。実務の中で源泉徴収事務の支援も行っている現状を考えると、税理士としては、納税義務者と納税徴収義務者をあえて区別せずにこの納税者という認識が納税義務者と同義と考えるのが自然であろう。

信頼とは、広辞苑によれば「信じてたよること」²⁶とされているので、納税義務者の信頼は、納税者自身の負う租税債務の履行を適正に成し遂げるために信じてたよることだといえる。この信頼に税理士が誠実に応えることで、納税義務者と税理士は健全かつ強固な信頼関係の育成が可能になる²⁷。税理士が納税義務者の信頼にこたえるためには、税理士は税務に関する専門家としての能力を保持していなければならない。納税義務者の信頼にこたえるということは、委嘱者である納税義務者が、正当な手続きによって適正な納税義務を履行し得るよう、税理士がその委嘱者である納税義務者に貢献することであり、これは税理士の責務であり、税理士の職責にほかならない。

5. 租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現

前述したように納税義務とは租税債務の負担であり租税そのものである。租税に関する法令に規定された、言い換えれば、租税法の条文に定められた納税者が負担すべき税額を

23 田中二郎『租税法[新版]』有斐閣1981年2月 186頁。

24 田中・前掲注23 187頁。

25 金子宏『租税法〔第24版〕』弘文堂2021年11月 156-157頁。

26 新村・前掲注17 1529頁。

27 近畿税理士会制度部・前掲注20 29頁。

算出することが求められている。そして、そこでは「適正」であることが求められ、納税義務の適正な履行とは、過大でもなく過少でもない納税をすること²⁸と説明される。

租税とは、「国家（国その他の公共団体のこと）が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付」²⁹であり、租税の機能は上記の財源調達機能の他に、所得再分配機能や景気調整機能の3種類³⁰があるとされている。また租税は、国民の財産の一部を直接的な反対給付無しに徴税権力を背景に国家が収受するため、国民の財産を侵害するものであり³¹、国家と国民は相対立する概念ではなく、国家こそが国民の財産権、生存権を保障する機関である、という両者の自同性を前提としたうえで、国家的奉仕と管理を実現するための社会的費用ないし社会的間接費用として国民が負担するものともいわれている³²。すなわち、租税は国家運営のために国民が負担する運営費といえる。

租税法とは、租税に関する法の全体のことをいい、憲法30条及び84条を根拠として、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づかなければならず、国民は法律の根拠に基づいてのみ納税義務を負担するとされるための法規である。ゆえに、国家と国民との間の租税をめぐる関係は、法律上の関係、すなわち法律関係であるとされる³³。租税実体法（租税債務法）とは、所得税法や法人税法のように、租税法律関係のうち、租税債務関係の当事者、租税債務の内容、租税債務の成立・継承・消滅等を扱う部分であるとされ³⁴、松沢智教授は「租税実体法とは、特定の租税債権者と租税債務者間に、租税債権債務関係を成立させる課税要件を規定した法規をいう。・・・右の課税要件とは、国家または地方公共団体が個人または法人に対し一定額での租税債権を取得するために必要な法律要件である。」³⁵と述べられており、租税実体法は課税要件を充足することで租税を具体化するしくみを定めたものである。

課税要件とは①課税権者②納税義務者③課税物件④帰属⑤課税標準⑥税率からなり、それらが充足されると納税義務の成立という法律効果が生じ³⁶、納税義務者は申告と納税が必要となる。

租税法に従えば、同条件であれば同じ納税額になるはずであるが、現実には課税庁と納税者とは算出する税額に差が生じることがあり、租税争訟にまで発展することもある。これは、わが国が戦後申告納税制度を採用したことで、納税額を算出する行為を納税者自身も行う必要に迫られ、両者が租税法を行為規範として認識し、法的視角に基づく租税実体法の解釈が必要になったことで生じている³⁷のである。

28 「第90回国会 衆議院 大蔵委員会 第2号 昭和54年12月7日」福田幸弘018 会議録テキストURL <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/109004629X00219791207>

29 金子・前掲注25 9頁。

30 金子・前掲注25 1-7頁。

31 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第五版〕』成文堂2019年 25頁。

32 下村芳夫「現代における租税の意義について－租税法律主義の歴史的考察を中心として－」『論叢 五巻』1972年7月20日 26頁。

33 金子・前掲注25 26-27頁。

34 金子・前掲注25 30頁。

35 松沢智『新版租税実体法－法人税法解釈の基本原則－』中央経済社1994年11月 4頁。

36 松沢・前掲注35 4頁。

37 松沢・前掲注35 8頁。

租税法の解釈においては、租税実体法の根底には、租税公平主義と租税法律主義という租税法の2つの基本原則が影響し、租税法が国家財政上の収入確保規定でありながら、国民の財産に対する補償という二面性を有する以上、当該基本原則を前提に課税庁側の財政収入の確保と国民の権利救済という2つの面の調整に係る問題だ³⁸とする意見もある。

納税義務の適正な実現のためには、税理士にとって、この租税に関する法令に規定されている内容の正しい解釈の方法を把握することが重要と考える。

第4節 租税法の基本原則

納税者が納税義務を適正に履行するためには、租税法律を遵守することが前提となる。そのため、税務コンプライアンスを考えると、まずは租税法の解釈・適用に対する考え方を理解することが必要であることから、上記の2つの基本原則を確認する。

金子宏教授は、租税法の全体を支配する基本原則として租税法律主義と租税公平主義の2つを挙げ、前者が課税権の行使方法に関する原則（形式的原理）であるのに対し、後者は主として税負担の分配に関する原則（実質的原理）であると説明されている³⁹。

金子宏教授は「租税は、公共サービスの資金を調達するために、国民の富の一部を国家の手に移すものであるから、その賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行わなければならない。換言すれば、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない。この原則を租税法律主義という。」⁴⁰と定義されている。この原則は憲法を根拠としており、同法30条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定め、さらに同法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定め、租税法律主義を憲法原理として明確にしているとされる⁴¹。また、松沢智教授は「租税法は、租税法律主義（憲法84条）を基本原則とする租税は、国または地方公共団体が、その経費を支弁するために一般国民より一方的、強制的に財産を徴収するため、国民の財産権に対する侵害であることから、法治主義の下では国会の定立する『法律』によることを要する。」⁴²とし、租税法律主義は国民の財産を守る上で必要な原則であることがわかる。

租税法律主義の歴史をみると、租税法律主義は、中世末期の封建国家における国王等の権力者により恣意的に行使されていた課税権を、国民議会の承諾によって制御するものとして誕生したが、実際には権力者の一方的な違反や、立法の面では制御できても実際の税務行政の面では制御する能力が無いという統治機構の欠陥により、結果、恣意的な課税が行われ、有名無実の存在となったとされる。そしてこの反省を踏まえて、「法律による行

38 松沢・前掲注35 6頁。

39 金子・前掲注25 78頁。

40 金子・前掲注25 78頁。

41 増田・前掲注31 24頁。

42 松沢・前掲注35 15頁。

政の原理」を内容とした法治国家的統治機構を確立し、立法の面だけでなく行政の面においても租税法律主義を実現するための内容となっていたといわれている⁴³。そのため、租税法律主義は17～18世紀の近代思想を背景として生まれ、自然的自由主義思想及びそれから派生する自由主義国家観を思想的背景として誕生した。それは、国家権力に対する財産権の保障という自由権的機能であり、言い換えれば、租税は財産権への侵害であると観念されるため、国家権力から私有財産権を守るための機能が租税法律主義の最も重要な機能である⁴⁴とも論じられている。

租税法律主義の機能としては、①租税法により租税の賦課・徴収の過程を縛ることで国家の恣意的な課税を阻止し、国民の自由と財産を保障すること、②国民の経済生活に法的安定性と予測可能性が保障されることの2つが挙げられている⁴⁵。さらに、納税者の権利が十分に保障され、租税法律主義が形骸化されないために、①すべての課税要件と租税の賦課・徴収手続は法定する必要があるとする課税要件法定主義、②課税要件は可能な限り一義的かつ明確な文言にする必要があるとする課税要件明確主義、③課税要件が充足する限り課税庁は税額を徴収する義務があり、又、税額を減免する自由は認められないとする合法性の原則、④課税要件法領域だけでなく、租税の賦課・徴収手続といった租税手続法領域も法の支配が必要不可欠であるという手続保障の原則という4つの内容・原則⁴⁶（遡及立法の禁止や納税者の権利保護を追加した6つの内容の場合もある⁴⁷。）が存在する。

租税法律主義の機能を充足するための内容として課税要件明確主義があるが、現行の租税法には「著しく」「社会通念上」などの明確さに欠ける「不確定概念」が多用されている。この「不確定概念」は、納税者の予測可能性を阻害し、法の文言が不確定なので課税庁の過度の裁量と恣意性が介入する可能性が生じるが、複雑化する経済事象を適用の対象とする租税法を形式的かつ硬直的に適用し執行すると、課税の公平を確保できない事態を招くという合理的理由の存在により容認されている⁴⁸。その結果、課税庁は租税行政を均一に行う必要があるため「通達」等の独自の租税法の解釈・適用の方針を定め、取扱いのすべてが公表はされてはいないが、この取扱いに従って課税庁は更正や決定を行っている。その際、納税者との間で租税法の解釈・適用が異なるときには租税争訟が生じる原因になっている。

租税公平主義は、憲法14条1項の「法の下での平等」を租税法の領域において反映させたものであるといわれており⁴⁹、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない」、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則を、租税公平主義または租税平等主義という。これは、近代法の基本原理である平等原則の課税の分野における現れであり、直接には憲法14条1項の命ずるところであるが、

43 吉良実『実質課税論の展開』中央経済社1980年 14-15頁。

44 下村・前掲注32 18-19頁。

45 増田・前掲注31 27頁。

46 増田・前掲注31 28-32頁。

47 金子・前掲注25 81頁。

48 増田・前掲注31 28-30頁。

49 松沢・前掲注35 4頁

内容的には、『担税力に即した課税』(taxation according to ability to pay, Besteuerung nach Leistungsfähigkeit)と租税の『公平』(equity, Gleichheit)ないし『中立性』(neutrality)を要請するものである。⁵⁰と説明され、また、「公平負担の原則は、近代租税における本質として、また法の下での平等における憲法上の要請として、税法の解釈と適用にあたって、租税法律主義とともにその基本原理となりうるものである。」⁵¹とする見解もある。

さらに「租税法の機能は、本来的には、財政需要の充足にある。・・・租税が国または公共団体の経費を支弁するという目的から見れば、その構成員全員に平等に負担するという租税法の一般原則たる租税負担の公平の原則は、法の理念としてのそれとして把握することが要請されよう。」⁵²というものや「公平負担の原則は、第一次的には、税法が歳入を確保することに当たって考慮される財政学上の租税原則の一つに由来し、他の租税原則とともに歳入確保の点からの立法的制約としての意義である」⁵³といわれるように、租税公平主義は税法を立法する際の基本原理として存在しているとする考えもある。

「法の下での平等」という近代的民主主義的憲法下の大原則が税法の領域において表現されたものが租税公平主義であるから、その歴史的由来もほぼ同一と考えることができる。今日における法の下での平等とは、人種、身分などの生まれによる不平等を排除することを中心としていた単なる形式的平等を保障するというだけではなく、政治、経済、文化その他様々な生活関係における実質的平等を保障することを内容とするものでなければならないとされ、このような法の下での平等の歴史的由来および今日的な理解は、そのまま租税法律主義の今日的な理解に妥当するものと解される⁵⁴。吉良実教授は「法の下での平等主義にその法的根拠を置く租税平等主義は、既に見てきたごとく憲法14条1項の『法の下での平等』が、今日では形式的な平等ではなくて、実質的な平等でなければならないことを要請し、保障しているものと解されている以上、それと同じように、今日租税平等主義が要請し保障しようとしている平等、つまり租税負担の平等も、形式的な負担の公平ではなくて、国民の負担能力に応じた実質的な負担の公平でなければならないということになり、その限りにおいて形式的租税平等主義の立場は、実質的租税平等主義に譲歩しなければならないということになるものと解されるのである。」⁵⁵と述べられている。また下村芳夫氏は「『法の下での平等』とは、単に法の定立時だけでなく、法の適用時にも考慮されなければならないというものであり、単なる形式的平等ではなく、社会国家の理念に即した実質的平等を目指すものであるといえる。しかも、その『実質的不平等が今日の社会では何よりも私有財産との関係で生ずる』以上『実質的平等をもたらそうとすれば、形式的な不平等をあえて忍ばなくてはならない場合が必然的に出てくる』。そのためには、国家が積極的にすべての国民の真の平等を実現することを期待する経済的民主主義が当然に要求され、私有財産等の経済的自由権はそのために制約されることがあるといえる。福祉国家は、この

50 金子・前掲注25 89頁。

51 下村芳夫「租税法律主義をめぐる諸問題－税法の解釈と適用を中心として－」『論叢 六卷』税務大学校 1972年7月 16頁。

52 松沢・前掲注35 13頁。

53 下村・前掲注51 14頁。

54 吉良・前掲注43 4－7頁。

55 吉良・前掲注43 9頁。

ような実質的な平等の概念、即ち配分的正義を思想的根拠とするものであり、税法における公平負担の原則は、この配分的正義を実現する方法でなければならないであろう。また、それが現行憲法の要請であると考えられよう。」⁵⁶と述べている。

これらのことから、租税公平主義とは、法の下での平等という租税正義を実現するために必要とされる基本原則といえる。具体的には立法と執行の両方の場面で出現する原則であるが、この原則はまず租税法律の制定に際して強く要請され、租税法律の執行に際しては、恣意性の排除を要請するものであり、仮に執行の段階で公平な負担と平等な取扱いが実現できないのであれば、実質的な租税負担の公平という考え方を具体的事案に持ち込んで課税の平等を実現すべきではなく、課税の平等は立法によって実現されるべきである⁵⁷との考え方があり。もし租税法律の執行の段階で立法時に想定されたものと異なる取扱いがされるようなことがあれば、法的安定性と予測可能性は保たれず、税務コンプライアンスの維持は難しくなると考えられる。このような場合には、やはり課税の公平性が保たれるよう立法で解決すべきであろう。

租税法律主義と租税公平主義との関係は、租税公平主義の考え方を基に租税法律を制定・改変し、法の不備があれば適時法改正をすすめ、その制定・改変された租税法律を租税法律主義の考え方に基づく厳格な文理解釈の方法によって運用することが税務コンプライアンスの維持・向上につながると考えられる。

第5節 税理士制度と申告納税制度

日本の租税制度に大きな影響を与えたシャープ勧告では、税理士制度の意義について「納税者の代理」という項目で言及がある。

第一次シャープ勧告では「納税者の代理を立派につとめ、納税官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見分の広い職業群が存在すれば、適正な税務行政はより容易に生まれるであろう。また引き続いて、適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに税務官吏と同じ程度の精通度を持ってしようとするれば、かかる専門家の一団の援助を得ることが必要である。・・・法律の詳細且つ明確な規定の下における客観的課税は訓練された叡智を必要とする。これらの専門家団のサービスが十分に利用できないとすれば、納税者は税務官吏の避け得られない誤謬に対して、その地位を適当に保持することが不可能となるであろう。」⁵⁸と記載がある。

次に第二次シャープ勧告では「能率的な租税制度は、税務当局に対して納税者を代理する資格のある専門家の存在を必要とする。このような代理は、個人納税者にその個々の事件において、税務行政上の誤謬に対し必要な保護を与えるものである。加えるに、この専門家は、行政制度について見識のある批判を加える能力があるから、このような制度は、

56 下村・前掲注51 15頁。

57 山崎広道「租税公平主義」『税研』226号2022.11 51頁。

58 「シャープ勧告70周年記念出版『シャープ使節団日本税制報告書』」エヌピー通信社 2019年 276頁。

行政事務全般にわたる牽制として役立つのである。その結果、行政能率を増進させ、決定を一層公正ならしめるために、絶えず必要な刺戟が与えられることになる。着々と納税者の大利者の数が増し、その素質が向上するという事は、日本における税務行政の成功にとっては、きわめて重要なことである。」⁵⁹と記されている。

以上の事から、シャープ勧告の際に求められていた税理士に対する役割は、例えば、税務行政上の誤謬から納税者を保護するという場合のように、納税者が課税庁に対して意見でき、対等な立場で納税義務を実行することを担保することであり、また、税務行政の能率を増進させるよう、行政制度に対して見識ある批判・意見をすることであったといえよう。ゆえに、税理士には、税務行政能率を向上させ、税務行政の内容を一層公正なものにするための役割を期待されていたといえる。

税理士制度が設けられた背景については、「わが国は、申告納税制度の採用により、国民が納税義務を履行するときは、租税法規に従って、自ら課税標準等を計算して申告及び納付をすることが原則となっている。しかし、日本の税体系は複雑多岐にわたり、かつ、難解であるが故に、納税者が税知識の不足等により、不利益を被ったり、間違った申告をする事態が予見される。このようなことのないよう、納税者を援助するために税理士制度が設けられた。」⁶⁰と説明されている。税理士は、申告納税制度の下では租税正義実現のために、第一次的に租税法の解釈・適用を行う納税者のために、また、税務行政上の誤謬に対して納税者の必要な保護や行政への牽制のため、適正な納税義務が履行できるよう納税者を援助することが求められる存在といえる。

前述のように、申告納税制度は高い倫理性を要求する方式であると評価され⁶¹、また納税義務の内容は、第一次的には納税者による申告によって確定するから、納税義務者が自主的に租税法令に従った行動をとることが重要になる。そのためにも納税者自身の税務コンプライアンスの向上は必要であり、納税者の税務コンプライアンス向上への取組を、税務の専門家として助けることが、税理士の納税者に対する役割になると考えられる。

第6節 小括

租税制度において、租税法律主義は国民の財産を守る上で重要な原則であり、租税公平主義は平等を実現するために重要な原則である。租税法律の制定・改変に際しては租税公平主義の考え方を基本とし、制定・改変された租税法律は租税法律主義の考え方に従って厳格な文理解釈を基本として運用することが、税務コンプライアンスの維持・向上につながるのではないだろうか。

租税制度は公平なものではなくてはならず、租税法はそれを実現することができるもので

59 同・前掲注58 354-355頁。

60 近畿税理士会制度部編『平成27年最新版 税理士制度がよくわかる図解&条文解説 税理士法』2015年 23頁。

61 田中・前掲注23 187頁。

なければならない。その前提として、租税制度が遵守するに値するもの、適正であることが重要である。

適正な租税制度は、適正な租税法を作る立法府、その税制を適正に運用する行政や納税者、制度自体や運用方法の適正さをチェックする司法という、社会を構成する全てが相互に関係しあいながら形成されるものであり、これを実現化する取組の1つが税務コンプライアンスの思考であるといえよう。

ゆえに、税務コンプライアンスの視点、すなわち「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応する」という視点に立った税理士の役割とは、税理士の理念である「独立した公正な立場」という、どの立ち位置にも偏らない独立した視点において、変わりゆく社会情勢の中で実務に携わる専門家の立場から、実務を行っていく上で了知し得る租税法律に関する問題点等を適正な租税制度に反映できるよう働きかけ、納税者の税務代理人として、その信頼にこたえ、申告納税制度を通じて適正な租税制度を維持・推進することではないだろうか。

第2章 税理士制度の歴史

税理士制度は、昭和17年の税務代理士法制定から令和4年で80周年を迎えた。これからも税理士制度を着実に維持し、税理士が社会的な役割を果たしていくために、税理士制度の歴史を知ることは有意義である。どのような理由で税理士という職業が必要であったのか、社会の中でどのように位置づけられてきたのかを歴史的な変遷から確認し、税理士の原点を把握する。

第1節 税務代理業の起源

税理士制度の沿革をたどると、税務代理業の起源は明治時代に遡る。明治初期の税制は地租中心であり、明治6年から着手された地租改正では地券を発行し土地所有者に対して一律に課税されていた。明治20年に所得税が創設され、その後明治27年の日清戦争後には財源確保のため税負担が増加し、明治29年には営業税・登録税・酒税、明治32年には所得税が改正され、法人所得も課税の対象とされた。このように税の種類が増加していく中、営業税等については帳簿の記帳義務があったため、商工業者たち納税者は、元税務官吏であった者や会計知識のある者に相談し、営業税の申告を依頼するようになった。これが税務代理業の起源とされる。明治37年から38年に起こった日露戦争時には戦費調達のため、税目ごとに臨時的に非常特別税が課せられ、また課税の対象者も増加した。そこで税務代理業を専門的に行う税務代弁者や税務代弁人と呼ばれる業者が出現し、税務代弁業者が職業として成り立つようになったようである¹。このような業者は納税者にとって有用であった反面、不当に報酬額を要求するなどの悪質な業者も出現した²。

第2節 税務代弁者取締規則

明治45年5月に大阪税務代弁者取締規則が制定された。この規則は、わが国において税務を行う者を規制する最初の規則である³。同規則により、税務代弁業を行おうとする者は、所轄警察官署に願い出て免許証を取得しなければならないとされた。また業務記録である事件簿には報酬額まで記載して備付け、保存をしなければならないとされた。免許証を受けずに業務を行った者や許可外の報酬を収受した場合などは拘留又は料金が科されること

1 松沢智『税理士の職務と責任〔第三版〕』中央経済社1996年 4頁

2 国税庁租税史料ライブラリー

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/shiryuu/index.htm> 令和6年5月19日最終閲覧、近畿税理士会「web税理士法」

<https://www.kinzei.or.jp/search/regulation/> 令和6年5月19日最終閲覧。

3 鎌田啓貴「規制業種となっていた税務代弁業：業務の規制と業務実施者の規制」『関西学院商学研究』2021年9月15日80号36頁。

も規定された。明治45年2月に税務代弁業者による大規模な不祥事が検挙されたこともあり⁴、このように税務代弁業者は取締の対象とされた。

大阪税務代弁者取締規則制定の約20年後、昭和11年には京都府で京都府税務代弁者取締規則が制定された。この規則も大阪税務代弁者取締規則と基本的には同様の内容となっているが、さらに詳細な規定をおいている。この規則は、税務代弁者の許可の取消を受けた後3年を経過しない者、他人に名義を貸しまたは貸すおそれのある者、租税の逋脱をはかりまたは不正行為をなすおそれのある者、所得調査委員の職にある者、その他不適当と認める者等を税務代弁者として許可しないと規定している⁵。また、租税の逋脱を図らないこと又は逋脱の方法を示唆しないことも遵守すべきと規定された。

これらの規則の内容から、現在の税理士制度のように、税務代理を行なう者について税務の専門家としての地位を確立し、納税義務の適正な実現を図るという使命を明確にするものとは異なり、悪質な業者を税務代弁者として認めず、取り締まるために制定されたものとみられる。

第3節 計理士について

昭和初期から税務代弁を行っていたとされる資格者として計理士の存在がある。計理士はわが国において最初に法律で定められた会計専門職であり、昭和2年に制定された計理士法第1条で「称号を用いて会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案をなすことを業とするもの」とされていた。計理士になることができるものは、計理士試験合格者、大学または専門学校の会计学専攻卒業者のほか、経過的に1年以上会計に関する検査、調査等の業務に従事していたものも計理士になることができたため、当時の税務代弁者の相当数が計理士の資格を取得したとされる⁶。計理士の業務として税務は規定されていないが、税務を行う計理士は多かったようである。昭和15年の商工省管理局商政課による計理士業務実状集計表及び昭和18年の大蔵省理財局経理統制課による計理士業務状況調査集計表を基にした資料によると、計理士業務を専業で行っている者の検査業務件数と税務業務件数は、昭和14年は検査業務が7,244件であったのに対し、税務業務は21,360件、昭和18年は検査業務が13,540件であったのに対し税務業務は37,428件となっており⁷、法律に規定された検査業務よりも税務業務の方が多く行われていたことが分かる。しかし、計理士は税務代理を行う者として計理士法で明確に定められていなかったことから、税務代理業を法律で制度化する動きがだんだんと大きくなっていった。

4 鎌田・前掲注3 37頁。

5 北野弘久『税理士制度の研究』税務経理協会1997年 28頁。

6 北野・前掲注5 28頁。

7 鎌田・前掲注3 42頁。

第4節 税務代理士法

昭和17年に制定された税務代理士法は、第1条で、税務代理士は所得税、法人税、その他租税に関し他人の委嘱により税務官庁に提出すべき書類を作成しまたは審査の請求、訴願その他の事項（行政訴訟を除く）につき代理をなしもしくは相談に応ずることを業とすると規定し、その業務の内容を明らかにしている。第2条では、税務代理士となる資格を有する者について規定され、資格を有する者は、①弁護士、②計理士、③3年以上税務官庁に在って高等官又は判任官として国税の事務に従事した者、④租税又は会計に関し学識経験を有する者とされた。そして税務代理士になるには、税務代理士選考委員会を経た大蔵大臣の許可が必要とされた（第4条）。その他税務代理士法の主な規定には次のものがある。

大蔵大臣の許可を受けた者でなければ税務代理士その他これに類似する名称を用いてはいけない（第6条）、税務代理士は税務代理業に関し事務所を設けなければならない（第7条）、税務代理士は税務代理業に関する帳簿を作成しなければならない（第8条）、税務代理士は国税の遁脱につき指示をしたり相談に応じたりその他これに類似する行為をしてはならない（第9条）、税務代理業に関して受けるべき報酬は所属税務代理士会の定めるところにより、また税務代理士会の定めるもの以外の税務代理業に関する報酬を受け取ってはならない（第10条）、大蔵大臣は監督上必要ありと認めるときは税務代理士もしくは税務代理士会より報告を徴し又は当該官吏にその業務に関する帳簿書類を検査させることができる（第16条）、税務代理士法令もしくは税務代理士会の会則に違反したとき又は税務代理士の品位を失墜する行為もしくは業務上不正行為をしたときは、大蔵大臣はその許可を取消しまたは1年以内の税務代理業の停止を命ずることができる（第18条）、第4条の許可を受けずに税務代理業を行った者は6ヶ月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する（第21条）、第9条の規定に違反したときは2年以下の懲役又は3千円以下の罰金に処する（第24条）などがある。

これらの規定から、税務代理士となるためには許可が必要であり、義務規定が多く、違反者に対する処分も厳しいものであった。取締規則からの流れで、税務代理業を取り締まるための法律という印象が強い⁸。

第5節 税理士法

税理士法は昭和26年に制定された。昭和24年のシャープ勧告が税理士法制定の一つの契機となった。勧告は「納税者の代理」について次のように述べている。「税務官吏に対する職業的立場からする納税者の代理業務は、現在税務代理士によって取扱われている。こ

8 北野・前掲注5 30頁。

これらの代理士は大蔵省の許可を受け、その活動並びに手数料は同省によって監督されている。税務代理士の数は、現在三千二百人である。一方少数の弁護士と、そしてこれよりも多くの会計士が税務代理士の認可を受けているが、この業務の大部分は以前に税務官吏であった者によって行われている。現在純所得の客観的捕捉が不十分で、これに伴い税務署と納税者との交渉が重要性を増してきた結果は、主として、納税者の代理人としての税専門家というよりもむしろ上手な取引者ができあがっている。ある場合においては、この『取引者』と云う語は『買取』収賄とおよびこれに類似するものを意味する婉曲な語句である。もし、単にえこひいき又は寛大を得るために交渉するのではなくて、納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば適正な税務行政はより容易に生まれるであろう。また引き続いて、適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに納税官吏と同じ程度の精通度をもってしようとするならば、かかる専門家の一団の援助を得ることが必要である。従って、税務代理士階級の水準が相当程度に引き上げられることが必要である。かかる向上の責任は主に大蔵省の負うべきところである。税務代理士の資格試験については、租税法規並びに租税および経理の手続と方法のより完全な知識をためすべきである。」⁹

勧告では当時の代理業務を行っていた者の中に取引者がいることを示唆し、さらに買取や収賄といった強い表現を用いている。この内容から、当時の税務代理を行っていた者たちよりも、より法律を理解し、納税者を助けることができる見聞の広い専門家を必要としていたことが分かる。取引者ではなく、法律に従い代理人として納税者の行動を助ける積極的で見聞の広い職業群が、納税者のためにも、また適正な税務行政のためにも必要であったのであろう。シャープ勧告でのこのような考え方は、税務コンプライアンスという思考がわが国で発生する出発点となったのではないだろうか。

昭和26年に施行された税理士法は、税理士の職責として第1条で次のように規定された。

「税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。」

税理士の職責として規定された第1条の「中正な立場」というのは、シャープ勧告で必要とされた、納税者の代理を立派につとめ法律に従って行動することを助ける税の専門家のイメージからは乖離している。北野弘久教授によると税理士を行政の補助機関、いわゆる税務会計専門家として位置づけている構造を象徴するものであり、また課税庁と税理士の見解が分かれた状況において、「中正な立場」は存立しえないとされる¹⁰。北野弘久教授は「租税法律関係の一方の当事者（税務行政庁）は、ほう大な権力と専門的知識を有する。他方の当事者（納税者）は何の権力も専門的知識も有しない。税理士はこの関係における弱者である納税者を民間の職業専門家として援助し、憲法および税法によって認められた納税者の権利を擁護すべき使命を担っている。もちろん税理士が納税者に対し脱税そ

9 シャープ勧告70周年記念出版刊行会『シャープ勧告70周年記念出版』エヌピー通信社2019年 275頁。

10 北野・前掲注5 49～50頁。

の他の税法違反行為を示唆することは許されない。税理士は憲法および税法の枠の中で能う限り納税者の代理人として納税者の権利を擁護しなければならない。さきの限界状況において¹¹課税庁と税理士の見解が分かれるような状況において税理士はまさしく納税者の立場に立つことが要求される。それゆえにこそ税理士は納税者から多額の報酬を受けるのである。もし税理士がその依頼人である納税者の立場にたたないで課税庁の立場に立つときは、当該税理士の行為は明らかに一種の背信行為を構成する。法的に税理士法において規定されなければならない税理士の立場は、まさしくこの限界状況における立場、つまり納税者の立場である¹²と述べられる。

昭和55年の税理士法改正で、第1条は税理士の使命として次のように改正され、現在も同様の規定となっている。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

この改正で、第1条の条文見出しは、「税理士の職責」から「税理士の使命」となり、「…納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。」という義務規定から「税務の専門家として…納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」として税理士の法的な役割を明確にする規定となった。

そして「中正な立場」は「独立した公正な立場」とされた。北野弘久教授は、税理士の登場が必要とされる場合の多くは、問題が自明でないために評価が分かれる場合であり、そのような状況においては「中正な立場」や「公正な立場」は存在しえないとし、法的意味としては「中正な立場」や「公正な立場」も同じであるとする¹³。とはいえ、この改正では「独立した」という文言が加えられ、行政の補助機関と捉えられるような表現から、税務の専門家として、さらには税法分野の法律家として自身で税法を解釈し適用していくという立場であることを明確に定めたものとみることができよう。

「税務の専門家」の意味については、松沢智教授は、自らの責任において、良心に従って、正しい法解釈をしたうえで、適正な納税義務の実現を図るプロフェッショナルであることが要請されており、このような法の解釈をできる者がまさに「法律家」なのであるから、したがって税理士法が、その納税義務につき「租税に関する法令に規定された」ことを適正に実現するものである以上は、税理士は税法に関する法律家であることを第一義としている¹⁴とされる。

このように、昭和55年税理士法改正によってようやく、取り締まりの対象とされた代弁

11 北野弘久教授は、「税法の解釈問題であろうと租税要件事実の認定問題であろうと何人も公正な立場に立つて判断すべきであることについては多言を要しない。税理士もそのような公正な立場にたつて問題に対処すべきである。…問題があまりにも自明であつて疑問がないときは、それについて税務当局が判断しようと税理士が判断しようと同じ結論になるのである。しかし、民間の職業専門家としての税理士の登場が必要とされるときは多くの問題は自明ではないために見解が分かれる場合」であるとされ、そのような場合を「限界状況」と呼称されている。北野・前掲注5 50頁

12 北野・前掲注5 51頁。

13 北野・前掲注5 66頁。

14 松沢・前掲注1 58頁。

者、取引者の立場から、税務の専門家としての地位が確立されたのである。そして第1章で定義した、「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していく」という税理士にとっての税務コンプライアンスは、もうすでにこの当時から始まっていたものと考えられる。

第6節 小括

税理士の起源は明治時代に出現した税務代弁業者であり、税の種類が増加していく中で、社会的な必要から誕生したものではあるが、当時は規制の対象とされていた。現在は税理士法で税務に関する専門家として独立した公正な立場の職業として地位が確立されている。前述の北野弘久教授が指摘するように、税理士は納税者から報酬を得て、税務の代理人として納税者に近い立場に存在する。「税法の解釈」、「課税要件事実の認定」、「税法の適用」を行っていく中で、課税庁との見解が分かれるような状況では、税理士は納税者側に位置している場合が多いと思われる。しかしながら税理士の使命は、税務の専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることである。税理士は、税務の代理人として、また身近な相談相手として納税者に近い立場にありながら、課税庁に対して税理士としての見解を述べ、納税義務を適正に実現させようとしていく作業の中で、やはり独立した公正な立場でなければならない。つまり、税理士は「納税者に近い立場」にいらながらも「独立した公正な立場」でなければならないという一見矛盾したような状況に置かれることとなる。独立した公正な立場で「税法の解釈」、「課税要件事実の認定」、「税法の適用」を行うためには倫理観や正義感はその根底に必要であり、税務コンプライアンスの概念が重要な判断要素として現れるのではないかと考える。納税者に近い立場で納税者が主張するとおりに動くのではなく、独立した公正な立場で過大でも過少でもない適正な納税義務の実現のために判断すること、これが結局は税務の専門家だからできる税理士と納税者が信頼関係を築くための方途となるのではないだろうか。

第3章 税理士業務の現状

本章では、税理士の業務と税務コンプライアンスの関係性、すなわち、税務コンプライアンスが税理士の業務に与える影響を検討する。

まず、第1節では、税理士法に定める「税理士の業務」である「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」と税理士が行う「付随業務」について、その基本的な意義を確認し、とりわけ納税義務者との接点であり、税務コンプライアンスとの接点でもある「税務相談」と「付随業務」については、詳細に述べることとする。

そして、第2節では、我々が実務上判断に迷う局面を取り上げ、特にいわゆる「節税スキーム」と呼ばれる行為について確認し、「税務コンプライアンス」と「税理士の業務」と「節税スキーム」の関係性について検討する。

第1節 税理士業務の概要

1. 税理士業務と付随業務

税理士法第2条第1項は「税理士は、他人の求めに応じ、租税・・・に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。」と定め、その「事務」として、第1号に「税務代理」を、第2号に「税務書類の作成」を、第3号に「税務相談」を掲げている。

次に税理士法第2条第2項は、「前項に規定する業務」を「(以下『税理士業務』という。)」と定めている。

よって、この「前項に規定する業務」が、「税理士業務」にほかならないといえるが、税理士法第2条第1号各号に掲げられている「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」それら自体は「税理士業務」の内容を成す「事務」であって、「税理士業務」そのものではなく、これらの「事務」を「他人の求めに応じ、」「行うことを業とする」場合のその「業」が、「税理士業務」である。

ここで「業とする」とは、税理士法第2条第1号各号に掲げる事務を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないとされている（税理士法基本通達2-1）。

また、税理士法第2条第2項では、「税理士は、前項に規定する業務（以下『税理士業務』という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない」と定められており、この税理士が行う「財務書類の作成、会計帳簿記帳の代行その他財務に関する事務」を内容とする業務を一般的に税理士の「付随業務」と呼んでいる。

2. 税理士業務のうち税務代理

税理士法第2条第1項第1号の「税務代理」とは、税務官公署（税関官署を除き、国税不服審判所を含む。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立て若しくは不服申立てその他これらに準ずる行為（以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、代行することをいう。

ここで「代理」とは、代理人が本人に代わって法律行為〈準法律行為を含む〉¹（意思表示及び法律行為を伴う観念通知・意思通知等）を行い、又は法律行為を受領する行為をいい、その法律効果は直接本人に帰属するものをいう。これに対し「代行」は、本人に代わって行う事実行為を示している。

「代行」については、例えば、税務調査においては、事実の解明や陳述等の法律行為とはいえない行為によって本人を援助する事例が多いところ、このような行為が税理士業務に該当しないとすることは、税理士制度の趣旨からも適当ではないため、この不都合を避けるために、法律行為の「代理」に止まらず事実行為の「代行」も含まれることを明らかにしている²。

3. 税理士業務のうち税務書類の作成

税理士法第2条第1項第2号の「税務書類の作成」とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書、不服申立書、その他これらに準ずる書類（以下「申告書等」という。）を作成することである。

この場合、申告書等は、租税に関する法令の規定に基づき作成し、かつ、税務官公署に提出する書類に限られる。いわゆる財務書類については、もともと租税法の要請のみにより作成されるものではないので、ここでの「申告書等」には含まれない。ただし、所得税の青色申告決算書については、財務書類と税務書類である明細書の両者を含む書類であると解されている³。

また、「書類を作成する」とは、これらの書類を自己の判断に基づいて作成することいい、単なる代書は含まれない（税理士法基本通達2-5）。

4. 税理士業務のうち税務相談

税理士法第2条第1項第3号の「税務相談」とは、税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることである。

1 法律行為とは、意思表示によって法的効果が成立するものとされ、契約・単独行為・合同行為の3種類がある。準法律行為とは、法律効果の発生を目的としない意思の通知や観念の通知をいう。日本税理士会連合会『税理士法逐条解説（八訂版）』日本税理士協同組合連合会2023年 36頁。

2 なお、税務代理については、その対象となる代理行為の範囲について議論がある。日本税理士会連合会・前掲注1 36頁。

3 日本税理士会連合会・前掲注1 37頁。

「税務相談」の直接の対象は、「租税の課税標準等の計算に関する事項」であるが、それは、「申告等」、「主張若しくは陳述」または「申告書等の作成」に関するものであるから、「税務相談」の対象の範囲は、この「申告等」、「主張若しくは陳述」または「税務書類等の作成」の範囲及び内容に限定されることになる。

つまり、我々が受ける税に関する相談のすべてが税理士法における「税務相談」に該当するわけではない。言い換えると、納税者からの相談には、税理士法における「税務相談」に該当するものと、該当しないものがあるといえる。

また、ここでの「税務相談」として「相談に応ずる」とは、具体的な質問に対して答弁し、指示し、又は意見を表明することをいうものとされている（税理士法基本通達2-6）。これは「税務相談」は納税義務者の具体的な事実について行うことを必要とし、一般的な租税法の解説、講習会において仮設例に基づいて税額の計算演習をするような行為などは、ここにいう「税務相談」には該当しないことを意味している。しかし、例えば「税務相談」を求める者が仮設例を提示する場合であっても、それが実際に発生をしている事件を背景にしているときは、その質問と答弁による一連の行為は税理士法の「税務相談」に該当することになる。

次に、「税務相談」の性質については、過去から現在に至る経過の中における租税要件事実の発生を前提とする税務計算等に関する事項についての質問に対する答弁、指示または意見の表明である「現在の税務相談」と、将来における租税要件事実の発生を前提とする税額計算等に関する事項についての質問に対する答弁、指示または意見の表明である「将来的税務相談」に分けることができる⁴が、いずれも「税務相談」に該当する⁵。

5. 付随業務

前述したように、税理士法第2条第2項において、税理士は、税理士業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができるとされている。

このいわゆる「付随業務」に関する規定は、昭和55年の法改正において創設されたものである。この規定が設けられた趣旨は、租税法に基づく税務計算が、企業の会計経理に関する知識を踏まえてその基礎の上に租税法に定められた納税義務の計算を行うもので、税理士の実際の業務は、財務書類の作成や記帳の代行と極めて密接な関連があり、これらの業務と併せて税理士業務を行っている実態にあるため、こうした現実を踏まえて、税務書類の作成、税務相談という本来の税理士業務の委嘱を受けた納税義務者についてその税理士業務に付随して会計業務を行うことができることを、いわば、確認的に明らかにすることにより、税理士の税務会計面における専門家としての地位を高めることにある。

また、「税理士業務のほか」、「税理士業務に付随して」という表現がされていることか

4 新井隆一『現代税務全集34税理士業務と責任』ぎょうせい1997年 96頁。

5 「将来的税務相談」については、「将来的税務相談」の行為が税理士法第2条第1項第3号に定める「税務相談」に含まれることを確認する立法措置（明文化）が必要ではないかという意見がある。新井・前掲注4 96頁。

ら、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行のような会計業務は本来自由業務であり、この規定がこのような会計業務を独占業務である税理士業務に含めようとするものではないということが言える。

ただし、当然のことながら、税理士は、会計業務であっても財務書類の監査、証明のように他の法律で行うことが制限されている事項については、これを行うことができない。

なお、税理士が「税理士の業務」（つまり「税理士業務」及び「付随業務」）に関連して、税理士の資格以外の特定の法定資格によらない経営のコンサルティング的業務などの特定の業務を、税理士の業務と並行して行っている場合がある。この場合には、税理士は、そのコンサルティング的業務を、事実上、税理士の名において行っているものということになる。

我々税理士の「コンサルティング」とは、例えば、いわゆる節税の相談、相続対策の相談、保険の相談、事業承継の相談、経営の相談など、税が関係する相談一般が考えられるが、これらが税理士法第2条第1項第3号に定める「税務相談」に該当するのか、税理士法第2条2項に定めるいわゆる「付随業務」のいずれに該当するのかという点について、東京地裁平成24年7月13日判決（TAINSコードZ999-0144）では、以下のように判示している。

税賠保険は、約款上、被保険者が、「税理士の資格に基づいて遂行した業務に起因して、職業上相当な注意をしなかったことに基づき損害賠償請求を受けたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払」うものとされ、その「業務」の範囲は、①税理士法第2条第1項に規定する税務代理、税務書類の作成及び税務相談、②同条第2項が規定する税理士業務に付随して行う業務のうち、財務書類の作成又は会計帳簿の記帳の代行、・・・であると判示し、税理士事務所の職員が行った保険の提案については、「税務相談」とはいえず、「付随業務」のうち「その他財務に関する事務」に該当し、保険コンサルティング、事業承継・相続対策コンサルティング、その他経営コンサルタント業務などの各種コンサルティングに当たるものと解するのが相当であると説示し、結論として、税賠保険の保険金支払の対象外であるとした。

税理士にとっての「コンサルティング」は、委嘱者からの信頼にこたえるための税理士の業務の一類型とはいえるが、それが税賠保険の保険金支払の対象とはならないように、「税理士業務」には該当しないと云える。

ただし、「付随業務」には該当し、税理士の業務には該当する。コンサルティングが委嘱者の適正な納税義務を実現するためのものであれば、コンサルティング自体は否定されるものではない。しかし、このコンサルティングに関連して、実務上はいわゆる節税商品と呼ばれるスキームあり、税理士としてそのスキームをどのように判断するのか税務コンプライアンスの観点から困難を伴うことがある。

第2節 税理士業務の実務（判断に迷う局面）

税理士の業務は、前述のように、税理士法第2条第1項に規定される「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」、及び同法第2号に規定される付随業務、すなわち「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行」「その他財務に関する事務」をいう。

税理士がこれらの業務を行う際、判断に迷うような場合がある。裁判の判示においては、税理士は納税者が課税上最も有利となる方法を検討し、節税となりうるような措置を講ずべき義務も負うものとされる。

例えば、顧問先法人がDESを実行したことにより、債務消滅益が発生し多額の法人税等の納付義務が生じた事案では、税理士は顧問先である法人に対し、顧問税理士として、租税関係法令に適合した範囲内で、顧問先法人にとって課税上最も有利となる方法を検討して、その方法を採用するように助言指導する義務を負っているのであり、また、DES方式を提案するに当たり、本件DESに伴い発生することが見込まれる債務消滅益課税について、課税される可能性、予想される課税額等を含めた具体的な説明をし、法人税及び相続税の課税負担を少なくし、より節税の効果が得られる清算方式を採用するよう助言指導する義務があったと判示するものがある⁶。

多くの節税商品と呼ばれるスキームが多様化する中、節税の効果が得られる方法を採用するよう助言指導義務を負っているとされる顧問税理士は、それが節税となるのか、それとも節税の範囲を超えた租税回避となりうるのか、納税者に対する責任と課税リスクを考量して判断していかなければならない。税負担の公平の観点から、また倫理観や正義感などをもってどのように対応していけばよいのか迷うことも出てくるであろう。

金子宏教授は、租税回避、脱税、節税を明確に区分しており、租税回避と脱税の相違については、脱税が課税要件の充足の事実を全部または一部を秘匿する行為であるのに対し、租税回避は、課税要件の充足そのものを回避し、または減免規定の適用要件を充足させる行為であるとしている⁷。税理士法第36条⁸は脱税相談等の禁止を規定していることから、税理士が脱税に関与することは許されない。脱税となるような行為について判断で迷う局面はないものと考えられる。

租税回避と節税との相違については、節税は租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為であるのに対し、租税回避は、租税法規が予定していない異常ない

6 平成28年5月30日東京地裁判決（TAINSコードZ999-0173）、令和元年8月21日東京高裁判決（TAINSコードZ999-0174）

7 金子宏『租税法[第24版]』弘文堂2021年11月 135頁。

8 税理士法第36条は「税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。」と定めている。この脱税相談について、あえて付言すれば、脱税行為を認識して、または認識したがゆえに判断に迷うというのは、本論における税務コンプライアンス以前の問題と言って差し支えないと考える。

し変則的な法形式を用いて税負担の減少を図る行為であるとされている⁹。

しかし、ここで節税と租税回避の境界は必ずしも明確ではなく、結局は社会通念によって決めざるをえないとされ、租税回避に対しては個別的否認規定が設けられることが多いとされる¹⁰。税理士が判断に迷う場面は、その境界が明確でないために生じることとなるのであろう。

次節以降では、税額を軽減させる、または、軽減させる効果があるものとして宣伝されていたいくつかのスキームの概要を確認する。取り上げるスキームは比較的身近に感じられるものを選択した。いわゆる節税スキームの中には、タックス・ヘイブンを利用したもの、組織再編成を伴うもの、10億以上の莫大な資金を要するものがあり、それらが節税スキームの花形のような様相を呈しているが、この章では税理士が主に関与する中小企業やその経営者を念頭において、税理士の日常の業務内で判断を迫られることが想定されるものを意識している。また、判断に迷う事例として同族会社の行為計算の否認規定が適用された事例の要点を最後に列挙する。

なお、前述したように租税回避行為については個別的否認規定が設けられることが多く、個別的否認規定が設けられたことにより、すでに実効性を失っているものもある。

1. 航空機リースによる節税対策

このスキームの内容としては、レバレッジド・リースを利用し、航空機リース事業に出資し、投資初期の数年間の定率法による減価償却費の計上により所得を圧縮するというものである。このスキームについての最初の判決は、名古屋地裁平成16年10月28日判決（納税者勝訴）（TAINSコードZ254-9800）である。原告である納税者は不動産所得の赤字を他の所得と通算（所得税法第69条）することで、所得税額を軽減させていた。

このスキームは、投資初期こそ不動産所得は赤字となるものの、定率法による減価償却費の額は徐々に少なくなり不動産所得は黒字化するため、保有し続けると仮定すれば、プラスマイナスゼロともいえる。ただし、仮に5年超保有した後に売却すれば長期譲渡所得となり軽減税率による課税となること、また、投資初期の損益通算による税額軽減効果が大きいことは節税スキームとしては魅力が大きいものであった。

これを看過できないと考えたのか、課税庁は、この航空機リースの基礎となる「組合契約」は民法上の組合契約¹¹ではなく、「利益配当契約」にすぎないから、同所得は雑所得に該当し、損益通算はできないものとして更正処分を行った。

名古屋地裁は、本件各事業は投資としての経済的合理性を否定できず、本件各組合は民

9 節税と脱税の区別の例として、ハツ尾順一『租税回避の事例研究（七訂版）』清文社2017年8頁。この例によると、4年9カ月間所有している宅地を譲渡しようと考えた場合、あと数ヶ月所有していれば所有期間が5年超（譲渡した日の属する年の1月1日現在で判定）となり、税務上有利な長期譲渡所得の税率を適用できる状況で、所有期間5年超になるのを待って譲渡する行為は節税の範囲に含まれるが、所有期間5年以下のものを5年超と見せかけて譲渡することは、事実の秘匿であるから脱税行為に該当することになる、と説明されている。

10 金子・前掲注7 135頁。

11 民法上の組合契約については、その組合が行う共同事業により生じた所得は当事者間で定めた分配割合又は出資の価額に応じて按分されるとする、いわゆるパス・スルー課税が原則的な取扱いとされている（所基通36・37共-19）。共同事業に対する課税のあり方については議論がある。

法上の組合に当たるとした上で、本件各事業による収益は不動産所得に区分されると判示して、納税者の主張を認めた。

課税庁はこれを不服として控訴したが、名古屋高裁も地裁判決を支持し、高裁で確定となった。

本判決を受けて平成17年度の税制改正では、不動産所得を生む事業を行う民法上の組合等の個人組合員について、不動産所得の金額の計算上、その組合事業による損失の金額はなかったものとみなす措置が講じられた。具体的には、雑所得として取扱うこととされ、損益通算することができなくなった。これは、個別的否認規定による対応である。

この改正は平成18年分以後の所得税から適用されることとなった。しかし、法人税においては、このような措置はとられていない。したがって、法人においては現在も利用されている。投資初期において多額の損失が出ることによる利益の圧縮が法人の節税対策になるとして喧伝されている。

2. 国外不動産投資による節税対策

木造の海外中古不動産に投資し、耐用年数の短さを利用して多額の損失を計上したうえで、給与所得や事業所得を通算して租税負担の軽減を図るという節税スキームは、高額所得層を中心にかなり広範に行われていた。

法人税及び所得税の取扱いとして、中古資産の耐用年数については、使用可能期間の年数を見積もる方法が原則とされる（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐令」という。）3①一）。そのうえで、使用可能期間の年数を見積もることが困難な場合は、「簡便法」による計算方法を用いることができる（耐令3①二）。しかし、実務的には、使用可能期間を合理的に見積もることは困難であることが多く、簡便法による計算を行うことが一般的である。簡便法では、法定耐用年数を経過した中古資産を取得した場合、法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とすることができる（耐令3①二イ）。この取り扱いは、築年数経過に伴う価値下落が比較的少ない国外不動産¹²においても、同様である。

また、所得税における不動産所得の計算上は、前述したように、不動産所得の赤字を他の所得金額と通算することができる。

これらの税法の規定を利用して、築年数の経過した国外不動産を購入し多額の減価償却費を計上し、当該減価償却資産から生じた不動産所得の損失を、給与所得等と損益通算することで課税所得の圧縮を図ることができる。

このスキームも、投資初期こそ不動産所得は赤字となるものの、耐用年数を経過し、減価償却費の額が少なくなった後に不動産所得は黒字化するため、この国外不動産を保有し続けると仮定すれば、プラスマイナスゼロともいえる。ただし、仮に5年超保有した後に売却すれば長期譲渡所得となり軽減税率による課税となることから、取得から売却までの

12 この手法は米国などのように土地の価額が低く、かつ、地価の変動が少ない不動産でないと十分なメリットを享受することができない。そのため、実際にこの種の投資が行われたのは、米国所在の不動産が中心であった。

全体を通じて、節税の効果が得られるスキームとして注目されていた。

この節税スキームについては、あまりにも行き過ぎているのではないかと、会計検査院報告でも問題視されていた（同院による平成27年度決算調査報告書）。

結果として、令和2年度の税制改正によって「国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例」により、令和3年分以後の所得税の計算においては、不動産所得の計算上、簡便法等で計算した国外中古建物の減価償却費から発生した損失については、損益通算することができなくなった。この改正も個別的否認規定による対応といえる。

なお、法人税の所得計算について同様の改正は行われておらず、この点は前述の航空機リースによる節税対策と同様である。これらの個別的否認規定による対応を通じて考えると、課税庁は、所得税の税率の差異による節税効果があるスキームを問題視しているといえる。

3. ドローン大量購入による節税対策

1機あたりの取得価額が10万未満のドローンを大量に購入し、購入したドローンを建設会社等に貸し付けることにより、賃貸収入を得るスキームが行われていた¹³。法人が取得した少額の減価償却資産¹⁴については、その法人がこの減価償却資産を事業の用に供した事業年度において、その取得価額に相当する金額を損金経理した場合には、その損金経理をした金額は、損金の額に算入されるため、購入年度において利益の圧縮をはかることができた（法人税法施行令133条）。

令和4年度の税制改正において、この少額の減価償却資産の損金算入の取扱いについて、対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものが除外された。また、一括償却資産の損金算入制度についても、対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産が除外された。これも個別的否認規定による対応といっ

てよいであろう。類似の節税対策は以前より行われており、裁決事例となったものとして、古い事例になるが平成6年4月25日裁決¹⁵がある。この裁決の要旨は、次のとおりである。

「請求人は、リース会社が製造元から購入した本件少額減価償却資産（以下『本件資産』という）をリース会社から購入し、これを同リース会社に貸し付けた取引について、この本件資産の取得価額相当額を『雑支出』として損金に算入しているが、本件リース取引をみると、①リース会社が本件資産を製造元から購入する取引、請求人がリース会社から購入する取引、請求人がリース会社に賃貸する取引等の各取引がすべて同一日に行われていること、②請求人は、本件資産の所有者としての責任を全く免除されていること、③不可抗力による損害が生じた場合にも、請求人の投下した資金の回収の道が確保されているこ

13 ドローン以外にもコンテナや足場を利用するスキームもあった。

14 使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものをいう。

15 平06-04-25裁決（TAINSコードJ47-3-24）なお、この裁決に関して、実質課税の原則の概念をめぐって議論がある。

と、④契約上、請求人は本件資産の所有者としての権利に著しく制限を受けていること等から、請求人が本件資産を取得し、これを賃貸しているという実態は認められず、これを法形式のとおり賃貸借として取り扱うことは著しく税負担の公平を害するから、本件資産の取得価格の損金算入は認められない。本件リース取引は、資金的にみれば金融取引と認められるから、上記の取得価格の損金算入を認めず貸付金とした等の原処分は相当である。」

ここでの「本件資産」は「電話回線選択アダプター」であり、それを約2万台リース会社に貸し付けた取引について、その2万台の電話回線選択アダプターの取得価額を雑支出として損金経理をしていたところ、貸付金に該当するものとして処分を受け、審判所もその処分を認めた事例である。原処分庁は、主張の中で「本件各リース取引に係る一連の取引を一般の賃貸借と同様に取り扱うとした場合には、著しい課税上の弊害があるというべきところ、本件各リース取引に係る一連の取引において、請求人の利益調整あるいは法人税の回避軽減という目的以外、請求人が本件各アダプターの賃貸人としての、この一連の取引に介在する経済的、合理的な理由は何らない」と結論づけている。

4. その他の判断に迷ういくつかの事例

清永敬次教授は、著書¹⁶の中で同族会社の行為計算の否認規定についての裁判例（同族会社の行為計算の否認規定の適用が認められた事例）を整理されており、それらの概要をいくつか抜き出すと次のとおりである。いずれも判断に迷う事例である。

(1) 無利息貸付

同族会社とその役員または特別の関係のある他の会社に対して無利息の貸付をなした場合に、利息相当分が会社の益金に計上されたのが認められた例。

いわゆる役員貸付金に対する認定利息の問題であるが、役員貸付金の金額が高額となると認定利息の金額も高額となり、それに対する課税の問題もあり、頭を悩ませる問題となる。さらには不良債権化しやすいため、後述の債権放棄の問題と関係する。

(2) 資産の無償譲渡、低額譲渡、高価買入れ

同族会社の代表者等に対して借地権を無償で譲渡した（消滅させた）場合に借地権相当額が、会社の益金に計上されたのが認められた事例等。

資産の移転に関して、課税関係及び時価の設定についての判断をせまられるケースが多い。

(3) 債権放棄

同一人が支配する他の会社の債務を引き受け、これに見合う仮払金（債権）を計上していたが、のちに、当該仮払金及び別の貸付金ならびにこれらについての未収利息（債権）を全額貸倒れとして損金に計上した場合に、その損金計上が否認された例。

(4) 役員給与

会社の業務に従事していない者への役員報酬について全額が否認された例、役員に対す

16 清永敬次「租税回避の研究」ミネルヴァアーカイブス2017年 376頁。

る退職給与が一部過大であるとして、その過大分の損金算入が否認された例。

(5) 役員旅費

役員旅費が一部過大であるとして、その損金計上が否認された例。

旅費については、近年、節税のために出張旅費を活用すべきという風説があり、相談されることが多くなった。

第3節 税理士業務と税務コンプライアンス

税理士法第1条は税理士の使命を定めており、その中核をなす内容は、「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」であり、これは、実定租税法律に定められてある納税義務成立要件を充足して既に成立している納税義務と、実定租税法律に定められてある納税義務確定要件を満足する行為により確定せしめられる納税義務との内容の合致、すなわち、真正にして適法な納税義務の過不足のない実現を企画し工夫することである。

そして、このように税理士法によって税理士に、この「使命」が与えられているということは、つまりは税理士が、この「使命」を全うしなければならないという「責務」を、税理士法上課されているということを意味している。

税理士にとっての税務コンプライアンスは、税理士の業務を通じて、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること、言い換えれば税法の規定を遵守すること、そのように努める我々の意識で実現されるといえよう。

第4章 専門家責任の現状

第1節 税理士業務の法的位置づけ

第3章で確認してきたように税理士の業務は多岐にわたる。税理士法第2条第1項で、他人の求めに応じ租税に関し次に掲げる事務を行うことを業とすると規定され、「次に掲げる業務」として、税務代理、税務書類の作成、税務相談が挙げられている。そしてこの3つの業務は、同法第52条で、税理士又は税理士法人でないものは行ってはならないと規定され、また、通達ではあるが税理士法基本通達2-1において、「業とする」とは、当該事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うこととされている。同法第2条第2項では、同条第1項に規定する業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる（ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項は除く）と規定されている。また、同法第2条の2では、税理士は、租税に関する事項について、裁判所で補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができると規定している。

税理士が納税者の依頼で行う基本的な業務は、上記税理士法に規定されている税理士の業務のいずれかに該当する。これら税理士の業務は他人の求めに応じて業務を行う業務委託契約であり、その法的性格については、これを委任契約とする見解¹、委任類似契約とする見解²、委任・準委任の複合契約とする見解³、などがあるとされる⁴が、民法656条で、法律行為ではない事務の委託についても民法第十節の委任の規定が準用されることから、税理士の業務は民法上の委任に含まれると考えてよいであろう。

第2節 納税者との関係

前述のように、税理士の業務は業務委託契約のうちの委任（準委任も含む）にあたるこ

- 1 最判昭和58年9月20日（TAINSコードZ999-0204）では、「委任契約は、一般に当事者間の強い信頼関係を基礎として成立するものであるから、当該委任契約が受任者の利益をも目的として締結された場合でない限り、委任者は、民法651条1項に基づきいつでも委任契約を解除することができ、かつ、解除にあたっては、委任者に対しその理由を告知することを要しないものというべきであり、この理は、委任契約たる税理士顧問契約についてもなら異なることはない」として税理士顧問契約を委任契約としている。
- 2 金子宏『租税法〔第24版〕』弘文堂2021年11月 176頁。金子宏教授は、税理士と依頼人との間の顧問契約は委任契約であるとしつつ、実際はそれと経営コンサルタント契約の混合した委任類似の契約であることが多いであろう、としている。
- 3 松沢智『税理士の職務と責任・第3版』中央経済社1996年 92頁。松沢智教授は、業務委嘱契約の内容は、法的には他人の求めに応じて、他人のために処理する事務の内容が法律行為であれば、民法第643条の「委任」であり、事務の内容が純法律行為（通知、届出等）又は事実行為（記帳代行）であれば、委任の規定が準用される民法第656条の「準委任」であり、税理士の業務は、法律行為のみならず事実行為をも含まれるから、それは委任・準委任の複合契約であるとしている。
- 4 新井隆一「税理士の民事責任・序説」日税研論集39巻17頁。

とから、民法第644条の受任者の注意義務の適用対象となる。民法第644条は、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」と規定している。納税者と業務委託契約を締結した税理士は、受任者として善良な管理者の注意をもって委任事務を処理しなければならない（善管注意義務）。もし税理士が善管注意義務違反とされるような行為を行い、納税者に損害を与えた場合には、民法415条の債務不履行による損害賠償責任を負う。本研究での税務コンプライアンスとは税理士目線での課題であり、「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識をもって対応していくこと」である。適正な納税義務というのは、過大に課税されてしまうことも許容されないと考えられることから、税理士にとっての税務コンプライアンスを考えると、納税者に損害を与えてしまうという状況は税務コンプライアンスを維持できなかった事例であるといえるだろう。

税務の専門家として納税者の代理業務を行う税理士にはどの程度の注意義務が要求されるのだろうか。専門家責任としての善管注意義務とは、受任者の職業、地位などにつき通常人を基準として要求される注意義務を意味する。その人個人を基準として要求される注意義務である自己の財産におけるのと同じの注意とは異なり、善管注意義務は、専門家なら通常払うであろう注意義務が基準となる⁵。民法第644条にいう委任の本旨に従うとは、税理士であれば税理士法第1条の使命であり、正しい法解釈によって納税義務の適正な実現を図ることであるが、その場合でも委任者に納税義務がある以上、委任者に正確な情報を提供するという高度の注意義務が要請される⁶。松沢智教授はこれを忠実義務の問題とし、税理士という専門家に対しては、一般の士業と同様な高度の善管注意義務のほかに、誠実・忠実義務がこれを補完する関係にあり、それが税理士にとっての法的義務でありその違反は民事上の責任を発生させることになるとする⁷。

第3節 税理士の契約責任

数ある専門家責任における「税理士の契約責任」を論じていく中で、本研究のテーマである税理士目線での「税務コンプライアンス」という前提条件のもと、「税理士によって税務コンプライアンスを考えると、納税者に損害を与えてしまうという状況は税務コンプライアンスが実現できなかった事例であるといえるだろう」と捉えた（前節2. 納税者との関係）。

ここでは、納税者に損害を与えて債務不履行責任を負う事例は、税務コンプライアンスが実現できなかった事態になるのか、両者の関係を整理したいと思う。従って、一般的な税理士としての委任契約における受任義務としての債務の内容、税理士における善管注意義務、そして、「税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」

5 川井健『専門家の責任』日本評論社1993年 5頁。

6 松沢・前掲注3 136頁。

7 松沢・前掲注3 138頁。

である税理士にとっての税務コンプライアンスとの関係性について確認が必要となろう。それらを踏まえ、本節では、一般的な債務不履行について概観し、税理士としての、いわゆる債務の本旨、及び善管注意義務違反の態様の再確認をする。税理士の善管注意義務の内容を検討することにより、税理士の税務コンプライアンスについて考察する。最終的に、改正後民法の415条において、改正前民法における債務の履行に債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときの、従来の過失責任主義（従来の学説が415条も過失責任主義を採っているといわれていた）の変更（帰責不可事由又は免責規定に変更されている）部分を踏まえて、税理士目線での税務コンプライアンスが、今後、どのように税理士の契約責任に影響を及ぼすのか、換言すれば、税務コンプライアンスが善管注意義務の判断に影響を与え得るのかを検討したい。

なお、専門家責任を論じる場合は、同じ損害賠償債権が発生する不法行為（民法709条）の問題も論じなければならないが、本節では、契約責任に限定していることから、債務不履行責任（民法415条）を中心とする。

1. 一般論

(1) 債務不履行責任について

専門家責任の債務不履行責任の変遷について下森定博士によれば、専門家責任としてのルーツは、古くは医師における医療過誤訴訟において、当初の判例は、医師と患者との間に通常契約が存在するにもかかわらず、もっぱら不法行為責任構成によって処理されていたとする。後に、債務不履行責任構成をとる下級審判例もあらわれたが、被告側が債務の本旨に従う履行を行わないことを、原告側で立証する必要があるとされ両者の議論の実益は乏しいとされていたという経緯がある。しかし、昭和50年代に入り最高裁が安全配慮義務違反による契約責任構成により損害賠償請求を認めた（最判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁）⁸。この両者は請求権競合の問題として、取り扱われていると説明されている⁹。

債務不履行による損害賠償請求権が発生する要件として、改正前民法における従来の考え方は、1、債務不履行の事実があること、2、債務者の責めに帰すべき事由（帰責事由）があること、3、債務不履行と因果関係のある「損害が発生」していること（損害の発生・因果関係）が必要とされ、1と3が客観的要件、2が主観的要件と呼ばれていた¹⁰。しかしながら、平成29年改正で「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」（改正民法415条1項）と規定された。この変更自体は、法務省関係者の執

8 安全配慮義務についての評釈として、古積健三郎「安全配慮義務の意義・法的性質」法学教室403号2014年4月 123頁。

9 下森定「日本法における『専門家の契約責任』」川井健編『専門家の責任』日本評論社1993年 10-12頁参照。

10 内田貴「民法Ⅲ債権総論・担保物件」東京大学出版会1999年 116頁。

筆された書籍によれば、「1 履行不能以外の債務不履行による損害賠償請求の要件の明確化」と「2 帰責事由の判断枠組みの明確化」が理由とされており、とりわけ、帰責事由について、この改正の趣旨は、従来の実務運用を踏まえ、帰責事由についての判断枠組みを明確化したにとどまるものであり、実務の在り方が変わることは想定されていないと述べられている¹¹。

(2) 債務不履行における債務の本旨と委任契約

債務不履行になるかどうかは、「債務の存在」は当然のこととして、その「債務の本旨」の内容がどのようなものであったか検討することが必要となる。本章の1. 税理士業務の法的位置づけで述べたように、税理士の業務は民法上の委任に包含されることから、受任者は委任の本旨に従い、いわゆる善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務（善管注意義務）を負うとされる（民法644条）¹²。受任者がなすべき事柄の内容は、現実的には、契約ごとに多様であるが、付随義務として報告義務（民法645条）、受取物・果実の引渡義務（民法646条1項）、取得権利の移転義務（民法646条2項）が規定されている。こられは、改正前と同じである。

医師の診療契約のような、債務の本旨が、結果債務（特定の結果を実現すること）か、手段債務（債務者として最善をつくすこと、合理的な注意を払うこと）といった場合には、債務者の負っている債務が判然としないこともある。また、契約責任の新たな展開として、前述した安全配慮義務のような信義則上の義務の他、助言義務、情報提供義務、説明義務違反も新たな債務として重視されているとする¹³。

(3) 債務不履行の種類とその効果

「債務の本旨に従った履行をしないとき」の種類としては、従来の「履行不能」「履行遅滞」「不完全履行」の他に、改正民法では「履行拒絶」（民法415条2項2号）が加わった。債務不履行があった時の効果としては、「損害賠償の請求」と「契約の解除」であるが、そのどちらか、または、両方選択ができることを規定している（民法415条2項3号、同法545条4項）。

2. 税理士業務における契約責任の個別検討

(1) 税理士との委任契約の態様

委任契約上の義務は、契約を締結したことによって発生するが、委任契約自体は周知の通り、書面等の要式契約でなく、諾成契約であることから口頭での合意によっても契約は成立する。従って、契約書が存在しない場合でも、税務申告書の作成等の事実で契約の内

11 筒井健夫・村松秀樹編『一問一答・民法（債権関係）改正』商事法務2018年 74-75頁。他に、過失責任原則の否定を説明したものとして、潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』きんざい2017年 68頁参照。

12 「委任の本旨に従う」とは、委任契約によって定められたところに従い、事務の性質に応じ、信義則によって判断されるところによるということであるとする。星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』良書普及会1986年 283頁。

13 内田貴「民法Ⅱ債権各論」東京大学出版会1999年 29頁。中田裕康『債権総論（第四版）』岩波書店2020年 147-153頁。

容が推測され得るとされる。税理士として受任されたのであるから、多くの事例で申告書の作成依頼が債務の本旨であることが推測されるのは当然であろう。

報酬の有無も委任契約の特性上、有償無償を問わない。有償性を認めた判例（最判昭和37年2月1日民集16巻2号157頁）、また、受任者が商人の場合（取引先が事業者であるケースが多い）は、商法512条により常に「相当の報酬」の支払い義務があるとされている¹⁴。しかしながら、東京地判平成12年6月30日（TAINSコードZ999-0066）で、法人と顧問契約を締結している税理士が、その法人の代表者個人の所得税の確定申告書を作成した事案では、個人との顧問契約書がないものの、黙示の顧問契約締結（本事案では、個人の申告書作成は無報酬で作成されていた）がなされているとの判断がなされた事例もあり注意を要する¹⁵。

税理士業務に関する委任契約であるとしながら、これに付随したサービスの提供等があることから、実際は経営コンサルタント契約の混合した委任類似契約であることが多いであろうとの指摘¹⁶もある事は前述した通りである。実際、税理士業は、特に繁忙期の場合には事務作業が中心となり、期限までに申告出来る事が第一であるので、時間的に他の業務を請ける余裕が無いというのが現状であろうが、コンサル型（提案型）を売りに付加価値を全面的に押し出している事務所も存在する。

また、関与度合いについても、委任者の職種、規模や内容により、月次顧問契約から、数カ月に一度、年に一度等、多種多様である。

以上のように、税理士である受任者がなすべき事柄の内容は、契約自由の原則¹⁷のもと、現実的には、委任者に対応する契約ごとに多様であり、その関与度合いによって、報酬額が異なることが一般的といえよう。報酬金額の多寡によって契約責任の度合いに影響があるのかについては、低廉の報酬における善管注意義務について、報酬の低廉な場合には注意義務が軽減されるとの説もあるが、報酬が低廉な場合は当該委任契約が高度な注意義務に対する期待を含まれない趣旨の場合があると理解すべきとの指摘がある¹⁸。その指摘に鑑みれば、専門家としての税理士の善管注意義務自体は、低廉な報酬といえども、一定水準の高度な義務が課されているとみるのが妥当であろう。

（2） 税理士法と善管注意義務

須藤英明教授によれば「税理士には、脱税相談等の禁止（税理士36）、信用失墜行為の禁止（同37）、守秘義務（同38）、助言義務（同41の3）など、税理士法によって特別の義

14 内田・前掲注10 73頁。

15 鳥飼重和編「税理士の専門家責任とトラブル未然防止策～法的責任から賠償訴訟の対応まで～」清文社2013年 34-35頁参照。さらに「契約書が存在したとしても、当事者の実際の言動が契約書の内容と矛盾する場合には、実際の言動を基礎に契約内容が認定される（つまり、契約書の内容とは違った契約である、と裁判所が判断する）ことがあるので注意が必要である。」とする。

16 金子・前掲注2 参照。

17 一般的に、契約自由の原則の分類として、契約相手を選ぶ自由（相手方選択の自由）、どのような方式でもいいという自由（契約方式の自由）、契約の中身の自由（契約内容の自由）、締結するかしないかの自由の4つがあるとされ、この自由は、公序良俗に反しない範囲という制約があるとされる。民法改正により明文化された（民法521条）。

18 内田・前掲注10 271頁。

務が定められている。これらの義務は、納税義務の適正な実現を図るという税理士の使命（税理士1）から規定されている公法上の義務であり、依頼者に対する義務として定められたものではない。しかし、これらの税理士法上の義務も、専門職業人としての税理士が遵守すべき義務に他ならないから、これらの義務に違反して依頼者に損害を被らせた場合には、税理士の善管注意義務違反が成立することになる。」と説明されている¹⁹。このことから、あくまでも公法としての税理士法自体は、私法として私人間に適用される民法（債権法）上の債務を規定したものではないが、同法に規定のある善管注意義務の規定を通して、信義則上の義務として契約責任に含まれると判断されているといえよう²⁰。

（3） 善管注意義務違反の態様

委任契約により税理士が負う具体的な義務を分類整理したものとしては、様々な文献で例示があるが、その一例を紹介すると

- ① 依頼者に有利な方法を遂行する義務
- ② 前提事実の調査・確認義務
- ③ 租税立法の趣旨に反しないよう業務を遂行する義務
- ④ 説明・助言義務

が挙げられるとする²¹。

① 依頼者に有利な方法を遂行する義務について

具体的には、税理士業務の主力である税務申告の代理が挙げられよう。納税者は、税務申告書自体の作成を税理士に依頼するのであるが、そこには単なる税務申告書の作成にとどまらず、依頼者の最大限の税額計算における期待（節税）が含まれている。東京高判平成15年12月25日は、税理士には「税務に関する法令、実務の専門知識を駆使して、依頼者の要望に適切に応ずべき義務があり、法令に適合した適切な申告をすべきことはもちろんのこと、法令の許容する範囲内で依頼者の利益を図る義務があるというべきである」と判示する²²。この義務違反については、例えば、消費税関係の届出の失念、税務上の特典を利用するための届出を失念した等の明らかなミス、すなわち課税上の優遇措置を税理士の過失により適用しなかったような場合は、税理士の損害賠償責任は免れ難いと指摘されて

19 須藤英明「税理士の義務と責任」山川一陽・根田正樹編『専門家責任の理論と実際』新日本法規出版1994年 245-246頁。税理士法上の義務として、須藤英明「税理士の責任」『新裁判実務体系（8）専門家責任訴訟法』川井健・新裁判実務体系8 専門家責任訴訟法 青林書院2004年 180頁。

20 さらに一歩進めて、税理士との契約「前」に、税理士法上の義務に違反して損害を被らせた場合は、債務不履行ではなく不法行為の問題となるであろう。税理士との契約ではないが、出資契約にあたり、「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはないというべきである。」とした裁判例が存在する（最判平成23年4月22日民集65巻3号 1405頁）。

21 鳥飼編・前掲注14 35-38頁参照。その他の分類として、「専門家責任」というカテゴリーではあるが、専門家の義務は、①忠実義務、②善管注意義務、③説明・助言義務の3つに分類し、説明・助言義務を善管注意義務から区別して説明されている文献もある。鳥飼総合法律事務所編・内田久美子編代表『判例解説税理士の損害賠償責任』大蔵財務協会2010年 3頁。

22 更正の請求における相続税申告書作成の不完全履行についての事案であった。

いる²³。しかしながら、上記のような明らかなミスでなく、通達に反する税務処理の選択等のように、依頼者の利益に踏み込んだ節税を図る一方で、課税リスクを伴うものであるため、その点は税理士として悩む事項が存在する（第4章参照）。後者の税理士の二つの使命（依頼者のために節税に努める義務と法令に適合した適切な申告をすべき使命）が絡む場合²⁴は、④で触れる依頼者への「説明責任」が問われるケースに移行するものと思われる。

② 前提事実の調査・確認義務

依頼者の利益に適合するような業務を遂行するためには、業務遂行上必要な前提事実を税理士が自ら調査・確認する義務がある。買替えによる圧縮があったか否かの調査義務違反が問題になった大阪高判平成8年11月29日（TAINSコードZ999-0012）は、譲渡所得の所得税の申告手続きを依頼された税理士が、譲渡物件の中に過去の買替えの特例の適用を受け取得価格が圧縮された建物が含まれていたのに気付かず、譲渡所得金額の計算で「付替後の金額」を用いなかったため依頼者に過少申告加算税が課された事案であったが、問題となった事案につき、当該税理士自身が過去に居住用の買替え特例の適用申請手続きを代行しながら、これを失念して「付替後の金額」で計算しなかった事案については義務違反を認め賠償を認めたが、それ以外の税理士自身が買替に関与していなかった事案については、「この建物が既にも買替え特例の適用を受けていたことを窺わせるような事情が存在したことを認めるに足りる証拠はない」としたうえで、「課税庁に出向いて原告の過去の申告書を調査するなどして当該建物について既にも買換え特例の適用を受けていたかどうかを確認することを必要とするような状況が存在したことを認める証拠は存在しない・・・当該建物について買換え特例の適用はない旨の教示をしなかったことについて税理士補助者に委任の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委任事務を処理すべき義務の違反があったとは言えず、税理士に委任契約に基づく債務不履行責任があるということとはできない。」と判示した。これを踏まえて須藤英明教授は「依頼者から過去に買換えを行った事実が告げられたが、特例の適用を受けたか否かが判然としないような場合には、課税庁に出向いて調査する義務があると見るべきであろう。」とする²⁵。私の経験で恐縮であるが、依頼者の自宅の火災で申告書及び契約書が滅失し、譲渡所得の取得費等が判らなかつたことがある。他の方法も検討しながらも、対象不動産が、過去に貸付用不動産であったことから不動産所得の減価償却資産等の書類を確認したい旨、課税庁に相談したが、資料の保管が10年程という答えであった。この場合、税理士は課税庁から明確な答えが出なかった場合も、確認したという履歴が責任義務を果たしたという結論となるのか定かではないが、確定申告時期の多忙な時期の確認作業は負担が増え注意を要すると思われる。いずれにして

23 新井隆一「税理士制度の基本理念」日税研論集24巻 11頁。

24 「納税義務の適正な実現」とは「租税法規が予定するとおりの納税をすればよいということであるから、租税法規が納税の選択可能性を予定して規定されていれば、その最も少ない方法によって税を納めればよい（節税）のである」とし税理士はそれに努めなければならず「解釈や事実認定に幅があれば税負担に差異が生ずる限り、税理士は委嘱者たる納税者のために法の許容する範囲内で最も少ない税負担（節税）を考えるのが必然的であろう」と述べられている。松沢智『税理士の職務と責任・第3版』中央経済社1996年 2頁。

25 須藤・前掲注19 2本の論文のうち「税理士の責任」182頁。

も、このような事例も、後のトラブルを防止する為にも④で触れる、依頼者への説明責任が問われるケースに移行するものであると思われる。

③ 租税立法の趣旨に反しないよう業務を遂行する義務

税理士法1条では税理士の使命が定められており、税理士は租税法を遵守し、租税関係法令やその趣旨に反しないよう業務を遂行する義務を負うとされる。しかし、税理士は同時に、①依頼者に有利な方法を遂行する義務を負っていることから、背反する判断を選択しなければならないケースが生じ、例えば、依頼者の利益を遂行するため、通達に反する処理を行う場合等は、逆に依頼者に不利益が生じる場合もありうる。このような事例も、後のトラブルを防止する為にも④で触れる、依頼者への説明責任が問われるケースに移行するものであると思われる。

④ 説明・助言義務

契約責任の新たな展開として、説明責任が本来の債務の中に含まれて解釈されてきていることは上述した（本節1. 一般論、(2) 債務不履行における債務の本旨と委任契約）。説明・助言義務は、選択方法、リスク、帳簿書類の資料の保管方法等、多岐にわたる。実務上で、先に述べた①、②、③の善管注意義務の類型でも、本来の債務に不随した債務として、専門家としての善管注意義務に含まれている。これに関しては、具体的にどのような場合に説明・助言義務が生じるのかについては、事例によりさまざまであり、判断が難しいとされる²⁶。

(4) 不完全履行における手段債務

消費税の届出の失念等は履行不能、申告書の提出の遅延等は履行遅滞に分類されるが、税理士業務の中での善管注意義務の類型が、④説明・助言義務へ移行するケースが多いことは上述した。税務申告自体は、トラブルになる前までは、債務の履行が完了したものとして「推定」されているだけであるので、ある意味、不完全履行の状態が続いているといっても過言ではないであろう。この部分の多くは、不完全履行の手段債務の問題となり、債務の履行があったかどうかの問題となる。この点、改正前であり過失責任主義を前提に論じられている体系書であるが、内田貴教授によると、手段債務の場合は「債務者として最善をつくすことか、合理的な注意を払うこと、といった点」とする。ただ、不完全履行の場合においては、何が債務不履行の事実であるかが、当然には明らかではなく、契約の解釈により、債務者がどこまでの義務を負っていたかがまず認定される必要があり、その義務に違反することが「不完全履行」との評価を受けることになるが、前提となる「義務」は、同時に、客観化された過失の判断基準と等しい、つまり、不完全履行においては、債務不履行の事実の立証こそが困難であり、それに成功すれば、帰責事由があることが立

26 鳥飼編・前掲注15 37-38頁。

証されたに等しいのであるとする²⁷。

3. 契約責任と税務コンプライアンス

税理士業務における契約責任である債務不履行を整理したが、大枠として、1、債務の本旨の履行があったか、そしてさらに、2、債務の履行にあたり専門家としての善管注意義務を果たしているかという、債務の本旨の義務の加重（又は債務の本旨の付随義務として）があるという流れが説明できよう。

一方で、課税庁が考える「納税者」としての税務コンプライアンスは、文字通りに理解すると、「税法法令遵守」と考えるのが素直であろう。しかし、本論文では、税理士にとっての税務コンプライアンスを「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」と定義し、ここでいう見識には、税務を行っていく中で、感覚的に判断のよりどころとしている専門家としての倫理観、正義感、社会規範などの概念を含むものとした。

ここでは、両者の関係を整理していく。

(1) 税理士契約の態様（契約自由の原則）と税務コンプライアンス

繰り返しになるが、前述の2. 税理士業務における契約責任の個別検討の、(1) 税理士との委任契約の態様のところで、低廉の報酬における善管注意義務について説明した。注意義務が軽減されるとの説、高度な注意義務に対する期待を含まれない趣旨の場合があると理解すべきとの説もあり、その指摘に鑑みれば、専門家としての税理士の善管注意義務自体は、低廉な報酬といえども、一定水準の高度な義務が課されているとみるのが妥当であろうとした。契約自由の原則があるといえども、税理士が行う業務としては税務コンプライアンスが念頭にある以上、社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくことが当然として求められる。従って、専門家としてのクオリティの低い極端な合理化による業務対応は、低廉（又は無報酬）を理由としても、許されないという結論になろう。

(2) 善管注意義務と税務コンプライアンス

高度職業人の善管注意義務の一例として、税理士法自体は、直接、相対的な委任契約の債権法上の義務を規定したものでないが、民法上の善管注意義務の規定を通して、債権法上の契約責任の債務に含まれて判断されており、前述の2. 税理士業務における契約責任の個別検討の、(3) 善管注意義務違反の態様のところで、①依頼者に有利な方法を遂行する義務、②前提事実の調査・確認義務、③租税立法の趣旨に反しないよう業務を遂行する義務、④説明・助言義務があることを説明した。

他方、税理士を対象とした税務コンプライアンスは、納税者目線とは異なる専門家としての倫理観、正義感、社会規範などの概念も加味されており、その範囲は単なる法令遵守

27 内田・前掲注13 131-132頁。

よりも広く定義されているといえる。

従って、善管注意義務と税務コンプライアンスを比較した場合、両者は重複する部分が多いであろう。もっと、正確に言えば、善管注意義務は税務コンプライアンスの一要素となり、税理士目線の税務コンプライアンスは、全ての項目の善管注意義務違反を網羅し、または補完するものとなり得ると思われる。

善管注意義務と税理士目線の税務コンプライアンスとの決定的違いは、税務コンプライアンスには、債権法上の「義務」が存在しない部分も広く含まれていることであろう。換言すれば、税務コンプライアンスには、委任契約における債務としての義務がない部分も存在する。税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していく中で、専門家としての倫理観、正義感、社会規範などの概念自体は、債権法上の債務というより、(税理士として努力義務ではあるが) 諸個人の使命だと考えるからである。そのように理解すると、税理士目線で考える税務コンプライアンスは、善管注意義務よりも広い範囲であり、納税者に損害を与えて債務不履行責任を負う事例は、税務コンプライアンスが実現できなかった事態になるという結論になるであろう²⁸。

さらに踏み込んで、今後、税務コンプライアンスが世の中に浸透していく流れになると、善管注意義務違反の射程範囲は、善管注意義務自体が信義則上での判断によるところが現状であることに鑑みると、さらに広がる可能性もある。また、付け加えて、この考えは、上述した不完全履行における手段債務の場合の債務の内容の指針(付随義務等)にも及ぶ可能性²⁹もあり、契約責任、強いては専門家責任への影響が予想される。

(3) 税務コンプライアンスと免責事由

前述の1. 一般論の、(1) 債務不履行についての過失責任主義で述べたが、債務者が債務不履行による損害賠償責任を負わないことがあり、改正後民法で「・・・ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」(民法415条1項但書)と規定され、一般的に、帰責事由から「帰責不可事由」と呼ばれている。具体的な判断基準として、中田裕康教授によれば、第一に、事実としての不履行の有無を判断し、第二に、事実としての不履行がある場合に、債務者の帰責不可事由の存否を判断するとし、「契約債務についていうと、まずは契約の解釈によって、不履行をもたらした事実が債務者を免責すべきものとされているか(そのリスクを債務者が負担したものとされているか)を検討する。契約の解釈によって定まらない場合、契約の内容とともに不履行時の社会通念をも考慮して、契約後に生じた事情及び債務者が不履行を回避するためにした行為を評価し、帰責不可事由の存否を判断する。以上のどの段階においても契約と離れ

28 また、税理士目線での税務コンプライアンスは、債務としての義務がない部分も含まれることから、そこに「違法性」が認められる余地があれば(広義に解して、法令遵守違反でない事例であっても)、契約関係が無く又は契約締結前で債務不履行責任が問えない場合でも、不法行為での成立が理論的に可能になるであろう。

29 特に、不完全履行の場合において、今後の税務コンプライアンスの浸透が、債務者である税理士として、どこまでの義務を負っていたかの判断の一要素にもなり得ると思われる。

て不履行時の社会通念のみで決せられるわけではない。」と述べている³⁰。「債務者が不履行を回避するためにした行為を評価し、帰責不可事由の存否を判断」という部分の「不履行を回避した行為」については、先ほどの義務を加重された反射として税務コンプライアンスを意識して税理士が行動することで、免責規定を得られる可能性もあると思われる。税理士目線での税務コンプライアンスは、民事上の損害賠償責任としての債務不履行責任は勿論、不法行為責任を含めた責任も含め、損害賠償が発生しない事案でも、税の専門家たる税理士として広く求められるものと思われる。

税理士目線での税務コンプライアンスを実施することで、債務不履行の成立自体を防ぐことができ、また、不履行の事態になった場合でも、免責を得られる可能性がある」と述べた。今後の裁判所の判断にどのように影響するのか、また、どのように予防していくのかに繋げるために、現段階の損害賠償事案を次の節で検討することにする。

第4節 損害賠償事案

税理士職業賠償保険の保険金支払い状況³¹によると、2017年度から2022年度までの6年間の平均支払件数は524件であり、この期間の年間保険金支払額の平均は19億7700万円となっており、税理士の賠償責任ありとされる事案は多い。

私たちは税務の専門家である税理士としてどの程度の注意義務を果たすべきなのだろうか。ここでは善管注意義務違反の有無が争点となった裁判例を参考に税理士の損害賠償責任の内容を確認し、税理士による税務コンプライアンスを維持するための指標を探る。(本節の下線部分は筆者による。)

1. 税理士が消費税等の有利選択を誤ったことについて善管注意義務違反があるとされた事案(福岡地判令和5年6月21日、TAINSコードZ999-0182)

X社(原告)は税理士Y(被告)と、X社の法人税及び消費税について税理士法2条1項の業務と同条2項の付随業務に係る委嘱契約を締結した。税理士Yは消費税の申告にあたり、第1期及び第2期については免税事業者とし、第3期及び第4期は簡易課税制度を選択して申告を行った。X社は、課税事業者を選択した方が有利であったこと、本則課税のままであった方が有利であったのに簡易課税事業者を選択したことにより損害を受けたとして損害賠償を請求した事案である。

(1) 事案の概要

X社は経営コンサルティング事業を行う株式会社である。X社は、日本で外国会社の登記をしていない国外の法人A社と業務委託契約を締結し、A社に対するコンサルタント業

30 中田・前掲注13 159-160頁。

31 株式会社日税連保険サービス「税理士職業賠償責任保険事故事例2022年7月1日～2023年6月30日」2023年10月 2頁。

務や、A社の売上げとなる国内に対する一部の商品代金を自らの口座で預かり、手数料を引いて送金し、また商品を入れる容器や取扱説明書等を自ら仕入れたり他社に製造してもらい、それらを国外に送付するなどの業務を行っていた。

税理士Yは第1期からX社と法人税及び消費税についての委嘱契約書を締結して顧問報酬等を受け取っていた。本件委嘱契約には損害に関する条項が置かれており、「税理士Yは、委任業務の遂行に当たり会計処理方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要がある場合や、相対的な判断を行う必要がある場合は、X社に対して説明し承諾を得なければならない。X社がその説明を受けて承諾した場合は、当該事項について後にX社に生じた不利益について、税理士Yは責任を負わない。」とする定め他に「税理士Yの過失が原因で生じた場合の損害賠償は、税理士Yが受けた利益を限度とする。(以下『本件賠償額制限条項』という。)」とも定められていた。

税理士Yは、第1期及び第2期については、税務調査があった場合にはX社がA社の支店と判断される可能性が高くそれを覆すだけの説明ができないと考え、免税事業者として消費税等の申告をせず、第3期及び第4期については、コンサルタント業務の提供はその全部が輸出免税取引に該当しない(課税取引に該当する)と判断して簡易課税を選択し申告を行った。

X社は第5期中に税理士Yとの委嘱契約を解約し、新しい税理士によって第5期末までに簡易課税制度の選択を取りやめ、第6期から本則課税事業者となった。

X社は、課税事業者を選択した方が有利であったこと、本則課税の方が有利であったのに簡易課税を選択したことにより、納付する必要のない消費税等を納めることになり、消費税等の還付を受けることができたのにこれを受けられなかったなどとして、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償金と遅延損害金の支払を求めた。

(2) 主な争点及び地裁の判断

福岡地裁は、本件コンサルタント業務という役務の提供は、「非居住者」に対する役務の提供であって、輸出免税取引に該当するとした上で、以下のように判断した。

争点1：税理士Yに善管注意義務違反があるか

① 第1期及び第2期に課税事業者を選択しなかったこと

前提事実及び認定事実等によれば、X社の行っていた業務について、これらの売上高に係る消費税等の額よりも、仕入高(間接経費)に係る消費税等の額の方が多額であり、第1期から課税事業者を選択していれば第1期及び第2期において消費税等の還付を受けることができた。税理士Yは本件委嘱契約に基づく善管注意義務の一環として、第1期及び第2期において、免税事業者ではなく課税事業者を選択することを指示し、商品の容器等の輸出について、その経理処理を立替金から販売代金に変更することを指示すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、事実関係等についての更なる詳細な調査等を行わないまま、原告が免税事業者を選択すべきとの合理性を欠く判断に基づき、漫然と原告に対して免税事業者の選択を指示し、商品の容器等の輸出について上記のような経理処理

の変更を指示しないままこれを放置し、原告に免税事業者として消費税等の申告をさせず、かつ原告に消費税等の還付を受けさせなかったから、善管注意義務に違反する。

② 第3期及び第4期に簡易課税事業者を選択したこと

X社がA社から受託していた業務のそれぞれについて、輸出免税取引・国内課税取引の区別をし、売上げに係る消費税等の額と仕入れに係る消費税等の額とを比較すれば、本則課税事業者と簡易課税事業者のいずれが税制上有利であるかを判断することはできたといふべきである。税理士Yは、本件委嘱契約に基づく善管注意義務の一環として、第3期においてX社に対し、簡易課税事業者ではなく本則課税事業者を選択することを指示し、商品の容器等の輸出について、その経理処理を立替金から販売代金に変更することを指示すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、X社が簡易課税事業者を選択すべきとの合理性を欠く判断に基づき、漫然とX社に対して簡易課税事業者の選択を指示し、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、かつ商品の容器等の輸出について経理処理の変更を指示しないままこれを放置し、よって第3期及び第4期において、X社に簡易課税制度の適用を前提とした消費税等を納付させ、かつ消費税等の還付を受けさせなかったから、善管注意義務に違反する。

③ 第5期に本則課税事業者に戻さなかったこと

X社は第3期から課税事業者となり、消費税簡易課税制度選択届出書を提出したため、最短で第5期から本則課税事業者に戻ることができた。税理士Yは本件委嘱契約に基づく善管注意義務の一環として、X社が本則課税事業者と簡易課税事業者のいずれである方が有利であるかを検討し、本則課税事業者である方が有利であれば、第4期中に簡易課税不適用届出書を提出して、第5期中に本則課税事業者に戻す義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、第4期の期末までに簡易課税不適用届出書を提出せず、第5期も原告を簡易課税制度の適用を前提とした消費税等を納付させ、かつ、消費税等の還付を受けさせなかったから、善管注意義務に違反する。

争点2：本件賠償額制限条項の適用の有無

本件賠償額制限条項は、税理士Yの過失が原因で生じたX社の損害について、税理士Yが受けた利益を限度で賠償すれば足りるとするものである。本件賠償額制限条項は、税理士Yが職務上予測されるあらゆる場面に応じた注意を払うことを期待するのが酷であり、かつ、時として損害賠償額が巨額に上ることがあり得ること等を考慮して設けられたものと解されるから、税理士Yに故意又は重大な過失がある場合に、本件賠償額制限条項により、税理士Yの損害賠償義務の範囲が制限されるとすることは、著しく衡平を害するものであって、税理士Yに故意又は重大な過失がある場合には適用されないと解するのが相当である。

税理士YがX社の第1期及び第2期において免税事業者とした点については、通常あり得る程度の税制選択上の過誤にとどまり、商品の容器等の輸出についてその経理処理を立

替金から販売代金に変更することを指示しないままこれを放置した点については、通常あり得る程度の会計処理上の過誤にとどまり、第3期においてコンサルタント業務の提供はその全部が輸出免税取引に該当しないと判断し、簡易課税制度を選択することを指示した点については、通常あり得る程度の税制選択上の過誤にとどまるというべきである。

税理士Yが第4期の期末までに簡易課税不適用届出書を提出しなかった点については、本則課税事業者と簡易課税事業者のいずれが有利であるかの検討を怠ったことによるものであり、税理士Yの善管注意義務違反は、税理士Yがほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態でおこなわれたものと言わざるを得ない。

以上に照らし、第5期までに本則課税事業者に戻さなかったことによってX社に生じた損害については、本件賠償額制限条項は適用されず、税理士Yはその全額について賠償責任を負う。その余の善管注意義務違反によって生じた損害（第1期～第4期までの損害）については、本件賠償額制限条項が適用されるから、税理士Yは、税理士Yが受けた利益（消費税決算料の報酬額×4期分）を限度として賠償責任を負う。

(3) 考察

X社の取引先であるA社はA (Inc.) とA (Pte.) を併せた表記であるが、A (Inc.) はタックスヘイブンであるベリーズ国に本店を置き、A (Pte.) はシンガポールに本店を置いており、日本における外国会社の登記をしていない。A (Inc.) の株式はX社が50%出資し、A (Pte.) はA (Inc.) の100%子会社である。また、A社が製造販売を行っている商品の一部は、日本の薬事法の許可を得ておらず、A社が日本で販売することはできないため、X社がコンサルタント業務を行って、薬事法に触れないスキームを組んでいる。税理士Yは主張の際に、X社とA社との業務委託契約は、薬事法違反の責めを免れ、法人税及び消費税の課税を免れるために締結された偽装行為であるから、無効であるとの主張もしており、税理士としてX社と関与していくことに不安な面もあったのかもしれない。しかし地裁は取引を実態のあるものだとし、税理士Yの主張を採用していない。X社と税務に関する委嘱契約を締結している以上、税理士Yは納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図らなければならない、民法上の委任契約であるから善管注意義務を負う。

地裁は、争点1で挙げられた第1期から第5期の消費税に関する税理士の判断の全てに関して善管注意義務に違反していると判断した。この判断から、専門家が負う注意義務の内容は税理士にとって厳しいものであるといえよう。

また、本件賠償額制限条項によって、故意又は重大な過失がない場合には賠償額は税理士Yが受けた利益が限度となった。専門家に対する善管注意義務の内容が厳しいものであることから、税理士は契約の際に賠償額制限条項を設けざるを得ないのであろうか。この条項があることによって納税者にとっては不利益になることもあり得る。

損害賠償については民法415条後段の免責規定については争点になっていなかったが、その適用の可否を考える余地はあるように思われる。

税理士にとっての税務コンプライアンスの視点で観ると、税理士Yは、税務に精通した

納税者の代理人として見識を持って対応すべきであったが、税理士Yは、X社が薬事法に触れないスキームを組んでいることや、X社とA社との業務委託契約が仮装行為であるのではないかという疑念により、物事の本質を見通す見識から逆に判断に迷ってしまい、債務の本旨である税務に精通した納税者の代理人としての業務を適正に遂行することができなかつたのではないだろうか。税理士にとっての物事の本質というのは、納税者の代理人としての立場から考えるべきであり、納税者に不利益を与えるような判断をすべきではないのだろう。

2. 税理士が納税方法について確認せず、物納についての検討を行わなかつたことは注意義務に違反するとされた事案（名古屋地判平成28年2月26日、TAINSコードZ999-0170）

納税者X（原告）は相続によりD社株式を含む財産を取得した。納税者Xは税理士法人Y（被告）と相続税の申告納付についての準委任契約を締結し、税理士法人Yの社員である税理士Aが相続税の申告納付に係る業務を行った。納税者XはD社株式を3回に分けて売却し、相続税額は延納申請を行い数回に分割して全額を納税した。納税者Xは相続税を納付するにあたっては、D社株式による物納を行うことが最も有利になる可能性があり、税理士Aが物納についての十分な説明を行わなかつたことにより損害が生じたとして損害賠償を請求した事案である。

（1） 事案の概要

納税者Xは、本件被相続人である養母の死亡以前に養父を亡くしており、その際に依頼した税理士からアドバイスを受け、取得した株式を処分せず、相続税の納付を一部物納により納付していた経緯がある。本件相続では養母は公正証書遺言を残しており、遺言執行者である信託銀行から紹介された本件被告税理士法人Yの税理士Aに相続税の申告納付の手続き等を依頼した。納税者Xは税理士Aとの初回打ち合わせ時に物納の可能性について尋ねたところ、税理士Aは、本件D社株式のみ遺贈を受けた納税者Xの息子らは物納の可能性はあるが、納税者X本人については相続税法の改正で要件が厳しくなつたため難しいのではないかとの見通しを示した。その後、納税者Xから株式のみ取得した納税者Xの親族らについて物納の案内を求められ、税理士Aは手続きの案内や意向確認を行ったが、納税者X自身に関する物納についての説明や確認をすることはなかつた。

納税者Xの子ら3名は納期限に物納許可申請を行い、許可を受けたが、納税者Xはリーマン・ショックによる株価の下落を受けたため延納許可申請手続きをとつた後、株式や仕組債の売却、保険の解約、不動産の売却などを経て相続税を納付した。

納税者Xは、税理士Aが物納はできない旨の誤つた回答をし、その後誤つた回答の訂正をしなかつたことは、助言指導義務に違背する行為であり、その結果、物納単価である相続開始時のD社株式株価と売却平均単価の差額分の損害を被つたとして損害賠償請求を行った。

(2) 主な争点及び地裁の判断

争点：税理士法人Yの負う注意義務の内容及びその違反の有無

税理士法人Yは納税者Xとの間で締結した準委任契約上の善管注意義務を負い、委任者の説明内容や関係法令、制度を適切に確認、調査の上、委任者において適正な納税を行い、かつ、最も利益となるように申告手続及び納付手続を行うべき注意義務、そのための助言指導義務を負っている。財産目録の調製が完了して、遺言執行者において遺言の執行段階に入り、相続税の概算が算出された際に税理士Aが納税者X方に訪問した時点では、税理士Aは納税の方法について納税者Xに確認し、必要な助言指導を行う義務が発生しているというべきであり、物納についての検討を行わなかったことは注意義務に違反する。

損害額は、上記義務違反が発生した後に売却されたD社株式3万株（物納可能な範囲内である）についての売却額と相続開始時点の株価についての差額が損害となり、納税者Xの3割の過失相殺をした金額が、税理士法人Yが納税者Xに支払うべき損害額である。

(3) 考察

納税者Xと税理士法人Yとの契約内容は判決文から明らかではないが、相続税の申告納付について準委任契約が締結されている。日本税理士会連合会業務対策部が提案している委任契約書の相続税用モデル³²によると、委任の範囲は、「本件相続に関する税務代理、税務相談、税務書類の作成（相続税申告書、延納申請書、物納申請書）」とされている。相続税は税額が高額になることが多いからか、申告のみではなく納税の方法を選択することも委任の範囲として挙げられている。地裁は、「被告は、原告との間で締結した準委任契約上の善管注意義務を負い、委任者の説明内容や関係法令、制度を適切に確認、調査の上、委任者において適正な納税を行い、かつ、最も利益となるように申告手続及び納付手続を行うべき注意義務、そのための助言指導義務を負っている」と述べており、納付方法の選択まで注意を払い、最も利益となるように助言指導を行わなければならない。申告書の作成・提出までではなく、納付の方法についても納税者の最も利益になるよう注意義務を負っているということが明らかになっている。税務コンプライアンスの視点から考えても、税理士は税務に精通した納税者の代理人として、納税の方法まで検討すべきであったと考えられる。

3. 税理士事務所の従業員が行った会計処理の誤りについて、税理士に善管注意義務違反があるとされた事案（大津地判平成19年2月26日、TAINSコードZ999-0100）

税理士Y（被告）の顧問先であるX1社（原告）及びX2社（原告）の税務申告業務について、実際に業務を担当していた税理士Yの従業員であるAが行った会計処理に誤りがあり、調査において過少申告加算税等の賦課決定処分などを受けたのは、税理士YがAに対して業務を丸投げしたことによるものであるなどとして税理士Yが損害賠償を請求された

32 日本税理士会連合会業務対策部「税理士の専門家責任を実現するための100の提案 改訂版」資料集
<https://www.nichizeiren.or.jp/suggestion/siryo/siryo-1.html> 令和6年3月29日最終閲覧。

事案がある。この事案では、X1社が適切な仕訳をしていないとして損害額の2割のみ過失相殺されたものの、税理士Yの注意義務違反の程度は重大であるとされた。高裁の判断も地裁と同旨であるとし、本件は高裁で確定した。

(1) 事案の概要

X1社は自動車の修理・整備・販売等を業とする株式会社であり、X2社は携帯電話等の移動通信機器の販売等を業とする株式会社である。税理士Yは原告2社と税務顧問契約を締結し、原告2社の総勘定元帳や損益計算書、貸借対照表等の財務諸表、税務書類等の書類の作成、確定申告手続きの代行等の税理士業務を行っており、実際にこれらの業務等を担当していたのはYの従業員であるAであった。

X1社に対する税務調査においては、過去3年の事業年度について調査が行われる予定であったが、同事業年度の総勘定元帳が提示されなかったため、それ以前2年の事業年度について調査が行われ、X1社は所轄税務署長から法人税の青色申告承認の取消処分、法人税や消費税等の更正処分及び過少申告加算税等の賦課決定を受けた。

X2社に対する税務調査においては、所轄税務署長から法人税等及び消費税等につき過少申告加算税の賦課決定処分及び留保金課税の減額更正がされた。その後X2社は所轄税務署長に対し、法人税の留保金課税不適用規定が適用されていない部分について更正の請求をしたが棄却された。

本件は、X1社が更正処分や賦課決定を受けて法人税等の本税の不足分、加算税、延滞税等を納付することとなったこと、青色申告承認取消処分を受けたために法人税の減額を受けられなくなったことがYの過誤申告等によるものである、X2社が同族会社に関する留保金課税規定の不適用規定を適用せずに税務申告し、留保金課税されたこと等がYの過誤によるものであるなどと主張して、Yに対し不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

(2) X1社に関する主な争点及び判旨

争点1：過少申告等に関する不法行為の成否

Aは税理士Yの従業員としてX1社の税務顧問業務を行った。X1社の決算書には取引先B社に対する買掛金残高が2事業年度でそれぞれ約3560万円、約4980万円も過大に計上され、売掛金の過少計上もあった。所轄税務署長は、Aが買掛金の精算明細書に基づかず、B社の仕入高が過大であることを認識しながら、誤った処理をして決算書を作成したことなどを理由として、隠蔽又は仮装の事実及び偽りその他不正の行為があると判断し、国税通則法70条5項に基づき、過去7年に遡って、2事業年度の法人税等の本税についての更正処分を行うとともに、重加算税や過少申告加算税等の賦課決定処分を行い、青色申告承認を取消す旨の処分をした。

X1社と税務顧問契約を締結し、総勘定元帳の作成や税務申告書類の作成、確定申告手続きの代行依頼を受けていた税理士Yは、納税者から委任された税務代理や財務書類の作成を行うにあたっては、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を

処理する義務を負い、上記各業務の遂行にあたり従業員などの補助者を使用するに際しては、同補助者の行為についても自己と同一水準の注意義務を負うものと解される。Aは明らかに誤った多額の買掛金等を決算書に計上し、税理士Yはこれに基づいて明らかに誤った金額の申告をしたものであり、税理士としての基本的な注意義務に違反したものと評価すべきである。

争点2：過失相殺の可否

税理士Yは、X1社が経理担当者を置かず、会社の取引を整理した帳簿類を作成しなかった、X1社の代表者は税務申告に先立って、貸借対照表や損益計算書を確認していたのであり、誤った税務申告がなされることを事前に認識できたはずであるなどと主張して過失相殺されるべきと主張する。

税理士YはX1社の税務顧問業務を行うにあたって、C社コンピュータ会計システムを用いていた。Aは、1ヶ月に1回程度、X1社の事務所に月次巡回監査に赴き、数時間の間、X1社及びX2社の伝票等の帳簿の内容を確認していた。X1社においては、日常の自動車の取引に関するレシート・領収書の管理、伝票、補助元帳の作成等はX1社の従業員が担当していたが、当時、携帯電話の販売業務を数年前から開始しており、携帯電話の取引額が、自動車の取引額を上回るほどになっていたが、携帯電話の販売業務に係るB社との取引等については、日々の伝票等は作成されておらず、同取引についての仕訳はされていなかった。預金口座の入出金については補助帳簿が作成されていなかった。このためAは、月次巡回監査の際に、X1社の4店舗分の1ヶ月の携帯電話の各取引や預金の入出金について、領収書等の原始資料から仕訳の処理をしなければならず、その負担は、一般的な月次巡回監査に比べてかなり大きくなっていった。B社との取引量が多く、しかもAが同社の月次巡回監査を行うのは、原則としてX2社の監査も合わせて月1回の僅か数時間に限られていたという状況、C社会計システムを用いた会計処理をしていること、税理士YがX1社から記帳代行を委任されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、X1社としては、税理士Yとの税務顧問契約において、B社との取引等について、税理士Yが適正な月次巡回監査を行うための前提として、経理担当者の側で同取引等についての補助元帳を作成させるべきであったといえる。

過少申告において問題とされたB社との取引額の計上の誤りは、主に、月々の請求書の原本とファクシミリで送信された分とを誤って別個に仕入として計上したことによるものである。Aが、月次巡回監査における負担が増大して適切な監査をできていなかったといえることからすれば、X1社において、B社からの請求書が送られてくる度に適切な仕訳がなされていれば、Aが前記のような誤りをした蓋然性は低かったものといえるから、X1社の対応にも、不法行為の一因があったというべきである。また、X1社は、納税の主体である以上、申告についてYに委任していたとはいえ、明らかに過少な申告であることからすればこれを見つけ、その旨を税理士Yに指摘するなどの措置をとり得たというべきである。

しかし、税理士Yの不法行為における注意義務違反の程度は重大であり、確定申告の内

容の正確性を期すためにも月次巡回監査に必要な資料の作成をX1社にもとめるべきであったのに、これをせず、かえってAは、X1社の代表者に対し、毎月の請求書があれば記帳は問題なくできる旨を述べたことがあったとの事情が認められ、X1社の過失の程度は著しいものとはいえない。

以上の事情を総合して、過失相殺割合は、税理士Y 8に対し、X1社 2とするのが相当である。

争点3：損害の範囲ないし因果関係の有無

X1社は、更正処分及び賦課決定を受け、法人税、事業税、住民税の本税、過少申告加算税、重加算税等を支払った。そのうち各税の過少申告加算税、重加算税、延滞税については、Yの不法行為がなければ、X1社が支払う必要がなかったと認められることから、それぞれの認容額の合計1121万2300円が損害と認められる。他方、各本税の不足分等の税については、X1社が本来納めるべき義務を負う税であって、Yの不法行為と因果関係のある損害ということはできない。

また、X1社は帳簿書類の取引の全部又は一部を隠蔽ないし仮装して記載し又は記録したことを理由として青色申告承認を取り消されることになったのであるが、Aの不法行為がなければ、X1社は繰越控除を受けて289万4600円の減額を受けることができたのであり、これを損害と認める。このほか税理士費用として25万円を因果関係のある損害と認め、これらの損害額の合計額から過失相殺割合により2割を減じた1148万5520円、これに弁護士費用と遅延損害金を加えた額を請求することができる。

(3) X2社に関する主な争点及び判旨

争点1：不法行為の成否

X2社の調査対象事業年分の税務申告に係る申告税額中には留保金課税が含まれていたが、Aは留保金課税の不適用規定を適用しない処理を行った。YがAの処理に基づいて前期規定を適用しないまま申告したことは、委任を受けた税理士としての基本的な注意義務に違反するものと評価すべきである。また、Aの計算した金額に誤りがあったことにより法人税及び消費税につき過少申告加算税の賦課決定を受けたのであり、Yには税理士としての注意義務違反があるというべきである。

争点2：過失相殺の可否

Yは、X2社に経理担当者がおらず、日常の取引内容等を記載した補助元帳も作成されていなかったことから、Aには過失がない、また過失があるとしても過失相殺されるべきであると主張するが、過失の具体的内容からすれば、Yの主張する事情はその過失の一因となっている関係にはない。Aに過失がないとはいえないし、X2社に過失相殺すべき落ち度があるともいえない。

争点3：損害の範囲ないし因果関係の有無

X2社が留保金課税による法人税額を支払ったこと、および過少申告加算税の賦課決定処分を受け納税したことについては、Yの不法行為がなければX2社が支払う必要がなかったといえるから損害と認められる。これらの合計額767万3100円に、弁護士費用と遅延損害金を加えた額を請求することができる。

(4) 考察

① 税務調査への対応（隠ぺい・仮装があると判断されてしまったこと）

本件では、所轄税務署長はX1社に対し、隠ぺい又は仮装の事実及び偽りその他不正の行為があると判断したことから、過去3年の事業年度を超えて、それ以前2事業年分の法人税等の本税について更正決定をし、重加算税や過少申告加算税等の賦課決定、そして調査対象年分以後の青色申告承認を取消す旨の処分をしている。

過去3年の事業年度を超えて調査対象となった点について、地裁は「申告期限から3年を経過したとしても納税義務は抽象的には存在する」「調査担当者が、どの事業年度の資料を調査するか等の調査方法は、税務職員の合理的判断に委ねられている」とした上で、調査担当者が、過去3年の事業年度を超えてそれ以前2事業年度の調査を開始したことは合理的な判断としており、この点については税理士Yの対応を違法とまではいえないと判断している。しかし、過去3年の事業年度について総勘定元帳を提示できなかったこと、そのことが直接の原因ではないにしても（前提事実によれば、AはB社の仕入高が過大であることを認識しながら、誤った処理をして決算書を作成したことなどを理由とするとの記載がある）、X1社の申告内容について、隠ぺい又は仮装の事実及び偽りその他不正の行為があると判断され重加算税等が課され、青色申告承認が取消されている。

X1社の主張によれば、本件の税務調査は事前の通知なく行われた。税理士Yは出張中であり、初日の調査対応はAが立ち会っている。調査の際に過去3年分の総勘定元帳は提示されなかったが、税理士はC社コンピュータ会計システムを使用しており、作成した総勘定元帳のデータはC社会計センターに送信しており、地裁も税理士YがX1社の総勘定元帳を作成していたことを認めている。税理士Yは顧問先が調査により不利益を受けまいよう、税務調査初日に電話等で対応し、総勘定元帳を提示することは可能であったようにも思われ、青色申告承認の取消しを防ぐことができたかもしれず、税理士Yの対応は不十分だと思われる。第1章で税理士にとっての税務コンプライアンスを、「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」と定義したが、税務コンプライアンスの維持・向上のためには、納税者を守ろうとする強い意識と行動力が必要であると考えられる。

② 従業員の行為（自己と同一水準の注意義務）

本件では、実際に税務を行ったのはAではあるが、地裁は税理士Yに対し「専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負い、上記各業務の遂行にあたり従業員などの補助者を使用するに際しては、同補助者の行為についても自己と同一水準の注意

義務を負うものと解される」、税理士Yの従業員であるAは明らかに誤った多額の買掛金等を決算書に計上し、税理士Yはこれに基づいて明らかに誤った金額の申告をしたものであるから、「税理士としての基本的な注意義務に違反した」とものと評価した。

税理士事務所の規模にもよるが、一般的に税理士事務所の顧問先は時間とともに増加していくことが多く、業務を従業員に任せることになれば担当者の仕事内容すべてに目を通すことは難しくなる。地裁の認定によると、X1社はB社との取引について適切な仕訳等を行っておらず、Aは原始資料から仕訳の処理をしなければならず負担が増大していた。税理士は、従業員が重大なミスをしてしまうほどの業務を抱えていないか、従業員への研修や相談体制が整っているかなどの管理・監督を事務所内で行う必要がある。

従業員に業務を任せている以上、原則として民法上の使用者責任を負うべき立場にあることも意識しておかなければならない³³。税理士は、納税者が適正な納税義務を履行できるよう、事務所の管理体制を整えることも、見識を持って対応することの1つであると思われる。

③ 専門家としての業務の範囲と顧問先がすべき業務の範囲

大津地裁は、X1社がB社との取引について伝票等を作成せず、記帳代行を委任していたとされる証拠はないものの、原始資料からの仕訳等からAに任せていたと認め、負担の大きさから、申告について税理士Yに委任していたとはいえ納税の主体である以上は、明らかに過少な申告であることからすればこれを見つけ、その旨を被告に指摘するなどの措置をとり得たとし、そのX1社との落ち度が一定程度はC社との取引額の計上誤りとこれに基づく申告の一因になったとしている。しかし税理士Yの注意義務違反の程度は重大であり、確定申告の内容の正確性を期すためにも月次巡回監査に必要な資料の作成をX1社に求めるべきであったと指摘した。税理士は委任された業務の範囲を明確にし、顧問先側で作業すべき事項を伝えていくことも、適正な納税義務の実現のために必要である。

第5節 小括

納税者の自発的・適正な納税義務の履行のための税理士としての課題を税務コンプライアンスの視点から観た場合、善管注意義務違反となる行為は、税理士の税務コンプライアンスの維持にとって大きな妨げとなる。前節の、2. (3) 善管注意義務違反の態様として、①依頼者に有利な方法を遂行する義務、②前提事実の調査・確認義務、③租税立法の趣旨に反しないよう業務を遂行する義務、④説明・助言義務を確認した。今回取り上げた事案で裁判所が示した税理士の善管注意義務の内容（下線部分）として、a. 免税事業者ではなく課税事業者を選択することを指示する義務、b. 経理処理を変更することを指示

33 内田久美子・堀招子『税目別解説 判例から学ぶ税理士損害賠償責任 所得税・法人税・消費税編』一般社団法人大蔵財務協会2018年9月 272頁。

する義務、c. 事実関係等の更なる詳細な調査等を行なう義務、d. 簡易課税事業者と本則課税事業者のいずれが有利か検討し、有利な方を選択する義務、e. 納税者の説明内容や関係法令、制度を適切に確認、調査の上、納税者において適切な納税を行い、かつ、最も利益となるように申告手続き及び納付手続きを行うべき注意義務、そのための助言指導義務、f. 業務遂行にあたり従業員などの補助者の行為について、自己と同一水準の注意義務が挙げられた。取り上げた事案のみでは未だ不十分ではあるが、専門家としての高度な注意義務は上記①～④に加え、従業員に対する自己と同一水準の注意義務も挙げられている。専門家としての責任は重いですが、争いになるもっと前の段階で責任を果たそうとする税理士の強い意識と行動力があれば、納税者にとって不利益となる課税処分には至らなかった事案もある。これらの責任を果たそうとする税理士の強い意識と行動力が税務コンプライアンスを維持・向上させる第一歩となるのではないだろうか。

おわりにかえて

1. 本編のまとめ

第1章では、本研究における、税理士にとっての税務コンプライアンスを「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」と定義した。税理士が税務コンプライアンスを維持・向上させていくための原点として税理士の使命を確認した。また、申告納税制度を通じて適正な租税制度を維持できるよう納税者に働きかけていくことも、税務コンプライアンスの維持・向上には必要であることを述べた。

第2章では、税理士制度の歴史を振り返り、税理士が社会の中で、より法律を理解し、納税者を助けることができる見聞の広い専門家として必要とされていった経緯、「独立した公正な立場」として税務の専門家の地位が確立され、この立場で適正な納税義務の実現のために判断することが求められることを確認した。そしてこの判断には税務コンプライアンスの概念が重要な判断要素になるのではないかとの考えに至った。

第3章では、税理士業務の現状として、税理士の業務の内容を確認し、税理士にとっての税務コンプライアンスは、税理士の業務を通じて、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること、言い換えれば税法の規定を遵守すること、そしてそのように努める我々の意識で実現されると述べた。税理士が判断に迷う局面である節税スキームに対して税務コンプライアンスの視点からどのように関わるべきかという命題については、3. 提言で述べる。

第4章では、専門家責任の現状として、民法上の委任契約から生じる債務の内容、税理士における善管注意義務を確認し、税理士にとっての税務コンプライアンスは、善管注意義務がその一要素となり、善管注意義務違反と税務コンプライアンスの欠如は重複する部分が多いことが明らかとなった。損害賠償事案からは、税理士にとっての税務コンプライアンスの認識が重要であるとともに、責任を果たそうとする強い意識と行動力が必要であるということが確認できた。

2. 納税者のためにできること

税務コンプライアンスの維持・向上のために税理士として納税者のためにできることは何か。税理士制度を通してその使命、業務、責任を考察すると、税理士は税務の専門家として、独立した公正な立場で、変わりゆく社会情勢の中で実務を行っていく上で了知し得る租税法律に関する問題点等を適正な租税制度に反映できるよう働きかけ、納税者の代理人として納税者の信頼に応え、申告納税制度の理念にそって、専門家としての責任を果たしていくことが原点となる。

税理士の使命が規定された昭和55年税理士法改正時の国会において福田幸弘大蔵大臣官房審議官は、税理士と納税者及び税理士と国との関係について「納税者の立場は、適正な納税義務の実現というところで、適法、合理的な課税が行われているということを専門家

として援助するわけですから、過大な課税がここで行われたいということも適正な納税義務の中に含めているわけでございます。それが納税者の信頼にこたえるということであるわけで、これは本当の意味の委嘱者との信頼関係であろうと思うのです。我々としても税理士を尊敬し、その意見を尊重する、また、税理士の方も見識を持って我々に意見を言ってもらい、対等で緊張した関係というのが本来のあり方だろうと思うのです」と述べている。この答弁で述べられた税理士像は、当時から現在、未来まで維持していくべき税理士の姿であるといえよう。

納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために税理士としてできることは、税務の専門家として、遵守すべき租税法に関する知識の修得はいうまでもないが、それに加え、専門家としての責任を果たすための強い意識と行動力をもって納税者と向き合うことであり、言い換えれば、納税者を適正な納税に導く強い意識、ひいては納税者を守ろうとする強い意志が税理士による税務コンプライアンスに欠かせない要素なのかもしれない。本研究で論じるまでに至らなかったが、この要素については職業倫理¹として具現化できるのではないだろうか。税理士の職業倫理については税理士法や日本税理士会連合会会則の規定に含まれているものと思われるが、税理士の倫理綱領²の内容を充実させることも検討すべきなのであろう。そして、税務の専門家という地位に見合う品位を保てるよう、税理士自身への倫理研修も必要であると思われる。

3. 提言

本編での提言として、第3章の税理士業務の現状で記述した、税理士が実務上判断に迷う局面について、税務コンプライアンスを通して言及したい。

税理士が納税者のためにできることは、上述のように納税者を守ることである。後に個別に対応する規定が置かれるような特定の節税スキーム（以下、「特定節税スキーム」という。）は、課税庁との意見の相違や、無用な対立が生じるリスクを含んでいる。その特定節税スキームを実行しようとする時点では法的に問題がないとしても、その後個別に対応する規定が置かれることによって否認されるような形式は、立法時には想定されていなかった特異なスキームであると思われる。

税理士が、税務コンプライアンスの視点から納税者のためにできることを考えるとき、納税者を課税庁との意見の相違や対立に巻き込むことや、法の不備を突いて節税行為を作出するような納税者だと課税庁に思わせることは、納税者のためであるとはいえない。現

1 職業倫理とは、専門職と認識される職業に求められる特有の倫理のことである。専門職業の現場では、自主判断が重要となる。専門職業が専門職業として社会的に認められ、期待されていることを理解して、法規や指針の明記されていない部分を自ら埋めていく必要がある。ルールを順守するだけでなく、ルールが設定された背景・趣旨を考えて行動し、思考することが求められる。そうしたときに、判断の準拠枠として機能するのが職業倫理なのである。町田祥弘他・会計大学院「職業倫理」研究会編『会計専門職の職業倫理』同文館出版（2023年9月）7頁。

2 日本税理士会連合会による税理士の倫理綱領は以下の5か条で構成されている。

- 一、税理士は、職務の公共性を自覚し、独立公正な立場で職務を遂行する。
- 二、税理士は、法令に基づき、納税義務の適正な実現を図り、納税者の信頼にこたえる。
- 三、税理士は、秩序を重んじ、信用を保持し、常に品位を高め、社会的地位の向上に努める。
- 四、税理士は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める。
- 五、税理士は、会則、規則等を遵守し、会務運営に積極的に協力する。

段階では明確に否認する規定がないとしても、税負担を減少させる好ましくない行為であると認められれば、個別に対応する規定が置かれる可能性がある。このようなことの積み重ねにより税法は複雑化し、租税公平主義に基づく租税法律の制定・改変に支障をきたし、租税法律主義に基づく厳格な文理解釈による租税法律の運用に困難を生じるものとなってしまふことが懸念される。

本研究では、税理士にとっての税務コンプライアンスを、「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」と定義した。見識を持って対応していくこととは、物事の本質を見通し、職業倫理を備え、優れた判断力で行動することである。税理士は納税者に対して、特定節税スキームが税負担を減少させる好ましくない行為であることを説明し、その後の影響を伝えていくべきである。社会の一般常識が、税負担を少なくするためにあらゆる手段を講じることを是とするようなものとならないよう行動すべきであり、こういった働きかけを税理士が行っていくことで、社会全体の税務コンプライアンス向上に寄与することとなるのであろう。ただし、そのような行動をした税理士や納税者が不利益を被ることのないよう、租税法律の不備は迅速な立法で解決することが望まれる。そうでなければ社会全体の税務コンプライアンスは維持できない。

【参考文献】

- ・新井隆一『現代税務全集34 税理士業務と責任』ぎょうせい 1997.5.25
- ・新井隆一「税理士制度の基本理念」日税研論集24号 1993
- ・新井隆一「税理士の民事責任・序説」日税研論集39号 1998
- ・池田賢志「企業のコーポレートガバナンスと税務コンプライアンスの向上」ファイナンス509号 2008.4
- ・井原英貴（蔵書提供）『シャウプ勧告 70周年記念出版』エヌピー通信社 2019.8.27
- ・内田久美子・堀招子『税目別解説判例から学ぶ税理士損害賠償責任 所得税・法人税・消費税編』大蔵財務協会 2018.9.10
- ・内田貴『民法Ⅱ 債権各論』東京大学出版会 1999.6.2
- ・内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物件』東京大学出版会 1999.6.14
- ・占部裕典「租税法における分離解釈の意義と内容」税法学563号 2010.6.1
- ・加藤恒二「申告納税制度の下における制裁等 -納税者のコンプライアンス向上の観点から-」税務大学校論叢44号 2004.6.30
- ・金子宏『租税法 第24版』弘文堂 2021.11.30
- ・鎌田啓貴「昭和初期に創設された会計専門職「計理士」の多様な業務についての一考察」関西学院商学研究79号 2021.3.15
- ・鎌田啓貴「規制業種となっていた税務代弁業：業務の規制と業務実施者の規制」関西学院商学研究80号 2021.9.15
- ・川井健『専門家の責任』日本評論社 1993.12.1
- ・川田剛・徳永匡子『2014OECDモデル租税条約コメンタリー逐条解説』税務研究会出版局 2015.4.30
- ・川股修二「税理士制度と納税環境整備（3） -税理士法33条の2の機能-」北大法学論集63巻6号
- ・北野弘久『税理士制度の研究 増補版』税務経理協会 1997.4.25
- ・木下和夫（編著者）『21世紀を支える税制の論理 第1巻 租税構造の理論と課題〔改訂版〕』税務経理協会 2011.3.1
- ・清永敬次『租税回避の研究』ミネルヴァ書房 2015.9.1
- ・吉良実『実質課税論の展開』中央経済社 1980
- ・黒沢清『税務会計』一橋出版 1984.4.1
- ・齋藤和助『税理士損害賠償請求事例にみる事故原因と予防策』清文社 2016.10.27
- ・齋藤滋「タックス・コンプライアンスの税務会計学的研究」東洋大学審査学位論文 2014.5
- ・酒井克彦「税務コンプライアンス総論」税理2020年5月号 2024.4
- ・酒井克彦「節税商品取引における税理士の役割-わが国における節税商品過誤訴訟と適正公平な課税の実現-」税大論叢47号 2005.6.29
- ・酒井克彦「租税倫理的視角からの税務コンプライアンス論の展開（上）」税務事例

- Vol.55 No.6 2023.6
- ・酒井克彦「租税倫理的視角からの税務コンプライアンス論の展開（中）」税務事例 Vol.55 No.7 2023.7
 - ・酒井克彦「租税倫理的視角からの税務コンプライアンス論の展開（下-1）」税務事例 Vol.55 No.8 2023.8
 - ・酒井克彦「租税倫理的視角からの税務コンプライアンス論の展開（下-2）」税務事例 Vol.55 No.9 2023.9
 - ・酒井克彦「租税倫理的視角からの税務コンプライアンス論の展開（下-3終）」税務事例 Vol.55 No.10 2023.1
 - ・酒井克彦「税務調査通達の基本的考え方（上）—国税通則法にいう「調査」の意義—」税務事例Vol.52 No.7 2020.7
 - ・酒井克彦「税務調査通達の基本的考え方（下）—国税通則法にいう「調査」の意義—」税務事例Vol.52 No.8 2020.8
 - ・酒井克彦「租税行政庁向け租税倫理論の展開（上）」税務事例Vol.55 No.11 2023.11
 - ・酒井克彦「租税行政庁向け租税倫理論の展開（中）」税務事例Vol.55 No.12 2023.12
 - ・酒井克彦「租税行政庁向け租税倫理論の展開（下）」税務事例Vol.56 No.1 2024.1
 - ・酒井克彦「特別企画 税務コンプライアンス」税理2020.5
 - ・佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」『租税法の基本問題』有斐閣 2007.11.25
 - ・潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』金融財政事情研究会 2017.8.31
 - ・潮見佳男『債権総論（第2版）1』信山社出版 2010.3.10
 - ・下村芳夫「現代における租税の意義について—租税法律主義の歴史的考察を中心として—」論叢五卷 1972.7.20
 - ・下村芳夫「租税法律主義をめぐる諸問題—税法の解釈と適用を中心として—」論叢 六卷 1972.7.20
 - ・新村出『広辞苑〔第7版〕』岩波書店 2023.2
 - ・菅原計『税務会計の理論』中央経済社 1995.5.20
 - ・菅原計「タックス・コンプライアンス・リスクに対応するクリエイティブ・タックス・マネジメント」経営力創成研究Vol.2 No.1 2006.3
 - ・鈴木孝直「税務に関するコーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けて—企業と税務当局の協働の視点から—」租税研究888号 2023.10.
 - ・鈴木修「税理士の使命～建議・研究活動への参加」税務広報Vol.70 No.1 2022.1
 - ・田中二郎『租税法〔新版〕』有斐閣 1981.2.28
 - ・田中晶国「ソフトな手段による税務コンプライアンスの実現—米国ソフトノーティス・アプローチ—」税研199号 2018.5
 - ・筒井健夫・村松秀樹（編著）『一問一答・民法（債権関係）改正』商事法務 2018.3
 - ・富岡幸雄（編集）『税務会計体系第1巻（税務会計原理）』ぎょうせい 1984.2.10
 - ・富田愛優・玉岡雅之「納税意欲を考えた税制改革」租税研究875号 2022.9
 - ・鳥飼重和・齋藤和助『税理士の専門家責任とトラブル未然防止策』清文社 2013.12.25

- ・中里実「3つの事件と5つの変化、そして、財政専門家の役割」税務広報Vol.70 No.1 2022.1
- ・中島孝一『税賠保険事故から学ぶ税目別税理士実務の落とし穴』ぎょうせい 2022.12.15
- ・中田裕康『債権総論（第四版）』岩波書店 2022.10.25
- ・成道秀雄「デジタル化対応税制をどう捉えるか」税務広報Vol.70 No.1 2022.1
- ・日本税理士会連合会（監修）近畿税理士会制度部（編著）『税理士制度がよくわかる図解&条文解説 税理士法』清文社 2024.3.29
- ・日本税理士会連合会 編集『税理士法逐条解説 8訂版』日本税理士会連合会 2023.7
- ・日本税理士会連合会『税理士登録時研修用テキスト（令和3年改訂）』日本税理士連合会 2021.9.24
- ・林仲宣ほか『税理士が考える税理士の職務と責任』税務経理協会 2024.1.31
- ・藤曲武美「税務行政のデジタル化と税理士の使命」税務広報Vol.70 No.1 2022.1
- ・星野英一『民法概論Ⅳ（契約）第5刷』良書普及会 1994.10.25
- ・増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂 2019.7.10
- ・増田英敏「税理士の職務と使命はポストコロナ時代も不変」税務広報Vol.70 No.1 2022.1
- ・増田英敏「租税法律主義と租税公平主義の衝突」税法学566号 2011.12.7
- ・町田祥弘ほか・会計大学院「職業倫理」研究会編『会計専門職の職業倫理』同文館出版 2023.9.20
- ・松沢智『税理士の職務と責任 第三版』中央経済社 1996.9.30
- ・松沢智『新版租税実体法－法人税法解釈の基本原則－』中央経済社 1994.11.15
- ・松沢智（編著者）『租税実体法の解釈と適用・2－税法は争えば解釈が発展する－』中央経済社 2000.9.25
- ・右山昌一郎「税理士の税法解釈」税法学566号 2011.12.7
- ・八ッ尾順一『租税回避の事例研究 七訂版』清文社 2017
- ・矢野英利『21世紀を支える税制の論理 第2巻 租税構造の理論と課題〔改訂版〕』税務経理協会 2011.3.1
- ・須藤英章「税理士の義務と責任」山川一陽・根田正樹『専門家責任の理論と実際』新日本法規出版 1994.8.25
- ・山口義夫「〔街の税理士〕はなくなるならない」税務広報Vol.70 No.1 2022.1
- ・山崎広道「租税公平主義」税研226号 2022.11
- ・山下学「租税法律主義の歴史的意義と現代的意義」税法学563号 2010.6.1
- ・渡邊英之「コンプライアンスと税務行政」山口経済学雑誌60巻6号 2012.3

〈参考WEBサイト〉

- ・国税庁ホームページ「《コラム》コンプライアンス確保のための多様な取組」
https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2014/03_co1.htm
- ・国税庁レポート2013年

- <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2013/index.htm>
- ・ 国税庁レポート2017年
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2017/index.htm>
 - ・ 第71回 事務年報 令和3年度
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jimunempo/71/index.htm>
 - ・ 国税庁ホームページ「《コラム》コンプライアンス確保のための多様な取組」
https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2014/03_col.htm
 - ・ 国税庁「＜国税局調査部における取組＞納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組～協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進～」2022年12月
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/pdf/0020011-113.pdf>
 - ・ 国税庁ホームページ「J-CAP制度（新規性の高い形態の取引等に関する個別確認プログラム）が始まります」
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/j-cap/index.htm>
 - ・ 法人会「企業の税務コンプライアンス向上のために」
<http://tax-compliance.brain-server2.net/compliance/units/>
 - ・ 「第90回国会 衆議院 大蔵委員会 第2号 昭和54年12月7日」福田幸弘018
会議録テキスト
<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/109004629X00219791207>
 - ・ 国税庁租税史料ライブラリー
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/shiryu/index.htm>
 - ・ 近畿税理士会「web税理士法」
<https://www.kinzei.or.jp/search/regulation/>
 - ・ 日本税理士会連合会業務対策部「税理士の専門家責任を実現するための100の提案 改定版」資料集
<https://www.nichizeiren.or.jp/suggestion/siryu/siryu-1.html>
 - ・ コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所）（2021年6月11日改訂）
<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>
 - ・ コーポレートガバナンス改革に向けた取組みについて（金融庁）
<https://www.fsa.go.jp/policy/corporategovernancereform/20240115.html>

第2編

税務コンプライアンスと 書面添付制度

大分県チーム

平岡	祐一朗	(大分支部)
安達	和哉	(大分支部)
加藤	真理	(大分支部)
松永	憲明	(別府支部)

第2編 税務コンプライアンスと書面添付制度

はじめに	65
第1章 デジタルテクノロジーと税理士業務	67
第1節 税理士業界を取り巻くデジタルテクノロジーの影響と範囲	67
第2節 デジタルテクノロジーと税理士業務の予測	71
第3節 税理士とデジタルテクノロジーの共存	77
第4節 研究の目的	81
第2章 書面添付制度の概要	84
第1節 書面添付制度の定義と法的意義	84
第2節 書面添付制度の歴史	85
第3節 書面添付制度と関連法令等	90
第4節 小括	97
第3章 書面添付制度の実務、効用と課題	99
第1節 書面添付制度の実務	99
第2節 書面添付制度の効用	107
第3節 書面添付制度の課題とその解決の模索	114
第4節 小括	116
第4章 書面添付制度と税務コンプライアンス	117
第1節 課税庁の取組	117
第2節 納税者の行為	119
第3節 税理士の取組	120
第4節 加算税制度と税務コンプライアンス	123
第5節 小括	126
第5章 おわりにかえて	128
第1節 提言	128
第2節 結び	130
【参考文献】	132

はじめに

「50年後に税理士は職業として残っているだろうか？」

本編は、その問いから始まっている。

2014年にオックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授が発表した「THE FUTURE OF EMPLOYMENT」¹において、「税務申告書作成者」は、全702職種の中で8番目にAI等によって置き換わる可能性が高いと示唆されている。税理士業界の中でも、将来的に税理士という職業の地位の維持は図れず、その価値の向上は望めないのではないかという、悲観的な見方もある。

第1編において、税理士の原点が、納税者の代理人として納税者の信頼にこたえて、申告納税制度の理念にそって、専門家としての責任を果たしていくことであると述べた。そして、税理士にとっての税務コンプライアンスを、社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくことと定義した。原点からみた税務コンプライアンスは、税理士が将来にわたって果たしていくべき方向性を示すものである。

本編では、具体的な税理士業務がどのように税務コンプライアンスと結びついているのか、あるいは、結びついていくのかを考察し、税理士の将来性について論じる。

第1章では、デジタルテクノロジーと税理士業務について触れ、今後、デジタルテクノロジーの発展によって代替されていく税理士業務について予測する。また、令和4年の税理士法改正により、「税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等」という税理士法2条の3が新設されたことを受け、昨今のデジタル化の進歩に伴って、税理士もそれに対応できるよう努力義務として条文が制定された。本章では、このような背景からデジタルテクノロジーと税理士の共存についても述べる。そして、デジタルテクノロジーがいくら発展しても、デジタルテクノロジーそのものに税理士資格が付与されない限り提出することができない書類として、「税務代理権限証書」と「添付書面」に着目する。「人」としての税理士の有する権利ともいえるこれら二つの書類のうち、「添付書面」の将来性について考察する。

第2章では、書面添付制度の概要について述べる。本編では、書面添付制度を租税手続法上の手続的保障原則²を支える制度に属するものとして論じる。また、書面添付制度の歴史を整理し、税理士業務における書面添付制度の可能性について検討を行う。そして、書面添付制度と関連法令等との課題について考察する。

第3章では、書面添付制度について実務運用、効用、課題とその解決の模索の3つの柱に分けて述べる。実務運用では添付書面の記載方法や、意見聴取制度について述べる。効

1 Carl Benedikt =Michael A. Osborne 「THE FUTURE OF EMPLOYMENT」 2013年。

2 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 87頁。「租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない、またそれに対する争訟は公正な手続で解決されなければならない。これを手続的保障原則という。」としている。

用では納税者の手続的保障原則の観点から裁判例を題材に論を展開する。課題と解決の模索では制度の利用度合いが低調な原因を洗い出し、解決策を模索する。

第4章では、納税者が自ら適正申告・納税を行うための課税庁と税理士の取組を確認する。とりわけ税理士の取組については、本編のテーマである書面添付制度の現状から考察する。また加算税制度が果たす役割についても述べることとする。

第5章では、提言と結論を述べる。

第1章 デジタルテクノロジーと税理士業務

第1節 税理士業界を取り巻くデジタルテクノロジーの影響と範囲

1. DX（デジタルトランスフォーメーション）について

近年では税理士業界だけでなく、どの業界においても、DXを用いて企業の発展を促進させていきたい傾向にあるが、経済産業省の「デジタルガバナンス・コード2.0」のDXの定義によると、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」とある³。つまり社会全体としてこのDXに取り組み、業界の中でも優位性を確保していかなければ将来性が希薄していく可能性がある。

平成28年度版の情報通信白書⁴によると、デジタルテクノロジーの発展によって定型的業務（例：会計事務や生産工程）を代替する一方、非定型業務（例：研究職や営業職）や手仕事業務（例：販売事務）は代替してこなかったとある。しかし、近年のAI技術やロボティクスの急速な進歩により、いずれは非定型業務も代替していくとの見方も強まりつつあるとしている。そして現在2024年では、この予測が現実的なものとなってきており、税理士業界における業務も徐々にDX化している状況にある。

税理士の基本的な業務としては、税務代理、税務書類の作成、税務相談が挙げられる。これらの業務については書面で行われることが多かったが、近年ではこれらの業務についても、ペーパーレスによるデータ化やクラウド会計の活用によるリアルタイムでのデータ共有など、様々な方法でDXの活用が見出されている。こうしたDXへの取り組みについては今後更に加速していくこととなり、従来業務に時間がかかっていた部分については大幅に時間短縮につながり、また人員を要する作業であったものはAI等の利用によって人員削減につながるものと考えられる。平成27年の野村総合研究所の発表⁵によれば、日本の労働人口の約半分が人工知能で代替可能と示唆されている。マイケル・A・オズボーン准教授とカール・ベネディクト・フレイ博士の共同研究により、日本国内の601種類の職業がAI等に代替される確率が試算され、10～20年後には日本の労働人口の約49%がAI等に代替することが可能と推測されている。特に代替可能性が高い職業として列挙されていたものの中では、「会計監査係員」や「経理事務員」、「データ入力係」も挙げられており、これらは税理士事務所における従来業務として行っていたものではないかと考えられる。

3 経済産業省「デジタルガバナンス・コード2.0」2022年
(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc2.pdf)（最終閲覧日：2023年11月9日）。

4 総務省『平成28年度版情報通信白書』2016年 227頁。

5 野村総合研究所『NewsRelease 日本の労働人口の49%が人口知能やロボット等で代替可能に』2015年
(https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf)（最終閲覧日：2023年12月27日）。

つまり、DX化が進むにつれて自動化できる業務については人員が不要になっていき、ひいては税理士業務そのものの縮小化につながるのではないかとと思われる。

またこの研究結果の中には、上記とは逆に代替可能性が低い職業についても列挙されている。その中には、「経営コンサルタント」や「中小企業診断士」があるが、これらについては税理士業務に類似するものと考えられる。つまりAIによる自動化できない税理士業務である経営助言や税務相談については、やはり税理士としての業務価値が残るものと考えられる。

2. 税理士業界への影響と範囲

DXを推進するための技術としては、AI、クラウド、IoTなど様々なものが存在するが、ここでは税理士業界に影響があると思われるものとしていくつか挙げていく。

(1) ペーパーレス化

従来の税理士事務所においては、紙を用いた書類の保管・整理が主であり、その量は膨大なものとなっていた。しかしペーパーレスでの業務を行うことでこの部分が大きく改善されることとなる。具体的には、書類で保管していたものをデータ化することで、膨大な量の保管場所が必要なくなり、また紛失する恐れも軽減される点である。更に課税庁への申告・申請についても、電子申告や電子申請を行うことで、書面でのやり取りがなくスムーズになり、その場所に行かずとも業務を行えることで時間短縮を図ることができる。

(2) クラウド会計

税理士事務所では事務所ごとに、様々な会計ソフトを用いて業務を行われているが、それらはソフトウェアを購入し、インストールすることで利用可能となっていた。しかしクラウド会計ではインターネットに接続できる環境であれば、どこからでもアクセスすることができ、使用環境の自由さが増したともいえる。またクラウド会計では、銀行のインターネットバンキングやクレジットカード会社などの明細を取り込み、自動仕訳を生成することも可能となっている。更にはクラウド上でデータを一元管理していることから、一人のみならず複数人でも使用可能となっているため、顧客と税理士事務所との連携が取りやすくなっている利点もある。

(3) コミュニケーションツール

現在でも、税理士事務所と顧客がコミュニケーションをとる手段として電話やメールが挙げられるが、よりタイムリーかつ利便性の高いものとしてZoomやチャットワークなどがある。これらのコミュニケーションツールについては、オンライン会議や面談、社内の連絡の効率化も図ることができ、税理士事務所での業務効率化を推進できるものと思われる。

また税務行政でもDXを推進していく傾向にあり、課税庁だけでなく税理士業界として

もそれらに対応できるようにならなければならないと考える。たとえば、大法人等の電子申告義務化については、もし紙の申告書で提出すると無申告扱いになり、また所得税申告における青色申告特別控除については、電子申告をするか電子帳簿保存をしなければ有利な65万円控除が受けられないなどといった状況にもなる。つまり、税理士がデジタル化に対応できなければ、税理士業務そのものが遂行できなくなったり、納税者に不利益を与えたりする可能性もあることから、専門家としての責任を果たすことができなくなるという影響もある⁶。

3. 課税庁におけるDX

課税庁でも、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」⁷として令和5年6月に税務行政の将来像として発表を行っている。デジタル化が推進されていくことは手続きの簡便化だけでなく、正確性の向上や業務効率化による生産性の向上にもつながっていくと予期されている。また、課税庁でも事務処理コストの削減や効率化、デジタル化によるデータの活用を通じて課税・徴収事務の効率化・高度化が図れるものと考えられている。そして課税庁では、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、「事業者のデジタル化促進」を目標に施策を進めていく予定でもある。これらの三本の柱については、以下の通りに発表されている。

(1) 納税者の利便性の向上

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続きを行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

具体的には、まず申告に関する納付・還付や年末調整の簡便化が挙げられる。申告手続きの簡便化として、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みである、いわゆる日本版記入済み申告書の実現も考えられている。これは、マイナンバーカードを利用したマイナポータル機能拡大によって実現が可能になるかもしれないものであり、これが日本でも実現するのであれば、個人の申告手続き負担の減少にも寄与すると思われる。次にe-TaxのUI／UXの改善が挙げられているが、e-Taxのソフト等の増加に伴い複雑化している導線を簡素化し、利用者がより利用しやすい環境にする改善を行っていくものである。また、キャッシュレス納付の推進や公金受取口座を利用した還付があるが、納付については近年ではクレジットカードで納付やスマホアプリでの納付など様々な形で納付方法が選択できるようになっている。還付については、公金受取口座を設定することで還付を受ける際の口座情報の入力が必要になり、

6 坂本麻生「税務行政ICT化などが税理士制度へ及ぼす影響について」『税経新報』2021年5月 59-60頁。

7 国税庁『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2023-』2023年 (<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>) (最終閲覧日：2023年11月30日)。

還付するまでの手続きが容易になっている。年末調整手続きの簡便化としては、マイナポータルと連携することで各従業員の保険料等の控除額の集計・計算が不要になり、企業はその従業員から受け取ったデータを基に給与システムと連動し年末調整を行うことで簡便化を図ることが期待されている。

また、申請等の簡便化・自己情報のオンライン確認としては、e-Tax内のマイページの充実による一定の申請事項であれば簡易的に行うことができるシステムや、納税証明書のオンライン取得による手続きの簡便化などが図られている。

そして、検索性向上・相談の高度化として挙げられているのが、国税庁ホームページにある税務相談チャットボットであり、所得税の確定申告や年末調整、インボイス制度、消費税の確定申告の相談をチャットボットにより回答を得ることができるというシステムである。この機能がさらに進化するのであれば、法人税や相続税なども含むある程度の税務相談には回答することができることになるのであろう。

(2) 課税・徴収事務の効率化・高度化等

業務に当たってデータを積極的に活用します。地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めます。

具体的には、まずAI・データ分析の活用が挙げられているが、これはAIを活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性の高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた判別を行っていくことが挙げられる。申告漏れの可能性の高い納税者等の判定については、実際の申告データや税務調査時の情報などに基づき、申告漏れの可能性の高い納税者を効率的に探すというものである。滞納者の状況に応じた判別については、過去の接触情報や申告データに基づき滞納者の応答予測を、AIを用いて行うことで効率的な滞納整理を実施していくというものである。

次にオンラインツール等の活用については、企業に対する税務調査を、web会議システムを用いてリモート調査を行ったり、課税庁との書類のやり取りをe-Taxを用いて行ったりなど、税務調査の効率化に取り組もうとしていることが挙げられる。

また関係機関への照会等のデジタル化については、国と地方間のデータ連携をよりスムーズにできるように取り組んでいることや、金融機関に対する預貯金等のオンライン照会の拡大が挙げられる。さらには、外国税務当局との情報交換により、国外における所得の申告漏れの把握や滞納国税の徴収を国外から行うなど、データの活用をより高度化することで徴収事務も強化されていくものと考えられる。

(3) 事業者のデジタル化促進

事業者の業務のデジタル化を促す施策も実施します。これによって、経済取引のデジタル化につながることで、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とし、生産性の向上等を図ります。

具体的には、まず国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報を行うことが挙げられる。大企業や個人事業主などの納税者の属性に応じて、納税者が必要とする情報にアクセスしやすい環境をつくることで、事業者のデジタル化をサポートすることが目的である。また、他省庁・関係団体等との連携・協力も挙げられており、様々な関係団体と協力することで、事業者が行う事務処理を一貫してデジタルで完結するよう促し、正確性の向上や事務の効率化を図る目的がある。

以上の課税庁のDX、及び、下記図表2-1を小括すると、このように課税庁もデジタル化には積極的に取り組みを行っており、それに伴い事業者にも対応を促す方向に舵取りをしている。図表2-1は電子申告の利用件数及び利用割合を示しているが、過去5年間の推移をみても、申告件数に対する電子申告の割合は増加傾向にある。また令和1年10月からは相続税の申告も電子申告が可能となっているが、こちらの件数も電子申告が開始してから増加傾向にある。つまり将来的には、申告書の作成もデジタル化に伴いほぼ自動で作成し、そのまま申告まで一貫して行うことが可能になるかもしれない。そのような未来を想定するのであれば、税理士の業務はかなり縮小化するのではないだろうか。

図表2-1 電子申告の利用件数及び利用割合

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人税申告	利用件数	2,268,473件	2,368,882件	2,424,547件	2,568,391件	2,705,404件
	利用割合	82.1%	84.9%	86.7%	87.9%	91.1%
消費税申告 (法人)	利用件数	1,655,396件	1,725,177件	1,749,338件	1,837,153件	1,892,284件
	利用割合	80.1%	84.4%	85.7%	88.7%	90.3%
所得税申告	利用件数	11,472,798件	12,435,802件	14,220,417件	15,291,265件	16,917,255件
	利用割合	44.0%	47.5%	55.2%	59.2%	65.7%
消費税申告 (個人)	利用件数	770,681件	805,431件	897,514件	923,382件	885,277件
	利用割合	55.1%	58.0%	67.8%	68.4%	69.9%
相続税申告	利用件数	-	-	22,847件	44,035件	61,195件
	利用割合	-	-	14.4%	23.4%	29.5%

(出所) 国税庁『令和4年度におけるe-Taxの利用状況等について』(令和5年10月)

第2節 デジタルテクノロジーと税理士業務の予測

1. 予測される代替業務

第1節から考えると、税理士は従来行っていた記帳代行や申告業務などの手作業や紙で行っていたことのみをするのではなく、デジタルテクノロジーに対応した方法で進化しなければならない。いわゆる会計業務における入力作業や試算表、決算書の作成については、将来的にAIの発展によりほぼ自動化されていくように思われ、書面でやり取りしていたものについてもデータ化されていくものと思われる。現在でも自動化の一例として、通帳の読み込みによる自動仕訳の生成や、領収書の画像読み込みによる自動仕訳の生成がある。反復作業のような仕訳作成については、従来よりも簡易的になりつつあると考えられる。

これらのAIによる効率的な作業や仕訳の自動生成を定型業務と呼ぶのであれば、デジタルテクノロジーの発展により、ある程度確立した方法で業務を行うことができるようになる。人力で時間がかかっていたものが、大幅な時間短縮や効率化につながっていくだろう。しかしそれと同時に、税理士としての業務の幅が小さくなるように思える。大半の業務が自動化により効率化することで、顧問先へのサービスの提供として行っていたものが少なくなり、税理士としての仕事が激減するのではないかと危惧する。つまり、従来まで行っていた業務だけでは、顧問先へのサービスの提供価値が下がることになってしまう。

また顧問先へのサービスだけでなく、働き方も変革していくと考えられる。アフターコロナの現在では、場所や時間にとらわれず仕事を行うことができる。その例として、遠隔で仕事ができるテレワークやコミュニケーションツールとしてのオンライン会議など、実際にその場所にいなくとも業務が行えることで、仕事の効率化も図ることができる。

このような将来が予測されている中、「税理士」という「人」としてしかできない仕事とはいったいどのようなことが考えられるのか。

2. IT先進国であるエストニアでのデジタル化の事例

日本におけるデジタル化の取り組みとしてはマイナンバー制度が挙げられる。これは平成28年より導入されており、マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的としている。中でも国税分野での利活用も謳われており、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税にもつながっていくものとも考えられている⁸。またこのマイナンバー制度によりデジタル化の目指す姿として考えられていた国があり、それはエストニアが挙げられる⁹。エストニアにおける電子政府というものを、日本はマイナンバー制度で目指すという話もあった。そこでここでは、エストニアにおけるデジタル化の事例について考察する。

ヨーロッパの東欧バルト三国にあるエストニアでは、IT先進国としてデジタル化が進められており、また税理士が必要ないほど簡素化した税制が適用されていることから、ここでは税理士があまりいない国についてのデジタル化の事例について説明を行う。

エストニア¹⁰は国土面積4.5万平方kmであり、人口は約131万人の小さい国である。この国では、国家的にデジタル化が進められており、行政サービスのほとんどがオンライン化されている。エストニアでは15歳以上の国民は電子証明書の所有が義務付けられており、行政サービスを受ける他、運転免許証や健康保険証、銀行のカードや選挙投票にも使用することができる。これを可能としているのが、分散型データ交換基盤「X-Road」というものである。

X-Roadは、個々の組織や企業が独自のデータベースを持っている部分にアクセスする

8 国税庁『社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要』

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/gaiyo.htm>)（最終閲覧日：2024年3月27日）。

9 小島孝子「「税理士がいなくなった国：エストニア」からみる電子政府が変える将来の税理士像」『税務弘報』2020年1月 20-28頁。

10 小島孝子「「税理士がいなくなった国：エストニア」からみる電子政府が変える将来の税理士像」『税務弘報』2020年1月 20-28頁。

ためのインターネット上のつなぐ道のようなものである。この道を通ることであらゆる機関が持つ自分の情報を取得することができるようになっていく。

また税制面では、2000年より導入されたe-taxにより法人・個人で約99%のオンライン申告の実績もある。エストニアの主な税制でいえば、所得税（20%）、配当課税（20%）、社会福祉税（33%）、付加価値税（20%）があり、これらの税金計算が簡素化¹¹されている背景があることも踏まえて、税理士がいなくてもデジタル化による申告業務等が行えているものと考えられる。特に個人の確定申告については、X-Roadを通じて必要な情報を把握できることから、納税者はその引き出された申告データを確認し、問題がなければ数回スマートフォンをクリックするだけで申告が行えるというものである。納税額の決済はクレジットカードで行われ、この作業の時間は約3分程度ともいわれている。その結果、一般的な個人向けの税理士や会計士が介在する必要性がなくなってしまう部分もある。法人税については、企業が配当を行った場合にのみ20%の税率で課税され、留保所得の段階では課税されない仕組みとなっている。申告は毎月の源泉徴収により行われているため、シンプルでわかりやすい税制ともいえるだろう。

しかし実際にはエストニアで、税理士といういわゆる会計法人が存在しないわけではない。会計や税務に関する書類作成やコンサルティングとしての業務は当然存在している。税制の簡素化により従来よりも税理士の活躍の幅はなくなったかもしれないが、会計監査や税務判断については未だ税理士が業務として行っている実情がある。また、エストニア政府はIT業界を中心とする新産業の誘致に積極的であり、起業ブームが起きている。そのことから、会計業界が請け負う業務が増加し、会計職従事者の人数も減少しているわけではないといわれている¹²。

日本ではエストニアのような仕組みを用いて、申告をすることは難しいものと思われる。筆者はその理由として、日本の税制の複雑さが原因であると考えているためである。税金の種類も多く、またその税制の構造そのものの理解も難しい。さらには例外的な取り扱いや特例なども設けられていることから、エストニアのように個人で全てが完結するような方法を用いるのは現状難しいのではないかと推測する。

日本とエストニアでは、国の規模や税制も異なっているが、デジタル化によって税理士業務がなくなる将来は考えにくい。なぜなら、日本の複雑な税制に対応するためには、税の専門家として税制への対応やそれに対する助言などといったことが必要不可欠だと考えられるからである。たしかに、デジタル化によって従来の業務そのものは縮小傾向にあるだろう。しかし従来行っていた業務の自動化や時間短縮が行われていくだけであり、そこには専門性の必要とする難解な事象には対応しきれていない。日本の税制をみれば、税理士でも対応が難しい事柄がいくつもある。そこにはやはり、高い専門性の知識を持つ税理士が活躍せざるを得ないと思われる。そして将来的なデジタル化を予測するのであれば、デジタル化にも対応できる税理士が今後は活躍してくるのではないかと考えられる。

11 小島孝子 「「税理士がいなくなった国：エストニア」からみる電子政府が変える将来の税理士像」『税務弘報』2020年1月 23頁。

12 木野寿紀 「「会計士が消滅」のうそ 法人業務増え人気職業に」『エコノミスト』2017年11月28日発行 36頁。

3. AIで代替されない税理士業務の検証

前項までのように、将来の税理士業務というものはデジタルテクノロジーの発展により一部の業務は自動化され、従来の業務が少なくなる未来が訪れるものと思われる。

ここでAIの特徴の中で、特に苦手な事柄について考える。AIとは「人工知能」のことであり、定義自体は様々であるが、「コンピュータに知的な作業を行わせる技術」を表す¹³。最近では、生成AIが注目されているが、これは「テキスト、コード、音声、画像などの非構造化データを作成、向上、要約、分析できる人工知能の一種」である¹⁴。

AIが人間を超えるためには知性が必要不可欠であり¹⁵、AIが知性を持つ上で必要な要素としては次の4つの項目が挙げられる¹⁶。

- ① 動機（解決すべき課題を定める力、つまり解くべき課題を見つける）
- ② 目標設計（何が正解かを定める力、つまりどうなったら解けたとするかを定める）
- ③ 思考集中（考えるべきことを捉える力、つまり解く上で検討すべき要素を絞る）
- ④ 発見（正解へとつながる要素を見つける力、つまり課題を解く要素を見つける）

更には上記の4つの要素をいかにして組み合わせるのかという要素もある。上記の要素のうち、要素④以外は現時点でのAIでは実現ができていない。要素①と要素②については、設計者によってあらかじめ与えられていれば実現でき、要素③についてはある程度は実現できているが、人間には遠く及ばないのが現状である¹⁷。また現時点のAIにとっては世界、社会の構造やルールを理解し、そこにさまざまに折り重なった因果関係を見いだしていく法律家のような論理的思考はまだまだ難しい¹⁸。

では、人間が知性を持ち、論理的思考を駆使することができるのはなぜだろうか。人間はコミュニケーションを図ることができるからである、と筆者は考える。課題を定め、正解を定め、正解へたどり着くために、形式的な情報だけではなく暗黙的な情報も駆使する、これは人と人との対話によって実現されるものではないであろうか。また、「AIとわれわれとの間には（少なくとも現在の技術水準や社会の状況においては）われわれ同士の間における場合とは異なって、コミュニケーションは成立しない。」¹⁹、という考え方もある。

上記より、現時点ではAIは人とのコミュニケーションを図ることが完全には困難であると言えるのではないだろうか。これを踏まえて、税理士業務の中においてAIで代替することが困難であると考えられるものは以下のものが挙げられるであろう。

13 藤本浩司・柴原一友『AIにできること、できないこと ビジネス社会を生きていくための4つの力』日本評論社2019年2月 3頁。

14 滋賀大学・PwC Japan有限責任監査法人『「AI監査」の基本と技術 データサイエンティストの活躍』中央経済社2024年2月 3頁。

15 藤本浩司・柴原一友『AIにできること、できないこと ビジネス社会を生きていくための4つの力』日本評論社2019年2月 30-31頁。

16 藤本浩司・柴原一友『AIにできること、できないこと ビジネス社会を生きていくための4つの力』日本評論社2019年2月 59-60頁。

17 藤本浩司・柴原一友『AIにできること、できないこと ビジネス社会を生きていくための4つの力』日本評論社2019年2月 64-65頁。

18 野村直之『AIに勝つ！強いアタマの作り方・使い方』日本経済新聞出版社2019年6月 98-99頁。

19 宇佐美誠『AIで変わる法と社会-近未来を深く考えるために』岩波書店2020年9月 149-150頁。

(1) 税務相談

たとえばまず、税務相談である。納税者が申告をするにあたって、不明な点については課税庁もしくは税理士に相談をし、申告をすることとなる。たしかに、二か所給与の確定申告や、医療費控除やふるさと納税をした際の確定申告などの簡易的な申告については、一定の質問事項に回答し申告まで完結することができるようになるかもしれない。しかし、事業所得に関する申告や譲渡申告、法人税の確定申告や消費税の確定申告などの税務上の判断も伴うような申告については、すべてを自動化することは難しいのではないかと考えられる。

事例として考えるのであれば、建設業を営んでいる事業者が、取引先の店内の改装の仕事を請け負ったとなったときに、もし業務中に店内の商品にキズをつけたとする。それが故意または重大な過失がなかったとした場合において、その商品が取引先では販売できないとなったときにその取引先から商品の買い取りの申し出を受けた際には、事業者は損害賠償金として買い取りをしなければならない。その商品がもし酒やたばこであった場合には、果たしてAIで必要経費算入や損金算入の判断ができるのであろうか。一般的には酒やたばこなどの嗜好品については、業務の関連性が認められないことから必要経費算入や損金算入は認められていない。しかし、事例のように業務の関連性があり、故意または重大な過失がない場合には、損害賠償金としてそれらは経理をすることとなる。このような税務判断は、その事象についての周辺の情報も加味して考えなければならない。

また法人税法における交際費の判断も同様である。交際費は法人の規模によって損金不算入の取り扱いが異なっているが、その中でも税務上の交際費に該当するものかそうでないものかの判断は難しいものである。交際費と福利厚生費との区分、接待飲食費の際の旅費交通費が交際費に該当するかどうか、などの判断についても、専門家による判断が伴わなければならない納税者だけの判断が難しいものも存在している。

(2) 事業承継

次に事業承継である。近年では親族間における事業承継や、第三者を経由するM&Aなど様々な方法によって事業承継の手法が取られている。特に事業承継税制は、年単位でも法律が改正され、時には税理士でも判断が難しく感じることもある。また事業承継の方法についてもやり方によっては複数のパターンが存在し、それによって納税者の納税額も異なる場合がある。

つまり事業承継については、税理士が納税者の周辺の情報を整理し、またその判断が納税者にとっても適正な申告となるように考えていかなければならないものである。

(3) 納税者との対話

この納税者との対話の中には、納税者に対する経営助言や経営支援も含まれている。納税者が端的なことに対しての回答を得たいのであれば、AIでも可能であるだろう。しかしそれは簡易的な回答のみを得られるだけで、納税者が本質的に考えていることやその背景については触れることはない。納税者や事業者が得たいものはその回答だけでなく、税

理士という「人」との会話で培うことができる共感性や新たな発想なのではないだろうか。

納税者や事業者は、自身のことや経営について悩むこともあり、相談相手に考えを聞いてもらいたいこともある。またそこで対話することで、新しく生まれるアイデアもあるだろう。そしてそのような相談は、誰にでもできるものではない。信頼性があり、かつ、自身の情報も共有できているような特殊な関係でなければ相談をすることはできない。

つまりそこには「人」が介在しなければ、真に納税者が求めているものに対応できないのではないだろうか。この視点は納税者からの視点であるが、反対に税理士側からのコミュニケーションも必要不可欠であると考えられる。仮に上記のように相談を受けた場合には、税理士は相談内容に対してそのまま端的に回答をするだけで終わることは少ないだろう。相談内容に対して、相手の考え方や相手の背景・情報を能動的に聞き取るのではないだろうか。その対話を基に、最終的に相談内容に対する回答をすると考えられる。勿論、税務の判断を要するものなど、回答が一律に決まっているものもあるだろうが、それについてもやはり同様に、相手の心情やその経緯なども聞き取るはずである。

このように、納税者や事業者が求めているコミュニケーションや、税理士という「人」ができる能動的なコミュニケーションといった部分では、AIでは代替できない部分ではなかろうか。

(4) 税務調査

税務調査にも税理士は必要である。一般的な税務調査においては、税理士が立ち合いの下で行われ、調査内容に対して疑義があるものについては、税理士及び納税者に問い合わせをすることとなる。税務調査における課税庁と納税者及び税理士とのコミュニケーションについては、納税者の代理人である税理士が、税務的な側面や経済活動における合理性なども考慮しながら代弁することとなる。

課税庁と納税者での見解が相違するようなことについて、もし仮にAIによる一般論や結果のみの報告だけになってしまえば、適正な判断とは言えないのではないだろうか。事象についての結果のみを考えるのではなく、その経緯についても考えなければならない。そこには納税者の背景を適正に読み解くための税理士という「人」が存在しなければならないと考える。

このように、AIに代替できない税理士業務というのは様々存在する。税理士という税の専門家が、納税義務の適正な実現のためには必要であると考えられる。変化する税制に対応できる専門性や、納税者との能動的な対話を繰り返すことで、AIには代替できない価値を生み出しているのではないだろうか。

第3節 税理士とデジタルテクノロジーの共存

1. 共存の可能性

デジタルテクノロジーの発展により、従来の税理士業務の自動化・効率化が図れる未来が存在することに対して、デジタルテクノロジーの発展があったとしても、税理士という「人」が行わなければならない業務も存在することを前項までで論じた。しかし将来を予測するのであれば、税理士とデジタルテクノロジーは共存しながら業務を行っていくものと考えられる。

過去においてもデジタルテクノロジーの発展により、様々な仕事に影響を及ぼし、その度に「人」が不要になるのではないかという懸念はあった。税理士業界で考えれば、まずは電卓の誕生が挙げられる。電卓という計算機が存在するまでは、そろばんが使用されていた。税理士業務でも計算機としてそろばんが使われているのが一般的であったが、電卓が誕生してからはもっぱらそろばんを使う機会は少なくなり、現在では計算機として使用するのであれば、電卓を使うことがほとんどではなかろうか。電卓はそろばんと違い、様々な計算を瞬時に行うことができることや、計算の過程におけるミスが少ないことが挙げられ、これはデジタルテクノロジーによる恩恵であるといえる。

また、パソコンの誕生も大きな影響を与えたものではなかろうか。それまでは、決算書や申告書などの計算書類を作成するにあたっては基本的には手書きによるものしかなかったものが、パソコンでの入力により簡易的に作成できるようになったことや、自動計算により作成されることで様々な書類が効率的に作成できるようになったことは、これもまたデジタルテクノロジーによる恩恵であると考えられる。

そしてデジタルテクノロジーの次の発展として予測されることは、前項までに論じたAIによる経理業務や申告業務の自動化ではないかと考えられる。しかしこのような進化をしたとしても、税理士は必要であると考ええる。

なぜならまず、上記の過去の事例のようにデジタルテクノロジーが発展したとしても、効率化こそ進化しているが、人の作業が完全になくなっているわけではない。効率化により時間短縮ができるようになった分、税理士は別の部分に付加価値をつけている。それが経営助言や納税者の支援、顧客とのコミュニケーションではないかと考える。単純な経理業務を行うだけでなく、税理士が専門家として行う業務にこそ価値があるものとして存在しているのではないだろうか。

また将来、デジタルテクノロジーが発展し、AIだけに経理や税務のすべてを判断してもらうこととなった場合には、不正が横行してしまう可能性も考えられる。AIを利用することとなるのは納税者自身であり、AIが能動的に情報を聞き取るようなことはしないだろう。あくまでAIが受動的に対応するのであれば、納税者は自分に不利になるような情報提供をしない可能性もあり、結果的に税務上の判断を誤りながら利用する可能性もある。

それに対し税理士は、納税者の税務の判断を行う際には、課税要件事実の認定の確認作

業を行っているはずである。租税法においても、要件事実の認定に必要な事実関係や法律関係の「外観と実体」、「形式と実質」ないし「名目と内容」がくいちがっている場合には、外観・形式ないし名目に従ってではなく、実体・実質ないし内容にしたがって、それらを判断し認定しなければならない²⁰。税務上の課税判断を行う際には、税理士はこの作業を行っているはずだが、AIには課税要件事実の認定作業は不可能ではないだろうか。形式上や名目上のみの判断で、実質的な部分を見落としてしまえば、税務上の弊害も出てきてしまうだろう。

以上の点から、デジタルテクノロジーと税理士を分離して考えることはできず、両者は共存しながら存在していくと考えられる。税理士がデジタルテクノロジーをうまく利用していくことで、税理士としての付加価値もさらに向上できる未来が存在するのではないだろうか。

2. 具体的な事例を基にAIができる業務とできない業務の境目の考察

第1節において、AIは課税要件事実の認定作業は不可能であると述べた。しかし課税要件事実の認定と一言で言ってもその全てがAIにできないとは簡単には言えない。筆者はAIは受動的な情報を基にした課税要件事実の認定作業は行えるが、能動的な課税要件事実の認定作業は行えないと考える。よって具体的に実務の現場において遭遇する事例を基に、AIでもできる業務とできない業務の境目を考察する。

(1) 年末調整事務

① 寡婦控除や扶養控除の適用についての確認

年末調整を行う際には、「扶養控除等申告書」「保険料控除申告書」「基礎控除申告書」を記載して法人において保存する義務がある。この様式を見てわかる通り、年末調整事務というのは各項目について明確に適用要件が定められているため、端的な質問について回答を生成することのできるAIの特性を考えると、AIでも回答へ導けるであろう。よって将来的には年末調整事務の一部はAIにより代替される可能性が高いと考える。

② パートの妻が契約者である生命保険・医療保険の生命保険控除を夫で適用する際の贈与税・所得税の課税リスクの説明

①において、年末調整事務はAIでもできると述べたが、この場合はどうだろうか。例えばパートの妻が契約者である生命保険・医療保険があり、その生命保険料控除を夫の年末調整において受けようとする場合の贈与税・所得税の課税リスクの説明がAIにできるのだろうか。生命保険料控除については、支払者が夫である場合には夫が生命保険料控除を適用することができる（所得税法76条）。しかし、その後保険金が出た場合には負担者が夫である場合には、所得税（一時所得）や贈与税が保険金に課税されることがありうる。具体的には次のような課税関係が考えられる。

20 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 148頁。

【医療保険の場合】

契約者：妻

被保険者：妻

保険金受取人：妻

保険料負担者：夫（生命保険料控除適用）

- ・上記の場合に保険金が出た場合、保険金を受け取った妻に対して贈与税が課税される。

【生命保険の場合】

契約者：妻

被保険者：妻

保険金受取人：夫

保険料負担者：夫（生命保険料控除適用）

- ・上記の場合に保険金が出た場合、保険金を受け取った夫に対して一時所得として所得税が課税される。

夫婦の家計をひとつの預金で管理している場合、保険料負担者は夫婦どちらとも捉えることができるのであるが、この場合に妻が契約者の生命保険等の生命保険料控除を夫の年末調整において適用した場合には、保険料の負担者は夫であると考えられる。その後保険金が出た場合には、上記の課税が生ずる。

「夫が生命保険料控除の適用を受けることが可能であるかどうか。」という問いに対しては税理士もAIも「可能である。」と答えるであろうが、その後の課税関係の説明をAIにはできるのであろうか。

加えてこの場合はどうだろうか。納税者から「妻が亡くなり生命保険金が出たが、課税関係はどうなるか。」という内容の税務相談があった場合だ。税理士は納税者と積極的なコミュニケーションを図ることができるため、課税要件事実の認定作業を行い、妻が保険料をこれまで負担した事実を認定できれば、夫においては相続税の課税関係が生じるが、夫が負担していた場合は所得税の課税関係が生じる。税務相談やコミュニケーションを図ることができないAIには、適正に課税関係を判断することは難しいと考えられる。

試験的に、2024年現在の国税庁税務相談チャットボット「ふたば」²¹に対して次の質問を投げかけてみた。

「ご質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAI（人工知能）が自動回答します。」に対して「妻名義の生命保険について夫において生命保険料控除が適用できますか。」と入力を行った。

これに対する回答は「聞きたい質問は次の中にありますか？無いようでしたら、別の表現でご質問ください。1.夫婦がお互いに配偶者（特別）控除を受けられるか 2.共有名

21 国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

義で住宅を取得した場合の住宅ローン控除 3.他の人が所有する住宅について増改築をした場合」であった。こちらの期待する回答でないことは明らかである。質問の内容を変えて「妻の生命保険を夫が負担した場合の課税関係は。」と質問をしたが、同じ回答となった。

税理士に対する税務相談であれば、仮に質問の内容が理解できなかったとしても様々な角度からの問いかけによって質問内容の意図を把握することができるが、現在の「ふたば」では納税者の質問の意図を伝えること自体が困難であり、まして正確な税務判断を行うことは困難であろう。

(2) 資本関係のない不動産会社を経由した場合の、親から子への居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例の適用の可否

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例とは、マイホームを売った際に所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる特例がある。この特例の適用を受けるための要件の一つに、「売手と買手が、親子や夫婦など特別な関係でないこと。(特別な関係には、このほか生計を一にする親族、家屋を売った後その売った家屋で同居する親族、内縁関係にある人、特殊な関係にある法人なども含まれます)」とある。

つまり、親子間での売買であった場合にはこの特例は適用できないこととなる。しかしもし、親子間での売買の間に、資本関係のない不動産会社を経由して売買した場合には、どのような判断になるのだろうか。この場合の資本関係のない不動産会社とは、親もしくは子の知人の不動産会社とし、親から不動産会社へマイホームを売却し、その後不動産会社から子へマイホームを売却するという方法である。

もしAIに判断してもらおうとなれば、どこまで正確に判断することができるのであろうか。税理士が判断する際には、特例の適用要件の他、その周辺の情報も精査するはずである。つまり現行の法律解釈を行い、課税要件事実の認定を行っているはずである。その際には、外観・形式・名目だけでなく、実体・実質・内容についても把握しなければならない。そのためには、納税者とのコミュニケーションによって様々な情報を聞き取る必要があり、総合して判断をしていくことになるだろう。

この事例においては、親から子へ、資本関係のない不動産会社を経由して売買しているところがポイントとなる。資本関係こそないがその不動産会社が知人である場合には、売買金額や売買する手法について、ある程度融通ができてしまうのではないだろうか。その結果、本来親から子へ直接売買した場合には特例の適用ができないはずであるが、知人の不動産会社を経由するという方法を用いることで、特例の適用判断が困難になっているのである。

税務上の適切な判断をするためには、納税者との対話によって情報を聞き取り、その情報を基に課税要件事実の認定作業を行っていく必要がある。こうした一見判断に迷うような事例においては、税理士が慎重に判断をする必要があると考えられる。

(3) 法人で社員旅行を行う際の課税関係

年に一度など、定期的に社員の慰安等のため社員旅行を行う法人は多いのではないだろうか。社員旅行にかかった費用は所定の要件を満たせば福利厚生費として処理がなされるが、その要件について所得税基本通達36-30においては次のように定められている。

「使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。）に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。」

社員旅行に要した費用は通常は役員や社員に対する現物給与とされるのであるが、その旅行の内容（旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合など）を総合的に勘案して、社会通念上一般に行われているレクリエーション旅行と認められるもので、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨を逸脱しないものであると認められるものについては、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよい²²。

社員旅行を開催する法人にとっては福利厚生費として処理を行いたいところであるため、税理士としても事前に旅行の内容等を把握し、社員にとって現物給与として課税されないためのアドバイスを行うことが普通であろう。その中での注意点の一つに挙げられることとしては、不参加となった社員に対して金銭を支給した場合には、参加した社員に対する経済的利益含めてすべてが給与として課税されてしまうことである。よって参加できない社員に対しては金銭を代わりに支給したいと考える法人もあるであろうが事前のアドバイスが功を奏するのである。第2節において述べたように、AIはさまざまに折り重なった因果関係を見いだしていく法律家のような論理的思考はまだ難しいと考えられることから、こうした細かなアドバイスをすることが課題となるだろう。

また、社員旅行の内容の妥当性というのは税務調査では頻繁に問題となる。調査官からの多角的な追及に対し、税理士は判断の根拠を示し適切な回答をすることができるが、論理的思考がまだまだ難しいAIでは、その対応が課題となるだろう。

第4節 研究の目的

以上より、デジタルテクノロジーの発展により税理士業務が効率化し、税理士が従来行っていた業務も変化することを論じた。またその中で、税理士という人にしかできない

22 国税庁ホームページ「タックスアンサー No.2603（従業員レクリエーション旅行や研修旅行）」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603.htm>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

ことにも触れた。具体的には、税務相談、事業承継、納税者との対話、税務調査といった点である。

この中で特に納税者との対話という点について考える。税理士法1条にもあるように、税理士は独立した公正な立場で、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、納税者と税理士は常に近い存在であると筆者は捉えている。納税者のためにできることとして、最良の選択に導くことが税理士の役割ではなかろうか。ここでいう最良の選択とは、納税者の負担する税金を小さくすることだけではない。税負担の多寡に関わらず、将来のことを予測しながら、別の選択肢を考慮した方がよい可能性もある。納税者の現状の周辺環境や納税者自身の考え、将来どのように生きていくかなど、様々なことを考慮して判断することが重要であると考え。つまり税理士にとっては、最良の選択をするために至るまでの過程も重要な判断材料なのである。

デジタルテクノロジーが進化していく将来では、税理士の価値はどのようになっていくのだろうか。税理士にしかできないこととは、最良の選択をするための税務の適正な判断であり、そして税務コンプライアンスの実現を図っていくことではないかと考える。もしAIにすべてを委ねるということになれば、場合によっては、AIと納税者の誤った判断に伴い、予期しない課税を強いられる可能性もある。しかし、そこに税理士が介在するのであれば、正しい判断を行って予期しない課税も防げるのではないだろうか。税理士が行う適正な判断が必要な状況は、将来においても起こり得るはずである。

現在でも税務の判断に迷うような事象があった場合には、税理士はその状況を整理し、法律上の解釈を行い、正しい判断をした上で適正な申告を心掛けているはずである。しかし、その税務判断を行ったことについて、申告の際には意見を表明できていない事実もある。

では、将来においても税理士が活躍していくために、現行の税理士制度を活用してできることは何であろうか。税理士の独占業務として、税務代理、税務書類の作成、税務相談がある。これらの税理士業務のうち税務代理については、デジタルテクノロジーそのものに税理士資格を付与しない限り、デジタルテクノロジーには行うことができないと考えられる。また、税務代理を行った証として、課税庁に対して提出することができる書類として税務代理権限証書があり、これは税務申告の際に提出しているものである。税務代理という点では、この税務代理権限証書を用いることになるが、その税務代理を行った内容について意見を述べることができる制度がある。それが現行の税理士制度の書面添付制度というものである。

この書面添付制度とは、税理士にのみ与えられた権利であり、納税義務の適正な実現のためにある制度である。税理士が判断した内容も記載されるため、税理士が適正な納税義務の実現に寄与するための手段であるとも考えられる。しかし、実際の普及率は低く、全ての税理士が活用しているわけではない。また書面添付制度は、課税庁が税理士の立場をより尊重して設けられている制度であるが、納税者のためにはどのように寄与しているのだろうか。

次章以降では、デジタルテクノロジーの波に飲まれないよう現行の書面添付制度に触れ

ながら、将来における税理士の価値向上を目指し、現行の書面添付制度の問題点及び改善点について触れていく。

第2章 書面添付制度の概要

第1節 書面添付制度の定義と法的意義

1. 書面添付制度の定義

税理士法33条の2において、税理士は、申告書の作成に関してどの程度の内容にまで関与し、その申告書を税務の専門家の立場から、どのように調製したものであるかを明らかにすることにより、租税に関する法令に定める納税義務の適正な実現に資するとともに、税務行政の円滑化に資する趣旨から、その申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した所定の書面を、その申告書に添付することができることとされている²³。そして、当該添付書類（以下、「添付書面」という。）を提出した場合には、同法35条1項に基づき、課税庁は、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、通知前に、税務代理権限証書（同法30条）を提出している税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないとされている。更正を行う場合にも第2項に基づき、同様に意見陳述の機会が付与されている。これらを総称して、「書面添付制度」という。

また、同法34条において、税務代理権限証書（同法30条）を提出している税理士に対して、課税庁は、税務調査の日時、場所をあらかじめ通知して帳簿書類を調査しようとするときに、納税者だけでなく、税理士にも調査の日時や場所を通知することが義務付けられている。そして、同法35条3項では、課税庁が租税についての審査請求に係る事案についての調査を行おうとするときに、税務代理権限証書（同法30条）を提出している税理士に対して意見を述べる機会が付与されている²⁴。

23 日本税理士会連合会編『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年 159頁。

24 佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月 24-26頁。

図表 2-2 書面添付制度関連条文とその法律効果

No.	法律効果を定める規定	法律要件となる書面の規定	課税庁が行おうとする行為	課税庁において必要な手続・法律効果
1	34条	30条	あらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査	あわせて30条税理士*に対しその調査の日時場所を通知
2	35条1項	30条+33条の2	あらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査(無予告地調査は対象外)	当該通知をする前に、30条税理士に対し、添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を付与
3	35条2項	33条の2	更正	33条税理士*に対し、更正の基因となる事実に関し意見を述べる機会を付与
4	35条3項	30条	租税についての不服申立てに係る事案について調査	30条税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を付与

*30条税理士：税務代理権限証書（同法第30条）を提出した税理士

*33条税理士：添付書面（同法33条の2）を提出した税理士

（出所）佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」TKC会報、No.57、2020年3月1日、26頁。

2. 書面添付制度の法的位置づけ

書面添付制度を、租税法上でどのように位置づけるのかは明確になっていない。佐藤信行教授は、書面添付制度について、納税者の手続的保障制度の一部として理解し、活用することを提言している²⁵。本編では、その提言をもとに、書面添付制度を租税手続法上の手続的保障原則を支える制度に属するものとして論ずることとする。

第2節 書面添付制度の歴史

1. 書面添付制度の創設²⁶

日税連は、1953年2月「税理士法2条中に、『税務計算の監査及び証明すること（以下「税務書類の監査証明業務」という。）』を加えること」とする「税理士制度改正に関する陳情書（以下「陳述書」という。）」を国会並びに関係官庁に提出した。さらに同年8月26日、陳述書の税務監査の部分に具体的事項を加えた「要望書」を関係省庁に提出した²⁷。国税庁は諸要望を取り入れた税理士法改正試案を作成し、大蔵省側と交渉にはいった²⁸。試案に対して大蔵省側は、「税務書類の監査証明業務」に関して、「税務書類の監査は税務官公署が最終監査を行うものである」²⁹とする、否定的な見方を示している。ただし、大蔵省の見解は当時における賦課課税的な税務行政を背景としたものであり、否定的な見方だけでなく、「税務書類に独立会計人が関与し、その責任を明らかにすることは税務行政上効果的である」としたうえで、「税理士に監査証明の途を開くとしても、税理士が関与した範囲において税務書類の内容が正しいと思う旨の意見を税務官庁に表明する制度を開

25 佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月 24-33頁。

26 小川晃司「書面添付制度の歴史的経緯とその役割」『中小企業会計研究』2020年6月 4-5頁。

27 日本税理士会連合会『税理士制度沿革史 増補改訂版』ぎょうせい1987年 460-465頁。

28 日本税理士会連合会『税理士制度沿革史 増補改訂版』ぎょうせい1987年 117頁。

29 日本税理士会連合会『税理士制度沿革史 増補改訂版』ぎょうせい1987年 117-118頁。

けばいい。意見を表明した案件は更正決定を行うとき税理士の意見を求め、その責任を追究すればよい」³⁰として、書面添付制度の導入に向けた前向き見解が示されていた。

税理士法改正に関する議論は進み、1956年3月16日閣議決定され、同年6月、税理法改正案は国会期末に参議院を通過し、法律第165号をもって公布された。ここに更正決定後の意見聴取制度とあわせて書面添付制度が創設された。

2. 書面添付制度の変遷

(1) 税理士法の改正

① 税理士法1条の改正と法33条の2第2項創設³¹

1980年（昭和55年）は税理士法制定以来最も大きな改正があった年であるとする。その理由として、税理士業務のより適正な運営に資するため、税理士の使命が明確化されたことが挙げられる。その他にも、税理士業務の対象となる税目の拡大、特別税理士試験制度の改正、登録即入会制への移行、他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度（税理士法33条の2第2項）の創設、懲戒手続の合理化等の改正が行われた。

書面添付制度に関連する大きな改正は二つである。一つ目は、税理士の使命の明確化（税理士法1条）である。税理士の職責として、「税理士は、中正な立場において納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるよう努力しなければならない」と規定していたが、この規定の中の「中正な立場」という文言については税理士から意義が不明確であるとの指摘がされてきていた。そこで、これを「税理士は租税に関する専門家として、独立した公正な立場において、」という表現に改めた。さらに、「申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定することで、従来の「努力しなければならない」とする職責規定が、使命規定に改められたのである。この改正により、申告納税制度の理念に沿って、納税義務の適正な実現を図ることが、税理士の公共的使命であることが明確となったのである。二つ目は、税理士法33条の2第2項の創設である。他人が作成した申告書についても、相談を受けこれを審査した場合において、当該申告書が租税法令の規定に従って作成されている旨を記載した書面を添付した場合には、税理士法33条の2第1項と同様の取扱いがされることとなった。

② 意見聴取制度（税理士法35条第1項）の拡充³²

2001年（平成13年）の税理士法改正は、前回、1980年（昭和55年）に改正されてから既に20年余り経過し、その間の経済取引の急速な国際化、電子化・情報化の進展に伴い、税理士に対する納税者等の要請が複雑化・多様化してきている経済社会の変化に即応していくことが必要であった。当該改正で、書面添付制度に関して重要なものは、意見聴取制度の拡充である。従来の更正前の意見聴取制度に加え、添付書面のある申告書を提出した者

30 日本税理士会連合会『税理士制度沿革史 増補改訂版』ぎょうせい1987年 118頁。

31 日本税理士会連合会編『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年 11-15頁。

32 日本税理士会連合会編『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年 15-22頁。

について、あらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査する場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士又は税理士法人に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないこととされた。そして、税務代理権限証書について様式が新たに定められるとともに、計算事項等を記載した書面について所要の見直しが行われた。

③ 様式の整備³³

令和4年3月の税理士法改正において、添付書面の様式が整備され、必要があるときは、科目に応じてこれらの様式の各欄の記載事項を変更することができることとされた。

(2) 国税庁の「事務運営指針」改正の歴史

① 平成21年4月³⁴

国税庁は、書面添付制度を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があるとして、事務運営指針の改正を行った。注目すべき点は、税理士法35条第1項に規定する意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することが明記されたことである。

ただし、税理士法33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は税理士法33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合には、書面ではなく口頭（電話）により行うこととされた。つまり、添付書面の品質についても、一定の基準を設けたのである。添付書面に記載がない場合、あるいは、記載内容が極めて不足している場合には、制度の趣旨からして、「書面添付がないこととみなす」というような一定の基準が整備されるべきであると考えられる。

また、「書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方」として、「1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進」、「2 書面添付制度適用法人の的確な管理」、「3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営」が示された。この中で、特に注目したいのは、書面添付制度の趣旨である「税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に資する」という文言が繰り返し使用されていることである。

② 平成22年6月改正³⁵

書面添付制度の普及策の一つとしての改正が行われた。「調査に移行しない場合」と

33 日本税理士会連合会編『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年 51-52頁。

34 国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2009年4月1日。

35 国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2010年6月11日。

「調査に移行する場合」の事務手続きが区分され、意見聴取の結果、調査の必要がないと認められた場合には、納税者への事前通知前に税理士に対し、意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行うこととされた。

③ 平成24年12月改正³⁶

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法第114号）により国税通則法が改正され、調査手続について、「事前通知」や「調査終了の際の手続」などの現行の運用上の取扱いが明確化されたことから、これらに関する所要の整備が行われた。当該改正における大きなポイントは、二つである。一つ目は、意見聴取の機会を積極的に活用し、個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断するとしたことである。意見聴取が、調査を判断するかどうかを判断する前に行うものであると明記されたことで、調査を前提とした意見聴取ができないこととなったのである。二つ目は、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないこととされたことである。つまり、意見聴取における質疑のみに基因した修正申告書には、原則として加算税を課されないということである。しかし、平成28年度の国税通則法の改正により、当該取扱いについて書面添付制度に一定の影響が考えられることから、書面添付制度と加算税との関係については、後述することとする。

④ 令和6年3月改正³⁷

税理士法施行規則の一部を改正する省令（令和4年財務省令第24号）の施行により、税理士法関係様式が改正されたことに伴い、所要の整備が行われた。

(3) 日税連による書面添付制度の取組み

① 平成19年4月「書面添付制度の普及・定着について（要望）」国税庁長官に提出³⁸

この要望を基に、日税連は国税庁に書面添付制度の普及に関する協議会の設置を申し入れ、「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」で協議を重ねた結果、各組織における機関決定を経て、平成20年6月13日に具体的な取組事項の合意に至った。

② 平成21年4月「添付書面作成基準（指針）」の作成³⁹

日税連は、国税庁の平成21年4月に改正された「事務運営指針」を受けて、「添付書面作成基準（指針）」を作成した。指針では、「一 はじめに」において、独立した公正な立場

36 国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2012年12月19日。

37 国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2024年3月26日。

38 日本税理士会連合会「添付書面作成基準（指針）」2009年4月1日。

39 日本税理士会連合会「添付書面作成基準（指針）」2009年4月1日。

において国民の納税義務の適正な実現を図るといふ、税理士法1条に規定する税理士の使命を確認したうえで、制度趣旨について、「税務の専門家である税理士の権利として、申告書を作成する過程で計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにすることにより、税理士法1条の理念を実現するものである」としている。つまり、書面添付制度は、税理士法1条の理念を実務面で実現するものなのである。そして、課税庁もこれを尊重することで、税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図るとともに、このことを通じ、税理士の社会的地位の向上に資することが期待されている。

また、「書面添付制度が税務に関する保証業務」に該当するかどうかについて、意見が分かるところである。指針においては、「二 添付書面作成に当たっての留意点」で、保証について、「税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない（下線は筆者。）」としている。この「保証するものではない」とする部分のみを強調して、日税連が保証業務を否定しているといった指摘⁴⁰もみられるようであるが、「全面的に」としているだけで、保証業務自体を否定しているものではないと考える。

③ 平成27年6月「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好でない記載事例集」を公表

平成21年4月に策定した「添付書面作成基準（指針）」に沿い、文書による調査省略通知の対象とされるような記載内容が良好な添付書面、また、記載内容に不備等があり文書による調査料略通知の対象とされないような良好でない添付書面の事例を示すため、「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」を策定した⁴¹。

制度概要において、税理士の使命について考察し、「納税者の信頼」にこたえること、税理士の公共的使命を全うすることの二面性を調和させ、直面する問題の解決方法の検討が必要であるとしている。書面添付制度は、その解決方法としての役割を期待されているのである。

④ 令和6年「書面添付制度の手引」及び「添付書面作成基準（指針）」の改訂⁴²

令和4年税理士法改正により、税理士法第33条の2に規定する書面の名称の変更、記載事項の一部が改正されるとともに、資産税に対応した様式が新設されたことから、「書面添付制度の手引」及び「添付書面作成基準（指針）」を改訂した。

40 越智信仁「監査保証論に基づいた書面添付制度の考察」『会計』2021年8月 130頁。

41 日本税理士会連合会「添付書面記載事例集「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」の策定について」2015年
(<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>)（最終閲覧日：2024年4月27日）。

42 日本税理士会連合会「書面添付制度の手引（制度概要・解説編）」2024年
(<https://www.nichizeiren.or.jp/datalibrary/business/attachments/p20020329/>)（最終閲覧日：2024年5月19日）。
日本税理士会連合会「添付書面作成基準（指針）」2024年
(<https://www.nichizeiren.or.jp/datalibrary/business/attachments/p20090515/>)（最終閲覧日：2024年5月19日）。

3. まとめ

国税庁は、書面添付制度について、「税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つ」⁴³であるとしている。日税連でも、前述した「添付書面作成基準（指針）」において、「税務の専門家である税理士の権利」であるとしており、いずれも税理士の権利として認識されている。しかし、書面添付制度の歴史から考察すると、権利的側面というよりは、税理士の使命を実現するための方法として位置付けられるべきではないだろうか。さらに、第1章では、税理士を取り巻く環境について考察した。将来にわたって税理士が公共的使命を背負った職業として存続するためには、「することができる」という権利ではなく、「しなければならない」とする使命を中心として論じられるべきであると考えられる。

税理士の使命は、「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」とされている。「納税義務の適正な実現」とは、税法に定めるとおり過大でも、過少でもなく納税するということである⁴⁴。この使命を実現するためには、法に定められた適正手続きに従って、公平に定められた実体法上の義務を果たすということに収れんする⁴⁵。

以上から、書面添付制度は、税理士法1条を実現するための最良の仕組みであると考えられる。

第3節 書面添付制度と関連法令等

第2節において、書面添付制度の歴史について触れた。第3節では、書面添付制度と関連法令等からの考察を行ってみたい。

1. 書面添付制度による納税者の手続的保障原則の遵守

(1) 租税手続法と行政手続法

「平成5年に、『行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する』ことを目的として、行政手続法（平成5年法律88号）が制定され、平成6年10月1日から施行されたが、租税行政手続については、広い範囲でその適用が除外されている。その中には、行政手続法による適用除外と国税通則法による適用除外とがある」⁴⁶。行政手続法は、あくまで一般的な規定であり、税務行政については、国税通則法が適用除外となっている部分が多い。

43 国税庁「税理士制度のQ&A『4 書面添付・意見聴取制度』問4-1 書面添付制度の趣旨はどのようなものですか。」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa/04.htm#a04-01>)（最終閲覧日：2024年4月27日）。

44 日本税理士会連合会『税理士登録の手引』2022年 1頁。

45 佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月 32頁。

46 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2022年 930頁。

(2) 書面添付制度と税務行政指導

税務行政指導を含む行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう（行政手続法2条6号）」。納税者に対し何らかの作為又は不作為を求める行為で処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為。同条2号）に当たらないものは、全て行政指導に該当することから、行政手続法上の行政指導は、相当に広い概念であるといえる⁴⁷。

書面添付制度においては、意見聴取の過程および事後に、行政指導の存在が予定されている⁴⁸。意見聴取に係る税務行政指導を受けて修正申告書を提出した場合の加算税との問題については、次項で触れてみたい。

(3) 書面添付制度における法的問題の解決範囲

手続的保障原則では、「争訟は公正な手続で解決されなければならない」とされている⁴⁹。結局のところ、納税者と課税庁との間で争いとなるのは、事実認定と法の解釈適用問題という、大きな二つの論点に絞られるものと考えられる。法の解釈適用問題については、最終的には国税不服審査、さらに税務訴訟で、裁判所によって解決せざるを得ない。しかし、今後の書面添付制度を発展させる上で、この問題についても、記載する項目の改善や追加などによって、解決策が検討されることに期待したい⁵⁰。

事実認定に必要な書類がある時点で存在していたことを証明するには、公証人役場へ出向き、確定日付をもらってくるということが考えられる⁵¹。弁護士などでは、日常的に行われているが、中小企業や個人事業者は、日常的にそのような習慣がなく、事実の証明が困難な場合が多い⁵²。令和5年度税制改正による電子帳簿保存法においては、タイムスタンプの付与により、データの存在証明や変更防止といった信頼性を担保する仕組みが図られているが、適用範囲は電子取引データを含む一定のものに限られている。

書面添付制度では、納税者との間で信頼関係にもとづいた深いコミュニケーションに基づいた情報交換を繰り返すことで、税務上の要件事実を確認し、添付書面にこれらのやり取り等を記載することができる。その結果、取引の実在性の証明の信頼性を担保する仕組みとなり、納税者の手続的保障原則が遵守されることになるのではなかろうか。

47 荒井勇他共著『国税通則法精解』大蔵財務協会2013年 893頁。

48 片山直子「書面添付制度における税理士等への意見聴取に係る税務行政指導」『税経通信』2016年2月 199頁。

49 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 87頁。「租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない、またそれに対する争訟は公正な手続で解決されなければならない。これを手続的保障原則という。」としている。

50 佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月 30頁。金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 87頁。「租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない、またそれに対する争訟は更正な手続で解決されなければならない。これを手続的保障原則という。」としている。

51 佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月 31頁。

52 佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月 31頁。

2. 書面添付制度と加算税の関係

(1) 加算税強化の潮流⁵³

平成28年度税制改正により、大きく2つの加算税が強化される改正が行われた。1つは、調査の事前通知後の申告書提出にかかる加算税の見直しであり、もう1つは、期限後ないし隠蔽・仮装を繰り返す場合の加算措置の創設である。

申告期限までに適切な申告をしている納税者からすれば、加算税制度の改正は他の改正事項に比して霞んでしまうくらいは否めないが、税務コンプライアンス向上のためには、加算税制度には非常に大きな意義があるものとする。

他方で、近年、税務調査の数は全体的に減少傾向にあるといわれているが、今後、申告に疑義があると思われる納税者に特に比重を置き税務調査が進められていくものと仮定すれば、申告における税務コンプライアンス向上は、今日以上に重要なものとなっていくものとする。書面添付制度が、かかる申告の疑義について、調査の事前通知前に税理士から課税庁に対して意見陳述を認める制度であることを考えると、申告における税務コンプライアンス向上に資するものとして利用が促進されるべきではなかろうか。

(2) 加算税制度改正の概要

上述のとおり、加算税制度の改正としては大別して2つの改正が行われた。書面添付制度に対する影響が懸念されるのは、調査の事前通知後の申告書提出にかかる加算税制度の改正である。

過少申告加算税について定めた国税通則法65条の改正は以下のとおりである⁵⁴（下線筆者加筆）。

国税通則法65条（過少申告加算税）

期限内申告書（中略）が提出された場合（中略）において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

5 第一項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第六項において「調査通知」という。）がある前に行われたものであるときは、適用しない。

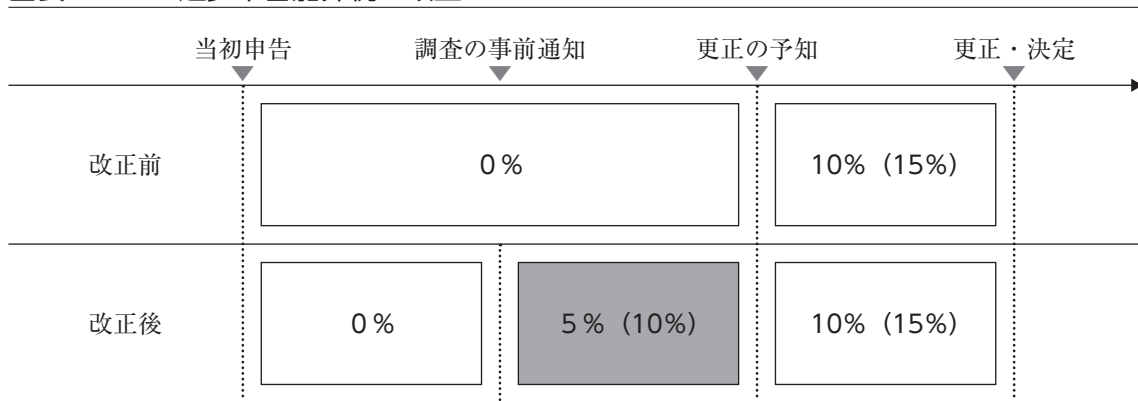
53 白倉真純「加算税強化の潮流と書面添付制度への期待」国土館法研論集2017年18号 97頁。

54 鳥飼貴司「新たな加算税：事前通知直後の申告書提出に係る加算税」『税理』2016年59巻8号 15-20頁。

改正前では、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額の10%の割合の過少申告加算税（期限内申告税額と50万円のうち多い金額を超える部分は15%）が課されていたが、それが更正を予知してなされたものでない修正申告の場合には、過少申告加算税は賦課されないものとされていた。

しかし、平成28年度税制改正によって、期限内申告書が提出された場合において、調査の事前通知後かつ更正の予知前までになされた修正申告については新たに5%の割合の過少申告加算税（期限内申告税額と50万円のうち多い金額を超える部分は10%）を賦課することとされた（図表2-3参照）。

図表2-3 過少申告加算税の改正



（出所）白倉真純「加算税強化の潮流と書面添付制度への期待」国土税法研論集18号、2017年、99頁。

かかる改正の背景について、関税・外国為替等審議会関税分科会では、「国税においては、税務署長等が納税者に対して調査の事前通知を行った直後に当該納税者が多額の修正申告を行い、過少申告加算税又は無申告加算税の賦課を回避していると疑われる事例が顕著となっていることを踏まえ、当初申告のコンプライアンスを高める観点から、調査の事前通知の連絡から納税者が更正があるべきことを予知したときまでの期間については、新たな加算税（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（5%）又は無申告加算税（10%））の対象とすることを検討している⁵⁵（下線筆者加筆）」としている。

前節でみたように、国税庁の「事務運営指針」の平成24年12月改正において、意見聴取における質疑等のみを基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないこととされたが、この改正により、書面添付制度へ与える影響として、次の点が指摘されている⁵⁶。

「意見聴取は基本的に、税理士自身が確認済の添付書面の記載事項について、質疑するものであるから、そのような意見聴取後に税理士が修正申告をするケースは稀である

55 関税・外国為替等審議会関税分科会平成27年12月3日付「配布資料2-1 加算税制度の見直し等」2015年12月3日 2頁。

56 片山直子「税理士法における書面添付制度をめぐる法的諸問題」『税理』ぎょうせい2017年 141頁。

う・・・。

しかし、・・・税理士が、意見聴取後に、修正申告書の提出を検討する場合もあり得る。実務上、意見聴取は事前通知予定日の前日までに終了すればよいとされている。であるとするれば、形式的には課税庁が意見聴取をある日の夕刻に行い、税理士に修正申告をする時間を十分に与えず、翌日朝一番に事前通知をすれば、それ以降に税理士が修正申告書を提出した場合には、上記の改正により、5%の過少申告加算税を課されることになってしまう。」

課税実務では、このような極端な運用がなされていないと考えられるが、意見聴取後に行う事前通知の最適な時期の検討は必要であると考えられる。上記、改正の背景における「申告のコンプライアンスを高める」ことに書面添付制度が貢献するためにも、過少申告加算税に対するメリットが実質的に失われるような運用がなされるべきではないと考える。

3. 書面添付制度と税理士の責任

税理士法上、「税理士の責任」として、いくつかの規定が設けられている。本項では、書面添付制度と税理士の責任について確認する。

(1) 一般の懲戒

税理士法46条では、《一般の懲戒》関係として、「添付書面の虚偽記載」が定められている（下線筆者加筆）。

税理士法46条 《一般の懲戒》関係

46-1（添付書面の虚偽記載）

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

税理士法基本通達46-1（添付書面の虚偽記載）

法第46条に規定する「第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき」とは、当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合をいうものとする。

税理士法46条は、同33条の2による添付書面に虚偽の記載をした場合の直接的な懲戒規定であり、虚偽記載の意味するところについては、税理士法基本通達46-1に示されている。

虚偽記載とは、①当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、②当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合を

いうものとされており、言い換えれば、単なる記載内容の誤りや書面に記載した内容が事実と異なることを知らなかった場合には、虚偽記載に当たらないと考えられる⁵⁷。

虚偽記載により、実際に懲戒処分を受けた事例として、関与先である法人の確定申告に当たり、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上し、平仄を合わせるために、同社の税理士法33条の2第1項に規定する添付書面に、分譲地の造成のため建物を取り壊したと虚偽の記載をし、税理士業務の停止となった事例がある⁵⁸。当該事例からも分かるように、税理士が「取り壊しの事実がないことを知っていた」うえで、「取り壊したと虚偽の記載をした」ということが懲戒処分の根拠となっている。したがって、法33条の2第1項の規定により添付する書面に記載した内容の全部又は一部が事実と異なる場合であっても、当該書面を作成した税理士が、当該事実をあらかじめ知らなかったと認められる場合は、税理士法46条に規定する「虚偽の記載をしたとき」に該当しないと考えられる⁵⁹。

法律学小辞典⁶⁰によると、「ある事情を知らないことを、善意といい、知っていることを悪意という」としている。添付書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なり、かつ、当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたとは、法律上は「悪意」という定義になるものと考えられる。租税法上に悪意の定義がないため、借用概念により解釈せざるを得ない。民法704条では、以下のように規定されている。

民法704条

(悪意の受益者の返還義務等)

悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

「悪意の受益者」について、利息制限法違反の超過利息を受領した貸金業者が貸金業規制法43条1項との関係で民法704条の「悪意の受益者」と推定された事例がある⁶¹。最高裁は、「貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（下線筆者加筆）」としている。書面添付制度における「悪意」の定義でも同様に、添付書面に記載した内容について、当該事実がないことを知らないことが「やむを得ないといえる特段の事情があるとき」に限定されるべきであると考えられる。上記の事例で考えると、固定資産除却損を計上するにあたり、建物の取壊しの事実を確認することは必要

57 大久保昇一『改訂版 実務家のための書面添付制度活用のポイント』大蔵財務協会2013年。

58 南九州税理士会「熊本国税局との書面添付に関する勉強会を開催」『南九州税理士会報』2023年3月 5頁。

59 南九州税理士会「熊本国税局との書面添付に関する勉強会を開催」『南九州税理士会報』2023年3月 5頁。

60 金子宏他共著『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』有斐閣2015年 732頁。

61 最二小判平成19年7月13日民集61巻5号 1980頁。

であるし、どのような証憑書類等によって、事実であると判断したのかという内容を添付書面に記載すべきである。

以上から、税理士法46条の適用基準は、①当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、②当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合であり、単なる記載内容の誤りや書面に記載した内容が事実と異なることを知らなかった場合には、虚偽記載に当たらないと考える。しかし、「悪意」に対する基準は、知りえなかったことについて、「やむを得ないといえる特段の事情があるとき」に限定されるべきである。

懲戒処分を考察するにあたり、添付書面に記載した内容について、申告後に、事実と異なることを知った場合はどうするのかという疑問をもった。申告時点では、「善意」であったが、申告後に「悪意」となった場合である。このような場合にも、懲戒処分の対象となるのであろうか。また、懲戒処分を恐れ、事実だけを記載すれば事足りりとするのも懸念事項である。本来の書面添付制度の趣旨にてらし、疑義事項の解消につながる添付書面でなければ、税務コンプライアンス向上を阻害するものとなりかねないと思われる。

(2) 脱税相談等をした場合の懲戒⁶²

税理士法45条は、脱税相談等をした場合の懲戒とされているため、脱税相談に対する懲戒規定と受け取られがちだが、条文の趣旨は税理士業務の品質水準の維持を意味するものと解される（下線筆者加筆）。

税理士法45条（脱税相談等をした場合の懲戒）

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に対して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

したがって、故意に、真正の事実に反し、または、相当の注意を怠って税務代理若しくは税務書類の作成（添付書面を含む）をしたときには、税理士法45条の適用があるものと思われる。

また、「故意」または「相当の注意」についての解釈は、税理士法基本通達で次のように明記されている。

税理士法基本通達45-1（故意）

法第45条第1項に規定する「故意」とは、事実⁶²に反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいうものとする。

62 TKC全国会『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル〔第6版〕』TKC出版2022年 8-9頁。

税理士法基本通達45-2（相当の注意）

法第45条第2項に規定する「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうものとする。

（1）の一般の懲戒でみた、「虚偽記載」、「悪意」や「やむを得ないといえる特段の事情があるとき」といった概念と近いものであると思われる。

第4節 小括

前節までに、書面添付制度の定義、歴史を確認し、法的側面の検討を行った。第4節では、これらを小括し、あらためて書面添付制度の役割について述べていくこととする。

1. 書面添付制度の定義

書面添付制度とは、税理士法に定められた、申告書への書面添付（税理士法33条の2）と税理士等への意見聴取（同法35条）とを総称したものである。制度の趣旨は、税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成および提出に資するとともに、課税庁が税理士等の立場をより尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に資することにある。

2. 書面添付制度の歴史

1956年、書面添付制度が創設された。大きな転換期は、1980年であった。税理士法1条の改正により、「申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定され、税理士の使命が明確化され、税理士の公共的使命が明確となったのである。その後、数度の改正があり、制度のさらなる拡充等が行われてきた。

課税庁側でも、書面添付制度への期待は大きく、「事務運営指針」の改正がたびたび行われてきた。また、日税連も歩調を合わせるように、「添付書面作成基準（指針）」等の作成を行っている。

歴史的な背景から、書面添付制度が、税理士の使命である、「納税者の信頼にこたえる」こと、そして、「納税義務の適正な実現を図る」ことの二面性を調和させ、直面する問題の解決方法としての役割を負っていることを確認した。そして、書面添付制度が税理士法1条を実現するための最良の仕組みであると結論づけた。

3. 書面添付制度と関連法令等

（1）書面添付制度による納税者の手続的保障原則の遵守

書面添付制度は、税理士法1条を実現するための最良の仕組みであり、租税手続法上の

手続的保障原則を支える制度になり得る可能性を示唆した。

具体的には、書面添付制度における法的問題の解決範囲として、事実認定と法の解釈適用問題という、大きな二つの論点を挙げた。書面添付制度では、納税者との間で信頼関係にもとづいた深いコミュニケーションに基づいた情報交換を繰り返すことで、税務上の要件事実を確認し、添付書面にこれらのやり取り等を記載することで、結果として、手続的保障原則が遵守され得ると述べた。

(2) 書面添付制度と加算税の関係

税務コンプライアンス向上のために加算税制度は有効であると考えられることから、書面添付制度との関係について考察した。平成28年度税制改正によって、事前通知後の申告書提出にかかる加算税の取扱いが変わった。当該改正には、「申告のコンプライアンスを高める」という目的があった。書面添付制度は、この目的を阻害するものではなく、むしろ、貢献し得る仕組みである。したがって、この改正が、書面添付制度のメリットが実質的に失われないよう提言した。

(3) 書面添付制度と税理士の責任

添付書面に記載した内容の全部又は一部が事実と異なる場合であっても、当該書面を作成した税理士が、当該事実をあらかじめ知らなかったと認められる場合は、税理士法46条に規定する「虚偽の記載をしたとき」に該当しないと考えられる。ただし、知りえなかったことについて、「やむを得ないといえる特段の事情があるとき」に限定されるべきであることを提言した。この提言は、民法の考え方を持ち込んだものであるが、税理士法基本通達45-2（相当の注意）と概念的には近いものであると思われる。

4. 書面添付制度の役割

以上から、書面添付制度の役割について考察する。書面添付制度は、税理士法1条の税理士の使命を実務的に解決する方法の一つである。書面添付制度は、税理士の権利であることは疑いようのないところであるが、むしろ、使命の側面から議論されるべきであると考えられる。第1章でみたように、今後、税理士業務の多くをAI等に置き換えられていく可能性が高い。将来の税理士に残される業務は何なのか。法的側面でもみたように、中小企業や個人事業者は、事実の証明が困難な場合が多い。書面添付制度では、納税者との間で税務コンプライアンスに基づいた情報交換を繰り返すことで、税務上の要件事実を確認し、添付書面にこれらのやり取り等を記載することで、結果として、手続的保障原則が遵守され得る。税理士という「人」がAI等に置き換わらない限り、書面添付制度は最後の砦となるのではなからうか。ただし、実務面では課題も多い。さらに、書面添付件数についても伸び悩んでいるのが現状である。これらについて、次章以降で述べていくこととする。

第3章 書面添付制度の実務、効用と課題

第1節 書面添付制度の実務

1. 書面添付制度の実務プロセス

書面添付制度における実務プロセスは大まかに以下の各段階に分けることができる⁶³。なお、ここでは法人納税者に対する税務を行うものと想定して法人税及び消費税に関する主要なプロセスを抽出して検討する。

- (1) 書面添付を前提とした定期的な監査の実施
- (2) 添付書面（財務省令第9号様式）の作成
- (3) 税務署からの意見聴取対応

書面添付制度は、納税者から受けた相談内容、税理士が行った会計判断や税務判断、税理士として申告書内容についてどのような所見をもっているのか等の内容を書面に記載して添付する⁶⁴制度であり、例えば、申告書に記載された課税標準等について、伝票の整理、各種帳簿の記入、整理及び計算、損益計算書及び貸借対照表の計算及び作成、税務に関する調整、所得金額及び税額の計算、これらに関する相談等のどの段階から、具体的にどのように関与してきたかの詳細を記載する⁶⁵必要があることから、納税者への日頃からの綿密な関与及びコミュニケーションが必要となる。加えて税務署に対して意見を述べる機会も生じることから税務署とのコミュニケーション能力も必要とされ、まさに代理人としての税理士の力量が必要となると言える。

2. 各プロセスの概要

ここでは1. に挙げた各プロセスについて解説する。

(1) 書面添付を前提とした月次・決算巡回監査の実施⁶⁶

監査の内容として①巡回監査・基本業務、②決算業務、③経営助言に分類して整理する。

① 巡回監査・基本業務について

納税者における会計処理が適時に行われている以上、巡回監査についても基本的には適時に行われることが推奨される。いわゆる月次監査である。監査時には、帳簿や証票書類などを確認しながら指導し、また相談に応じることとなる。なお、この作業は決算業務で添付書面を作成する際の重要な資料となり、日頃の資料の積み重ねが添付書面の記載内容

63 TKC全国会『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル〔第6版〕』TKC出版2022年 60頁。

64 越智信仁「書面添付制度の浸透に向けた追加的誘因付与」『産業経理』一般社団法人産業経理協会2022年4月 Vol.82 No. 1 17頁。

65 日本税理士会連合会『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年 160頁。

66 TKC全国会『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル〔第6版〕』TKC出版2022年 63-71頁。

をより充実させることとなる。具体的には、監査時に収集・整理・確認した事項を記載していくこととなる。

次節において具体的な記載方法を述べるが、意識するポイントとしては「勘定科目」「計算方法」「増減内容」「会計処理方法」「相談事項」が挙げられる。

書面添付制度の運用においては、①の段階が最も重要であると考えられる。添付書面作成の基となる会計判断や税務判断を行うためには、納税者の現場で起きた事象や今後の予定等を正確に把握することが必要であり、そのためには定期的な訪問等による顧客とのコミュニケーションが不可欠である。

ここで把握した事象や相談内容及び判断内容は詳細に控えておく必要があると考えられ、そのような意味では添付書面の作成は確定申告書作成段階だけではなく期の途中から随時作成されることにより練度が増すものと言える。

② 決算業務について

決算作業に入ると、納税者とのコミュニケーションはより頻繁となり、詳細な資料の確認や補足資料の作成、今期に起きた事象の再確認・税理士による会計税務判断の確定等々が行われ、決算整理仕訳が切られ決算確定となる。また確定した決算に基づき、税金の計算及び確定申告書の作成を行う。会計と税務で取り扱いが異なる事項については申告調整が行われることとなる。そして決算書類及び税務書類の作成が完了すると、納税者への説明や振り返りを通して相互確認を行っていく。特筆すべき事柄があれば、税理士としてどのように判断を行ったのかなどを詳細に説明する必要があるだろう。

③ 経営助言について

定期的な巡回監査を行うことにより、適時に納税者の経営状況が明らかになる。そうして例えば四半期ごとに業績を確認して、これまでの振返りや今後の予測を行っていくこととなろう。税理士としては、納税の予測であったり節税の助言を行うことも重要な役割と言える。

また経営計画書を納税者とともに作成することもこれからの税理士には必要となろう。経営計画書では顧客が今後どのような会社になろうとするのかを数字に立脚した計画書に落とし込んで目標を定めるものとなる。

(2) 添付書面（財務省令第9号様式）の作成

添付書面の作成について、詳細は第3項において説明することとする。

(3) 税務署からの意見聴取対応

① 意見聴取制度

税理士法35条1項において、「税務官公署の当該職員は、添付書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面

を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。」とある。よって添付書面を添付して確定申告書を提出した場合には、税務調査の前段階で税務署からの意見聴取に対応することとなる。

また課税庁においては、「意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。」という指針⁶⁷が示されている。つまり課税庁からの意見聴取によって、税務調査が行われないこともありうるのである。

意見聴取の段階では、書面に記載された事項についての表層的な確認だけではなく、納税者の納税意識や税理士としての所感などより深い部分を口頭にて伝える機会が設けられることから調査官及び税理士の双方にとって重要な場であることは間違いない。

② 課税庁における意見聴取制度の具体的手続き⁶⁸

課税庁における①に述べた事務運営指針では、法人税の場合、税務署の統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法74条の9に規定する事前通知を行わないこととした時を除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する⁶⁹こととされている。これらの手続きは他税目についても同様である。

また、当該事務運営指針では、従来から、課税庁の調査担当者は事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書が提出されている税理士に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、その日時を取り決めた上で、原則として、当該税理士に来署を依頼し、意見聴取を行うこととされている。なお、税理士が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出でも差し支えないこととされている。

意見聴取が行われた後、税務調査が行われない場合には、課税庁から税理士に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡が、原則として文書により行われる。また、調査が行われる場合には、国税通則法に規定する事前通知を行う前に、税理士に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡が口頭（電話）により行われる。

67 国税庁ホームページ「調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」

(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401-2/01.htm>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

68 大久保昇一『改訂版 実務家のための書面添付制度活用のポイント』大蔵財務協会2013年 52-54頁。

69 国税庁ホームページ「調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」

(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401-2/01.htm>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

③ 具体的な意見聴取の内容⁷⁰

実務上、実効性ある意見聴取が行われるためには、税理士と課税庁双方が書面に記載されている事項やそれに関する次のような事項について積極的に意見交換を行うことが重要と考えられる。なお、ここでは特に大事な事項を抜粋する。

ア 総括的な事項

税理士から見た、納税者の納税意識や経営の考え方、経理の体制等を説明する。税務調査では経営者の人柄や物事の考え方などまでヒアリングを通して観察されるため、その部分についてあらかじめ詳しく説明するとよいと考えられる。

イ 納税者の申告に関する具体的な税理士業務の内容

税理士が納税者の申告に関してどの程度まで関与しているのか等を伝える。細かな部分まで関与がなされている場合には税務調査までする必要はないと判断される一助となるだろう。

ウ 計算し整理した主な事項

日頃の指導や決算に関して税理士が計算、整理した事項を伝える。原始記録の段階では整理のなされていない事項についても、会計税務のプロフェッショナルである税理士がまとめることにより証拠書類としての能力が格段に上がるためそうしたことを伝えると効果的だと言えよう。

エ 期末棚卸資産についての原始記録の保存状況はどのようになっているか

期末棚卸資産については、税務調査で必ずといっていいほど確認がなされるが適当に計上されているのか、しっかりとした資料を基に計上されているのか等は意見聴取の際に伝えることで今後の調査の有無に大きく影響を与えると考えられる。

オ 福利厚生費について、給与に該当するものの検討は行っているか

実務的な部分の話として、しばしば税務調査において解釈や判断の相違が生じて問題となる部分についてあらかじめ判断等の根拠を示すことで、意見の相違が生じない場合には税務調査まで実施されることが減ると考えられるため、先手を打って説明することが肝要である。

カ 相談に応じた事項

納税者や経理担当者から相談を受けた事項のうち、重要なものについて、どのような判断に基づき、最終的にどのような処理を行ったかを説明する。相談がなければ不用意な課税を招く結果となったことでも、事前のアドバイスにより適切に対応できたことなどを説

70 大久保昇一『改訂版 実務家のための書面添付制度活用のポイント』大蔵財務協会2013年 56-57頁。

明することで、税理士が綿密な関与をしている印象を与えられるであろう。

3. 添付書面の内容及び記載方法

(1) 添付書面の様式

法人税法33条の2第1項に規定する添付書面の様式は、令和6年4月1日時点で改正がなされ次のものが用意されている。名称については「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」から「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」に変更されている。

① 通常の様式

② 相続税・贈与税等対応様式

新たに相続税・贈与税等に対応した様式が用意されているが、通常の様式とは2ページ目の3の「計算し、整理した主な事項」が異なる。通常様式では、3(2)の項目は「(1)のうち顕著な増減事項、増減理由」であり、3(3)の項目は「(1)のうち会計処理方法に変更があった事項、変更等の理由」となるが、相続税・贈与税等対応様式では、3(2)の項目が「(1)のうち個別的特徴的な事項、備考」欄へと置き換えられている。

(2) 各項目の記載方法

下記の7つの事項に関して記載、作成することとなる⁷¹。

① 提示を受けた書類等に関する事項

ここでは、「書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称」及び「左記の書類等以外の書類等」について記載する。

② 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

ここでは、「帳簿書類の名称」及び「作成記入の基礎となった書類等」について記載する。税理士が納税者の記帳代行等を行っている場合には、作成した帳簿書類やその基礎となった預金通帳や現金出納帳等の書類の名称を記載する必要がある。

③ 計算し、整理した主な事項（通常様式の場合）

事前の意見聴取に十分応えることが税理士に求められるため、積極的に記載する必要がある。記載内容は、監査時に収集・確認・整理した事項が主な内容となる。

ア 「区分」、「事項」、「備考」欄

「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目等を記載する。

71 国税庁ホームページ「H2-3 計算事項等を記載した書面の添付」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/zeirishi/annai/002.htm>) (最終閲覧日：令和6年4月29日)。

「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載する。例えば、「損金経理により役員賞与を支給している」「厚生費の中に税法上の交際費に該当するものがあり、これを含めて損金不算入額を算定した」場合などが対象となり、別表4で加算・減算されることとなるが、こうした事項を記載する。

「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載する。例えば、「棚卸が著しく減少している」場合を記載するに際して、「その事実を棚卸資産証明書によって金額を確認し、仕入単価50万円以上の商品については決算期末1か月の売上傳票と仕入伝票により、棚卸の計上不足の有無を確認した」場合には、これら確認した帳簿書類名を記載する。このように、計算し、整理した事項について、何によって確認したかを具体的に記載する。加えて①や②で記載した書類名との整合性も図ることも必要となる。

イ 「ア のうち顕著な増減事項」、「増減理由」欄

ここでは、ア に記載したもののうち、前期（前年）等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載する。なお、記載にあたっては（A）の記載内容に限定せず、決算書・申告書及び勘定科目内訳明細書等から顕著に増減した事項を記載する。「ア のうち」と付け加えられているのは、法文上の整合性を図るためと理解されている。ここでの記載内容は、税務署においては意見聴取の場面において、金融機関においては融資判断や業績把握の場面において有用な情報となるため、記載内容の充実に努めることが添付書面の評価向上に繋がる。

ウ 「ア のうち会計処理方法に変更等があった事項」、「変更等の理由」欄

ここでは、ア に記載したもののうち、当期（当年）において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載する。例えば、消費税の経理処理を税込経理から税抜経理に変更した場合や、減価償却方法の変更などが挙げられる。この記載により顕著な増減があった場合でもそれは異常値ではなく、正当な理由によるものであることが説明できる。

ウ-2 計算し、整理した主な事項（相続税・贈与税等対応様式の場合）

「ア のうち個別的・特徴的な事項」欄

ここでは、ア に記載したもののうち、個別的・特徴的である事項について、その内容を簡記し、その詳細等を「備考」欄に具体的に記載する。

④ 相談に応じた事項

ここでは「相談事項」及び「相談の要旨」について記載する。具体的には税理士法2条第1項3号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載する。日頃の監査の場面において、納税者からの相談事項は数多いと考えられるが、ここでは特

別に重要な相談事項（課税所得額算定にとって特に重要性のある事項等）を記載する。

⑤ 総合所見

ここでは、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載する。単に、当期（当年）についての所見を述べるだけでなく、税務・会計に関し納税者と一番身近であり、また理解する存在である税理士が、経営者の姿勢であったり、社風であったりを税務署へ説明する欄としても有効に活用できると考えられる。

⑥ その他

ここでは、「①提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から「⑤総合所見」欄までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項（例えば、申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度、納税者の税に関する認識、申告書作成に当たって留意した事項など）があれば記載する。

⑦ 追加記載する事項

ここでは、「①提示を受けた帳簿書類に関する事項」ないし「⑥その他」の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用する。

4. 添付書面作成上の留意点

添付書面は、税理士が申告書の作成に関してどの程度内容を計算し、整理し、または相談に応じたかを記載するものであるが、その目指すところは、税理士法1条の納税義務の適正な実現に資するためであり、課税庁が添付書面を見れば、申告書の内容が適正なものと理解できるような信頼される内容を記載する必要がある。

したがって、計算し、整理し、または相談に応じた事項について「何も記載のないもの」あるいは「文例等の丸写し」は、添付書面の本旨から乖離したものであり、本来の添付書面としては認められないであろう。

なお、添付書面は、消費税の課税事業者である法人の場合には、法人税用と消費税用とを別々に作成することが必要となる。消費税の課税事業者で、法人税の添付書面のみを作成して、消費税の添付書面を作成していないときには、法人税のみが意見聴取の対象となるため注意が必要となる。

平成21年4月1日に日本税理士会連合会によって制定された「添付書面作成基準（指針）」によれば、留意点として次の4つの項目があげられている⁷²。

- (1) 書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。

72 日本税理士会連合会ホームページ「書面添付」
(<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

- (2) 税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。
- (3) 法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った業務の結果は申告書に反映されるが、添付書面は、その内容を更に詳細に開示するものである。
- (4) 書面の1欄から5欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法33条の2に規定する書面に該当しない。

5. 添付書面作成に当たっての姿勢

添付書面の記載を次のような姿勢で行えば、税理士法35条による意見聴取時に円滑な対応ができるばかりではなく、さらに一歩進んで書面添付対象企業には意見聴取の必要もないとの高い評価を課税庁から得ることも可能になるであろう⁷³。

(1) 積極的な情報開示への意識転換

添付書面の記載内容が租税債務の決定に際し、その正当性を正確に表明していると認められる場合には、意見聴取に際しても、また実地調査においても積極的な判断材料に資することとなる。そのためには、添付書面に、租税債務の決定に影響を及ぼす事項および原因を全期比較等しながら、特筆すべき事項を網羅的、かつ課税庁に分かりやすく積極的に記載する必要がある。このことは適正な納税義務の実現を支援する税理士として課税庁からの信頼を得ると同時に、税理士事務所の法的防衛にもつながる。

(2) 独立した公正な立場で正確な決算書・申告書を作成する

正確な決算書を作成するためには、日常的に会計資料ならびに会計記録の適法性、正確性および適時性を確保する必要がある。そのために、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめる監査を行うこととなる。そして、税理士は確定した正確な決算書を基礎として、独立した公正な立場において、租税に関する法令に規定された税務申告書を作成することで、納税義務の適正な実現を図る。

(3) 勘定科目内訳明細書を詳細に作成する

添付書面の記載の基になる主要な決算数値については、勘定科目内訳明細書等にその内容を記載することになっている。売掛金や買掛金・未払金等の内容は詳細に記載する、または固定資産売却益は収入金額から控除した売却時の簿価をマイナス表示するなど、明瞭な記載に努めることで、添付書面の内容の理解につながり、決算書の信頼性が高まる。

なお、平成27年6月に日本税理士会連合会業務対策部において策定された「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」によれば、質の高い書面添付

73 TKC全国会『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル〔第6版〕』TKC出版2022年 83頁。

とは、「正しい決算に基づいた適正な申告であること」及び「添付書面の記載内容が充実していること」の2つの要件を満たす必要がある⁷⁴とされる。その前提として、納税者の適正な納税意識や、書面添付制度への十分な理解、税理士との信頼関係などが必須であり、これらの条件を満たすよう納税者に理解を求める⁷⁵姿勢が必要である。

第2節 書面添付制度の効用

1. 効用

税理士の権利として定められる書面添付制度の効用について、税理士の立場から考えると第一に挙げられるのは調査省略の可能性があるということであろう。

平成27年6月に日本税理士会連合会業務対策部において策定された「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」によれば、書面添付制度は、税理士が税務の専門家として計算等した事項を記載した書面を作成し、課税庁が当該書面を尊重することにより税務執行の円滑化等を図るという趣旨があるとされ、税理士事務所及び関与先企業それぞれに次の効用があるとされる⁷⁶。

(1) 税理士事務所にとって

- ①税理士法1条にある税理士の使命の完遂につながる
- ②事務所の業務品質の向上に役立つ
- ③関与先との信頼関係の強化に役立つ
- ④税理士の責任の範囲を明確化することができる
- ⑤税理士の社会的信用及び地位の向上に資する

(2) 関与先企業にとって

- ①計算書類の信頼性の向上につながる（税務当局や金融機関並びに取引先など社会からの評価の向上に役立つ）
- ②財務会計力の向上（適正な決算・申告により、自社の正しい経営状況の把握ができ、よりの確な対応策などを打つことができる）
- ③税務調査の省略や効率化が期待できる

74 日本税理士会連合会業務対策部「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」2015年6月

(<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

75 日本税理士会連合会業務対策部「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」2015年6月

(<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

76 日本税理士会連合会業務対策部「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」2015年6月

(<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>)（最終閲覧日：令和6年4月30日）。

上記とは別に、第2章で述べた「納税者の手続的保障原則の遵守」についても書面添付制度の効用と考える。つまり添付書面を添付して申告が行われた場合には、適正な手続きにより税理士による意見聴取の機会が設けられ、その後場合により税務調査が行われるのである。

税務調査の現場において、納税者の代理人として立ち会った税理士が正しく対応することができればよいが、若く経験の浅い税理士である場合はどうであろうか。税務調査という特殊な環境の中においては、全ての対応を正しく取ることは難しいのではないだろうか。

金子宏教授曰く「租税の確定と徴収が違法に行われることは、決して少なくない。」⁷⁷

では、書面添付制度の手続きに基づき、事前の意見聴取がある場合はどうであろうか。そこで確認された事項については、判断の根拠や証拠を「事前に」明確に示すことができているのであるから、その後税務調査が行われたとしても租税の確定と徴収は適正に行われるのである。

よって、意見聴取という適正な手続きが保証されることにより納税者の財産権の保護の一助となるのである。これはまさしく書面添付制度の効用である。

2. 判例を基に考える書面添付制度の効用で争いは避けられるのか

1. において、書面添付制度の効用について述べた。ここからはいくつかの判例を基に当初申告の段階において書面添付制度を有効に活用していた場合に、課税庁との争いを防げたのかどうかを検証する。

書面添付制度の活用では特に「課税要件事実の認定」作業において効果を発揮すると考えるため、その部分につきどのように記載すべきなのかを検証していく。

(1) 法人税法11条（実質所得者課税の原則）に係る判例

法人税法11条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と規定する。これは所得の帰属を認定する際の考え方が示された条文である⁷⁸。

要件事実の認定に必要な事実関係や法律関係の「形式と実質」が食い違っている場合には、形式あるいは外観に従ってではなく、実質ないし実態に従って、それらを判断し認定しなければならない^{79・80}。

この点、経済的実質と法律的形式の対立において経済的実質を採用すべきと考える「経済的実質主義」と、法律的実質と法律的形式の対立において法律的実質が採用されるべきと考える「法律実質主義」の二つの考え方があり得るが、通説は後者に立つ⁸¹。

77 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 1093頁。

78 酒井克彦『二訂版 裁判例からみる法人税法』大蔵財務協会2017年 89頁。

79 酒井克彦『二訂版 裁判例からみる法人税法』大蔵財務協会2017年 89頁。

80 金子宏『租税法〔第24版〕』弘文堂2021年 182頁。

81 酒井克彦『二訂版 裁判例からみる法人税法』大蔵財務協会2017年 89頁。

- ① P社の代表者でX社の実質上の代表者でもあるUがX社名義で行った土地の取得と譲渡による収益の認定事例（第一審千葉地裁昭和62年5月6日判決、控訴審東京高裁昭和63年8月30日判決、上告審最高裁平成元年3月3日第二小法廷判決）⁸²

【事案の概要】

P社の代表者でX社（原告・控訴人・上告人）の実質上の代表者でもあるUがX社名義で行った土地の取得と譲渡による収益について、X社は、かかる収益はP社に帰属するとして法人税の確定申告をしたが、税務署長Y（被告・被控訴人・上告人）は、これを名義人であるX社に帰属するとして更正処分を行った。

そこで、X社は、提訴し、X社が本件土地の所有者であったこと及び本件譲渡の取引主体であることを否認し、X社は単に所有名義及び売渡人名義を提供したにすぎず、本件土地の所有者及び本件譲渡の取引主体はP社であり、したがって、本件土地の譲渡益はすべてP社に帰属するものであると主張した。

【争点】

UがX社名義で行った土地の取得と譲渡による収益は、P社に帰属するかX社に帰属するか。

【判決の要旨】

ア 千葉地裁昭和62年5月6日判決

「法人税法11条は『資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。』と規定するから、法人の所得の有無とその帰属を判定するについては、単に当事者によって選択された法律的形式だけでなく、その経済的実質をも検討・吟味すべきことは当然であるが、当事者によって選択された法律的形式が経済的実質から見て通常採られるべき法律的形式とは明らかに一致しないものであるなど特段の事情がない限り、当事者によって選択された法律的形式は原則として経済的実質をも表現しているものという事実上の推定が働き、右の法律的形式と経済的実質との不一致が明らかに立証された場合において初めて右の推定を覆し、右立証された経済的実質に従って法人税法上の法律関係が確定されることになると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、・・・各事実から認められる本件譲渡に係る法形式によれば、本件土地を取得し、これを譲渡した主体は明らかにX社であり、したがって、本件譲渡に係る譲渡益は、すべてX社に帰属すべきものであることが明白に推認されるところである。」

82 酒井克彦『二訂版 裁判例からみる法人税法』大蔵財務協会2017年 93-95頁。

イ 控訴審東京高裁昭和63年8月30日判決及び上告審最高裁平成元年3月3日第二小法廷も第一審判決を維持した。

【コメント】

この事例では、法律的形式と経済的実質が明らかに不一致となる特段の事情が立証されなかったことから、法律的形式に基づいて法律関係が確定された。つまり譲渡の名義人であるX社に譲渡益が帰属される結果となるが、判決ではいくつかの事実が精査されて最終的な譲渡益の帰属を確定しているため、この部分が書面添付制度の活用生きてくるであろう。なお、この事例による各事実を端的にまとめると以下になる⁸³。

ア X社が本件土地につき不動産売買契約を締結した。

イ X社は本件土地代金の一部を支払、残額はP社が支払った。

ウ X社とP社は代金支払額に対応して本件土地をほぼ二等分してそれぞれ所有権移転登記を行った。この際、本件土地の買受人は全部X社となっていたことからP社分をX社から取得原価で譲渡したこととして経理がなされていた。

エ X社は本件土地につき支払金額を基に取得価額とし、たな卸資産として計上した。

オ X社は本件土地をZ社に買戻特約付きで売買する契約書を作成し、Z社名義に所有権移転登記を経由したが、売買代金の授受は行われていないし、本件土地に係る関連費用はX社の費用として計上されていた。

カ オの売買の際に、経理担当者がZ社への譲渡収入を計上したところ、Uからオの譲渡は名義を借りたに過ぎず、売上には当たらない旨の指摘を受けたが、その際にUから「そもそも実質的にはP社の所有であるのだからX社の仕入にのせること自体がおかしい。」という指摘は受けなかった。

キ その後、本件土地は再びX社名義に戻された上で譲渡が行われ、その際の売買契約書や代金の支払者等は全てX社名義となっていた。

【添付書面に記載する場合のポイント】

添付書面を作成するにはまずは上記【コメント】に列挙した事実につき確認した事柄を丁寧に列挙していく必要があるだろう。

特に代金の支払者と売買契約名義とが異なることとなっている場合の事実関係やなぜそうなったのかという事情についての説明が求められる。

現行の添付書面の様式を用いた場合には「その他」の部分に記載を多くすることとなると考えられるが、この事例では譲渡に係る説明をする際には、もちろん取得事業年度の確定申告においても添付書面は作成されるであろうが、再度取得の時から譲渡までの流れを説明する必要があるだろう。そうなったときに現行の様式だけでは書きづらさも感じるころではある。

83 千葉地裁昭和57年（行ウ）（TAINS：Z158-5919）、東京高裁昭和61年（行コ）（TAINS：Z165-6152）、最高裁昭和63年（行ツ）（TAINS：Z169-6258）。

【書面添付制度が活用された場合の考察】

今回の事例では、売買契約名義と代金の支払者が異なった際に、支払者が取得者としていたところ、名義が取得者とされた事例となるのであるが、最大のポイントはUがP社の実質的な支配者でもあったことから、X社でもP社でも経理処理を自由に操作できたことにあると考える。

税理士として添付書面を作成する過程では、名義人と支払者が異なることとなった事情についてUがP社の実質的支配者であることも念頭に特に詳細に説明をする必要があるであろう。そこにしっかりとした判断の根拠を示すことができたとすれば、仮に否認される結果となったとしても、そこに至るまでの過程では手続的保障原則に則った形で課税庁との争いは極力避けられるのではないかと考える。

- ② X社名義での登記土地の譲渡による収益を、X社（Y主張によるところのAの個人会社）ではなくA個人に帰属すべきものと認定された事例（第一審大阪地裁昭和41年9月16日判決、控訴審大阪高裁昭和44年3月31日判決）⁸⁴

【事案の概要】

X社（原告・控訴人）は、土地譲渡益の帰属者をA個人であってX社ではないと主張した。

【争点】

登記名義上の土地の譲渡益は誰に帰属するか。

【判決の要旨】

ア 大阪地裁昭和41年9月16日判決

大阪地裁は、次のような事実認定をした上でX社の主張を排斥し、X社が所得の帰属者であるとした。

- (ア) M土地株式会社がX社に売り渡し、X社名義の所有権取得登記がなされていること。
- (イ) X社を債務者として抵当権設定登記がなされていること。
- (ウ) 代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記がなされていること。
- (エ) X社は、この土地の固定資産税を納税していること。
- (オ) 売主をX社名義として土地がT株式会社に売り渡されていること。

大阪地裁は、土地譲渡益の帰属者は、A個人であってX社ではないことを根拠付けるためにX社の示した事由はいずれも、X社の主張を認めるには十分ではないから、土地譲渡益がX社に帰属するものと認定し、この認定に基づいてなされた更正処分は適法であるとした。

イ 大阪高裁昭和44年3月31日判決

「本件土地はかつてM株式会社の所有名義であったところ、・・・売買を原因としてX社名義に所有権移転登記が経由され、更に・・・売買を原因としてX社名義からD

84 酒井克彦『二訂版 裁判例からみる法人税法』大蔵財務協会2017年 95-97頁。

株式会社に所有権移転登記が経由されていること、また本件土地につき、M土地株式会社とX社との間に・・・売買契約書がそれぞれ作成されていることが認められる。これによれば本件土地は法形式上X社の所有であったものであって、D株式会社への譲渡による収益も右形式に従いX社に帰属すると一応見ることができるが、所得税法及び法人税法が採っている実質所得者課税の原則により、右収益の実質的な享受者が他にあれば、右収益は、法形式の如何に拘らず、右の者に帰属するといわなければならない。」

「本件土地は登記簿上X社の所有名義であったが、実質的にはA個人の所有に属していたものであり、従ってそのD株式会社に対する譲渡による収益も、実質上の所有者であったAに帰属したものであるべきであるから、右譲渡益である・・・1,473万3,333円がX社に帰属するものとしてした本件更正決定・・・は、実質所得者課税の原則に反する違法な処分であって、到底取消しを免れない。」

【コメント】

経済的実質に基づき法律関係が確定された事例となる。特に地裁では原告が負けているが高裁では原告が勝訴している事例となる。

高裁では次のような事実を認定している⁸⁵。

ア Aは戦前から本件土地の一部を借受け、生業を営んでいた。

イ その後、本件土地周辺一帯につき盛土工事と土地区画整理事業を行うこととなり、本件土地所有者から立退きを求められた。

ウ 交渉の末、所有者から賃借地を買受けてこれに対する換地を取得することになり、所有者から賃借地を含め本件土地の売買契約を締結した。

エ ウの売買の代金はAから所有者へ支払われたが、Aは買受人名義をX社にしたい旨申し入れ、その了解を得た。

オ Aが本件土地の買受人名義とならなかった理由としては、当時Aには債務があり、本件土地につき強制競売申立てを受けるおそれが多分にあったことが挙げられ、よって本件土地の差押えを回避するためにA以外の者が買受けた如くにして所有権移転登記を経る必要があった。

カ AはX社を実質的に支配していたことからX社は本件土地の買受名義人とするのに適当ではあったが、X社は資産能力がなく本件土地を借受けていたこともないので買受ける資格は認められない。またX社の決算報告書には資産として本件土地が計上されていなかった。

キ X社は本件土地の固定資産税を支払っているが、後日Aとの間で決済を行っている。

ク Aから依頼を受けた税理士は事情を聴取の上、本件土地の譲渡をAの譲渡所得として申告した。

ケ Aは別に所有していた建物も本件土地と同様の事情により所有名義をX社とし、そ

85 大阪高裁昭和41年（行コ）（TAINS：Z056-2424）。

の後譲渡した際にはAの譲渡所得として申告納税していたが、当該譲渡についてはX社に法人税が課税されていなかった。

【添付書面に記載する場合のポイント】

高裁で認定・整理された事実によれば、本件土地の名義は確かにX社であったが、Aが個人名義で取得することができない事情（差押えにあってしまう恐れがあったこと）が存在したことが大きな鍵となっているのではないかと考える。

よって、添付書面を作成する場合には、上記の事実を列挙するだけでなく、X社の名義にせざるを得なかった事情とその合理性の説明についても詳細に記載する必要があると考える。そうすると「相談に応じた事項」欄であったり「総合所見」欄の記載に特に注力する必要があると考える。税理士としてヒアリングした結果、そこに経済的合理性があると判断した理由についても、根拠等を示しつつ税理士の言葉で説明することで添付書面の完成度は上がるであろう。

【書面添付制度が活用された場合の考察】

添付書面が作成された場合には、課税庁側では事前に名義と実質が異なることにつきその事情と判断は要するにせよ経済的合理性の存在を確認することができる。ここで経済的合理性が鍵となると判断されたとしてもあらかじめ内部の審理担当へ判断を仰ぐことができ、その時点で経済的合理性があるという結論になれば税務調査の実施までは行われずに済むであろう。

仮に税務調査を行うこととなったとしても、そこで初めて事情が明かされた場合とは異なるため、課税庁との争いが生じることもないであろう。

つまり、課税庁側でもしっかりと事案を精査した上で指摘することとなるため、最初から一つ上の次元での意見の対立となることが期待できる。

当然、税務調査の前に税理士への意見聴取が行われることから、経済的合理性の有無の妥当性がしっかりとお互いで決着が着けられれば、今回の事案の場合には税務調査自体が行われることもなかった可能性がある。

(2) まとめ

2つの判例を見てきたが、いずれも課税要件事実の認定について、納税者と課税庁との間で見解の相違が生じたことがポイントであろう。書面添付制度を活用すれば、課税要件事実の認定作業を詳細に記載することができる。

そうすると、申告書の提出の段階で、あらかじめ税理士が納税者から確認し検討した事項を詳細に添付書面に記載して申告した場合には、課税庁も事前に詳細な審理・検討を行うことができ、その事実を認定して争訟までにはならない可能性もあると考える。

よって、申告書に添付書面を添付したからといって必ず争いを避けられる訳ではないが、納税者と課税庁があらかじめお互いに事実を整理することができ、それによって争いが生じない結果となる可能性はあると言えるのではないだろうか。

第3節 書面添付制度の課題とその解決の模索

1. 書面添付制度の課題

書面添付制度の効用がある一方で、制度の実施状況が未だ低調である原因は何であろうか。筆者は次の点が挙げられると考える。

(1) 添付書面の作成にかかる負担

添付書面の作成には準備段階を含めて時間を要する。確定申告は期限があるため、決算が確定した段階で期限が差し迫ってしまい、とても添付書面を作成する時間的余裕がないという場合もあろう。そうすると完成度の高い添付書面を作成することは難しく、結果として作成しないことに繋がると考えられる。

また、いざ添付書面を作成していく際に、記載すべき事柄がない項目があったり、簡単な記載に終わってしまう項目がある場合には、添付書面の完成度が低いと考えてしまい結果として作成することが億劫になることも考えられる。こうした心理的な負担についても作成する際の足かせとなっているのではないだろうか。

(2) 書面を添付するに足る関与状況や帳簿状態にない

法人税や所得税の添付書面を作成するためには、日頃から顧客である納税者との定期的な関与が不可欠であるが、小規模な納税者である場合等必ずしも関与が十分ではない顧客も一定数あるのではないだろうか。また帳簿の状態が整理されていない状態が続く顧客も一定数あるのではないだろうか。こうした納税者につき、添付書面を作成することは困難であり、仮に作成したとしても軽薄なものになってしまう。

(3) 書面を添付するほどの複雑な取引が無い場合

そもそも制度を利用するほどの複雑な事案や取引がない納税者の事業年度等については、作成をしたところで税務調査等で問題になることが少ないと考えられ、そのような場合に積極的に添付書面を作成する意欲が生じないと考える。

(4) 添付書面を作成する意義への不理解

税理士として実務を行っていく中で、添付書面に記載された事項については添付書面を作成せずとも確認を行っているため、わざわざ添付書面を作成する必要はないという考え方ができる。また、しっかりと確認をしているが故に添付書面を作成する労力を割く位ならば潔く税務調査が実施され、その際に説明すれば済むと考えて作成しないということも考えられる。加えて税務調査の実施を必ず回避できる訳ではないため、作成することを避ける可能性もある。

(5) 制度に則った様式以外の書面を添付している場合

書面添付制度においては、定められた様式が用意されているが、この様式を用いずに税理士自身が独自に作成した説明書や明細書類を添付する場合も考えられる。添付書面の様式では表現が難しい場合や、自由に根拠書類を作成できることから、独自の添付書面を添付し申告する場合もあると考えられる。

(6) 虚偽記載があった場合に罰せられる可能性がある

作成した添付書面の内容につき虚偽記載があると認められる場合には、税理士に罰則がある。意図して虚偽記載をすることはもってのほかであるが、意図せずに記載した内容につき虚偽記載として罰せられる可能性を恐れて作成することに躊躇することも考えられる。

上記の原因は良くも悪くも全て税理士自身に帰結されるのではないだろうか。そもそも現行の実務では納税者から添付書面の作成を依頼されることはほとんどなく、税理士の意思で相談・提案し作成することが多いと考えられるため、作成するか否かの選択の出発点は税理士にあるのだ。よって制度の利用が低調である原因は全て税理士に帰結されるであろう。

2. 書面添付制度の課題解決の模索

1. で挙げた課題の解決を模索するためには、まず書面添付制度の効用を広く周知させていくことが挙げられる。

第2節で述べたように書面添付制度を有効に活用すれば課税庁との争いを極力最小化できる可能性がある。それはつまり調査時間等を確保せずに済んだり、加算税等を納税者が負担せずに済むことに繋がると言えるから制度の効用を税理士自身が理解することが必要である。

しかし、単純に全ての申告につき書面を添付すればよいかというと、第1項において制度の課題として挙げたように、関与状況が不十分であったり、複雑な取引のない納税者についてはそもそも書面添付制度の効用が十分に発揮されない場合も多々あると考える。

こうしたことを考えると、課題の解決のためには、書面添付制度自体が複雑な判断を要する場面において、最大限の効用を発揮できるような制度にする必要があると考えられる。

納税者の代理人として「法律の解釈」「課税要件事実の認定」「法律の当てはめ」という作業を繰り返し行う税理士にとって、「課税要件事実の認定」及び「法律の当てはめ」の2つの要素をあらかじめ税理士の意見として税務署に述べられる機会が与えられることは大きなメリットである。しかし、その要素を述べるまでもない場合にまで書面添付制度を無理に活用することは、かえって制度利用の促進には繋がらないのではないだろうか。

よって、複雑な税務判断を要する申告を行う場合や税理士の判断根拠をあらかじめ税務署に示したい場合等（納税者と税務署で意見の対立が生ずることが考えられる事柄がある場合）に特化して添付書面を作成し、そうして提出された申告書につき更正があった場合でも、税理士が関与し判断した部分については最大限課税上の措置が図られるようにしてはどうだろうか。

第4節 小括

この章では書面添付制度について書面記載の方法、制度の効用、課題及び課題解決の模索について述べてきた。書面添付制度は税理士に与えられた権利であり、申告内容について税理士がいかに関与し、考え、結論を導いたのかを詳細に表現することができる。

一方、そもそも税理士が納税者の代理人として申告を行うこと自体が適正な納税義務の実現に寄与していることを考えると、定められた様式による添付書面がある場合とない場合とで、取り扱いや手続きに差異が生じることには疑問を感じざるを得ない。

よって税理士が代理人として間に立っている時点で、課税庁は書面添付制度で得られる効用を柔軟な形で税理士に付与するべきではないだろうか。

具体的には、税務署が税務調査を行う際に、納税者に関与する税理士がある場合は、必ず事前に税理士へ意見聴取を実施し、そこで疑問点等が解決できれば調査を実施しない、という取り扱いでよいのではないだろうか。

デジタルテクノロジーがますます発展していく中でも、適正な納税義務の実現のためには、「人」である税理士の存在価値はもっと増していくと考える。それに伴って税理士に付与される権利の拡充も当然に図られていくべきではないだろうか。

第4章 書面添付制度と税務コンプライアンス

国税庁レポート2023によると、「国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用」しており、「この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識をもっていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要」としている。

この章では、納税者自身が税務コンプライアンスを実現するための課税庁の取組についてまず確認をし、その後税理士が納税者とどのように関わりをもって納税者の税務コンプライアンスを実現するかを論じる。

第1節 課税庁の取組

課税庁は、適正申告・納税を推進するため、納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報・広聴活動の充実を図るとともに、国民各層・納税者の方々に向けた税に関する啓発活動を推進⁸⁶している。

1. 税務相談

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供⁸⁷をしている。その実績は次のとおりである。

図表2-4 国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数

会計年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	78,746	89,082	80,787

(単位：千件)
(出所) 令和4事務年度 国税庁実績評価書より一部修正

図表2-5 国税庁ホームページ「チャットボット」への質問入力件数

会計年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
質問入力件数	4,053	6,354	7,125

(単位：千件)
(出所) 令和4事務年度 国税庁実績評価書より一部修正

86 財務省「令和4事務年度 国税庁実績評価書」63頁。

87 国税庁「国税庁レポート2023」26頁。

図表 2-6 電話相談センター等の相談件数

(単位：千件)

会計年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電話相談センター	5,822	5,574	4,885
確定申告電話相談センター	4,082	3,950	3,411
インボイスコールセンター	43	107	500
計	9,947	9,631	8,796

(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調 令和 4 事務年度 国税庁実績評価書より一部修正

電話相談センターの利用は減少傾向にあるものの、インターネットを利用した相談件数は増加傾向にあることが伺える。

2. 事前照会と文書回答手続

国税当局などにおいては、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会（事前照会）に応じ回答⁸⁸している。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表⁸⁹している。

図表 2-7 文書回答手続による事前照会の受付件数

(単位：件)

会計年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受付件数	115	117	125

(出所) 令和 4 事務年度 国税庁実績評価書より一部修正

事前照会の受付件数は微増しており、税務上の取扱いに関してあらかじめ確認をすることにより、納税者が自ら適正な申告に努めようとする傾向にあることが伺えるのではなかろうか。

3. その他

上記以外にも国税庁は、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」⁹⁰を国税庁ホームページに掲載するなど、納税者自身で適正な申告を行えるような取組を行っている。

88 国税庁「国税庁レポート2023」28頁。

89 国税庁「国税庁レポート2023」28頁。

90 国税庁『「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用について』リーフレット1頁 (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/pdf/01.pdf>) (最終閲覧日：2024年4月22日)。

第2節 納税者の行為

1. 納税者行動

課税庁は納税者に高い納税意識をもって、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することを求めている。

「租税は、国民の経済生活のあらゆる局面に関係をもっていることから、人はその租税法上の意味、あるいはそれが招来するであろう納税義務を考慮することなしには、いかなる重要な経済的意思決定をもなしえない。むしろ租税の問題は、多くの経済取引において、考慮すべき最も重要なファクターであり、合理的経済人であるならば、その意思決定の中に租税の問題を組み込むはずである。」⁹¹と金子宏教授が述べているとおり、納税者が経済活動の意思決定要因の一つとして租税を認識していることは間違いないだろう。租税は経済活動を行っていく上でのコストという認識に近いのではなかろうか。コストであると仮定するならば、租税負担が軽減する行為、いわゆる節税行為を求めることは、経済活動において合理的であるといえる。

2. 節税行為と租税回避行為と脱税行為

納税者が行う節税行為とは、どのような行為をいうのだろうか。

憲法30条において「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定め、憲法84条においては「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めている。

憲法の定めのとおり、租税の賦課・徴収は、「必ず法律の根拠に基づいて行わなければならない。換言すれば、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない。」⁹²という租税法律主義のもとで決定される。

そこで節税行為であるが、節税行為を検討する場合に、合わせて租税回避行為と脱税行為についても触れる必要がある。節税行為、租税回避行為について、明確な定義はないが、「租税法上は、税負担を納税者が意図的に軽減する行為について①節税（tax saving, Steuerersparung）行為、②租税回避（tax avoidance, Steuerrückführung）行為、③脱税（tax evasion, Steuerhinterziehung）行為の3種に分類・整理して論じられている」⁹³。

増田英敏教授によれば、節税行為は「租税法規が予定した法形式を選択することにより租税負担を軽減する行為」⁹⁴であり、租税回避行為は「私的自治の原則および契約自由の原則のもとにある私法の分野における法形式の選択可能性を利用して、①異常な法形式を選択し（ここで異常という意味は通常用いられる法形式でないはないということであり異

91 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 79頁。

92 金子宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年 77頁。

93 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂2019年 107頁。

94 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂2019年 107頁。

常で違法な法形式を意味しないところに注意を要する)、②通常想定される法形式を選択した場合と同一の経済的効果を達成し、③その結果として租税負担の軽減を図る行為」⁹⁵であり、脱税行為は「課税要件の充足の事実を全部または一部秘匿する行為」⁹⁶としている。

上述の行為が租税法において有効か、無効かは本研究の主旨ではないため論じることにはしないが、いずれにしろ、納税者が日々行っている経済活動が、租税法においてどのような行為となるかの判断は意思決定の重要なファクターの一つには違いない。この判断を、課税庁は納税者自身で行うことを求めており、それが申告納税制度のあるべき姿かもしれない。しかしながら、現在の複雑化し、さらに毎年改正が行われる租税法で適正な申告・納税を行うことは、納税者のみではもはや難しいと考えられる。

第3節 税理士の取組

1. 税理士と納税者の関係

納税者に「税務コンプライアンス」の理念を育てていくために教育現場はもちろん成人に向けても租税リテラシー教育が必要なことはいうまでもないが、納税者がその理念を持ち合わせていたとしても、租税法を理解しているということと同義にはならない。

「租税法は規定自体が難解であるといわれる。それは計算式や不確定ともいわれる概念が多用されているところにあるといえる。さらに、租税法が対象とする経済取引も、生の経済取引であるところから経済の進展とともに日々刻々と変貌し、新しい取引形態が誕生する故に、租税法の取引への当てはめも困難を極める場合が多く生じる」⁹⁷ため、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、適正に申告・納税をすることは難しい。

昨今の社会全体のデジタル化へ向けた取り組みは税務の現場においても例外でないことは第1章で述べたとおりであり、年末調整や二か所給与の所得税確定申告など税務判断を比較的要しない、定型化された税額計算については、納税者に租税法の理解がない場合でも、適正な申告をすでに可能にしている。デジタル化が、将来その範囲を拡大し、適正な申告に寄与していくことは想像に難くないが、それは結果として適正な申告となっているに過ぎず、納税者自身が自ら適正な申告を行っていることを検証できているとはいえないのではないだろうか。

95 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂2019年 108頁。

96 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂2019年 109頁。

97 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂2019年 12頁。

図表 2 - 8 税理士関与割合

(単位：%)			
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
所得税	21.1	21.0	20.4
相続税	86.1	86.1	85.9
法人税	89.4	89.5	89.5

(出所) 令和 4 事務年度 国税庁実績評価書より一部修正

税理士は租税法を適正に解釈・適用する租税法の専門家であるとされる⁹⁸。その業務は、税理士法 2 条 1 項で「他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。」として、税務代理、税務書類の作成、税務相談を挙げ、さらに税理士法 2 条 2 項で上述の付随業務を行うことができるとしている。

税理士は、「納税者に代わって、申告等の法律行為をするばかりではなく、納税者の納税義務に関して、税務当局との間で事実認定、法解釈等について折衝する」⁹⁹納税者の代理人である。

税理士は、「その業務を行うに際しては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持すべきことが特に要求されている。」¹⁰⁰その独立公正な立場において税理士は、納税者の実際に起こった経済活動が租税法上どのような行為になるのか、今後生じうる経済活動が租税法上どのような行為が考えられるのかを判断し、それを納税者に伝える。そうすることにより、納税者の適正な申告を守り、ひいては納税者の利益につながるのである。第 2 章、第 3 章で述べたように、書面添付制度は、税理士が専門家として税務申告書を作成するにあたり、いかに納税者に関与し、内容について検討し、どのような判断をしたのかを課税庁に明らかにする税理士の権利であると言われている。税理士は税務の専門家として、納税者の適正な申告に寄与していることは言うまでもないが、その寄与の内容を納税者や課税庁などに明らかにする手段の一つが書面添付制度と言えるのではなかろうか。

2. 書面添付制度の現状

書面添付制度の熊本国税局管内の法人税申告に関する現状は以下のとおりである。

図表 2 - 9 法人税の申告数、書面添付件数、意見聴取件数、調査省略件数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申告数	117,990	119,939	121,829
書面添付*件数	10,344	10,686	11,021
意見聴取件数	198	220	184
調査省略件数	111	123	84

*令和 4 年度税理士法改正前の計算事項等を記載した書面のこと

熊本国税局『令和 4 事務年度 法人税等の申告（課税）実績の概要 [報道発表資料]』2024年、南九州税理士会『南九州税理士会報2024年 3月号 [第545号]』2024年より作成

98 増田英敏『リーガルマインド租税法 [第 5 版]』成文堂2019年 115頁。

99 日本税理士会連合会編『新税理士法 [第 6 版]』税務経理協会2023年 81頁。

100 近畿税理士会制度部『令和 6 年 3 月最新版 税理士制度がよくわかる図解&条文解説 税理士法』清文社 2024年 28頁。

税理士の関与割合が比較的高い法人税の申告における添付書面の添付件数は図表2-9の通りであり、申告数に対する割合は10%ほどとなっている。今回の論文を書くにあたり、筆者の周辺でも添付していない話を多く聞いた。第3章でも述べたとおり、添付書面の作成にかかる負担、書面を添付するに足る関与状況や帳簿状態にない、添付書面を作成することの意義への不理解、虚偽記載がある場合に罰せられる可能性があるなど理由は様々あるが、書面添付制度が活用されない、書面添付制度の出発点である添付書面の作成がされない理由の多くは納税者ではなく税理士の問題であるように筆者は感じる。

税理士を経済人であると捉えた場合、その経済行動を行うか、否かを経済的合理性で判断することは税理士であったとしても当然の行動であろう。となれば、添付書面を作成することについて経済的合理性がないと判断すれば、「作成しない」ことを選択する税理士が一定数現れてもなんら不思議ではない。

しかしながら税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命¹⁰¹とし、社会的、公共的な役割を有している。税理士業務は税理士のみ認められた独占業務であることから、その経済行動を経済的合理性のみに判断を委ねることは憚られるし、税務の専門家としてその使命を果たしていることを明らかにすることは、納税者との信頼関係にとっても有益であると筆者は考える。

書面添付制度は、税理士が課税庁に対し、納税者の税務コンプライアンスをどのように実現しているかを明らかにする手段となりえる。納税者とは別の人格である税理士が作成するということは、その作成のために税理士は納税者とコミュニケーションを密に取る必要がある。納税者の考え方や取引の背景を聞き取る。原始証憑を確認する。その繰り返しを愚直に行う。コミュニケーションを取るということこそ、「人」であるからできることであり、コミュニケーションを取れるからこそ、適正な会計判断や税務判断を行うことができるのではないだろうか。デジタルテクノロジーには難しいことである。

3. 税理士の資質の維持

添付書面は、税理士が申告書の作成に関してどの程度内容を計算し、整理し、または相談に応じたかを記載するものであり、それは納税者が税務コンプライアンスを遵守していることを課税庁に伝達する手段でもある。添付書面を作成する税理士はそう多くはないが、作成していないとしても、税理士が税務の専門家として申告書の作成に関して計算し、整理し、または相談に応じていないわけではない。

税理士法52条において、税理士業務は税理士の独占業務とし、税理士又は税理士法人でない者は、原則として、税理士業務を行ってはならないと規定されている¹⁰²。税理士法基本通達2-1に税理士業務は「有償であることを要しない」となっており、有償無償に関わらず税理士業務は税理士にしか行えない業務となっている。税理士業務は税理士である

101 日本税理士会連合会『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年 71頁。

102 近畿税理士会制度部『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる 図解&条文解説 税理士法』清文社2024年 240頁。

からこそできることであり、だからこそ税理士は、税理士としての資質の維持、向上に努める必要がある。

税理士は、税務に関する専門家であり、税務に関する専門家とは、税法の専門家、つまり、単に税法を解釈し適用するだけでなく、税法以上に広く、さらに実務への適用判断を加えながら、納税者に対する援助をすることができる専門家であると解されている¹⁰³。税務の判断をするとき、1つの回答しかない案件ばかりでなく、2つ以上の選択肢から納税者にとっての適正な判断を求めることも多々ある。現在の状況のみでなく、将来の予測を考慮して適正な申告が導かれることもあり、また同じ状況であったとしても納税者によって適正な申告内容が異なることもある。そのさまざまな適正な判断をすることが、税理士が社会から期待されている使命ではなかろうか。

税理士法39条の2において「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない」と定められている。その使命を果たすため、「税理士の場合は、その業務の対象たる税務が、ひろく国民の財産権に関する重大な問題であるうえに、もろもろの税法が、社会経済事情の進展に応じて毎年のごとく相当の改正を加えられるという特色をもっているので、いったん税理士の資格を取得した後においても、いつまでもその当時の知識経験をもってしては、業務の円滑適切な運営を期待することはできず、たえず現時点に知識を具備していく必要がある」¹⁰⁴のである。

第4節 加算税制度と税務コンプライアンス

第2章でみたように、税務コンプライアンス向上のためには、加算税制度には非常に大きな意義があると述べた。本節では、加算税制度が税務コンプライアンスに与える影響について考察する。

1. 加算税の種類と賦課要件

加算税は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の4種類である。

(1) 過少申告加算税（国税通則法65条）

期限内申告書が提出された場合¹⁰⁵において、修正申告または更正があったときは、納付

103 近畿税理士会制度部『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる 図解&条文解説 税理士法』清文社2024年 28頁。

104 近畿税理士会制度部『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる 図解&条文解説 税理士法』清文社2024年 129頁。昭和38年12月税制調査会「税理士制度に関する答申」

105 期限後申告書の提出が、期限内申告の提出がなかったことについて正当な理由がある場合、又はその申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について国税通則法25条の規定による決定があるべきことを予知してされたものではない場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ法定申告期限から一月を経過する日までに行われ場合を含む。

すべき税額の10%（修正申告が、その申告にかかる租税について調査があったことにより、それについて更正があるべきことを予知してなされたものでないときは5%）の過少申告加算税が課される。

（2） 無申告加算税（国税通則法66条）

期限内申告書が提出されず、期限後申告または決定によって税額が確定した場合、もしくは期限後申告または決定があった後に修正申告または更正があった場合で、当該税額の15%の無申告加算税が課される。ただし、期限内申告の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、この限りでない。期限後申告または修正申告が、それにかかる租税について調査があったことにより、更正または決定を予知してなされたものでないときは、無申告加算税は、当該税額の10%に軽減される。

無申告加算税を課す場合において、納付すべき税額が50万円を超えるときは、無申告加算税の額は、その超える部分に相当する税額に5%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされている。（ $15\% + 5\% = 20\%$ ）

令和6年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税では、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する無申告加算税の割合が30%に引き上げられた。ただし、納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額に関しては300万円超の判定から除外される。

* 過去5年以内に、無申告加算税（更正・法定予知によるものに限る。）を課されたことがあるときは、10%加算する。

（3） 不納付加算税（国税通則法67条）

源泉徴収等による国税が法定納期限までに完納されなかった場合は、納税の告知にかかる税額または法定納期限後に告知を受けることなく納付された税額の10%の金額の不納付加算税が徴収される。ただし、告知または納付にかかる租税を法定期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

（4） 重加算税（国税通則法68条）

納税者が納付すべき税額の計算の基礎となる事実の全部または一部について隠蔽又は仮装し、その隠蔽又は仮装に基づき過少申告、無申告または不納付を行った場合は、過少申告加算税・不納付加算税の代わりに基礎となる税額の35%の重加算税、無申告加算税の代わりに40%の重加算税を課する。

* 過去5年以内に、重加算税（更正・法定予知によるものに限る。）を課されたことがあるときは、10%加算する。

国外財産調書・財産債務調書の提出がある場合など一定の場合には、加算税が軽減される措置がある。

2. 加算税制度の変遷

(1) 追徴税時代（昭和22年－昭和25年）¹⁰⁶

昭和22年4月1日から、所得税、法人税及び相続税について申告納税方式が採用されたことにより、追徴税という名称の加算税制度が導入された。

この追徴税制度は、納税義務者が更正決定を受けた場合または修正申告書を提出して国税を納付する場合において、当初の申告が過少であったことまたは申告書の提出がなかったことについてやむを得ない事由がある場合を除いて、当該更正決定または修正申告により増加した税額の一定割合を追徴税という名称で徴収しようとする制度であった。

(2) シャープ勧告に基づく加算税額時代（昭和25年－昭和37年）¹⁰⁷

追徴税制度は、シャープ勧告に基づく税制改正により、加算税額制度へと移行した……。

シャープ勧告は、当時の社会条件あるいは環境をみると、①無申告者を放置することは許されないこと、②期限内申告と期限内納付を推進する必要性が強かったこと、③滞納の防止と滞納の整理が緊急事であったこと、④脱税に対処するためには、起訴を必要とする刑事罰のみでは不可能で、民事詐欺罪の採用が不可欠であったこと、⑤納税者の状況に応じた行政罰制度を導入する必要があること等から、まさに時宜を得たものであった。

そして、当時の追徴税制度では、①から⑤の社会的条件ないしは社会的環境に対応し得る特効薬になり得ないことは明らかであった。

そこで、昭和25年4月から、追徴税制度が廃止され、各種の加算税額制度が設けられた。すなわち、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額等の制度が設けられた。

(3) 国税通則法制定に基づく加算税時代（昭和37年－）¹⁰⁸

昭和36年7月の税制調査会の「国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）」は、当時、各個別税法に規定されていた加算税制度を総合的に検討し、これを国税通則法において総合的に整備することおよび負担の軽減合理化をはかることを提唱した。これに基づいて、昭和37年制定の国税通則法において、従前の加算税額の名称が加算税に変更されるとともに、加算税制度の整備、軽減合理化が行われた。ここに現行の加算税制度、つまり過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税および重加算税の体系が整備された。

106 財団法人日本税務研究センター編著『加算税制度 日税研論集 第13号（1990）』日本税務研究センター1990年 8-9頁。

107 財団法人日本税務研究センター編著『加算税制度 日税研論集 第13号（1990）』日本税務研究センター1990年 10-15頁。

108 財団法人日本税務研究センター編著『加算税制度 日税研論集 第13号（1990）』日本税務研究センター1990年 15-17頁。

3. 加算税制度の目的と税務コンプライアンス

昭和22年に行政が課税標準及び税額を計算して納税者に通知する賦課課税制度から、納税者が自ら計算し、申告・納税を行う申告納税制度へ移行した。つまり、法律を正しく解釈し、課税要件事実を認定し、法律に当てはめて課税標準や税額を計算し、期限内に申告をすることを、納税者自身が行うこととなった。この申告納税制度は納税者が「納税義務を自発的かつ適正に履行」することを当然として成立することになっているが、無申告の納税者が存在するなど納税義務が適正に履行されていない現実があるのも事実である。

加算税は、国税通則法2条4号で附帯税の一つであることが定義されているが、附帯税は、本税について何らかの納税義務懈怠（違反）によってその納税義務が生ずるもの¹⁰⁹とされている。例えば、期限内に申告をしない者、期限内であっても適正な税額を申告しない者、期限内に納付しない者に何らの不利益がなくても、申告納税制度は維持できるのだろうか。加算税制度は納税義務を適正に履行した納税者とそうでない納税者の課税の公平を図る役割を果たしていると言えよう。

令和5年度税制改正では、「仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識しなかったとは言い難い無申告について所要の措置を講ずる」¹¹⁰として、税務コンプライアンスを遵守しない納税者に対して加算税制度を強化する方向にあり、加算税制度に納税義務の適正な履行の実現の効果を期待していると考えられる。

第2、3章で述べたように、書面添付制度は、税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するもので、納税者が納税義務を適正に履行していることを税理士が保証していると言える。添付書面を添付している申告は適正な申告に寄与しており、納税義務を適正に履行していない場合と同様に、一種の行政罰である加算税を課すことは一考してもよいのではないだろうか。

第5節 小括

この章では、納税者の自発的かつ適正な納税義務の履行のために、税務に精通した税理士が納税者の税務コンプライアンスとどのように関わっているかを主に述べた。

ただ税理士は代理人である。適正な納税義務を履行するのは、納税者自身である。

憲法30条において「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められているとおり、納税は国民の義務である。その租税の賦課・徴収は、必ず法律の根拠に基づいて行われるが、それは法律の根拠がなければ国民に納税の義務が存在しないという納税者の権利も含有しているともいえる。

わが国は納税者の納税に対する意識がそれほど高くない。その要因の一つとして、事業

109 酒井克彦編著・監修『新しい加算税の実務～税務調査と資料情報への対応～』ぎょうせい2016年 5頁。

110 令和5年度税制改正大綱 21頁。

所が給与支払時に所得税を源泉徴収し、年末調整で年間納税額を確定精算させるなど、納税者自身が何も知らなくても適正な納税義務が履行できていることが挙げられるのではなかろうか。今後さらにデジタルテクノロジーが発展し、自動化される範囲が拡大されれば、ますますその傾向は強くなると予想される。しかし、納税者自身の税務コンプライアンス向上が今後の大きな課題となることを指摘しておきたい。

第5章 おわりにかえて

第1節 提言

本編は、「はじめに」で述べたように、「50年後に税理士は職業として残っているだろうか？」という問いから始まった。この問いに対して、書面添付制度に着目し、研究を行った。そして、書面添付制度が抱える課題を解決することで、この問いに対する解決策及び本研究のメインテーマである「税務コンプライアンス」の実現に繋がるのではないかとの結論に至った。

さらに、本研究のサブテーマ「納税者のためにできること」を踏まえた上で、次の提言を行いたい。

1. 税理士のために

(1) 書面添付制度の普及活動強化

書面添付制度の認知度を高め、活用を促進するために、税理士会や関連団体が普及活動を強化することが求められる。具体的には、以下のような取り組みが考えられる。

① 研修会の開催

税理士に向けた研修会を充実させる。これには、制度の概要、意義、作成方法、メリット、注意点などを含み、ワークショップを通じて、実際に添付書面を作成することを経験する場を提供する。これにより、一度も書面添付制度に携わったことのない税理士に対して、最初の動機付けができると考えられる。また、研修会参加者に対して、添付書面のテンプレートを提供するなど、添付書面作成の効率化を後押しすることも必要であると考えられる。

② 普及キャンペーンの実施

SNSやメディアを通じた情報発信、ポスターやビラの配布、イベントを開催する。納税者の認知度も同時に高めることができ、税理士業務に対する社会的評価の向上にも寄与することができる。

③ 課税庁との情報交換会の実施

税理士が添付書面を作成する際、何を記載すればよいかわからないということがある。課税庁より、提出された添付書面の記載内容について調査省略などに役立った事項などを、各税理士会へ情報発信することはできないだろうか。課税庁が必要とする情報を共有することにより、税理士の添付書面作成にかかる負担を軽減することができる。

(2) 書面添付制度における添付書面の様式の拡充

現行の添付書面は、一定の様式が定められており、全体の品質管理には役立つものである。しかし、書面添付制度の利用に抵抗を感じる税理士にとっては、大きなハードルになっていることも事実である。

では添付書面のように様式の定まったものを作成するほどではないが、税理士が申告内容の一部につき特筆事項として意見を述べたいときは、どのようにすればよいのだろうか。

税理士は日々、納税者の納税義務の適正な実現を図るために、様々なことを判断している。その判断したことを表現するために、添付書面のように様式の定まったものではないが、計算事項を記した書類や事情説明を記載した文書、契約書などの証拠書類に該当するものなどを、申告書類と共に提出することもあるのではないだろうか。これらを行う理由として考えられることは、税務上の適正な判断を行った根拠や、年度によって偶発的に起こった特殊な事項について説明をするために、このような方法を取ることもあると考えられる。本来、書面添付制度を用いて説明することができればよいはずであるが、第3章第3節の書面添付制度の課題でも述べたように、様々な課題点があるがゆえに、添付書面の活用はあまり多くはない。現行の添付書面を活用してまで主張することではないが、税理士が適正に判断した点について、部分的に主張したいというのは、実務上存在するのではないだろうか。そのような部分的な意見の表現方法の一つとして、例えば法人の申告であれば、法人事業概況説明書に着目してみるが、当期の営業成績の概要欄に記載することや、特殊事項として税理士が記載できる別枠の様式があれば、特筆事項があった際には部分的な意見表現としての活用をしていくかもしれない。

この手段の効用として考えられることは、課税庁側でも納税者の申告を確認する際に、通常の申告では補足できない点が、細かい情報として補足できている点である。納税者から申告される決算報告書や申告書の数字だけでは、完全な情報とし補足できているわけではない。どのような判断に基づき、どのように計算がされているかなどの根拠までは、現在の申告方法だと不明瞭な点もある。そのような点が、現行の添付書面に代わって別の手段になったとしても補足できるのであれば、課税庁としても数多くの税務調査を行う必要もないのではないかと考えられる。

将来の税理士が活躍する分野というものは、納税義務の適正な実現のために、AIでは判断できない部分を税理士という人が担うことであると考えられる。税理士が判断したことを表現する方法が画一的でないとしても、正しい判断に基づき適正な申告を行っていることを主張するためには、様々な方法があってもよいのではないだろうか。それが税理士としての存在意義であり、税理士としての価値の維持、向上ではないかと考えられる。税理士からの意見を聴取することで、結果的に、税務調査省略ということになれば、課税庁と税理士の両方にとっても労力の軽減にもなるだろう。ひいては、税理士が納税者のためにできることとして、納税者の手続的保障原則が遵守されることに寄与するのではないかと考えられる。

2. 納税者のために

書面添付制度は最終的に、納税者のメリットにつながるべきである。現行の書面添付制度の普及が進まない要因は、税理士自身であることは第3章において述べた。しかし、税理士の使命、そして、本研究の大きなテーマである「納税者のためにできること」を念頭に、納税者のメリットにつながることをここでは提言したい。

書面添付制度の添付書面記載内容は、税理士が納税者の代理人として、納税者の税務コンプライアンスをどのように実現したかを課税庁に明らかにするものであり、納税者が税務コンプライアンスを遵守していることを、税理士が保証しているとも言える。

税理士法33条の2に定められている申告書は限定されていないため、例えば期限後申告のような、いわゆる法令が遵守されていない申告書にも添付書面を添付することは不可能ではない。しかし、ここで述べるのはそのような申告は除き、添付書面であらかじめ示された判断や解釈の相違によって生じる加算税の免除を提言したい。

課税庁と納税者との間では、税法解釈の相違によって争いになることもしばしばある。その争いにおいて、納税者が意図的に脱税行為を行った場合には、当然罰則的な意味を含む加算税はしかるべき対応だと考えられる。しかし、納税者が税務コンプライアンスを遵守した結果に対してまで加算税を課してしまえば、納税者は何を基準にルールを守ればよいのだろうか。税理士が納税者の代理人として存在する限り、適正な納税義務の実現のための行動は、加算税という罰則ではなく、加算税免除という恩恵に代わることで適正な申告を心掛けるのではないだろうか。ゆえにこの提言における書面添付制度を用いることで、納税者を不要な争いから守ることができるのではないかと筆者は考える。

加算税が免除されることにより、税理士がこの提言における添付書面を作成することへのハードルが下がることも合わせて期待したい。さらに、税理士が追う責任について、添付書面で記載した事項については、賠償責任をまぬがれるなどといった税理士自身のメリットも今後検討してはどうか。

第2節 結び

デジタルテクノロジーが発展していった先に納税者の自発的・適正な納税義務の履行は実現され続けるのであろうか。これからも税理士という「人」が介在しなければならないと願うところではあるが、一方でデジタルテクノロジーの発展はこれからも止まることはないであろう。

そのような中で、税理士として永続的に納税者のためにできることを考えると、税理士にしかできないことを通じて納税者の自発的・適正な納税義務の履行を図ることこそが重要であると考えられる。つまり税理士にしかできないことを通じて税理士にとっての税務コンプライアンスを実現し続けることが、50年後も変わらず税理士が職業としてあり続けることになるのではないか。

納税者のために税理士にしかできない書面添付制度を活用することで、納税者及び課税

庁にとっての税理士という職業価値の維持・向上に繋がる。その結果、加算税の免除といった納税者のメリットとなるような新たな制度が実現され、また税理士という職業価値の維持・向上に繋がる。

この正の連鎖の中心にある重要な要素が「税務コンプライアンス」であることは言うまでもない。

【参考文献】

〈著作物・雑誌等〉

- ・荒井勇他共著『国税通則法精解』大蔵財務協会2013年
- ・伊藤正啓『人工知能（AI）の進化と日本における税理士の将来』経営管理研究2018年
- ・宇佐美誠『AIで変わる法と社会－近未来を深く考えるために』岩波書店2020年9月
- ・大久保昇一『改訂版 実務家のための書面添付制度活用のポイント』大蔵財務協会2013年
- ・金子 宏『租税法〔第二十四版〕』弘文堂2021年
- ・金子宏他共著『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』有斐閣2015年
- ・鈴木広樹／河江健史『国税庁「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取り組み」徹底対応 税務コンプライアンスの実務』清文社2015年
- ・酒井克彦『二訂版 裁判例からみる法人税法』大蔵財務協会2017年
- ・酒井克彦編著・監修『新しい加算税の実務～税務調査と資料情報への対応～』ぎょうせい2016年
- ・谷口勝司／奥田義彦『詳解 加算税 通達と実務』清文社2019年
- ・谷口勢津夫『税法の基礎理論－租税法律主義論の展開－』清文社2021年
- ・野村直之『AIに勝つ！強いアタマの作り方・使い方』日本経済新聞出版社2019年6月
- ・藤本浩司・柴原一友『AIにできること、できないこと ビジネス社会を生きていくための4つの力』日本評論社2019年2月
- ・増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂2019年
- ・近畿税理士会制度部『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる図解&条文解説税理士法』清文社2024年
- ・滋賀大学・PwC Japan有限責任監査法人『「AI監査」の基本と技術 データサイエンティストの活躍』中央経済社2024年2月
- ・財団法人日本税務研究センター編著『加算税制度 日税研論集 第13号（1990）』日本税務研究センター 1990年
- ・公益財団法人日本税務研究センター編著『憲法と租税法 日本国憲法施行70年記念 日税研論集 第77号（2020）』日本税務研究センター 2020年
- ・日本税理士会連合会編『新税理士法〔六訂版〕』税務経理協会2023年
- ・日本税理士会連合会『税理士制度沿革史 増補改訂版』ぎょうせい1987年
- ・日本税理士会連合会総合企画室税理士法改正分科会編著『改正税理士法実務への対応』大蔵財務協会2023年
- ・日本税理士会連合会「添付書面記載事例集「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」の策定について」2015年
- ・日本税理士会連合会「書面添付制度の手引（制度概要・解説編）」2024年
- ・日本税理士会連合会「添付書面作成基準（指針）」2009年
- ・日本税理士会連合会「添付書面作成基準（指針）」2024年
- ・日本税理士会連合会『税理士登録の手引』2022年

- ・TKC全国会『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル〔第6版〕』TKC出版
2022年
- ・南九州税理士会「熊本国税局との書面添付に関する勉強会を開催」『南九州税理士会報』
2023年3月

〈論文等〉

- ・鳥飼貴司「新たな加算税：事前通知直後の申告書提出に係る加算税」『税理』2016年59
巻8号
- ・白倉真純「加算税強化の潮流と書面添付制度への期待」『国土館法研論集』2017年18号
- ・小川晃司「書面添付制度の歴史的経緯とその役割」『中小企業会計研究』2020年6月
- ・落合秀行「加算税の免除要件—納税者の権利保護との関係から—」『税務大学校論叢』
2011年6月、68号
- ・越智信仁「監査保証論に基づいた書面添付制度の考察」『會計』2021年8月
- ・越智信仁「書面添付制度の浸透に向けた追加的誘因付与」『産業經理』一般社団法人産
業經理協会2022年4月 Carl Benedikt =Michael A. Osborne「THE FUTURE OF
EMPLOYMENT」2013年
- ・柿原勝一「加算税制度が納税者の税務コンプライアンスに及ぼす影響」『税務大学校論
叢』2022年6月、第105号
- ・片山直子「書面添付制度における税理士等への意見聴取に係る税務行政指導」『税経通
信』2016年2月
- ・片山直子「税理士法における書面添付制度をめぐる法的諸問題」『税理』ぎょうせい
2017年5月
- ・木野寿紀「「会計士が消滅」のうそ 法人業務増え人気職業に」『エコノミスト』2017年
11月28日
- ・小島孝子「「税理士がいなくなった国：エストニア」からみる電子政府が変える将来の
税理士像」『税務弘報』2020年1月
- ・後藤勇輝「税理士目線からも利便性が向上した国税庁のICTによる情報提供」『税務弘
報』2020年1月
- ・坂本麻生「税務行政ICT化などが税理士制度へ及ぼす影響について」『税経新報』2021
年5月
- ・佐藤幸一「コロナ禍での税制上の措置とICTを活用した税務行政の将来像（その1）」
『会社法務A2Z』2020年8月
- ・佐藤幸一「コロナ禍での税制上の措置とICTを活用した税務行政の将来像（その2）」
『会社法務A2Z』2020年9月
- ・佐藤信行「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」『TKC会報』2020年3月
- ・関慎夫『AI時代の税理士』経済界2021年9月
- ・野一色直人「加算税制度の今後の方向性と課題について—一課徴金制度との比較を通じて
—」『税法学』2016年12月、576号

- ・南知恵子「デジタルトランスフォーメーション（DX）で変わる経済社会環境と税理士の役割」『税理』2021年
- ・山田典正「ChatGPTが税理士のパートナーになる未来」『税務弘報』2023年
- ・第47回日税連公開研究討論会『技術革新と税理士の将来像』2021年10月

〈インターネットURLほか〉

- ・関税・外国為替等審議会関税分科会平成27年12月3日付「配布資料2-1 加算税制度の見直し等」2015年12月3日
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10248500/www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/kana20151203.htm
- ・経済産業省「デジタルガバナンス・コード2.0」2022年
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc2.pdf
- ・国税庁『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－』2023年
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>
- ・国税庁『社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要』
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/gaiyo.htm>
- ・国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>
- ・国税庁ホームページ「タックスアンサー No.2603（従業員レクリエーション旅行や研修旅行）」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603.htm>
- ・国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2009年4月1日
<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401/01.htm>
- ・国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2010年6月11日
<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401/01.htm>
- ・国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2012年12月19日
<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401/01.htm>
- ・国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」2024年3月26日
<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401/01.htm>
- ・国税庁「税理士制度のQ&A『4 書面添付・意見聴取制度』問4-1 書面添付制度の趣旨はどのようなものですか。」

- <https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa/04.htm#a04-0>
- ・ 国税庁ホームページ「調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」
<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/090401-2/01.htm>
 - ・ 国税庁ホームページ「H 2 - 3 計算事項等を記載した書面の添付」
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/zeirishi/annai/002.htm>
 - ・ 国税庁「国税庁レポート2023」2023年
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2023/index.htm>
 - ・ 国税庁『「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用について』令和3年6月（リーフレット）
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/pdf/01.pdf>
 - ・ 財務省「令和4事務年度 国税庁実績評価書」2022年
https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2022/evaluation/202310ntahyoka.pdf
 - ・ 自由民主党公明党「令和5年度税制改正大綱」令和4年12月16日
<https://www.jimin.jp/news/policy/204960.html>
 - ・ 総務省『平成28年度版情報通信白書』2016年
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/pdf/index.html>
 - ・ 日本税理士会連合会業務対策部「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」2015年6月
<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>
 - ・ 日本税理士会連合会ホームページ「書面添付」
<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>
 - ・ 野村総合研究所『NewsRelease 日本の労働人口の49%が人口知能やロボット等で代替可能に』2015年
https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf
 - ・ 大阪高裁昭和41年（行コ）（TAINS：Z056-2424）
 - ・ 千葉地裁昭和57年（行ウ）（TAINS：Z158-5919）
 - ・ 東京高裁昭和61年（行コ）（TAINS：Z165-6152）
 - ・ 最高裁昭和63年（行ツ）（TAINS：Z169-6258）
 - ・ 最二小判平成19年7月13日民集61巻5号

第3編

納税者の視座から構築する 税務コンプライアンス

鹿児島県チーム

南 竹 一 成 (鹿児島支部)

牧 口 泰 久 (指宿支部)

中 牟 禮 倫 (出水支部)

第3編 納税者の視座から構築する税務コンプライアンス

第1章 税務コンプライアンスと納税者側の税務実務の関係性……………	139
はじめに 税務コンプライアンスの実現に必要な要素……………	139
第1節 知識と技術と心理的要素……………	141
第2節 情報処理技術の進化等の影響……………	146
第3節 マネジメントシステムの発想でコンプライアンスを実現する……………	152
第2章 納税者の納税に対する意識……………	155
第1節 納税者の納税に対する意識に関する昨今の調査……………	155
第2節 南九州税理士会が実施したアンケート……………	157
第3節 財政政策との関係性について……………	168
第3章 簡素な租税制度と税務コンプライアンス……………	173
第1節 情報処理技術の進展により変化する「簡素」の意味と税務実務……………	173
第2節 現行の租税制度の評価－消費税を中心として－……………	181
第3節 租税制度の今後の予測と提案……………	191
第4章 税務マネジメントシステム……………	197
第1節 税務マネジメントシステムの導入で何が変わるか……………	197
第2節 税務マネジメントシステムの基礎設計……………	205
第5章 おわりにかえて……………	210
【参考文献】……………	212

第1章 税務コンプライアンスと納税者側の税務実務の関係性

はじめに 税務コンプライアンスの実現に必要な要素

税務コンプライアンスは、「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行する」と定義される¹。「自発的」というのは、自ら能動的に納税義務を履行する意志を持って行動することと読み替えることができるだろう。言葉からは納税者の独立的行動を指すように受け取れるが、しかし義務の履行について独力で果たすことを意味するものではなく、納税者以外の他者の関与を否定するものではない。現代の税制の複雑さを鑑みるのであれば、納税義務の履行には、納税者を補助する者の関与が必須であろう。

納税義務を自発的に履行するには、納税者がまず納税義務を受け入れなければならない。それには義務の内容を知識として知るとともに、その必要性を理解しなければならないだろう。納税とは人が日々の経済活動の中で苦勞して獲得した資産を、金額に見合う対価を求めずに国家等に供出する行為である。法的には納税の義務が所与のこととして定められるが、経済観念を持つ納税者の納税に対する抵抗感を理解することなしに、納税義務を受け入れさせることは難しい。納税者を補助する者は、まずその事実を目を向けなくてはならない。

納税義務の履行には手続きが必要である。申告納税方式の税目であれば、税額を確定させ、申告書を作成しなければならない。また、申告書の作成にあたっては、税額算定の基礎となる資料が必要である。その資料は納税者が準備する必要がある。賦課課税方式の税目であっても納税者は、自らに課せられた税額の正誤を確認する必要がある。そしてそのためには税額の算定方法やその計算の基礎となる数値等を知っていなければならない。したがって、納税者は納税義務履行のための手続きについて習熟しなければならない。またそれ故に税制はなるべく平易で分かりやすいものでなければならない。

とはいえ、現代の税制は極めて複雑で、そのすべてを学ぶだけでも相当の労を要する。もしも全ての納税者が税制全般に関する知識を修めた後でなければ経済活動ができないのであれば、社会は混乱、あるいは著しく停滞してしまうであろう。納税者を補助するものの役割は、人々の経済活動の中に納税という行為を円滑に浸透させることにある。

我が国においては、税理士が税の専門家として、税務官庁が徴税側の立場として、納税者の正しい納税義務の履行を補助する役割を担っている。そして昨今では情報処理技術の発展により計算機が、納税者の入力するキーワードに応じて納税者の求める情報を検索し、また申告納税に必要な帳簿の作成や申告書の作成を補助する演算を行っている。

1 国税庁「国税庁レポート2021」において「この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくこと（いわゆる「税務コンプライアンス」）が必要です」と記されている
(https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2021/02_1.htm)（最終閲覧日：令和6年4月27日確認）。

納税義務の履行手続きは法律に定められている。適正な納税義務の履行には、法律に定められている計算と手続きを正しく行う必要がある。納税者には税法上、あるいは経済取引等を行う前段階において民法、商法、会社法上等の、選択肢がいくつかあたえられる。これらの選択肢は納税者に行動の自由度を与えると同時に、その後の納税者を束縛するものでもある。従って、納税者にとっての適正な納税義務の履行には、納税者が望む将来を実現できる選択肢を選ぶことも含まれる。

つまり納税者の補助者たるものは、その納税者が経済社会の中で為したいことを理解し、法律上、あるいは現実社会における諸々の制約を考慮して、納税者が選ぶべき選択肢を指し示す能力が求められるといえる。

計算機は納税者を補助するが、現在のところ、その補助は計算や手続きの作業支援をする範囲を越えない。計算機が単独で納税者の希望に寄り添い、納税を補助するには少なくとも精緻なコミュニケーションを可能とする演算能力と、経済学で言うところの『効用』や人々の価値観といった形のない概念を情報として定義できるようになる必要があるだろう。しかし、数式化あるいは数値化できないこれらの情報を演算に組み込み、論理的な処理をすることは技術的に難しい。

では当の納税者は日々の税務に対してどのように向き合うべきか。申告納税という手続きだけを考えるならば、税務とは詰まるところ情報の収集、分類、集積、集計であろう。計算機の発達により計算については苦労が少なくなった。また文字認識技術の進歩により、一部の情報の収集、分類については計算機が行える。複雑が複雑でなくなり、煩雑な行程の情報処理について正確な結果をより簡単に得られるようになった。しかしその他の部分については依然として人の手に頼らざるを得ない。また日々税制は変化する。その変化に対して自らの税務に対する対応方法を如何に変えていくか、試行錯誤することも納税者に求められる。

大企業のように資金が潤沢で人材を集めることが容易であるならば、専門家の集団を雇用し、税務に向き合うシステムをその潤沢な資金をもって構築すればよい。また経済的規模が小さな事業者や個人に関する税務であれば、複雑なことは少ないであろうから、専門家等に相談するだけで問題は解決するだろう。しかし税務の履行に少なくない時間と労力が割かれるほどの経済規模だが、資金や人材が豊富とはいえない中小企業では事情が異なる。完全に専門家に頼りきる訳にはいかない彼ら²は、自分達の手と足を使って、税務の履行に必要な情報の収集、分類、集積を行う必要がある。

税務に精通するためには一定以上の時間と労力をその習熟に当てる必要がある。また税制を含む社会システムは時代とともに変化する。毎年変化する制度の習熟のためだけに人手を割く余裕はないのであるから、何か手順書のようなものが欲しいところである。その手順書は自らで用意する必要がある。工業製品の品質管理の世界で用いられるマネジメントシステムは、自社の製品管理手順をマニュアル化し、その手順を実際に履行しながら定期的に問題や改善点がないか、手順に無理がないかを見直し、反省点を手順書に反映させ

2 経理等に関する専門部署が組織内に存在する規模の企業を想定している。

るまでを一連の作業行程として行う企業内の作業プログラムである。手順書があることにより知識的に習熟していない者でも作業が行え、定期的に見直すことにより日々変化する制度に対しても対応が可能である。マネジメントシステムの構築は税務に対しても有効であろう。しかしながら個人企業やいわゆる一人会社のような零細な組織では独力でマネジメントシステムの構築することは人数の不足により不可能である。このような場合、納税者と税理士等の外部の専門家でマネジメントシステムのようなものが構築できないか検討することも有効であろう。

本研究では、納税者の視座に立って、税務コンプライアンスを実現するための要素のうち納税者の心理的要素（第2章）、テクノロジーの進展により様変わりする情報処理としての税務手続きや租税制度の現在と未来（第3章）、そして適正納税の精度をより高めるための内部統制の方法論（第4章）を見ていく。はじめに納税者に納税義務をいかに受け入れてもらうかを検討するため過去の意識調査や、独自に実施したアンケートから納税者の納税に対する意識を探る。次に情報処理技術の進展により税務に関する情報処理の実際が変わりつつあることを確認し、それが今後どのように変化するかを検討し、我々税理士の仕事がどのように変化し、今後納税者に対しどのような価値を我々が提供していくべきかを探る。また情報処理技術の進展により様変わりする「簡素」の概念を再定義するとともに、それらが如実に現れると考えられるインボイス制度を掘り下げ、テクノロジーとの融合により簡素化される租税制度の将来像を探る。最後にマネジメントシステムの発想を税務に適用する方法を検討し、中小零細企業で実施する際に導入する方法を探る。そうして、納税者の税務実務に関連する過去と現在を振り返り、今後の租税制度のあり様や、税理士にどのような役割が求められるのか、その未来像を探ることとする。

なお、第1章においては、第2章以下で論じる内容の背景や前提的知識、あるいは補足的な内容を取り上げる。

第1節 知識と技術と心理的要素

ルールを守り、正しく計算し、期限までに作業を終えるためには、まず正しい知識が必要となる。規則に関する知識がなければ、そもそも規則を守るのか、破るのかの判断すらもできない。

次に、期限までに情報を収集、整理し、まとめ、必要な形に出力するためには、情報の処理に関する技術が必要である。所得課税に関していえば、帳簿を作成し、必要な情報を整理・集計し、申告書を作成する必要がある。その過程には簿記の技術、必要な情報の検索技術、正確な分類³と集計の技術等が必要となる。消費税に関しては、一定期間のすべての取引に関して正確な分類と集計の技術が、相続税についていえば、財産種類の分類と評価に必要な情報の検索・収集の技術が必要であろう。それらがなければ、期限のうちに

3 分類とは、ある物事をA、B、Cの3つに分けることができるときに、A、B、Cそれぞれの定義に基づきそれぞれの定義に該当するか否かを判断し、その物事がいずれに該当するかを判別する作業を意味する。定義そのものは知識であるが、その知識に基づいて、正確に素早く分類するには技術が必要である。

正しい結果を得て、必要な処理を実行することは叶わない。

そして最後に、規則を遵守する意思がなければ、適正な税務は実行不可能である。

規則は人を縛り、行動を制限するが、それを利用すれば人々の行動を誘導することも可能である。現代においても国民の健康維持のために酒やたばこの消費に課税をして行動を制限しているように、過去においても規則を用いて人々を特定の行動に誘導した事例は少なくない。

また、規則は人が作るものであり、人々の心理的背景から生ずるものである。時代の変化とともに公平と感じるものが変わり、税制が日々変化を続けたように、規則もまた人々の心理的様相の影響を受けるのである。

本研究2章において税務コンプライアンスの実現に至る要素を探るために人々の納税に対する意識を探っていくが、こうした人々の心理的背景と法規等規則の関係性を理解しておくことは必要不可欠である。そこで本章では、人々の心理と規則の関係にまつわる事例を確認していく。

1. ポトシ銀山での人頭税による納税と地租改正による納税

第5代副王としてペルーに派遣されたフランシスコ・デ・トレドは、植民地支配体制を作り上げた。トレドは、1570年から5年にわたりペルー全土にかけて人口調査を行い、租税を査定し直した⁴。

1573年にポトシ銀山⁵にミタ⁶を導入し、ポトシ周辺の原住民は鉱山労働を強制させた。フランシスコ・デ・トレドは、鉱山業についての基本指針第11項で次のように指示している。

「鉱山が所在する地方、あるいは、銀が流通し、銀による商いがおこなわれている地域については、インディオが納める年貢を査定する際は、可能なかぎり、貨幣ならびに銀に換算して査定するよう努めること。なぜなら、金納を義務づければ、彼らは、必要に迫られ、鉱山労働に赴くことになるからである。」⁷

このような措置をとることにより、納税用の貨幣を入手する為に、劣悪な環境である鉱山での労働を強制的にすることとなった。インディオの集住化と税の金納化、ミタ労働の導入など、副王トレドによる統治が進行するにつれ、インディオの生活は大きく変容し、人口流出、出生率の低下、伝染病の蔓延などが重なり、村の人口は減少していった。他方、いちど査定された税額はつぎの査定まで同額であったため、一人あたりの負担額は次第に

4 小山智子「スペインの植民政策におけるクラカの位置づけ—フランシスコ・デ・トレドの租税査定分析—」『ラテンアメリカ・カリブ研究』2005、Vol39、16頁参照。

5 姉崎正治＝山本高郁＝三好恵真子「ペルー第5代副王トレドのポトシ銀山開発事業における廃鉱石、鉱泥からの資源回収—歴史資料から読み解く現代社会への示唆—」『廃棄物資源循環学会誌』2014、Vol25、No. 6、445頁は、「UNESCOの世界遺産であるポトシ銀山（Potosí：現 ボリビア）は、スペイン植民地時代のペルー副王領にあって、16世紀中葉から19世紀初頭にかけて銀の生産高において世界に冠たる存在であった。」とする。

6 小山・前掲注（4）16頁は、ミタについて、「インカ王へ提供される労働力や共同体内での公共事業への労働力を組織した輪番制労働システム。植民地時代、鉱山労働のほか、宿駅（タンボ）やスペイン人の私邸での家内労働などにもミタの名のもとに労働力が徴発された。」とする。

7 青木康征『南米ポトシ銀山—スペイン帝国を支えた“打出の小槌”—』中公新書2000年89頁。

重くなり、村に残れば残るほど、より多くの労苦を背負うことになっていった⁸。このようにして、納税用の貨幣は様々な経済活動での取引にも使われ、貨幣経済が浸透した。貨幣を流通させるためには、貨幣による納税を義務付けることで流通することがポトシ銀山での人頭税による納税から見て取れる。

次に、明治6年に実施された地租改正の事例であるが、地租改正により土地に対する税制が抜本的に変化した。金子宏教授は「新地租は、①収穫量の代わりに地価を課税標準とし、②物納の代わりに金納であり、③税率が豊凶によって変更することなく地価の3%の定率であり、④耕作者ではなく地主を納税義務者とするものであって、しかも、⑤制度が全国的に統一された」⁹とし、このころから原則として、貨幣で納付する制度に変わった。要するに、明治政府が貨幣で税金を徴収することになったのである。明治政府は、近代国家建設のために国家財政の確立が急務となり、貨幣経済を導入するために、地租改正を行ったとされるが、明治維新以降の貨幣制度及びこれに関する財政金融関係の出来事は以下のようなになる。

図表3-1 貨幣制度および財政金融関係の主な出来事

1868 (明治元) 年	対政官札 (両建て) 発行、銀目廃止
1869 (明治2)	為替会社設立
1871 (明治4)	新貨条例 (円の誕生)、廃藩置県
1872 (明治5)	明治通宝札 (円建ての新貨幣) 発行、国立銀行条例
1873 (明治6)	地租改正条例、第一国立銀行開業
1876 (明治9)	金禄公債発行、国立銀行条例改正 (兌換停止等)、三井銀行開業
1877 (明治10)	摂善会 (後に東京銀行集会所に改組) 設立
1882 (明治15)	日本銀行設立
1885 (明治18)	日本銀行券発行 (銀本位制導入)
1886 (明治19)	政府紙幣の銀兌換開始
1897 (明治30)	貨幣法 (金本位制以降)
1899 (明治32)	すべての国立銀行の営業終了、政府紙幣の通用廃止

出所) 鎮目雅人「日本の近現代史からみた信用貨幣」『WINPEC Working Paper Series NO.J2203』2022年より作成。

明治政府は、貨幣を流通させるために、次の手順を行ったといえる¹⁰。

- ①通貨 (円、ドル、ポンドなど) を法律によって決める
- ②国民に対して、その通貨の単位で計算された納税義務を課す
- ③政府は、通貨を発行し、租税の支払い手段として定める
- ④これにより、通貨には、納税義務の解消手段という「価値」が生じる

上記の結果により、国民は、通貨の価値を認め、民間の取引においても、貨幣による支払いを行い、よって通貨が流通することになるといえる。

8 青木・前掲注 (7) 101-102頁参照。

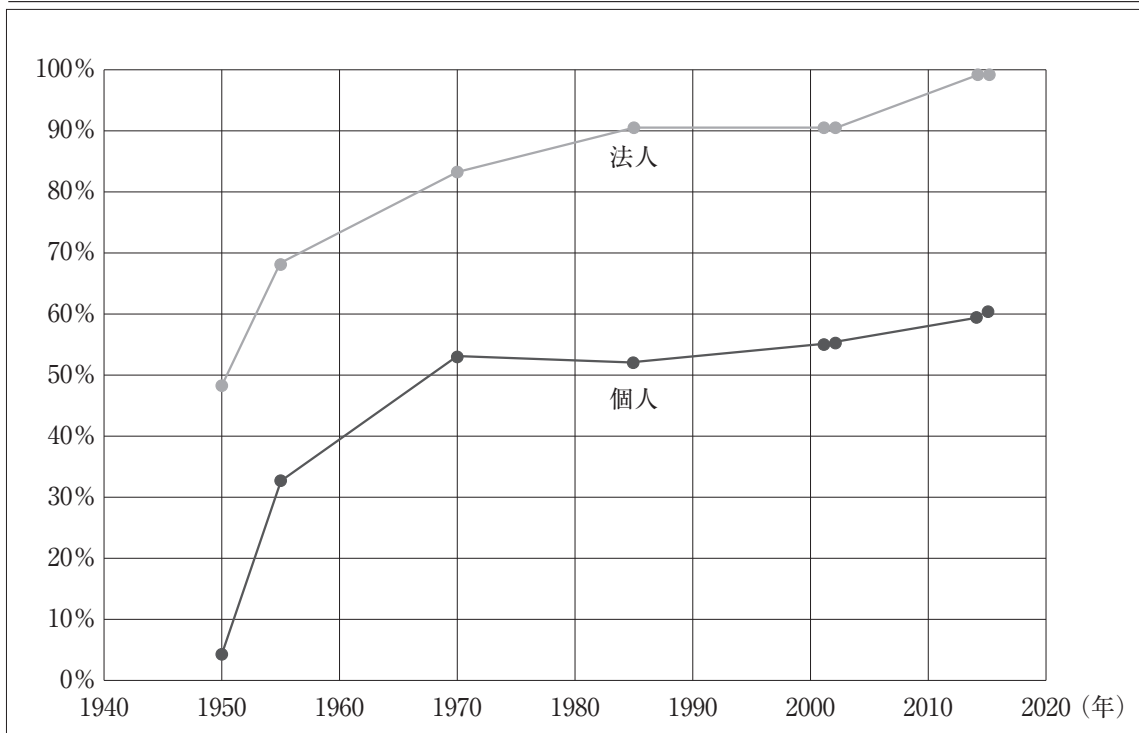
9 金子宏『租税法 [第21版]』弘文堂2016年40-41頁参照。

10 中野剛志『奇跡の経済教室 (大論争編)』KKベストセラーズ2022年参照。

2. 青色申告・法制度との関係

昭和24年8月の「シャープ勧告」（シャープ使節団日本税制報告書）に基づき、同年12月の「所得税法の臨時特例に関する法律」（法律第269号）で青色申告制度が導入された。導入当初は、事業者の記帳慣行が定着するまでの過渡的なものであり、恒久的な制度とは位置づけられていなかったものと考えられるが、導入から70年余が経過し、その存在は広く認知されており、適正な記帳と申告を促進するための制度として定着している¹¹。この制度は、租税行政に対する納税者の協力を確保し、納税者が帳簿書類を備えて、それに収入・支出を記載し、それを基準として、自発的に所得と税額を正しく計算・申告するという慣行を定着させ、申告納税の水準を高めるために導入された。一定の帳簿書類を備え付け、それを基礎として申告する納税者には、青色申告書を用いての申告が認められていたが、青色申告者には様々な特典を与えることとしたのである¹²。

図表3-2 青色申告件数の推移



出所) 全国女性税理士連盟「青色申告制度」第51回研究報告2018年より作成。

上図は、個人・法人の青色申告件数の推移である。法人の普及率は、近年では99%に達し、普及率はかなり伸びてきている。一方、個人の普及率は、1965年～2015年頃まで、50%～60%と推移し、普及率は低い。これは、所得が高い方が青色申告を利用している

11 日本税理士会連合会税制審議会「青色申告制度のあり方について－平成23年度諮問に対する答申－」（https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H23.pdf）（最終閲覧日：2024年1月15日）。

12 金子・前掲注（9）58頁参照。青色申告制度の主な特典は、所得税法では、青色申告特別控除、青色事業専従者給与の必要経費算入、貸倒引当金の必要経費算入、純損失の繰越しと繰戻しがある。法人税法では、欠損金の繰越控除や繰戻還付がある。

割合が高く、個人所得に応じて普及率に差があるためであり、普及率が伸びていることから、納税者の青色申告の特典を受けることへの関心が高くなりつつあることを示していると指摘されている¹³。

また、行政上の義務違反に対して、金銭的な制裁を課す制度は、将来の違反を抑制し、また金銭的負担が大きいものとなれば、経済的利益を求めて行われる不正行為の歯止めとして大きな効果がある¹⁴。

昭和42年の道路交通法改正により導入された、交通反則金制度を例に検討する。導入の背景としては、自動車数・運転免許保有者数の急増と、それに伴う交通規制の拡大により、交通違反者が急増したという事情があり、このような大量の違反者が、違反の軽重を問わず、すべて犯罪者として検挙され、刑を科されることは、刑罰の感銘力を乏しくするのではないかと危惧された。さらに、大量の違反者を全て犯罪者として扱うことは、交通政策上の観点からも好ましくないと考えられた。そこで、諸外国の例を参照しつつ、通常の裁判手続によらず交通違反事件を簡易迅速に処理する方式が検討されたが、最終的に、国税犯則取締法上の通告処分制度をモデルとした制度が、過料制度の持つ難点を避け、現実的にも、理論的にも、最も適当であるとして、交通反則金制度が導入された¹⁵。

この制度は、導入後既に50年以上の運用実績があり、令和5年版犯罪白書によると、令和4年中に反則行為として告知した件数は488万6,106件、非犯則事件として送致された件数が19万4,620件で、道路交通法違反の取締件数中に占める反則適用率は96%とされており、この制度は、実務の運用においては、確実に定着しているといつてよいと考えられる¹⁶。経済的インセンティブを利用して義務履行を誘導ないし確保しようとするこうした手法は、複雑な現代行政においては効果が高いといえるし、今後、多用されるものと予想される（環境負荷行為に対する付加金構想など）¹⁷。

令和5年版犯罪白書によれば、交通反則金制度に基づき反則事件として告知された事件については、平成15年以降800万件台で推移していたが、平成23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和4年では508万726件となっている。

以上から、近年の反則金等の罰則強化に大きな抑止効果があったほか、マスコミやメディア等における広報活動や交通指導取締等の推進が大きな効果をもたらすと考えられる。

税務コンプライアンスは、納税者のコンプライアンス意識の醸成によって成り立つ。これを達成するには、基本的には継続的な教育により行うべきであるが、人々の心を誘導する恩典や、抑制する懲罰を組み合わせることで達成できるであろう。

13 全国女性税理士連盟「青色申告制度」第51回研究報告2018年14-15頁参照。

14 原田尚彦『行政法要論〔全訂第七版補訂二版〕』学陽書房2012年239頁。

15 中原茂樹「交通反則金制度」ジュリスト1330号2007年10頁参照。

16 柿原勝一「加算税制度が納税者の税務コンプライアンスに及ぼす影響」税務大学校論叢第105号2022年68頁参照。

17 宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論〔第七版〕』有斐閣2020年239頁参照。

第2節 情報処理技術の進化等の影響

現代の税制は所得課税や消費課税を中心に成り立っている。所得額の計算には、最低でも純資産額の増減をもたらす収益、原価・費用・損失を集計しなければならない。間接税としての我が国の消費税の計算には、課税資産の譲渡等にかかる金額と、仕入税額控除の基になる金額の集計が必要である。従って、これらの課税にはその計算の基となる情報を集計するために個々の経済主体について経済取引のデータベースを作成させることが必須となる。我々はこれを「帳簿」と呼んでいる。

帳簿はもとより経済活動に関する情報を集約し、把握するために用いられた。複式簿記が発明される以前は、単式簿記に基づいて財産目録を作成していた。税の徴収を含め、それ以外の分野の行政には情報の集約が必要不可欠である。古代においては収穫物の分配に、その集計が必要だったであろう。資源や兵站の在庫量や生産量、消費量の正確な集計は国家が生き残るのに欠かすことができなかつたであろう。帳簿の起源をたどれば文明の起こりにまでさかのぼる。人々は太古の昔から情報を収集、集積し、まとめたものを必要とし、それは今でも変わりがない¹⁸。

一方で人類は文明の発達とともに計算機の技術を発達させてきた^{19・20・21}。複雑な計算を、速く正確に行うことは国家の興亡にもかかわる重要な技術であった。それは現代においても同じで、複雑な計算を、速く正確に行うことのできる技術を各国はしのぎを削って開発している。ここ30年ほどの進歩を振り返る²²ならば、市販される電子計算機でさえ、処理速度や記憶容量を何万倍、何千万倍にも進歩させていて、電子計算機が一時に処理できる計算量は格段に向上した。そうした技術的進歩は電子計算機の“出来ること”の幅を広げてきた。複雑な計算を小型の計算機がわずかな時間で行えるようになり、データベースに関する論理的処理を計算機が代行することにより、情報の検索や集計が容易になった。大量のデータを扱うことが可能になったことで精密な画像処理や通信インフラの基盤としての役割を果たすようになった。さらに膨大な情報量を処理することが可能になったことで、社会に存在する様々なデータを取り込み、所定の統計的処理を行わせることにより、わず

18 ジェイコブ・ソール教授『帳簿の世界史』（株式会社文藝春秋2018年、訳者村井章子）によれば「古代メソポタミア、イスラエル、エジプト、中国、ギリシャ、ローマで単式簿記が実践されていたことはわかっている」。「メソポタミアでは契約、倉庫、取引の記録が作成されており、パン屋の在庫台帳などが残っている」。「シュメール人は紀元前3500年頃に会計のための粘土のコインを作り、出荷した商品や受け取った商品を数えるのに使っていた。やがてコインに代わって粘土板を導入し、そこに基本的な在庫を記録するようになる」。

19 日本珠算連盟「そろばんの歴史」

(<https://www.shuzan.jp/gakushu/history/>)（最終閲覧日：令和6年4月15日）。

20 電卓博物館「電卓（電子式卓上計算機）の歴史」

(<http://www.dentakmu-museum.com/1-exb/special/rikadai/rikadai.html>)（最終閲覧日：令和6年4月15日）。

21 一般社団法人情報処理学会「日本のコンピュータ 黎明期のコンピュータ」

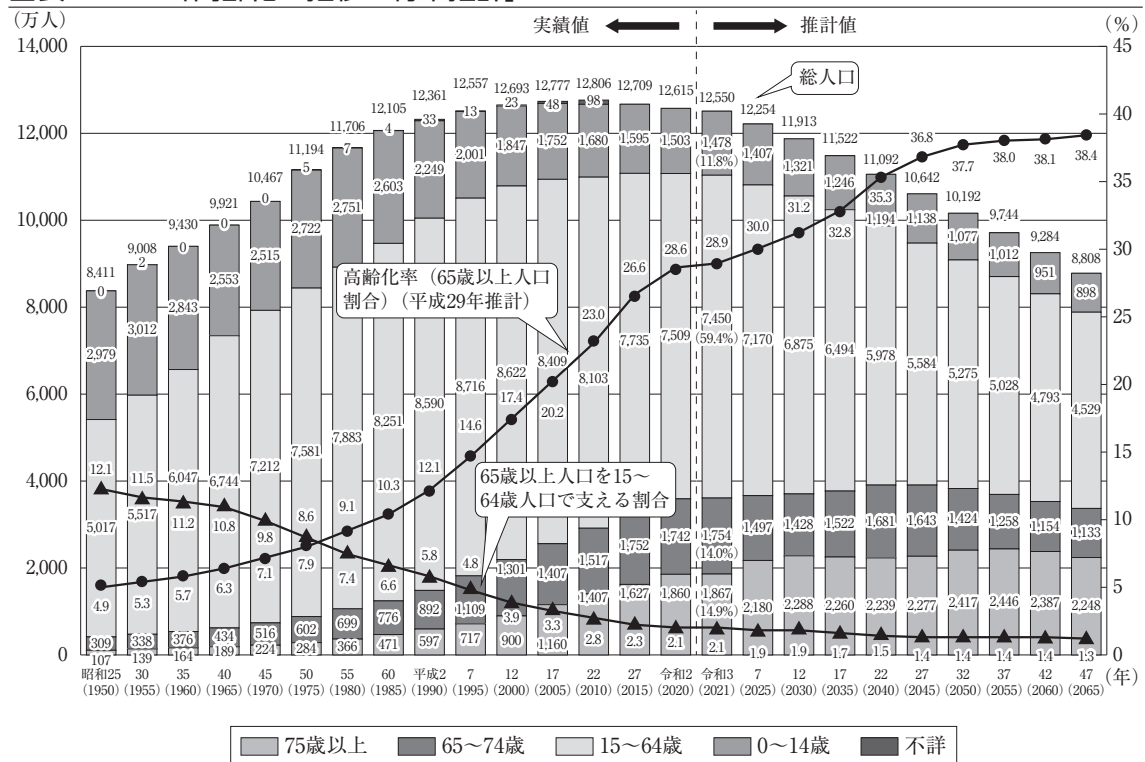
(<https://museum.ipsj.or.jp/computer/dawn/index.html>)（最終閲覧日：令和6年4月15日）。

22 windows95当時のハードウェア仕様要求としてはRAMが8MB以上、ROMが75MB以上。1993年にリリースされたIntel Pentiumのクロック周波数は66MHzであった。

かな画像の色味の違いに現れる病巣の発見^{23・24}や、消費者の消費性向など人々の気付かなかった事実に関する情報を引き出すことが可能になった。複製の容易さと通信基盤としての安定性の高さは、情報を複製分散させ、互いの相違をチェックしあうことにより、情報の改ざんを不可能にした。

その一方、少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口（15～64歳）は1995年をピークに減少しており、2050年には5,275万人（2021年から29.2%減）に減少すると見込まれている（図表3-3）。生産年齢人口の減少により、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されている²⁵。

図表3-3 「高齢化の推移と将来推計」



(出所：内閣府(2022)「令和4年版高齢社会白書」)

総務省「情報通信白書 令和4年版」においては、こうした問題に対処するため、労働生産性の向上、労働参加の拡大、地域活性化などに向けた取組などにより社会全体の変革を図っていくことが必要となること、生産年齢人口の減少による労働力の不足が見込まれる中で、ICTを活用することにより、労働生産性の向上や新たな労働参加の拡大などが期

- 23 NEC「顔認証AIでがんの『顔つき』を判別、早期発見や見逃がし予防に貢献したい」(<https://wisdom.nec.com/ja/feature/healthcare/2021041201/index.html>) (最終閲覧日：令和6年4月15日)等。
- 24 日経BP編「日経テクノロジー展望2022 世界を変える100の技術」日経BP 2021年において「東京大学医学部附属病院消化器内科の山田篤生氏は2021年2月、大腸カプセル内視鏡画像から腫瘍性病変を機械学習により検出するモデルを作成し、その効果を検証したと発表した」などの例がある。
- 25 総務省「情報通信白書 令和4年版」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/pdf/01honpen.pdf>) (最終閲覧日：令和6年4月13日)。

待できることが述べられている。

税理士業に限らず今の我々は、黙っていれば、慢性的な人手不足により経済の縮小を避けられない状況にある。好むと好まざるとに関わらず、情報処理技術を用いて、できる限りの省力化、オートメーション化を受け入れなければならない状況にあるだろう。

我々税理士の仕事は、情報の処理に関する仕事であることは疑いようもない。しかし情報は物理的な実体を持たないがゆえに、これまで機械が主体的かつ自動的に操作することができなかった。少なくとも情報の入力、そして、その入力の方法や処理の仕方に関する判断は人が行ってきた。しかし、状況は変わりつつある。機械は最早人の入力を待たない。文字や画像で表現されるものは自動で認識し、ある程度の論理的判断を下し、自動的に演算を行うようになってきた。手工業が機械工業に変わっていったように、作業の大幅なオートメーション化が可能になってきた。

そうした計算機技術の発展が、今後の経済社会や税制、税務手続きに大きな影響を与えないと考えることは不可能であろう。本研究第3章においてこれらの技術が特に税務手続きに与える影響について検討していくが、まずは直近の技術について、特に納税者が申告を完了させるまでの作業に関わる部分について、我々の業務や今後の税務手続きを見直すうえで、今一度その内容を確認しておく必要があるだろう。

新井紀子教授「AI vs 教科書が読めない子供たち」(2018)によれば、現在のAIブームは、過去2回のブームを経た後の第3次ブームであるといわれる。第1次は1950年代後半から1960年代の出来事で、当時の研究者が取り組んだのは推論と探索により問題を解く研究であった。複雑な迷路やパズルを計算機が解くための技術が研究され、それを実現させた。その延長線上に、チェスの世界チャンピオンに勝って世界を驚かせたディープ・ブルーがある。しかし、チェスや将棋のルールのようにある程度限定された条件の下では、推論と探索はその並外れた計算力で力を発揮することはできても、条件が簡単には限定できない現実の問題を前にすると、推論と探索だけでは無力であることが明らかになった。これは「フレーム問題」と呼ばれる今なおAI開発の壁となっている課題の一つである。第2次ブームは1980年代に起こった。第2次ブームでは、どんな問題でも解ける万能型AIではなく、ある問題に特化したエキスパートシステムと呼ばれるAI作りが検討された。コンピュータに専門的な知識を学習させて問題を解決するというアプローチが取られた。たとえばコンピュータに法律の知識を学習させたうえで、あらかじめ決めておいたルールの下で推論と探索を行い、弁護士のようなその分野のエキスパートのようにふるまうことができる実用的なシステムが考案された。しかし、この研究もすぐに問題にぶつかる。法律家は法律や判例だけの知識で仕事をしているわけではない。法律を包み込んでいる社会の規範や常識あるいは人間の感情といったものを総合的に判断して最善策を考えている。コンピュータに法律や判例は詰め込むことができても、常識や、さまざまな状況で喚起される人の感情といったものをコンピュータに学習させることはできなかった。また、曖昧な表現や数値化できない表現が処理できなかった。医療の診断のエキスパートシステムでは、患者の「お腹がしくしく痛む」という訴えに対し、お腹とは胃なのか腸なのか、それともお腹の付近にある他の臓器なのか、判断ができない。あるいは客観的に測ることので

きない痛みというものを数値化できなかった。

現在の第3次AIブームでは、機械学習という統計的な方法論が注目を浴びている。イチゴが「イチゴだ」と分かるためには辞書、つまり論理は無力である。いくら「イチゴ」の項目を読んでも分かるようにはならない。実際にイチゴを見て、「これがイチゴだよ」と誰かに教えてもらう必要がある²⁶。

コンピュータがより高度な認識能力を持つためには、どのような基準を基にふるまいを決めればよいかを決める必要がある²⁷。機械学習では教師データと呼ばれる大量のデータをAIに覚えさせる。先のイチゴの例であれば、大量のイチゴの画像データやイチゴでないもののデータから、種と実の色や輝度のコントラスト、種からできる影など、できる限りの特徴を検出し、それがイチゴであると判断するうえでどれほど重要な要素であるかを、イチゴが写っているデータとそうでないデータから数値化し、それぞれの特徴に「重み」をつける。機械学習では、コンピュータが与えられたデータを繰り返し学習することで、そのデータの中にあるパターンや経験則、そしてその重要度を自律的に認識する²⁸。その学習に必要なデータの量は、百や千ではない。万や億の単位で必要になる。そのため機械学習の実用化には大量のデジタルデータが容易に手に入る時代を待たなければならなかった。

法律分野のエキスパートシステムは、医療分野などに少し遅れて1970年代後半から開発され始めた。法律外分野では専門知識を抽出してルールで表現するのに苦勞するのに対し、法律は他の分野に比べてエキスパートシステムの開発が容易であると考えられがちであった²⁹。しかし法令は自然言語で書かれているため、構文が曖昧だったり、表現にゆれがあったり、抽象的な用語が用いられていたり、一般常識で判断できる情報は法令から省略されたりする。そのため、これらの問題を解析し、論理的に完全なルール体系を構築するには法令をそのままルール化するのではなく、多くの補助情報をルールに埋め込んだり、補助ルールを新たに追加する必要があるため、膨大なコストがかかる。また、そのようなルールベースを構築したとしても、その補助情報が正しいものになっているかは専門家の間でも意見の相違があることもあり、また作成されたルールセットが論理的に正しいものになっているかを検証するデータセットがないことが問題であった。近年では法律に関する情報がオンラインで大量にアクセスできるようになってきており、機械学習の技術を用いて、それらの情報を効率よく利用し、法情報の解析や法律文書の処理を行うことが「リーガルテック」という言葉とともに着目されている³⁰。こうした技術の進展により、弁護士業界においても人が行ってきた作業のいくつかが自動化されつつあるが、AIが単独

26 新井紀子『AI vs 教科書が読めない子供たち』東洋経済新報社2018年。

27 株式会社アイデミー 山口達輝、松田洋之『図解即戦力 機械学習&ディープラーニングの仕組みと技術がこれ1冊でしっかりわかる教科書』株式会社技術評論社2019年。

28 前掲 新井紀子。

29 佐藤健、新田克己『人工知能と法律』株式会社近代科学2022年、以下当該段落において法律分野のエキスパートシステムの説明において引用。

30 米国においてはALSP (Alternative Legal Service Provider) と呼ばれるリーガルサービスの提供者が現れている。ALSP自身は法律事務所でない。人材派遣やリーガル・プロセスのアウトソースの請負を行うのに加え、テクノロジーとプロセスの活用を図ることで、訴訟調査支援、法律事項の調査、法律文書のレビュー、eディスカバリ、規制リスク・コンプライアンスなどのサービスが主な業務となっている (小林一郎「米国における法律業界の構造改革とリーガルテック」『NBL』2023.6 vol1244参照)。

で法律相談を行えるようになったわけではない。

OCR (Optical character recognition) は、活字、手書きテキストの画像を文字コードの列に変換するソフトウェアである。研究の歴史は古く、1910年代にはOCR技術に関する研究がなされている。日本でも1968年に郵便番号が導入されると、郵便番号の枠に手書きで書かれた数字を読み取り仕訳に活用された。1980年代から1990年代にかけて、OCRソフトはパッケージソフトとしてリリースされ、windows95などによりパソコンの利用が一般に広まると、様々なOCRソフトが開発された³¹。ソフトウェアとしてのOCRはそうした流れの中で、一般に普及したものの、従来のOCRといえば、読み込み機能があって、書類を読み込んだ後に、パソコンで読めなかったエラーデータを修正していくのが当たり前で、100%の識字率は夢のまた夢と思われていた³²。機械学習によるAI技術が普及すると、OCRはAIと一体になってAI-OCRと呼ばれるようになった。機械学習機能により、読取作業とエラーの修正作業を繰り返す中で文字認識の精度を向上させていった。現在では多くのAI-OCRソフトウェアで、活字文字の100%に近い識字率と、手書き文字ですら高い精度で正しく読み取ることが報告されている³³。この様な高精度の識字率を達成したことにより、地方公共団体の税務行政においてRPA技術との組み合わせを用いて課税業務の自動化などが図られ³⁴、税理士事務所や会計事務所においても、証憑の読み取りから仕訳データの作成の自動化が行われている。

環境保護や資源活用、情報処理の効率化からペーパーレスの必要性が求められている^{35・36}。作業のデジタルライゼーションにはネットワークの普及が必須である。光ファイバによる超高速ブロードバンド基盤についてはコロナ禍などにより、テレワーク、遠隔教育、遠隔診療などの非対面・非接触での生活様式を可能とするデジタル活用の重要性が増したが、光ファイバの整備率は、過疎地域や離島などの地理的に条件不利な地域では整備が遅れている³⁷ (図表3-4)。筆者の住む鹿児島県やお隣の宮崎県では他県よりも整備率が

31 RPA総研「AI-OCRの歴史と2021年のトレンド」

(<https://rpasouken.com/topic/column/6644/>) (最終閲覧日：令和6年4月15日)。

32 柏木恵「AI-OCR・RPAの活用の現状と課題」『税』ぎょうせい2019.9、vol74、No 9 10-19頁。

33 日川佳三 (IT Leaders編集部)「9.6%がAI-OCRを導入済み、手書き文字認識トップは『AIよみと〜』の96.4%—MM総研 IT Leader

(<https://it.impress.co.jp/articles/-/18336>) (最終閲覧日：令和6年4月28日)。

34 川合憲二、保本本諒介「首都圏初のAI-OCRとRPAの組み合わせによる課税業務の自動化—東村山市 (東京都)」『税』ぎょうせい2019.9、vol74、No 9等。

35 狐塚淳「電子政府の推進で、官民100%ペーパーレスの時代へ」スマートワーク総研

36 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定) 106頁において「リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これとあわせて、各府省は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加(Web会議)が可能となる環境を順次整備する。また、平成30年度を目標に、審議会や幹部会議等における資料の原則ペーパーレス化を進める。さらに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う」の記述有。

(<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20180615/siryoul.pdf>) (最終閲覧日：令和6年4月28日)。

また、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)首相官邸ホームページに「地方の行政機関における先進技術の更なる活用」等にペーパーレス化を求める記述がある。

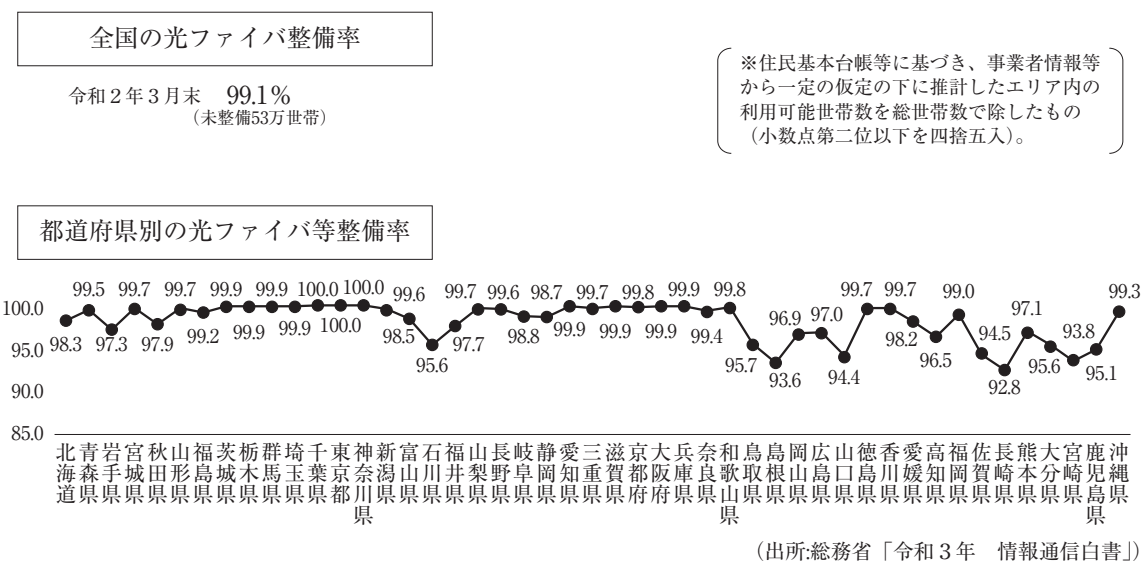
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>) (最終閲覧日：2024年4月28日)。

37 総務省「令和3年 情報通信白書」

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd252210.html>) (最終閲覧日：2024年4月28日)。

低い。また、100%の整備率（小数点第二位以下を四捨五入後の割合）は東京都や一部の県に限られる。地震の多いわが国では災害等（昨今の世界情勢の変化を受け、軍事的有事も考慮すべきである）により電波や電気が遮断された場合の経済活動の維持についても検討しておかなければならない。紙媒体による証憑の流通等のシステムは最低限維持すべきであり、そうした際に、紙面に記載された情報を即座にデジタル化するOCR技術は今後重要な技術と言える。

図表3-4 2020年（令和2年）3月末の光ファイバ整備状況（推計）



情報はそれ自体、物理的実体を持たない。紙などの物理的な実体に記録された文字情報などでさえ、それ自体を切ったり貼ったりして、例えば帳簿を作り上げるといったことは現実的ではないことから、機械が直接的にこれを実行し、自動的に情報の集積物を作り上げるといったことは今までできなかった。しかし、OCR技術やAI技術はこの事態を変えつつある。計算機は自動的に情報を読み取り、収集し、その演算能力を以て集計してしまう。機械的な論理的演算により判別可能な事柄に関しては、人の判断を待たずに計算機が処理をしてしまう。これらは、製造業の歴史において、専門職人らによる手工業が、機械により生産過程の大半が自動化され、工場製機械工業へと移っていった過程に似ている。我々はそうした、産業革命にも似た状況³⁸に直面している。こうした事実を直視し、今後の税制度や税務実務の在り方について検討することが重要になってきている。

38 馬淵浩一『技術革新はどう行われてきたか—新しい価値の創造に向けて』日外アソシエーツ株式会社2008年において「効率のよい蒸気機関の誕生によって、初めて人類は機械による動力を得ることになった。これにより人力や畜力、水力など自然動力に依存していた産業の形態が大きく変わることになった」とある。いわゆる「第4次産業革命」と称されるものの定義は、ここでいう変化とは異なるものを指す（内閣府「日本経済2016-2017—好循環の拡大に向けた展望—」第2章1節など）が、オートメーション化のための鍵となる技術が創出されたという点では、第1次産業革命と同じである。

第3節 マネジメントシステムの発想でコンプライアンスを実現する

製造業に関する歴史の中で、技術が発達し、ものづくりが熟練工による手作業から、流れ作業による大量生産に移り変わっていくと、個々の部品を熟練工が調整しながら組み上げていく作業の代わりに、原材料や工具の受領、設備のメンテナンス、品質管理などを組立作業とは独立して行う必要が出てきた。どの部品もそのまま互いに組み合わせなければそもそも流れ作業が成り立たないため、各部品の完全な互換性が確保されるような均質性が重要になったのである。

製品・部品の個々の特性を個別に管理することに替えて、品質を管理・維持する仕組みを整える考え方を最初に採用したのは、軍事での話とされている³⁹。1959年には、アメリカ軍がサプライヤーに対する要求としてMIL-Q-9858「品質マネジメントプログラム」を作成した。こうした発想は民間にも取り入れられ、1970年代イギリスでのBS5179「品質保証システムの運用と評価の指針」やBS5709「品質システム」といった指針や規格などへと結実していく。

ISOでは品質管理システム規格の制定のためにISO / TC176技術委員会が1979年に組織された。最初に、ISO8402：1986「品質－用語」が制定された。これがISO9000シリーズの始まりである。ISO9001「品質システム－設計・開発、製造、据付における品質保証のためのモデル」、ISO9002「品質システム－製造、据付における品質保証のためのモデル」、ISO9003「品質システム－最終検査及び試験における品質保証のためのモデル」、ISO9004「品質マネジメントおよび品質システムの要素－指針」はそれぞれ1987年に制定された。「マネジメントシステム」という言葉はこうした流れの中で生まれた。

JISQ9000：2015、箇条3.5.3によれば、マネジメントシステムとは、方針及び目標、並びにその目標を達成するためのプロセスを確立するための、相互に関連する又は相互に作用する、組織の一連の要素であり、マネジメントシステムの要素は、目標を達成するための、組織の構造、役割及び責任、計画、運用、方針、慣行、規則、信条、目標、並びにプロセスを確立すると説明されている。品質管理という分野において、製品・部品の個々の特性に関することを個別具体的に定めなかったように、規格そのものには個別具体的な手順や方法は定められていない。あくまで組織の目標を達成するための仕組みづくりに必要な要素のみが定められている。

ISOマネジメントシステム規格で採用している目標達成プロセスの具体的な考え方はPDCAサイクルに現れている。PDCAサイクルは継続的な改善活動を表し、プラン：計画(P)、ドゥー：実施(D)、チェック：評価(C)、アクト：改善(A)の頭文字を取ったものである。PDCAサイクルでは、目標達成には段階があり、最終目標の達成には、これに至るひとつひとつの目標を達成しなければならない、という考え方が根底にある。また、目標が達成できない、あるいは達成に不足な点があることを織り込んでおり、PとDだけ

39 相澤武「MIL SPECにおける品質プログラム要求」『日本信頼性学会誌 信頼性』1997年vol19.No 3。

でなく、CとAが伴わなければならないという考え方がベースになっている⁴⁰。

品質管理という目的から生まれたマネジメントシステムだが、いまや品質管理はマネジメントシステムが達成すべき目標の一つに過ぎない。マネジメントシステムは、例えば、品質マネジメント、財務マネジメント、環境マネジメントなど、単一又は複数の分野を取り扱うことができる⁴¹。環境保護や情報セキュリティ、労働安全衛生など様々な目標を達成するための枠組みや仕組みづくりが、マネジメントシステムである。

マネジメントシステムの適用範囲としては、組織全体、組織内の固有で特定された機能、組織内の固有で特定された部門、複数の組織の集まりを横断する一つ又は複数の機能、などがあり得る⁴²とされている。

税務コンプライアンスを維持・向上し、適正納税を達成するというのは、マネジメントシステムの達成すべき目標の一つになり得る。毎年変化する制度に対応するという意味でも、PDCAサイクルの中に含まれる、定期的な体制や手順の見直しは役に立つであろう。

OECDにおける議論の中に「協力的コンプライアンス・プログラム」に関するものがある⁴³。これは税務当局と納税者間で協力と信頼に基づく関係を構築することにより、税務当局においては、納税者から追徴課税を受けるリスクの自主的な早期開示などを通してリソースの適切な割り当てが可能となる一方、納税者においても追徴課税を受けるリスクの管理が効率化するとともに税務調査対応に係るコストを軽減することが可能となるよう仕組みを促進するプログラムをいう。これは納税者による税務コンプライアンスの向上策に係る議論であり、OECDが2013年に公表した報告書⁴⁴においては、税務が企業の取締役レベルで議論されているなどその重要性の高まりを指摘した上で、税務申告や開示における正確性や完全性を担保するための内部統制（Tax Control Framework）が重要であると説いている。また、日本では、このOECDの議論や国内外におけるコーポレートガバナンスの充実に向けた議論などを受け、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するための国税庁の取り組みである「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」が2016年より実施している。この取組では、「税務に関するコーポレートガバナンス」を「税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること」と定義している。

マネジメントシステムについては4章において詳細を説明するが、トップマネジメントにはマネジメントシステムに関する方針や目標の確立と組織の状況と戦略的な方向性の両立やマネジメントシステムの有効性に説明責任を負うことが求められる。税務にマネジメントシステムを応用する場合、経営者であるトップマネジメントが自ら関与する形で企業

40 一般財団法人日本品質保証機構『ISOマネジメントシステムが一番わかる：認証機関が書いた規格が読みやすくなる初めの一冊』株式会社技術評論社2021年。

41 JISQ9001：2015、簡条3.5.3 注記1。

42 JISQ9001：2015、簡条3.5.3 注記3。

43 KPMG税理士法人「日本企業のグローバル税務ガバナンス体制の整備に向けた現状及び検討課題の整理と9つの提言」2020.3

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/taxgovernance_report.pdf) (最終閲覧日：2024年4月28日)。以下当該段落において引用。

44 OECD「Co-operative Compliance: A Framework, From Enhanced Relationship To Co-operative Compliance」OECD Publishing, Paris, 2013。

の税務に関する情報の取り扱い方法や作業手順をはじめとした諸々について⁴⁵整備をしていくこととなり、これは税務に関するコーポレートガバナンスを実施することに他ならない。

しかしながら、税務に関するマネジメントシステムの規格は存在しない。第4章においては、税務に関する諸手続きをマネジメントシステムの要領にて管理できないかを探り、マネジメントシステムを税務に応用する場合に必要な要素は何かを思索する。

45 国税庁「大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組事例」2021年6月において1 トップマネジメントの関与・指導、2 税務（経理）担当部署等の体制・機能、3 税務に関する内部牽制の体制、4 税務調査での指摘事項等に係る再発防止策、5 税務に関する情報の周知などが挙げられているが、マネジメントシステムではトップマネジメントが組織の方針や目的を決定し組織内に周知し、関連する部門や部署で目標を定めて評価体制を整え、運用される。定期的に目標の達成度合いをチェックするための内部監査を行い、不備は改善することが求められる。また、組織はこれらを行うのに必要な人、物、金、情報を提供することが求められる。すなわち、税務コンプライアンスを目的とする税務マネジメントシステムであれば、1～5の要求事項はシステムの中に内包されることになる。

第2章 納税者の納税に対する意識

第1節 納税者の納税に対する意識に関する昨今の調査

納税義務を自発的に履行するには、納税者がまず納税義務を受け入れなければならない。それには義務の内容を知識として知るとともに、その必要性を理解しなければならないだろう。納税とは人が日々の経済活動の中で苦勞して獲得した資産を、金額に見合う対価を求めずに国家等に供出する行為である。法的には納税の義務が所与のこととして定められるが、経済的観念を持つ納税者の納税に対する抵抗感を理解することなしに、納税義務を受け入れさせることは難しい。

昭和61年に実施された日本政府の「税金に関する世論調査」⁴⁶（標本数5,000人、有効回収数3,902人）によれば、「あなたは税金のどのような点に不満を感じますか。あればこの中から2つまであげてください」という問いに47.6%が「自分の収入に比べて負担額が大きい」と答え、31.2%が「税金のしくみや徴収の仕方に不公平がある」と回答している。設問の文章にも影響を受けているのであろうが、「特にない」と答えたのはわずか13.1%で、多くの国民が何らかの不満を持っていることが分かる。なお「税金の使途に納得がわからない」は19.9%である。中でも負担額への不満が高く、納税額に納得のわからない国民の多さを表しているといえる。続けての「あなたは、現在納めている税金について、どのように感じていますか、この中ではどうでしょうか」という問いに対して「ある程度負担を感じている」は49.5%、「非常に負担と感じている」は24.0%との回答がその結果を裏付けている。

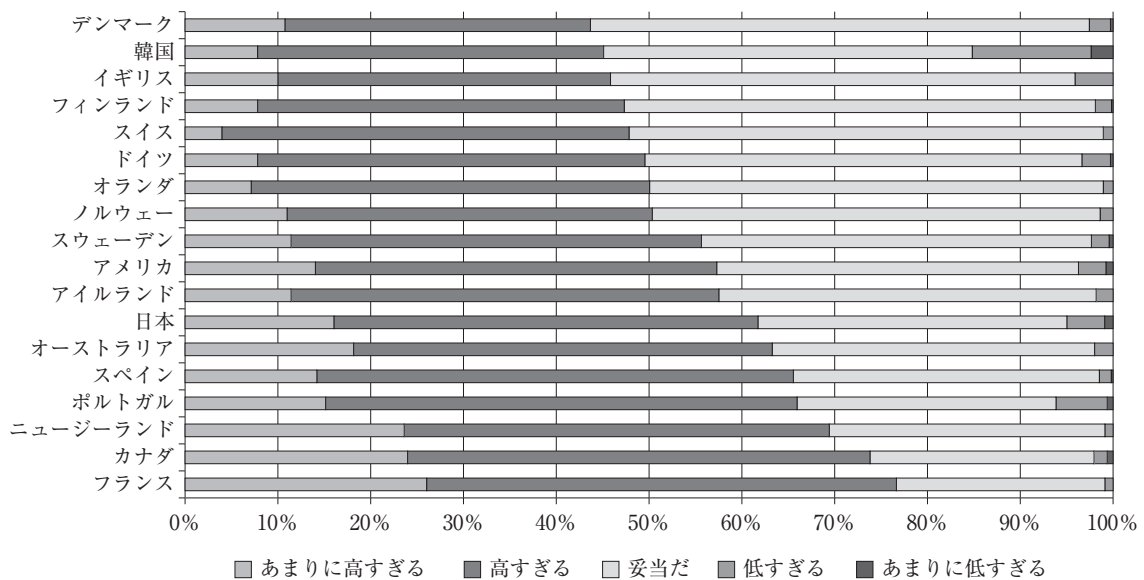
納税は、対価を求めずに金銭等を国家に供出する行為であり、その金額は法令に定められる計算方法による。その法令は、国民の代表による多数決により決されるのであり、もとより全ての納税者が納得感を得られるものでないことは言うまでもない。しかしながら、税の負担額に不満を示す国民は少数とは言えない。すなわち、民主的手続きにより生じるやむを得ない少数派の不満とは異なる理由により生じた不満があるということになる。同世論調査においては続く質問において「では、負担に感ずる理由は何ですか。この中から最も強く感じるものを1つあげてください」という問いを投げかけている。これに対し回答者は

- (49.3%) (ア) 自分の収入に比べて負担額が大きい
- (22.3%) (イ) 収入が増えたのに手取額が増えない
- (18.1%) (ウ) 所得税をはじめ多種類の税金を支払っている
- (2.7%) (エ) 時間を多くとられたり、書類整備がやっかいである

46 日本政府「税金に関する世論調査」
(<https://survey.gov-online.go.jp/s60/S61-02-60-22.html>)（最終閲覧日：2023年7月30日）。

(4.3%) (オ) 公共サービスから受ける受益に比べて負担が大きいと答えている。公共サービスから受ける受益との比較により不満を感じる者は少なく、収入や所得に対する負担額の多さに対して不満を感じているものが多い。対価性がないことに不満があるわけではなく、自らの代表らが決めた租税制度に基づく負担額そのものが高いつ感じている。納税者は民意が反映されていないと考えているのだろうか。それとも税に関する知識が乏しく、想定外の負担が出たのだろうか。平成26年東京都財政講演会資料に掲載された「中間層の『痛税感』が北欧よりも大きい事実」と題する資料⁴⁷によると、中間層の税負担について「あまりに高すぎる」あるいは「高すぎる」と答えた人の割合は日本をはじめとする先進諸国において40%を超えており、こうした税負担への不満の多さが万国共通であることを示している。

図表3-5 中間層の税負担をどう思うか？



出所) 平成26年度東京都税財政講演会 (講演者 井手英策氏) 資料

税負担と公共サービスから受ける受益との差に関する不満は少なく、税金の用途等に対する不満の割合も、こうした税負担に対する不満の大きさを説明するには小さい。おそらく、税負担に不満を感じている人々の多くは理性では税負担の適正性、すなわち自分たちが選んだ代表たちの議論の末、民主的手続きにより決められた租税制度に基づく負担額の適正性を理解している。しかしながら、心理的には納得できていないといったところなのであろう。適正納税を実現するだけであれば、遵法意志だけでも問題ない。しかし、不満が長く続けば、納税者はどこかで抜け道を探すようになるかもしれない。特に我々税理士が納税者に接する際、納税額に納得してもらうためには、その心理的な部分を如何に動かすかが重要になる。我々税理士に相談したそのうえで納税義務を果たさなさいという事例

47 平成28年度東京都税制調査会第1回 小委員会「税への理解を深める取組に関する資料」
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/tzc28_s1/10.pdf (最終閲覧日：令和6年5月3日)。

は少数である。我々の顧客の遵法意志は総じて高い⁴⁸。しかしこの仕事をしていれば、どこで聞きかじってきたのか分からない脱税あるいは法令違反の可能性が高い「節税案」を納税者から提案されたのは一度か二度ではないはずだ。そうであれば、どうすれば納税者が納税額に心理的に納得するのかという要素は、我々の顧客である納税者の税務コンプライアンスを実現するうえで非常に重要である。

南九州税理士会では、納税者が税負担額に納得するための要素を探るためのアンケート調査を行った。

第2節 南九州税理士会が実施したアンケート

1. アンケート実施内容

目的：納税者の税金への負担感、政治への期待感、納税に納得するための要素、税制への理解度を調査し、複合的に分析することで納税者の税負担に関する心理的な反応の実際を調べる。

実施人数：紙面アンケート132名（主に事業者）
インターネットアンケート200名（主に非事業者）
合計 332名

地域：紙面アンケート→大分、熊本、宮崎、鹿児島
インターネットアンケート→全国

実施時期：2023年12月～2024年1月

紙面アンケートについては、南九州税理士会所属の税理士の顧問先、主に事業者（個人事業者及び法人経営者。法人経営者は法人代表のみでなく役員を含む）を対象に実施した。インターネットアンケートについては、SaaSツール（セルフ型アンケートツール）「Freeasy（フリージー）」を利用し、事業者以外を対象に、事業者へのアンケートとの比較対象のために調査を実施した。

2. 各設問の質問意図

〈設問1〉

Q1：過去1年間における税負担について、自身が経営する法人の税負担も含めて、あなたの実感としてどのように感じていますか？以下から最も近いものを1つ選んでください。

- ① 大変苦痛だった。
- ② 負担感はあるが、耐えられないほどではない。

48 東京都「平成28年度委託調査租税に対する国民意識と税への理解を深める取組に関する国際比較調査・分析等委託報告書概要」によると「日本人の税に関するコンプライアンス意識はOECD諸国の中で最高水準の高さである。」

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/tzc29_s1/13.pdf)（最終閲覧日：2024年5月3日）。

- ③ 納得できる金額であった。
- ④ 思ったよりも負担は少なかった。
- ⑤ 気にもしなかった。
- ⑥ 税負担の実感がわからない。

(「大変苦痛だった」・「負担感はあるが耐えられないほどではない」と答えた方のみ)

重たいと感じた税金の種類 _____

(意図)

回答者の過去1年間の税負担に対する感想を把握する。またとくに負担感を感じている税目を特定する。

〈設問2〉

Q2：国の予算に関して重点を置いてほしい施策を以下の選択肢から最大3つまで選んでください。

(選択肢)

- インフラ整備
- 社会保障充実
- 物価安定
- 防衛力強化
- 教育科学振興
- 農業保護育成
- 中小企業支援
- 出産・子育て支援
- その他 _____
- 特になし／興味なし

(意図)

財源の使途の希望を確認することで、回答者が税金の役割に何を求めているか、政治や行政に関心があるか、そのスタンスを調査する。

〈設問3〉

Q3：納税した金額の使い道を選べるシステムが導入された場合、あなたの現在の税負担に対する納得感は変わりますか？

- ①変わる
- ②変わらない
- ③わからない

(「変わらない」と答えた方のみ)

納得感を得るためにはどのような改善が必要だと考えますか？：

(意図)

仮に税金の使途に民意が直接反映されるシステムがある場合、納税の納得感にどれほど影響が出るのか、あるいは、それ以外の要素を求めるとすればどのような条件により納税への納得感が生じるのかを調査する。

〈設問4〉

Q4：法人税・所得税・相続税・消費税・固定資産税について、誰が、いつ、何の金額を基準に課されるかを知っていますか？下の表の空欄を埋めてください。回答は専門的な用語でなくても問題ありません。わからない項目には×を記入してください。

税目	誰に	いつ	何の金額を基準に
法人税			
所得税			
消費税			
相続税			
固定資産税			

(意図)

税制についての基本的な質問への回答の正誤を確認することで、回答者の税金に関する知識レベルを評価する。全15問を基に評価する予定であったが、問題文中に「誰が」と記載している一方で回答欄の表には「誰に」と記載されていたため、納税者と課税主体のいずれを回答すればよいか不明であるとの指摘や、回答の混乱が見られたため「いつ」と「何の金額を基準に」の2点について、計10問を基に評価することとした。

採点にあたっては法令上の用語に馴染みのない回答者に配慮し、「いつ」に関しては課税の基準日のみならず、申告期限や納期限、納付日、支払日などを正答とし、「何の金額を基準に」については、例えば法人税や所得税の所得額に対して、利益や儲けといった回答も正答とすることとした。

〈予備質問 紙面・インターネット共通〉

年齢：_____歳

職業：_____（会社役員の場合は役職名）

日用品や食料品の買い物を日常的にするか：はい／いいえ

(意図)

回答者の年齢や、職業、普段の金銭感覚を確認することで、分析の補助情報とする。

〈予備質問 インターネットのみ〉

都道府県、性別、既婚・未婚、職業、業種、世帯収入、子供の有無

(意図)

紙面アンケートでは、紙面のデザインの都合上や回答者の負担を考慮して、予備質問の数を限定したが、ネットを通じてのアンケートでは詳細なデータを取得できるようにした。

図表 3-6 アンケート用紙

年齢： _____ 歳			
職業： _____ (会社役員の場合は役職名)			
日用品や食料品の買い物を日常的にするか： はい/いいえ			
Q 1. 過去 1 年間における税負担について、自身が経営する法人の税負担も含めて、あなたの実感としてどのように感じていますか？ 以下から最も近いものを 1 つ選んでください。			
① 大変苦痛だった。			
② 負担感はあるが、耐えられないほどではない。			
③ 納得できる金額であった。			
④ 思ったよりも負担は少なかった。			
⑤ 気にもしなかった。			
⑥ 税負担の実感がわからない。			
(「大変苦痛だった」・「負担感はあるが耐えられないほどではない」と答えた方のみ)			
重たいと感じた税金の種類 _____			
Q 2. 国の予算に関して重点を置いてほしい施策を以下の選択肢から最大 3 つまで選んでください。			
[] インフラ整備 [] 社会保障充実 [] 物価安定 [] 防衛力強化 [] 教育科学振興			
[] 農業保護育成 [] 中小企業支援 [] 出産・子育て支援			
[] その他 _____ [] 特になし/興味なし			
Q 3. 納税した金額の使い道を選べるシステムが導入された場合、あなたの現在の税負担に対する納得感は変わりますか？			
① 変わる			
② 変わらない			
③ わからない			
(「変わらない」と答えた方のみ)			
納得感を得るためにはどのような改善が必要だと考えますか？ : _____			
Q 4. 法人税・所得税・相続税・消費税・固定資産税について、誰が、いつ、何の金額を基準に課されるかを知っていますか？ 下の表の空欄を埋めてください。回答は専門的な用語でなくても問題ありません。わからない項目には×を記入してください。			
税目	誰に	いつ	何の金額を基準に
法人税			
所得税			
消費税			
相続税			
固定資産税			
例) 自動車税	車の所有者	4月1日	排気量の階級別に定められた金額

3. 集計結果

① 回答者の内訳

事業者：127名

非事業者：205名

② 日用品や食料品など日常的に買い物をしますか。

図表3-7 日用品や食料品など日常的に買い物をしますか

はい	231名
いいえ	101名

(未回答は「いいえ」で集計)

③ Q1の回答

図表3-8 Q1回答結果

選択肢	回答数	割合
①大変苦痛だった。	84	25.30%
②負担感はあるが、耐えられないほどではない。	134	40.36%
③納得できる金額であった。	37	11.14%
④思ったよりも負担は少なかった。	11	3.31%
⑤気にもしなかった。	36	10.84%
⑥税負担の実感がわからない。	30	9.04%

重たいと感じた税金の種類（複数回答あり）

消費税 69件

所得税 30件

法人税 11件

相続税 1件

固定資産税 18件

個人事業税 1件

社会保険料 13件

全部 3件

④ Q2の回答

図表3-9 Q2回答結果

選択肢	回答数	割合
インフラ整備	86	25.90%
社会保障充実	152	45.78%
物価安定	206	62.05%
防衛力強化	53	15.96%
教育科学振興	52	15.66%
農業保護育成	38	11.45%
中小企業支援	93	28.01%
出産・子育て支援	94	28.31%
その他	6	1.81%
特になし／興味なし	24	7.23%

その他の回答

- 農業生産技術支援
- (国の)借金を返してほしい
- 介護、高齢者福祉
- 低所得者支援

⑤ Q3の回答

図表3-10 Q3回答結果

選択肢	回答数	割合
①変わる	149	44.88%
②変わらない	84	25.30%
③わからない	99	29.82%

(「変わらない」と答えた方のみ)

納得感を得るためにはどのような改善が必要だと考えますか？

- よくわからない、とくになし 17件
- 税金の減額 3件
- 何をしても変わらない 6件
- 特定の予算の増額、減額 4件
- 公平感、平等感を増やす 2件
- 用途の公表、透明化 8件
- 自分の生活の助けになるという実感 2件
- 政治不信の解消 8件
- 納税者が税に対し関心を持つ 1件

納得の有無に関わらず納税は義務であり、使い道を一概には説明できるとは思わない
 1件
 その他、回答無し 32件

⑥ Q4の正答率

図表3-11 Q4回答結果

税目	いつ	何の金額を基準に	合計
法人税	25.00%	40.36%	32.68%
所得税	22.29%	56.93%	39.61%
消費税	42.77%	38.86%	40.81%
相続税	29.52%	42.77%	36.14%
固定資産税	10.24%	29.52%	19.88%
全体	—	—	33.83%

4. アンケート結果の分析

Q1の回答は「大変苦痛だった」25.30%「負担感はあるが、耐えられないほどではない」40.36%と、実に6割を超える回答者が負担感を訴える回答となった。先述の東京都税制調査会の資料と同程度である。負担感を感じる税目は消費税次いで所得税となっている。税金ではないが、社会保険料という答えも多かった。

世情を反映してか、Q2の回答は物価の安定が62.05%と最も高く、次いで社会保障充実45.78%、ほぼ同率で中小企業支援28.01%、出産・子育て支援28.31%となった。身近なものに対する財源を厚くしてほしいとする傾向が強く、「防衛力強化」「教育科学振興」「農業保護育成」は少数となった。

Q3については、仮に「納税した金額の使い道を選べるシステム」が導入された場合に納税に対する納得感は「変わる」と答えた回答者が44.88%と最も高い。税金の用途について納得がいかない、あるいは民意が反映されていないと感じている回答者が少なくないことを表しているものと思われる。「変わらない」と答えた回答者には、どうすれば納得感を得られるかをあわせて尋ねたが、回答になっていないものや無回答、分からないと答えたものが49件であった。それ以外では用途の公表、透明化や政治不信の解消を訴えるものが多かった。何をしても変わらないと答える者も多い。少数だが、納税者自身の変化を求める意見や、納税は義務なので、納得感は関係ないとする意見もあった。

Q4は税金に関する知識を問うものであったが、事業者・非事業者ともに身近であるためか消費税の正答率が高く、ついで所得税の正答率が高かった。固定資産税は賦課課税方式であるためか、正確な知識を有する回答者は少数となった。全体的に課税の基準日や申告期限、納税期限に関する正答率は低く、課税標準に対する正答率は高かった。消費税については「取引金額」や「売上（高）、売値」も正答にしていたが、予想以上に正答が少なかった。平均正答率は33.83%であった。

図表3-12 日常的な買い物の習慣とQ1の回答

Q1の回答	日常的に買い物をする		日常的に買物をしていない	
	分布	割合	分布	割合
①	61	26.41%	23	22.77%
②	96	41.56%	38	37.62%
③	23	9.96%	14	13.86%
④	5	2.16%	6	5.94%
⑤	27	11.69%	9	8.91%
⑥	19	8.23%	11	10.89%

図表3-13 事業者・非事業者の別とQ1の回答

Q1の回答	事業者		非事業者	
	分布	割合	分布	割合
①	39	30.71%	45	21.95%
②	59	46.46%	75	36.59%
③	20	15.75%	17	8.29%
④	2	1.57%	9	4.39%
⑤	4	3.15%	32	15.61%
⑥	3	2.36%	27	13.17%

Q1について、日常的に買い物をする者とそうでない者を比較した。税を負担に感じる者の割合（①、②回答者）が日常的に買い物をする方が多く、そうでない方が少ない。逆に税負担に納得できたものは日常的に買物をしていない方に多かった。これらは、日ごろ買い物等をし、生活感や経済的感覚を有する者の方が税負担を重く受け止めやすい傾向にあることを示している。そのいっぽうで「気にもしなかった」と答えたものの割合が日常的に買物をする者に多かった。

次に事業者と非事業者でQ1の回答を比較してみる。税を負担に感じている回答者の割合が事業者では70%を超えている。その一方で、非事業者については60%に満たない。また、税負担に納得していると答えているものが事業者では15.75%で非事業者では8.29%となった。負担感を訴える者が多ければ納得できたとする者も少ないとなるのが一般的であるように思える。これは、今回の調査した事業者にはすべて顧問税理士がいることが原因である可能性が高い。その一方で「気にもしなかった」「税負担の実感が分からない」と答える者は事業者には少数しかいなかった。これに対し、非事業者では合計で30%弱程度いる。これらのことから、日頃買物するなどの生活上の行為により磨かれる経済感覚には、税金に対する感性が含まれておらず、日頃事業の中で磨かれる経済感覚の方が重要であることが分かる。業務の中で税金の申告を行う事業者と、毎月の給与から源泉徴収される非事業者では当然の結論なのかもしれない。

図表3-14 Q1の回答とQ4の正答率の関係

Q1の回答	分布	割合	Q4平均正答率
①大変苦痛だった。	84	25.30%	35.83%
②負担感はあるが、耐えられないほどではない。	134	40.36%	38.88%
③納得できる金額であった。	37	11.14%	36.49%
④思ったよりも負担は少なかった。	11	3.31%	26.36%
⑤気にもしなかった。	36	10.84%	18.06%
⑥税負担の実感がわからない。	30	9.04%	24.00%

次に、Q1とQ4の関係を見る。税に負担感を感じている者（①、②回答者）と、税負担に納得した者の正答率は平均を上回っている。なかでも「負担感はあるが、耐えられないほどではない」と回答した者の平均正答率が最も高い。その一方で「気にもしなかった」「税負担の実感が分からない」と答えた者の正答率は、平均を大きく下回った。インターネットで調査を行った非事業者のみであるが、年収別のQ1の回答を見ると、高所得者ほど①もしくは②と答える者が多いことが分かる（図表3-17）。これは所得税が超過累進課税制度を採用しているからであろう。高所得者には租税に関する知識が豊富な者が比較的多いと考えられるが、知識を有し、税の仕組みを理解していてもなお税に負担感を感じるようである。

図表3-15 Q1の回答とQ3の回答

Q1の回答		Q3の回答（①変わる②変わらない③分からない）					
選択肢	全体	①	割合	②	割合	③	割合
①	84	39	46.43%	25	29.76%	20	23.81%
②	134	68	50.75%	32	23.88%	34	25.37%
③	37	21	56.76%	9	24.32%	7	18.92%
④	11	6	54.55%	3	27.27%	2	18.18%
⑤	36	10	27.78%	6	16.67%	20	55.56%
⑥	30	5	16.67%	9	30.00%	16	53.33%
合計	332	149	44.88%	84	25.30%	99	29.82%

次にQ1の回答とQ3の回答の関係を見る。納税した金額の使い道を選べるシステムが導入された場合でも、納税の納得感はQ3②変わらないと答え回答者はQ1の回答に関わらず2割から3割程度いることが分かる。また税の負担について「①大変苦痛だった」「②負担感はあるが、耐えられないほどではない」「③納得できる金額であった」「④思ったよりも負担は少なかった」と答えた回答者はQ3でおおよそ半数が①変わると答えている。Q3の回答とQ2の回答の関係を見ると、Q3で①、②いずれを選んでも、財源の使途の希望について特に大きな違いは見られず、両者は政治的スタンスにおいて大きな違いがあるわけではない。これらのことから、民意が予算に反映されたという感覚が生じれば納税に納得感が生まれる可能性が高いが、民衆はあくまで身近な物事を優先してしまう傾向があることが分かる。身近なことに対する関心が高い理由は、まずは、人間本来の欲

求である、自らの生活を第一に考える人が多く、まず自らを満たさなければ、社会貢献を考え、将来への投資を考える機会もなかなか作れないからではないかと分析する。

図表 3-16 Q3の回答とQ2の回答の関係

Q3	インフラ整備	社会保障充実	物価安定	防衛力強化	教育科学振興	農業保護育成	中小企業支援	出産・子育て支援	その他	特になし／興味なし
①	12.40%	18.09%	22.48%	5.68%	8.53%	5.68%	12.40%	13.95%	0.78%	0.00%
②	12.20%	20.00%	27.80%	9.27%	3.90%	3.41%	10.73%	8.78%	1.46%	2.44%
③	6.16%	19.43%	29.38%	5.69%	5.21%	3.79%	10.90%	10.43%	0.00%	9.00%

図表3-17 年収階級別Q1の回答と回答者数及びその階級全数に対する比率

年収 階級 (円)	全数	構成比	Q1:①		Q1:②		Q1:③		Q1:④		Q1:⑤		Q1:⑥	
			人数	階級全数比	人数	階級全数比	人数	階級全数比	人数	階級全数比	人数	階級全数比	人数	階級全数比
100万未満	9	4.50%	1	11.11%	1	11.11%	2	22.22%	1	11.11%	0	0.00%	4	44.44%
100万～200万未満	13	6.50%	2	15.38%	4	30.77%	0	0.00%	0	0.00%	4	30.77%	3	23.08%
200万～300万未満	26	13.00%	6	23.08%	8	30.77%	1	3.85%	1	3.85%	6	23.08%	4	15.38%
300万～400万未満	32	16.00%	9	28.13%	12	37.50%	5	15.63%	0	0.00%	3	9.38%	3	9.38%
400万～500万未満	28	14.00%	6	21.43%	8	28.57%	2	7.14%	4	14.29%	3	10.71%	5	17.86%
500万～600万未満	25	12.50%	5	20.00%	11	44.00%	2	8.00%	1	4.00%	3	12.00%	3	12.00%
600万～700万未満	13	6.50%	3	23.08%	4	30.77%	0	0.00%	1	7.69%	3	23.08%	2	15.38%
700万～800万未満	15	7.50%	0	0.00%	7	46.67%	3	20.00%	0	0.00%	3	20.00%	2	13.33%
800万～900万未満	7	3.50%	2	28.57%	3	42.86%	2	28.57%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
900万～1,000万未満	12	6.00%	7	58.33%	2	16.67%	0	0.00%	1	8.33%	2	16.67%	0	0.00%
1,000万～1,200万未満	12	6.00%	2	16.67%	7	58.33%	0	0.00%	0	0.00%	2	16.67%	1	8.33%
1,200万～1,500万未満	4	2.00%	0	0.00%	3	75.00%	0	0.00%	0	0.00%	1	25.00%	0	0.00%
1,500万～1,800万未満	2	1.00%	0	0.00%	2	100.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
1,800万～2,000万未満	1	0.50%	1	100.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
2,000万以上	1	0.50%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	1	100.00%	0	0.00%
合計	200		44		72		17		9		31		27	

第3節 財政政策との関係性について

日本政府が実施した「税に関する世論調査」において税金を負担に感じる理由に「公共サービスから受ける受益に比べて負担が大きい」と答える人は少なかった。その一方で、長崎県が平成29年に実施した『「税」に関する意識や情報発信に対するニーズ等の調査』において「あなたは税金の情報についてどのようなことが知りたいですか。次の中から3つまで選んでください」という問いに対して「税金の使われ方」を選択している人が25.1%で、「税金の軽減制度」(19.0%)といった選択肢を超えて最も多い。先の日本政府の世論調査でも「税金の使途に納得がいかない」を税に関する不満としてあげる回答者が2割程度に上っている。税金の使途は少なからず、納税者の税に対する納得感に影響を与えている。

南九州税理士会の実施したアンケートにおいても、税金の使途に何を望むかという問いかけを行ったが、昭和以降の税金の使途と納税者の意識に関する調査を以下にまとめる。

1. 昭和

内閣総理大臣官房広報室「税金と予算に関する世論調査」1973年⁴⁹の質問事項「去年1年間の税金の支払いは、あなたの実感として苦痛でしたか、それほどでもありませんでしたか。この中ではどうでしょうか。」の調査結果は以下の通りであった。

1. 大変苦痛だった	13%
2. やや苦痛だった	38%
3. あまり苦痛ではなかった	39%
4. 全然苦痛ではなかった	4%
5. 不明	6%

また、「道路や上下水道などの社会資本を整備するための費用を、国民が負担する方法として公債による方法と、税金による方法があります。公債も結局税金で返すこととなりますが、あなたはどちらによる方法がよいと思いますか。(国債や地方債などの公債が発行されていることを「知っている」と答えた者に)」の調査結果は以下の通りであった。

1. 公債による方法	23%
2. 税金による方法	20%
3. 一概にいけない	42%
4. 不明	15%

49 内閣総理大臣官房広報室『税金と予算に関する世論調査』総理府広報室1973年33頁。

「公債による方法23%」「税金による方法20%」となっており、「一概にはいえない42%」「不明15%」の者が半数以上に達しており、負担方法についてあまり差異が認められない。

日米との比較について、西野敏雄教授は昭和54年5月発表された読売新聞社と米ギャラップ世論調査所との提携による日米同時世論調査で、「本調査では、『あなたは、税金がかなり高くなっても、福祉を充実させることを望みますか、それとも福祉はともかく、税金が安いことを望みますか。』との問が発せられている。日本の場合、『福祉の充実』を望む人は43.6%をしめ、『税金を安く』の48%に接近している。これに対して、アメリカは、『安い税金』を望む声は73%で、『福祉の充実』を求める14%を大きく上回っている。」⁵⁰とし、アメリカの数字は、米国民の納税者意識の高さと、伝統的な自助精神を示し、日本は、福祉とは、国や自治体から何かをもらえるものと、考える傾向があるとする。

また、中林恵美子教授は「国民意識の変化を測定するという事は簡単ではないが、幸い米国では1961年から累積赤字縮減基金というものが創設されていた。これは国民が財政赤字を減らすために自分の判断で基金に寄付できるシステムであり、この数字はそれぞれの年における国民の財政赤字への関心の高さを示すと考えて間違いなからう。世論調査のように年によって質問内容が違うなどの不具合も生じない。米国人は納税意識が比較的高いとよくいわれる。その根拠には源泉徴収、年末調整、納税還付金申請などの自己管理や年金給付番号の存在があるとされる。」⁵¹とし、米国人の納税者意識の高さを論じられる。

2. 平成

加藤寛教授は「膨らむ一方の財政赤字はもうどうにも止まらない危険な状態なのです。だったら国民に応分に負担してもらおう、というのが大蔵省の発想です。足りないものは国民から取る。しかし税金というのは、取れるだけ取るというのは間違いです。これだけの支出を予定しているから、これだけの収入、租税徴収が必要であるという考え方は真っ当な姿勢ではないのに、日本政府は必要なものは必要であるという発想を続けてきました。」⁵²とし、量入制出⁵³を支持する見解として、政府の政策の傾向を論じている。このような傾向から、日本の納税者意識が各国と比較しても「義務」や「強制的なもの」として義務的に徴収されるものであるという意識を強く持っていることが、以下の図表3-15(社会保障負担率を含まない)から分かる。

50 西野敏雄「世論調査にみる納税者意識の動向－「納税者の反乱」と「歳出の反乱」を中心にして－」『税務大学校論叢通号』13号
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/13/115/ronsou.pdf>) (最終閲覧日：2023年9月24日)。

51 中林美恵子「財政改革の国民意識の役割」RIETI Discussion Paper Series2004.3、8頁。

52 加藤寛＝渡部昇一『討論「所得税一律革命」領収書も、税務署も、脱税もなくなる』光文社1999年33頁。

53 量入制出とは、収入の額を計算し、それによって支出を計画するという事である。これに対して、量入制入は、逆に、支出の額を先に計算した上でそれに必要な収入を確保するという意味で用いられることがある。

図表 3-18 税に関する意識調査結果概要

	日本	米国 (NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア	
租税負担率	24.10%	24.20%	49.90%	30.40%	38.60%	
中間層の痛税感 (割合)	62%程度	57%程度	55%程度	50%程度	63%程度	
税に対する意識	納得感	税に対する印象として、義務負担感 (71.5%)、強制的なもの (41.5%) と、義務的に徴収されるものであるという意識を強く持っている。	回答者の53%が国の関与を減らして減税すべきとしている。	自国の税制について好意的に考える人は、増加傾向にあり、2012年時点では40%となっている。	「税負担が高すぎる」と回答した人が85% (2014年) であり、過去の調査と比較して高水準。	回答者の60%が現在の税制は比較的公平だと考えている。半数以上がサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。
	行政庁への信頼	回答者の60%以上が官公庁からの情報発信が不十分であるとしており、情報提供の充実を求めている。	回答者の61%が「IRSが納税義務の理解を促進している」と回答している。	59の省庁及び企業への信頼度に関する調査で、増加傾向にあり、省庁の中ではトップクラスにランキングされている。	回答者の95%が国が税を浪費している、あるいは使途が不适当であると考えている。	過半数が税務局を高く評価している。

出所) 東京都税制調査会「平成29年度第1回小委員会資料9」2017より作成

さらに、長崎県が行った意識調査「『税』に関する意識や情報発信に対するニーズ等の調査」2019年⁵⁴では、「あなたは税金にたいしてどのような印象をもっていますか」との問いに対し、「国民の義務 (28.2%)、難しい・複雑 (22.2%)、強制的なもの (21.8%)」の3つの回答が多く、税金について、強制的・義務といったイメージが強い結果となった。また、北海道大学「日本人が望む社会経済システムに関する世論調査」2008年⁵⁵の質問事項の中に、「社会保障について伺います。社会保障の財源として、消費税率の引き上げが議論されていますが、あなたはどう思いますか。」というものがああり、その解答結果は次の通りであった。

1. 消費税率の引き上げはやむを得ない	17.5%
2. 消費税ではなく、法人税や所得税など裕福な人や企業に負担させるべき	35.4%
3. 行財政改革を進めるなど国民の負担を増やす以外の方法を採用すべき	44.0%
4. そもそも今の社会保障で十分	2.0%
5. わからない・答えない	1.1%

納税者は、納税者自身が負担しなければならない消費税については、やむを得ないとの回答の割合が低く、所得の再分配機能を重視するような高所得層への課税や、行政が解決すべき課題としての回答が高いことが世論調査から分かる。

さらに、政治・行政への信頼感と租税負担意識について、藤巻一男教授の世論調査「社会保障の財源不足を補うために、消費税の税率引上げ等による増税が検討されています。国民が増税を受け入れるにあたり、大きな障害になるものがあるとしたら、それは何だと

54 県北振興局税務部「『税』に関する意識や情報発信に対するニーズ等の調査」(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/04/1523250398.pdf>) (最終閲覧日：2023年8月23日)。

55 北海道大学市民社会民主主義研究プロジェクト・福祉レジーム研究プロジェクト「日本人が望む社会経済システムに関する世論調査」『北海道新聞情報研究所調査研究グループ』2008年1月20頁参照。

思いますか。」の結果は以下のとおりである。

図表3-19 回答結果（多い順に掲載）

順位	増税の障害となる要因	%
1	政治に対する不信感	69.5
2	社会保障制度への不信感	55.7
3	景気低迷による所得や貯蓄の減少	51.9
4	行政に対する不信感	45.6
5	国民の納税意識の低さ	18.3
6	その他の要因	2.5
7	障害になるものは特にないと思う	0.9

出所) 藤巻一男『日本人の納税者意識』税務経理協会2012年より作成

前述の北海道大学の調査と同様に、特徴として、税負担を低く、公共サービスについては手厚く要求している。国民の世論としては、税金の無駄遣いをせずに、必要なところを厳選して支出するべきとする「ワイズスペンディング」⁵⁶の考え方が根強いと考えられる。日本人は、租税の負担とその用途を別途に考える結果、租税はできるだけ少なく、政府の公共サービスはできるだけ多い方が良いという無理な要求をしがちである⁵⁷。

3. 令和

昭和、平成の変遷を見ることで、日本の納税者意識の傾向を見ることができた。令和になった最近での意識調査では、トラストバンクによる意識調査「子育て世代への政策と税金に関する意識調査」を公表しているが、質問内容「国税の使い方で最注力してほしいのは」の結果は以下の通りである⁵⁸。

1. 少子高齢化問題	49.8%
2. 年金問題	41.5%
3. 経済政策	37.5%

また、トラストバンクによる意識調査「ふるさと納税に関する調査意識 2022」での質問内容「ふるさと納税の寄付金を使って解決を期待する課題テーマは何ですか？」の年代別の結果は以下の通りとなっており⁵⁹、税金の用途として納税者自身の身近な要素を望む傾向が高いことが分かる。

56 経済財政諮問会議によると、ワイズスペンディングとは「政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するもの」とする。また、「賢い支出」という意味の英語で使われることも多い。

57 石弘光『タックスよ、こんにちは!』日本評論社2006年34-36頁参照。

58 株式会社トラストバンク「子育て世代への政策と税金に関する意識調査」
(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000978.000026811.html>) (最終閲覧日: 2023年8月23日)。

59 株式会社トラストバンク「ふるさと納税に関する意識調査 2022」
(<https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press576>) (最終閲覧日: 2023年10月5日)。

【年代別・30代】

1. 教育・子育て	45.9%
2. 医療・福祉・介護	36.5%
3. 震災復興	24.8%

【年代別・50代】

1. 医療・福祉・介護	42.0%
2. 教育・子育て	32.9%
3. 自然保護	26.9%

ふるさと納税の2022年には受入額が9,654億円、受入件数が5,184万件を超えていることから、Q3について、仮に「納税した金額の使い道を選べるシステム」が導入された場合に納税に対する納得感は「変わる」と答えた回答者が44.88%と最も高いことは関連性があることが分かる。これは、納税者自身に税金の使途（寄付先を選択）がある場合には、返礼品の魅力があることも当然のことではあるが、税金の使途を選択して、応援したい自治体に納税したいと納税者自身が自発的に行う行為である。確かに、自治体ごとの税収を考えると税収を確保できる自治体と、税収が確保できずに淘汰される自治体があることは問題ではあるが、納税システムを選べるとしたら、納税者が自発的に納税を行うことが分かる社会的な発見であるといえる。また、トラストバンクによる意識調査「ふるさと納税に関する調査意識2022」の結果からも、税金の使途として納税者自身の身近な要素を望む傾向が高いことは、Q2の物価の安定62.05%、社会保障充実45.78%、出産・子育て支援28.31%と、身近なものに対する財源を厚くしてほしいとする傾向が強いことと関連性があることが分かる。

以上の結果から、政治・経済に納税者が積極的に関わり、国民の代表者である政治家の政策に目を向けていくことで、税金の行方、政策の効果などを実感し、さらに政治・経済に関わる良い循環が生まれるのではないであろうか。一人一人が共同体の一員としての責任感を持つことで税務コンプライアンスの向上にも寄与すると考える。

今回のアンケート調査の結果から考えると、納税に対する「納得感」について我々税理士が納税者に直接的にできることは、そう多くはない。日本のみならず先進諸国の多くで、納税者は納税に対する負担感を抱いている。納税者は基本的に税を負担と思っている。そう考えたうえで我々は顧客に接するべきであろう。そのうえで、納税者の気持ちを受け入れ、その言葉を聞き、合法的な範囲内で最大限納税額を少なくすることが、納税者の納得感につながっていくであろうと思われる。また、租税教室などの社会貢献事業を通じて納税者の租税リテラシーを高め、税に関する関心を高めることが重要であると思われる。

第3章 簡素な租税制度と税務コンプライアンス

第1節 情報処理技術の進展により変化する「簡素」の意味と税務実務

納税者が適正納税を行うためには、まず租税制度の理解や手続きの知識が必要である。次に手続きを正しく行う必要がある。適正な申告納税のためには制度や手続きそのものが平易である方がよい。

申告・納税の手続きには時間的コスト、人的コスト、物・サービスに対するコストが発生する。会計上これらのコストはすべからず金銭的価値において表示され区別が付き難いが、限られた資源の中で、事業者は誰にどの仕事を振るかを考えなくてはならない。事業の遂行にはロジスティクスの発想が必要である。同じ時間の中で一人に複数の仕事を割り当てることはできないのであるから、人手を割く必要があるという意味で時間的コストと人的コストは分けて考える必要がある。そして帳簿や申告書の作成、源泉徴収手続、納税手続き、税務調査の対応、これらの作業には時間的、人的コストが不可欠である。また、これらを実行できる人材を育てる時間的、人的コストも発生する。帳簿や申告書、資料を正確に作成するための計算機やソフトウェアの購入、専門家の雇用などのコストは、現代において事業を行う上で避けられない。

租税に関することを抜きにビジネスを計画することは不可能であり、それゆえに、租税に関する事柄の予測可能性や安定性が確保されない場合、事業者にとってプランニングが複雑になる点でコストとリスクが増大する⁶⁰。これらのコストは、当然に、小さいほうが事業者としては適正納税と安定的な事業運営が行える。またそのためには租税制度が簡素である方がよい。

租税制度が簡素であるという場合、その意味合いには様々なものがあるが、ここで論じるべきは納税者の税務コンプライアンスを実現するために必要な「簡素」についてである。「簡素であること」の定義は難しいが、「簡素でないこと」は挙げやすい。制度を正しく理解できなければ、手続きを誤るばかりでなく、法律上の選択肢の結果として受ける制限により、ビジネスにおいて望む結果が得られない可能性もある。計算や集計の過程が複雑であれば見積もりや納税額の計算を誤る可能性がある。事業者の税務手続きの実行に多額のコストがかかるのであれば、事業体を維持するのが困難になり、経済的に弱い事業者は適正に計算することをあきらめてしまう可能性がある。また事業者の税務をチェックする側にとっても、コストがかかることは社会的な損失となって結果的に納税者に負担を与え

60 金子宏「租税法における学説と実務 ―租税立法の明確化のために―」『ジュリスト』1982年において「租税立法の明確化によって予測可能性と法的安定性を高めることは、今日、特に次の二つのメリットを持っている。……いま一つは、プランニングが容易になり、それだけ私人の負担が軽減されることである」とある。

る⁶¹。

制度そのものの仕組みが理解できなければ、納税者は正しい判断や税務上の手続きが行えない。これは税制を理解することの難易度の問題である⁶²。また、集計や正しい計算が困難である⁶³ことは作業や手続きの正確性の問題である。さらに、手間がかかる、コストがかかることは生産性もしくは効率性の問題である。これらの3つの要素は、税務コンプライアンスを論じるうえで、税制が簡素であるか否かを判断するのに重要な要素であるといえる。また、これらの3つの要素を逆にとらえるならば、理解の平易な制度で、他の情報との誤読や計算ミスが誘発されることがないように単純な計算手順を用い、手早く完了でき、手続きそのものに金銭的コストのかからない制度を「簡素な税制」として定義できるであろう。

ところで、今論じた「簡素な税制」は、人がすべての作業を行うことを前提に論じている。では、納税の手続きの中で上記に記した作業のいくつかを例えば計算機が自動的に遂行してくれるとしたならば、「簡素な税制」の概念は一変してしまうのではないだろうか。

計算機は「資本金」と「資本金等」を誤読したりはしない。字面が似ているからといって、取り違えたりはしない。すべては0と1の2進数の情報に置き換えられるため、人の目から見て似ている、区別のつけにくいものであっても、計算機にとっては明らかに異なる情報として処理される。人の手には複雑極まりない計算式を用いようとも、それが定式化できるものであるならば計算機は必ず正確に計算を遂行する。その計算機が、必要な情報の収集や集計、税額の計算を人に代って行うのであれば、どれほど類似した情報を多用し複雑な計算式を用いる制度であったとしてもミスは起こらない上に、時間的コストからも解放されるであろう。未来予測が容易であるべきという意味において税制は理解しやすいものであるべきであろうが、実際の計算方法等は複雑であっても「簡素な税制」といって差し支えないということになる。そして、もうすでに現代は、技術的にはそうした新しい「簡素な税制」の概念が実現してもおかしくない状況にある。そして、そうしたテクノロジーの裏付けにより簡素化を実現する技術は、社会全体のコスト削減のため、今後の租税制度の設計に取り込まれていく可能性がある。

昨今の情報処理技術の進展が税務にかかわる業界の注目を引いている点は大きく二つある。一つは税務にかかわる仕事人が人から計算機にとって代わられるのかという問題である。もう一つは、これまでは人の手で計算機の中に入力したものしか処理できなかった情報を、機械が自らの手で受け取り、読み取り、演算することになったという機能のマルチ化である。この二つは情報処理の技術としてみれば同じ技術の発展という問題であり、両者を分けているのは、あくまで税務に関わる仕事に携わる人間の視点である。

いわゆるシンギュラリティへの関心は、税務に関わる人間の仕事が奪われるのではない

61 米国レーガン大統領に対する財務省報告アメリカ財務省編 塩崎潤訳『公平・簡素および経済成長のための税制改革』今日社1985年には「税務行政のコストが高い税制は、その制度が納税者にとって簡素でないことを意味する」という趣旨の記述がある。

62 前掲注(61)報告『公平・簡素および経済成長のための税制改革』には「市民が納税義務を果たすために、複雑な説明書に苦勞したり専門家の援助に頼らざるをえない税制は簡素ではない」という趣旨の一節がある。

63 手間がかかるという意味ではなく、単に計算式が複雑で間違いやすい場合や、似たような定義や種類の多い情報に関する数値を用いた計算であることにより計算間違いを誘発しやすいものなどが考えられる。

かという恐怖心に集約される。1章において述べたように、情報処理技術の進展は、我々専門家が家内制手工業的手段で行っていた情報の集約作業を、産業革命当時のごとく、人の手から計算機の手にゆだね自動化するものである。確かにある程度の人数は職を失うであろう。その多くは仕訳入力のためのいわゆるキーパンチャーや、顧客から資料の回収あるいは簡単な定型化された財務分析を担っていた者である。しかしそれは作業のオートメーション化の結果起こるものであり、税理士業という職種そのものがなくなることを意味するものではない。

AI技術の進展により、税理士や法律家の仕事がなくなるのではという危惧をよく耳にする⁶⁴が、法律分野へのエキスパートシステムの開発が失敗した原因は解決されていない。曖昧な構文や言葉のゆれ、抽象的な用語や法令から省かれる一般常識等、これらをデータ化することはできていない。仮にできたとしてもそれが正しいルールセットであると確認する手段がない⁶⁵。租税法はその汎用性を確保するために不確定概念⁶⁶を用いている。機械学習技術はこれらの問題をも解決するような議論も散見されるが、これには疑問を感じざるを得ない。

現実の世界を理解し、問題を解決する条件を考えるという思考の手順を踏む人間と、数値化された情報の関連性に基づき予測される答えを算出するという計算機のメカニズムでは大きな違いがある。世の中を理解する哲学を有しない計算機が正しい結果を導くことを保証することは難しい⁶⁷。

例えば二つの変数 x 、 y があるとする。これらは企業活動の互いに背反しないが独立した異なるベクトルの、たとえば労働力投資と設備投資などのような、種類の異なる資源への選択的配分などを表すとする（図表3-20）。 x 、 y の割り振り方は企業や事業主でそれぞれであるが、ある程度の傾向があると仮定する。このとき、いくつかの企業などにつ

64 Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne 「The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?」

(https://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/downloads/academic/The_Future_of_Employment.pdf) (最終閲覧日：2024年4月28日) 等が原因と言われている。

65 佐藤健、新田克己編著『人工知能と法律』（株式会社近代科学社、2022年）によると「これらの問題を解析し、論理的に完全なルール体系を構築するには法令をそのままルール化するのではなく、多くの補助情報をルールに埋め込んだり、補助ルールを新たに追加したりする必要があるため、膨大なコストがかかる。またそのようなルールベースを構築したとしても、その補助情報が正しいものになっているかは専門家の間でも意見に相違があることもあり、また作成されたルールセットが論理的に正しいものになっているかを検証するデータセットがないことが問題である。」

66 租税法における不確定概念とは、租税法に使用されている抽象的、多義的な概念を言い、租税法条文では、この不確定概念が多数用いられている。（野村篤史「法人税法における不確定概念の解釈についての一考察—交際費課税の不確定概念の検討を中心に—」租税資料館賞受賞論文集 24（中）、2015）

67 例えば、あらゆる物質が地表で落下することを観察すれば、統計的に物は下に落下することを示すことができるが、それがなぜなのかを説明はできない。その現象が、落下する物質自身を引き起こすものなのか、あるいはそれ以外のものの影響によるのかは理解できない。人類は、物質が互いに引き合う力を持つことを演繹的思考により想定し、あらゆる場面でその想定が正しいことを検証することにより、それが自然の摂理であるという哲学、すなわち科学を築き上げた。しかし、現在の計算機にこの哲学の生成をなすことはできない。なぜなら科学的知見の獲得には演繹的思考による予測が必要であるが、機械学習等のアルゴリズムにおいて存在するのは帰納法的分析だけであるからだ。最近では科学実験で得られたデータを類型化された物理量どうしの関係式に場当たりの当てはめてうまく説明できるかどうかを試すところまで計算機が行うようだが、関係式との一致の度合いを統計的に評価するものであって帰納法的分析の域を出ない。昨今の文章生成AIが行っていることは、我々が普段正しいとする物事を、多くの文章から学習、統計的に分析し、それを複製して文法的につなげているだけであって、世の事象を計算機が我々のように理解しそれに基づいて言葉を紡いでいるわけではない。

いて (x, y) の組み合わせの実例を xy 平面上にプロットした場合に、その傾向を最小二乗法などの統計の分析技術により割り出すことはできる。この最小二乗法で求めた直線などは、一般の人々の選択の傾向を指し示す。現在のAIが算出する解は、いわばこの最小二乗法で求めた直線である。しかし、 x 、 y の配分に関する効用関数 $z(x, y)$ を考慮する場合、最小二乗法で求めた直線上の効用関数 $z(x, y)$ の値が必ずしも最大となるわけではない (図表 3-21)。もしそうであるならば x 、 y の組み合わせは、単純に計算機が算出した組み合わせを取るだろう。利益の最大化だけが常に企業経営者にとっての最大効用とは限らない。作業を機械などで自動化することで楽をして利益を上げられるなら、利益の金額が多少、少なくなっても構わないと考える経営者もいる。効用という概念そのものが曖昧で、数値化できないものである。効用関数 $z(x, y)$ が企業や人によって、何を以て最大効用とするか異なり、現在のところ人にしか分からない。図表のように効用関数の形⁶⁸によっては計算機の算出する最適解が最悪の選択肢になり得ることもある。ましてや人間の幸福⁶⁹に関する事象のみでは把握できず、それを得るための手立てを演算で求めることは不可能であろう。定量的に数値化あるいは数式化できないものを演算の対象とすることはできない。好きな音楽について10段階の点数をつけ、それを曲の音声データとともに計算機に学習させる。すると、計算機はその人にとっての「良い音楽」を判断できるようになる⁷⁰。おすすめの音楽を提示するだけでなく、作曲や編曲もしてくれるようになるだろう。しかし、Aさんにとっての10段階評価のうちの5の評価と、Bさんにとっての5の評価が、同じ程度のものなのか確認しようがない。個人においてはデータ化が可能なものであっても、一般化することは難しいものがある。ここでいう10段階評価は、効用の概念と同様に、あくまでミクロなレベルでの大小が比較できる程度のものであり、定性的なものではあっても、定量的測定になっていないのである。同様に、人の感情や倫理観、価値観といった類のものも計算機には一般化できない。

我々税理士は、まず租税に関する法律の解釈について正しい見識を以て相対しなければならぬ。そこには常識に基づく判断や個別の事案に即した法令の曖昧な部分の解釈が伴う。あるいは、納税者に対しては、彼らの価値観や感情といったものを勘案し、ベストな解決策を導き出さなくてはならない。これらは全て、現在の計算機の有する技術には不可能なことである。とはいえ、さきの x 、 y の投資の例のようにある程度の傾向は読み取れる。そして、図表の線分 l l' 状の点Pと点Qは、効用の大小に大きな差はあるものの近傍値には違いないのである。

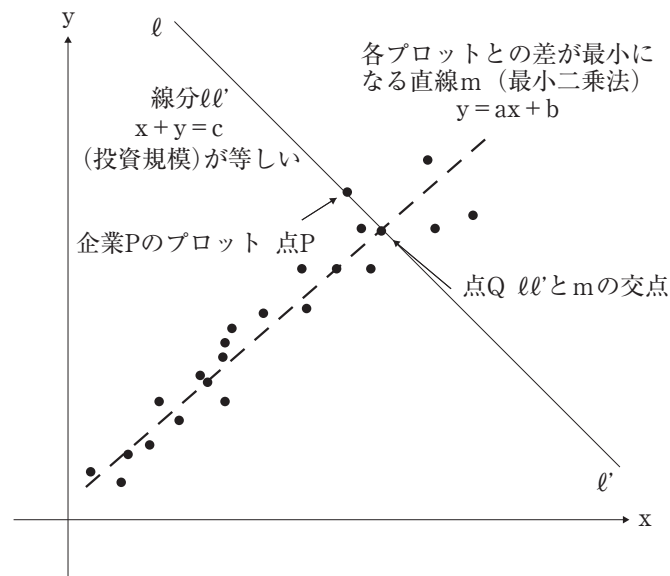
68 経済学上の諸理論の説明では効用があたかも数理的に解析が可能であるかのような説明がなされるが、これは大小が比較できる程度のことを理論的に表現するための仮定であって、現実にはこれを定量的に分析する手段はないため、コミュニケーションを通じて何を以て効用が最大化されるのか、我々が普段感じている幸福感や満足感といった感情などの情報から演繹的に推測するしかない。

69 新井紀子『AI vs 教科書が読めない子供たち』東洋経済新報社2018年、pp36-37には次のように書かれている。

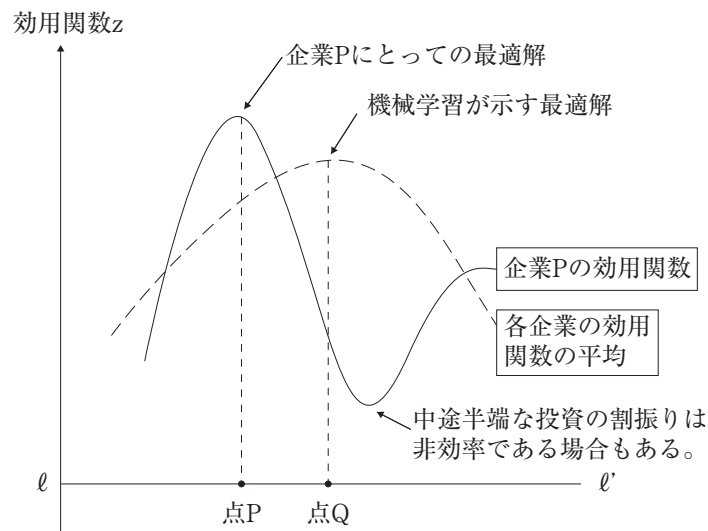
最近、社会学者の中にも、現実の政治に幻滅してか、「AIに任せた方がましな政治をするのではないか」と言い放つ人がいます。けれども、AIに「いい感じに政治をしてくれ」と頼むなら、最低限、何が「いい感じ」なのかを数理モデルにして伝える必要があります。エネルギー消費のように数値化できるものは最適化できますが、「いい感じの政治」を数値化することには無理があります。人の幸福は数値化できないからです。それは数学者として断言できます。現代数学は、幸福の数値化ができるようになっていません。

70 山本康正『次のテクノロジーで世界はどう変わるのか』株式会社講談社、2020年1月。

図表 3-20 xy に対する投資規模の統計的分析方法



図表 3-21 同じ投資規模における効用関数の変化と統計的分析結果の不一致



AI技術によって最適解の近傍値（しかし、それらは決して最適解であるとは解せない）を簡単に割り出すことはできるが、その近傍値から最適解を探り出していくのはあくまで人のなすべき作業である。税務に関わる業務（のみならず人の幸福について追及すべき事柄）のすべてが計算機に取って代わられるわけではない。我々は単純に最適解を取りうる組み合わせの近傍値を容易に知りえる手段を手に入れただけに過ぎず、しかしそのことにより、人が行うべき作業の量を大幅に減らすことがAI技術の進歩により可能となった。

ただ、現在研究が進められている人間の脳の機能を模倣（emulate）する研究が完成す

れば、事態は一変するかもしれない⁷¹が技術の成否は未知数である。

もう一つの人々の耳目を集める事柄とは、オートメーションの技術革新である。オートメーション化は、前述した税制が簡素であるための要件を大きく揺るがすこととなる。人の頭では難しい計算を容易に行い、人の目と手で探し、抜き出し、集計することに手間がかかるものを自動的に極短時間で終わらせてしまう。それらを計算機が自らの手で完遂できるようになったのである。作業の正確性の問題を問題でなくしてしまい、作業のコストを大幅に削減する可能性を有している。

OCR (Optical Character Reader光学文字認識) 技術は、画像のデジタル化技術や電子計算機の性能の向上により、その技術を確立し、読取の精度を向上させてきた。また、最近ではOCR技術と機械学習を組み合わせたAI-OCRと呼ばれる技術により読取精度を大幅に向上させており、手書き文字を文字情報に変換することも実用的なレベルで、できるようになってきている⁷²。この技術は電磁的情報と紙媒体などに印字された活字情報の間の垣根をなくす技術の一つである。

税務実務に関しては、特にこの文字認識技術により、仕訳に必要な情報の多くを紙面の原票から計算機が自動で認識できるようになってきている。複式簿記におけるこの部分の本来のプロセスは、人が原票から仕訳に必要な情報を読み取り、仕訳を書き起こし、伝票などに記載する作業となっている。この作業を無人で電子計算機に対して行うことができる⁷³。また、一度紙面（あるいは画像ファイルなどのデジタル書類でも良いだろう）に出力し、それをもとにデータを拾い出すことも可能であるならば、税法上の各種特典を受けるために必要な情報（例えば国内雇用者に対する給与等支給額の合計額といった取引原票以外の資料の情報）についても計算機が自動で収集、集計を可能とするだろう⁷⁴。

ただし、一度紙面などに印字された情報を電磁的情報に戻す際に問題となる点が一つある。それは文字情報ごとの意味のまとまりの識別である。「¥」や「円」が付されていれ

71 野田ユウキ『図説 シンギュラリティの科学と哲学』（株）秀和システム2019年、p.102「AI開発の停滞感を打破するためのものとして現在、注目されているは脳を機械によって詳細に模倣しようとするアプローチ・・・ニューロンやシナプス結合を分子レベルで模倣していけば、人工頭脳ができあがるはずだという考えです。これを全脳エミュレーションと呼びます」（原文ママ）。

72 機械学習の機能は光学的な文字の認識の補正のみならず、言葉の並びの不自然さから誤認識を把握、修正する機能を担っているとされている。例えばカタカナの「エ」と工事などの言葉に使われる漢字の「工」とは、あきらかに誤認識しやすいが文字の流れから後に続く文字が漢字の「事」ならば漢字の「工」が妥当であると学習するなど（Canon「AI OCRとは？成功のポイントは認識精度を理解し業務全体を見直すこと」（<https://canon.jp/business/trend/ai-ocr>）（最終閲覧日：令和5年11月8日））。ただし、100%間違いなく読めるわけではなく、現在のところ、それが実用上の課題となっている。機械学習の積み重ねにより精度が向上することから、手書きの文字を除けば、読取精度の問題はやがて実用的に問題がなくなるであろうと思われる。また、現在のところAI-OCRは、学習データの蓄積や、技術開発、技術漏洩防止などの観点から、ネットワーク上のサービスがほとんどである。そのため、こうしたサービスの利用に際し、使用できる環境が限られる点や情報セキュリティの面から課題があるといえる。しかしながら、機械学習で積み上げた読取精度が、実用的に問題なくなれば、その積み上げられたデータそのものが個々のOCR機器に組み込まれることにより将来的に、利用環境を選ばず、情報セキュリティを気にしなくても済むようになるだろうと考えられる。

73 厳密にはスキャナー等に原票となる領収書・請求書等を設置する必要がある。しかし今後ロボティクス技術の進展によりスキャナーへの書類のセッティングなども安価に自動化されれば、記帳作業に関して人間のすることは勘定科目の選択や摘要への追加情報の入力に限られることになるだろう。

74 現在においても、給与情報の処理と法人税申告書作成の処理を、同じベンダーが開発したソフトウェアなどで行えばデータの連動が可能であろう。しかしながら文字認識技術は、こうしたソフトウェアなどの垣根も取り払うことができる。

ば金額であることが予測されるが、それは対価の総額なのか、税抜き金額なのか、はたまた消費税額なのか機械からすると識別しづらい。領収書、請求書等は表形式などで表示されたり、紙面のデザインの都合により文字どうしが離れて表示されたりするため、文字データのひとまとまりの意味を計算機が明確に判別するのは難しい。現在は、同一の書式について読取が必要な情報の記載位置を登録するなどの処理を、ユーザー側に求めるなどの対応がとられている。しかしそれでは、同じ企業との取引を複数回繰り返すような場合には便利であるが、毎回異なる企業との取引を行い、毎回取得する納品書、領収書、請求書の書式が異なる場合には、かえって仕訳を入力するのに時間を要することとなる。

こうした問題を解決するためには、各種証憑の書式についてある種の標準化を行うことが求められるように思われる。しかし企業ごとに記載すべき内容が異なることや、商品等の流通に適した形状、書式であることが求められることから、その形状や書式について直接に標準化することは不合理である。そこで考えられるのが、読み取るべき情報に、情報の種類を識別するための識別子を記載させるという方法である。例えば、適格請求書における必須の記載事項である登録番号であるが、〇〇協会登録番号××××などの記載が証憑にある場合には、単純に「登録番号」の近くにある文字列を適格請求書発行事業者の登録番号として判断する間違いを誘発しやすい。しかし適格請求書発行事業者の登録番号について<登録番号>T×××……×××</登録番号>のような記載を義務付ければ<登録番号>から</登録番号>の間に記載される文字列を、適格請求書発行事業者の登録番号として過たずに認識できるであろう⁷⁵。書式が異なる資料であっても、共通の識別子を用いるという規格が設定されれば、書式毎に読取箇所を確認し設定するといった作業からも解放される。また識別子の応用範囲は請求書や領収書だけにとどまらない。従業員の給与のような、領収書も請求書も発行せず、なおかつ複数の勘定科目を使用する複合仕訳を用いる取引であっても、給与台帳に識別子を記載していれば、様式の如何を問わずOCRで仕訳データを作成できる。また、医療機関の発行する領収書や寄付金受領証明書に医療費控除や寄付金控除の対象となる金額や発行者名の部分に識別子を用いれば、申告書の作成の際に集計が容易になる。

識別子の規格化は電磁的情報として作成される証憑においても有用である。識別子であれば基本的に文字データであるので、デジタル化の規格によらず利用可能であり、すべてのファイル形式において単純なテキストデータのみを抽出すれば経理や税務に必要な情報を収集できる。ネットワークへの常時接続を不要とし、流通経路に制限をかけない。紙面に印刷して流通保存することも可能である。

電子インボイス等の国際規格Peppolでは、電子署名や特定のネットワークを介在させることで電子化された文書の真正性を確保し取引の安全性を高めている。また国際的規格であることから海外との取引においても標準的な手段となりうる。その規格に準拠したシ

75 分かりやすい事例としてHTMLのタグのような書式を示したが、実際には冗長でないもの、本来の記載内容が人の目から判別しやすいよう、識別子自体は目立たないものが望ましいであろう。帳簿入力における仕訳に必要な情報は限られることから識別子であることを認識させるための記号とアルファベット1文字の組み合わせなどでも良い。表示も読取が必要な情報の右に上付き小文字で表記させたり、表組であれば該当する情報の記載されるセルの左上に表記させるなどの方法も考えられる。

システムを構築、普及させることには経済的に大きな意味がある⁷⁶。しかしながら、特定のネットワークを介在させなければならないことから、そのネットワークに加入していない相手との取引の場合⁷⁷や、ネットワークシステムが利用できなくなるような災害時等において問題が残る。ところで、識別子をpeppolシステムに認識されない、プログラムにおけるコメントのような情報として組み込めば、peppolシステムと識別子規格との併用に問題は生じないと考えられる。併用が可能であれば互いのメリットとデメリットを相互に補えるシステムが構築できるであろう。

紙媒体の証憑を残すことは、ペーパーレス化の流れに逆行するよう感じられる。電子計算機や、そのネットワーク上での情報の処理の方が早く、正確であり、誤認識等のノイズを生じさせないことは明らかで、効率化や資源の節約の観点からも情報のやり取りの多くを電磁的情報に変換して流通させることは推奨されるべきことである。だが、ネットワークシステムがダウンしてしまう場合や電気や電波の供給がストップしてしまうような災害時や軍事的有事⁷⁸の場合に備えて、経済活動を停止させないための手段として紙媒体の証憑の流通を制度として残しておくことは経済システムを維持する上で必要不可欠であるように思える。また社会の隅々にまでネットワークを行き渡らせ、維持するための資源確保の困難さも考慮すべきである。OCR技術等を用いた紙媒体での証憑等の流通と電子化された情報の流通の同質化は、経済システムの強化や発展につながる。税理士や税理士会は経理や税務に関する情報のOCR読取に関する識別子規格の制定に積極的に推進、関与すべきである。

これより先の将来、作業の正確性の問題は、計算機の読み取りやすさや、税務上の判断や処理のために取引証憑などの一次資料を何種類読み取るのか、その種類の多さに置き換えられることになるだろう。法制度上も、曖昧で不確定的な判断基準ではなく、明確な数値化される基準を用いることが、情報化しやすく簡便に収集、分類、集計が可能であるという意味で、租税制度が簡素であることの判断基準として重要になるだろう。

しかし、曖昧で不確定的な基準を税務上の判断から排除することには問題もある。統計的情報に関しては恣意的な取引条件により行われた取引の情報を排除することが、特に計算機には難しい。なぜなら計算機には、一つの取引が公正な取引条件のもとに行われたのか、そうでないのかを判断できない。人の幸せに関する概念と同様に、「公正である」という概念が、数値化、あるいは数式化できない概念である。個別の取引の匿名性を確保するのが難しいので実現はしないと考えるが、ブロックチェーン技術を用いれば市場の不動

76 「わが国のデジタルインボイスの標準仕様である『JP PINT』は、売り手のアクセスポイントと買い手のアクセスポイントとの間でやり取りされるデジタルインボイスの標準仕様です。現在、適格請求書 (Peppol BIS Standard Invoice JP PINT Version 1.0) と、仕入明細書 (JP BIS Self Billing Invoice Version 0.9) の標準仕様がOpen Peppolのウェブサイトにて公開されており、今後、必要な更新等が行われていくこととなります。」EIPA「デジタルインボイスとは」(<https://www.eipajp/peppol>) (最終閲覧日：令和6年4月28日)。

77 『税制の歪みを糺(ただ)す』第48回公開研究討論会論文集において、東京税理士会は「ただし、デジタルインボイスも万能ではなく、現金取引の対応や中小企業のマンパワーの問題、システム運用やコスト面でのサポートを検討する必要がある」と指摘している。

78 電磁的情報やネットワークに完全に依存する経済システムは、ミサイルなどにより都市の上空において核爆発を起こし電磁パルスが発生させ、周囲の地域に存在する電子機器を破壊するHEMPと呼ばれる攻撃に対して脆い。安全保障の面からも電磁的情報によらない、紙媒体の情報の流通システムを残す必要があるだろう。

産売買の情報を、不正を排除して公開データベース化することができ、それと計算機を接続すれば適正な時価を判定できるとする意見もあるだろう。そうしたシステムは技術的に確かに実現可能であろう。しかし参考資料として利用できても、それをそのまま税務上の適正時価の判断に用いるのは慎重にならざるを得ない。そこに現れる評価額が本当に公正な取引に基づくものか確認のしようがないからである。

今後の税理士の役割は、計算機ではできない租税法上の曖昧・不確定な基準に関する判断について、正しい見識を以て合理的な判断を下し、それを説明できるようにすることにあるといえるだろう。そしてAI技術をはじめとする情報処理の技術は、情報処理を正確化、高速化させ、現在の税理士の業務を大幅に自動化させることとなるであろう。

また近年の情報処理技術は「簡素な税制」に関する定義を書き換えうる。そして、そのテクノロジーは、社会全体のコスト削減をもたらす可能性から、租税制度に変容をもたらす可能性を持っている。次節以降においてはこうした変化の先駆けとなりうるインボイス制度を取り上げ評価することにより、今後の租税制度のあり様を占い、我々税理士の業務に与える影響を探る。

第2節 現行の租税制度の評価－消費税を中心として－

日本の税制は、シャープ勧告に基づき、「直接税の方が、納税者が意識しつつ租税を納付するという点でも、担税力に即した課税ができるという点でも、間接税よりすぐれている」⁷⁹という理由で、直接税中心の税制の考え方が示された。1950年代後半に入ると、高度経済成長のなか、課税の公平の観点から直間比率のバランスをとることが必要と考えられるようになる。しかし、今後の日本社会においては、高齢社会に伴う社会保障費の増大や自然災害等を含む各種リスクの増大、経済格差の拡大が見込まれるであろうし、そのようななかで、消費税は社会保障財源として重要な役割を果たしていかざるを得ない⁸⁰。また国際化や情報化による影響にも対応していかざるを得ないであろう。

租税の基本原則は「公平・中立・簡素」であり、消費税はその導入の際においては、この原則にかなうもの⁸¹とされていた。「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行」するためには、「簡素」であれば税務コンプライアンスを達成しやすいだろう。

わが国消費税制度においてとりわけ問題とされてきたのは、いわゆる「益税」という現象であるが、これは制度導入時における小規模事業者の事務負担等に対する便宜を図ったことから生じた問題であり、今日におけるまでの数次にわたる改正により解消又は縮小されてきた。しかし数次の改正により制度の仕組みが、「簡素」とは逆に「複雑」化してき

79 金子宏『租税法〔第24版〕』弘文堂2024年58頁。

80 渡辺智之「消費課税の意義と将来構想」『消費課税の将来構想』租税法研究第49号2021年6月11頁。

また金子宏（前掲書、808頁）において「一般消費税の採用は、財政の公債依存体質（赤字体質）の改善＝財政再建のためにも、また直接税の減税の代替財源を確保するためにも、さらには高齢化社会の進展とともにますます増大する社会福祉財源を賄うためにも、必要であると考えられたのである。」とある。

81 手塚貴大「消費税制のダイナミズム－その生成と展開－」『戦後税制のダイナミズム』租税法研究45号2017年8月47頁。

たことは事実であろう⁸²。このような中で、令和5年10月1日から施行されたインボイス制度に関しては、これまでの改正とは異なるものといえるだろう。軽減税率の問題やインボイス方式については、これまでも議論されてきた⁸³ところではあるが、税務コンプライアンスに対する意識が高まっていく中で、わが国の基幹税であり広く消費者に税負担を求める消費税制度についての評価を行っていくことは、今後の税制の在り方を考えるにあたってひとつの指標となるであろう。これまでの日本の消費税は、低い単一税率を維持するとともに簡素かつ効率的な税としてOECDの資料でも評価されてきた⁸⁴。2016年度税制改正により軽減税率及び適格請求書等保存方式が導入されることとなる。世界的な議論とは逆行して導入された軽減税率制度、そして、そのために必要といわれた適格請求書等保存方式は、我々の考える税務コンプライアンスにどのような影響をあたえるのであろうか。インボイス制度の導入は、複雑化が懸念される制度ではあるが、これまで議論されてきた「簡素」という観点から評価していきたい。

1. 消費税制度における簡素とは

近時の日本における簡素化の議論は、日本の租税制度の現状と課題を体系的に検討しているという意味で2000年（平成12年）の税制調査会の報告⁸⁵（以下、「12年答申」という。）での議論が一つの重要な素材となる⁸⁶。この12年答申において簡素の原則について「『簡素』の原則とは、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするということです。個人や企業が経済活動を行うに当たって、その前提条件として、税制は常に考慮される要素です。税制が簡素で分かりやすいこと、自己の税負担の計算が容易であること、さらに納税者にとっての納税コストが安価であることは、国民が自由な経済活動を行う上で重要です。また、納税者のみならず、執行側のコストが安価であることも税制を検討する上で重要な要請です。さらに、そもそも税制の仕組みを国民にわかりやすいものとしていくことは、国民が税制議論に参加し、望ましい税制や公的サービスのあり方、国のあり方を選択していく上でも、極めて重要です。」⁸⁷と述べられている。財務省パンフレットにおいては、簡素の原則を「税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにする」⁸⁸とし、税務大学の税法入門においては、「更に、現代の民主主

82 金子宏（前掲書、31-32頁）において「租税は、国民の経済生活のあらゆる側面と関係をもつ。そのため、租税法は、経済生活の変化に伴ってたえず変化し、経済生活の複雑化に伴ってますます複雑化する宿命をもっている。また、複雑な経済生活の中で、税負担の公平を保ち、かつ租税回避に対処するために、きめ細かい規定を設ける必要があること、最近、租税制度が公共サービスの資金の調達以外の経済政策的目的に使われる傾向が強いことなども、租税法の複雑化を促す要因となっている。わが国の租税法は、内容・形式の両面にわたってきわめて複雑であり、また難解である。この複雑な租税法をいかにして明確でわかりやすいものとするか、またいかにして簡素化するかは、立法上の重要な課題である。」とある。

83 森信茂樹『日本の消費税－導入・改正の経緯と重要資料－』財団法人納税協会連合会2000年、99頁。

84 酒井貴子「近時の消費税法の改正とその課題－軽減税率と適格請求書保存方式を中心に－」『消費課税の将来構想』租税法研究第49号2021年6月22頁。

85 税制調査会「現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」2000年7月。

86 首藤重幸「租税における簡素の法理」『日税研論集』2004.5、Vol54、91頁。

87 税制調査会（前掲書、18-19頁）。

88 財務省「もっと知りたい税のこと（令和5年7月発行）」

（https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0507/01.htm）（最終閲覧日：令和6年1月10日）。

義国家では、従来からの徴税コストを抑えるという観点に加えて、国民の理解を容易にし、納税の負担を軽減するためにも、租税制度の簡索性が重視されるようになってきている。」⁸⁹と記載している。いずれも抽象的な印象があるものの、簡素原則のもと税制の理解のしやすさと徴税コストの低さが求められているといえる⁹⁰。しかし、実際には税における簡素は法律などで定義が与えられていないことから多様な解釈が可能であり、どの視点から見るかによって具体的に意味する内容が変わってくる⁹¹。基本原則の一つである簡素に関しては、「簡素・公平・中立」の三原則のなかでは最も重要度の低いものであると位置付けられてきた⁹²が、納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行していくためには、簡素について検討を行い、納税者の理解を得ていくことが必要となってくるのではないだろうか。納税者のコンプライアンスが低ければ脱税や租税回避、あるいはタックス・シェルターを考えるであろうし、課税庁はそれを防ぐための徴税コストが増加するであろうことも考えると、やはりある程度税制は簡素であることが望ましいと考えられる⁹³。ここでは、消費税において求められる簡素とはどのようなものであるか改めて「簡素」についての整理を行う。また、簡素化への取組事例としてイギリスで発足し高い評価を受けてきたOTS（Office of TAX Simplification）の取組も参考にしたい。

増井良啓教授は戦後税制の基礎となったシャープ勧告に対して次のように述べている。

「シャープ勧告は、簡素と公平の基本的対立という問題を念頭におきつつ、公平を犠牲にしても簡素化に偏すべきであるとの注目すべき見解を示していた。・・・しかし、それは当時の税制が『不完全な運用と規定のもとに苦しんでいる。』という現状認識を背景としたものであった。また、右のような簡素化の考慮は、申告用紙の様式や租税の算定法についてのものであって、他方では、『経済的利害の複雑な富裕な納税者に対しては、あまりに簡素に偏重すべきでない。』とはっきりのべていた。・・・このように、公平との対立関係の下で簡素化を論ずるシャープ勧告は、税制簡素化の意義について限定的な理解を示していた。」⁹⁴

「簡素化」という言葉の意味は、一見明白のようでありながらその実質はとらえにくい⁹⁵とし水野忠恒教授は、税制簡素化の方向を考えるためのノートとして所得課税における構造的問題を中心に、税制改正において簡素化の用いられる意味や、税制の複雑化の原因のいくつかを指摘し整理している。以下は水野忠恒教授の論文を参考にまとめたものである。

89 税務大学校「税法入門」令和5年度版、11頁。

90 酒井貴子「税制の簡素化に向けた組織的取組み－英国法の例を参考に－」租税研究850号2020年8月、34頁。

91 團野正浩「イギリスにおける税の簡素化を巡る議論－1990年代から約30年間の議論と取組を中心に－」和歌山大学経済学部編『経済理論』通号413、2023年6月、2頁。

また水野忠恒「税制簡素化の方向（租税法研究会第9回）」『ジュリスト』715号1980年5月、92頁。において「『簡素化』という言葉の意味は一見明白のようでありながらその実質はとらえにくい」と述べている。

92 首藤重幸（前掲書、87頁）。

93 村井正「税制の簡素化・納税者のコンプライアンス」租税研究462号1988年4月、50－51頁。

94 増井良啓「『簡素』は税制改革の目標か」東京大学大学院法学政治学研究科編『国家学会雑誌 = The Journal of the Association of Political and Social Sciences』107号（5・6）1994年6月、549－550頁。

95 水野忠恒（前掲書、92頁）は「個々の税制改正における意味も一様ではない。税制改正におけるその内容が個別的・技術的な、法令の一部の簡略化にとどまる場合を指すこともあり、スローガンとして掲げられながら文字どおり税制改正における『麻醉薬』にすぎないこともありうる。」と述べている。

『簡素化』への意味、用法については①条文の構成の仕方について、②立法の構成として、③申告手続きの面からみて、④簡素化の機能からみて、の4つの角度⁹⁶からアプローチでき、民主的制度として申告納税のシステムを前提としそのために必要な納税協力を念頭に置く限り、簡素化の方向を考える出発点は納税者のために租税法がどのようなであらねばならないかということが問題である。しかし複雑な経済事象に対し、税法の規定がその事実を完全に包摂することは困難である。税制の簡素化は、社会の複雑化という絶対的な原因の中において考えなければならないこと、また税制改革における公平負担、経済成長等他の要請を実現してゆくにあたって考慮されるものであることに鑑みると、『簡素化』の意味を明確にすることによりその方向を探ることに意義が認められる。『簡素化』はできる原因をとりぞき、かつ『簡素化』の意味の多くをみたしてゆくものであり、『程度』(degree)の問題なのである。『簡素』は低所得層の納税者にとって重要な意味をもつが、高額所得層であれば税理士等の租税アドバイザーにより解決されうるのであり、また高額所得者の場合は一般に経済的利害が複雑でかつ、取引も複雑になると考えられるため申告手続の簡素化に期待できることは多くないと考えられる。税制簡素化は税法の構造の合理性の追求であり、『簡素化』に与えられる様々の意味を満たしてゆく作業である。『納税者の便宜』について考えると、ビジネスプランニングができるだけ容易に(取引の決定をなすにあたっての考慮)、かつ不当な圧迫を与えることなく(申告手続きにおける考慮)なすものが理想であり、税法の規定をビジネスの実際に適合させてゆく途を考えることが税制の簡素化の方向であろう。⁹⁷

畠山武道教授は税制の簡素化については限界があるとし、次のように述べている。「これらの措置は、社会目的達成のため、異なる時期に異なる目的で導入されたのであって、簡素化を理由に廃止しうるかどうかは、個別に判断する必要があるからである。・・・現行の税法規は複雑難解であるが、それは税負担軽減行為を防止し、さらに課税要件の意義を明確にすることによって納税者の地位を保護するためであって、複雑さには理由がある。」⁹⁸

増井良啓教授は「簡素化」への内在的批判⁹⁹に焦点をあてて、「簡素」の概念のない方は何であるか、それは完全に他の価値に還元されてしまうものか、という点について考えている。裏からいえば、「複雑さ」の何がいけないのか、という点に関する考察である。

96 武田昌輔「税制簡素化の方向」産業経理協会編『産業経理』26巻9号1966年9月、54頁。は「税制簡素化の問題は、(1)税法の規定の表現方法、(2)税法の特有規定、(3)課税申告手続、(4)課税官庁の税務運営の四項目がその中心となると考えるのである。」と述べている。

97 水野忠恒(前掲書、92-100頁)。

98 畠山武道「フラット税率論争」『ジュリスト』964号1990年10月、119頁。

99 増井良啓(前掲書、552頁)は「『簡素』の概念の意味内容は多義的で、その核心がはっきりしない。それゆえ、『簡素』の概念を分析していくと、結局は何も残らなくなる。スローガンとしての意味はあったとしても、実質的にはあまり意味がない。」とし、外在的批判については、「望ましい税制の他の目標-たとえば『公平』の目標と-衝突するとき、『簡素』の目標は後退しなければならない。そうであるならば、仮に『簡素』を税制改革の独立の柱としてたてたとしても、他の考慮が序列的に優先する結果、簡素化の考慮はあくまで補充的なものととどまる。したがって、あまり意味がない、ということになる。さきにもたように、これまでの研究は明示的にこのような外在的批判をくりかえしている」と述べている。

さらに「簡素」概念のとらえどころのなさから逃れることは容易ではないとし、ルールの簡素化に関する議論がルールの明確化に関する議論と重複するとしている¹⁰⁰。「簡素化よりも明確化」という場合の「明確化」¹⁰¹について、より操作の容易な判断基準を提供できるとし、この問題において鍵となるのは、コスト＝費用の観念である¹⁰²としている。税制改革の目標として、「簡素」のもつ意味は、外在的にみても、内在的にみても、限定されている。税制簡素化の機能の大部分は、コストの減少に還元できるとし、コスト測定に当たっては明確化の概念がより詳しい判断基準を提供するとしているが、増井良啓教授は「本稿は、・・・内容的にも新しいものを創出したのではなく論者の前提を洗ったにとどまる。また、『簡素』と『明確』の両概念の厳密な意味における相互関係が、なお筆者には明らかでない。」とし「簡素化の問題について真に意味のある研究をするためには、概念論にとどまらず、実際の制度にそくして、つっこんだ改革論を示すべきであろう。」¹⁰³と述べている。

次に、イギリスにおけるOTS（Office of TAX Simplification）の取組についてみていくことにする。OTS（Office of TAX Simplification）は、イギリスにおいて2010年7月に税の簡素化に関して調査及び提言を行うために創設された機関である。このOTSに関して團野正浩教授¹⁰⁴や酒井貴子教授¹⁰⁵が詳細に述べているが、團野正浩教授は日本へ次のような示唆も行っている。「最近の税制を巡る議論の中でも、税の簡素化自体が直接的に政策目標とはされていないものの、納税環境の整備や税務行政のデジタル化などの議論の中には簡素という視点が織り込まれていると考えられる。そしてもう一つイギリスの経験から学ぶべきものは、簡素という租税原則だけを優先的に取り上げていくことが極めて難しいということである。わが国で税の簡素化を推進していく場合でも、政策目標として掲げて拙速に結論を求めるのではなく、まずは税に関わる全ての者が簡素の原則の有用性を理解し、税制や税務行政を議論する際にはどのような状況にあっても簡素の観点からのチェックをしていく環境づくりが重要であると考えられる。」¹⁰⁶

以下はOTSの内容であるが團野正浩教授¹⁰⁷の報告を参照にしている。

OTSの特徴を次のようにまとめている。

- ・税の簡素化の調査及び提言を専ら目的とした組織である。

100 増井良啓（前掲書、560頁）は「また、ルールの複雑化がそのルールの理解不能をまねき、たんなるコスト増加を超えた問題を生ぜしめるのは、まさに、そのようなルールが人々にとって明確なものでなくなるからである。そうであるとすれば、ルールの簡素化という目標は、ルールの明確化という目標によって代替される。」と述べている。

101 金子宏「租税法における学説と実務－租税立法の明確化のために－」『ジュリスト』756号1982年1月、86頁）は「若し、租税法の複雑化がある程度不可避であり、簡素化の実現には限度があるとするならば、複雑化した租税法の内容を明確化することも、租税法の大きな課題の一つである。その意味で、租税法の簡素化の重要性と同時に、租税法の明確化の必要性をここで指摘しておきたい。」と述べている。

102 増井良啓（前掲書、552頁）。

103 増井良啓（前掲書、565頁）。

104 團野正浩「イギリスにおける税の簡素化を巡る議論－1990年代から約30年間の議論と取組を中心に－」和歌山大学経済学部編『経済理論』通号413、2023年6月、1－28頁。

105 酒井貴子「税制の簡素化に向けた組織的取組み－英国法の例を参考に－」租税研究850号2020年8月、33－51頁。

106 團野正浩（前掲書、26－27頁）。

107 團野正浩（前掲書、1－28頁）。

- ・法律に根拠を置く組織である。
- ・理事が8名以内、事務局が10名程度の少人数の組織である。
- ・理事会や事務局には、財務省や歳入関税庁からの出向者の他、民間での経験を持った専門家などが働いている。
- ・組織や運営では財務省や歳入関税庁に依存している面がある一方で、業務の遂行については、財務省以外の官庁や利害関係者に自由に接触して意見聴取などができること、PDCAサイクルを使った自律的かつ客観的で検証可能な業務のプロセスができていることなど一定の独立性と自律性を持っている。
- ・自分たちが行った調査を踏まえて、税の簡素化に関する提言を財務大臣に対して行う権限を持っている。

OTSの成功の要因として以下の四つを挙げている。

- ・役割と業務の範囲が明確である。税の簡素化に対して広範な調査を行うことが認められているが、その対象は政策ではなく税法や税務行政が中心であること、将来の税制ではなく既存の税制であること、歳入に影響させないことなどが明確にされている。
- ・小規模な組織であり、低コストで運営されている。
- ・政府などの関係機関との関係が良好である。OTSの取組に対しては、各政党の政治家、税務の専門家、財務省や歳入関税庁の幹部、メディアなどからの理解と協力が得られており、バランスの取れた関係を維持している。そして、このことが円滑な業務につながっている。
- ・民間部門の協力である。OTSは財務省や歳入関税庁からの協力に加えて、税理士法人などからの無償の協力（スタッフの提供など）が得られており、また、調査結果の検討などに際しては、プロジェクトごとに専門委員会を作って、有力な税務専門家から意見聴取する場も設けている。これらを通じて、OTSは民間部門からの経済的な支援だけでなく、様々な知識やノウハウを吸収している。

まとめとして、イギリスにおける税の簡素化の議論に関しては、納税者利便等の議論からスタートして、立法プロセスの問題の解決、既存の制度の歪みの是正、税務デジタル化などその時々で簡素化の取組が目指すものは変遷したが、これまでのところ、政府と民間部門が協力してきたこともあって、一連の取組は着実に成果を出してきたと評価することができるとしている。

ここまで「簡素」に関する議論についてまとめてきたが、簡素について納税者のために租税法がどのようなものであらねばならないかという点を考えるにあたり、簡素化には限界があり複雑さにも意味がある¹⁰⁸ことを考えると、議論は簡素から明確化へと発展して行くこと

108 水野忠恒（前掲書、98頁）は「税制の複雑化をもたらす原因として個人や企業の生活の複雑さがあって、必然的に税法が複雑化すること、さらには複雑な生活事実、経済事象への対応の仕方において税法が複雑化する派生的な原因が生ずる」と述べている。

にならざるをえない¹⁰⁹ように思える。無論、そうした議論はこれからも重要であろう。税務手続きの実際が情報の収集、分類、集積、集計である点を考えると、現在の発達した情報処理技術に適合しやすいうように、法律の主な構成要素はそのままに、必要な部分だけを変更していくという思考も必要なのではないだろうか。すなわち租税法の内的要因にのみ簡素な制度の実現を求めるのではなく、外的要因（この場合は情報処理技術）を積極的に取り込み、融合させることで実現できる簡素な制度があるのではないかと考える。そうした意味で「簡素化」の議論は「制度の主な要素をそのままに手続き作業を簡素化できる方向に変えること」と「制度そのものの内的要因をより簡素なものに変えること」の二つに分けて考えて行くべきであろう。その意味で、イギリスのOTSのような、民間や行政の現場に働く者たちの意見が取り上げられるような仕組みが必要なかもしれない。

2. 消費税制度の複雑化を招いた要因

1. において消費税における「簡素」について述べてきたが、ここでは如何なる要素が消費税の複雑化を招いたかを分析していく。消費税制度の簡素化を考えるにあたっては複雑化していく社会を前提に考察し、消費税制度が複雑化した原因を明らかにする必要がある¹¹⁰。EU付加価値税においては複数税率と広範囲にわたる非課税取引が複雑な制度をもたらし、課税庁側と納税義務者にとっての追加のコストをもたらし、法的安定性を損なうものとなったと考えられている¹¹¹。

わが国消費税の導入時には、事業者の納税事務負担を軽減するための制度として事業者免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度、帳簿方式が採用された。しかし、これらの措置は消費税の一部が事業者の手元に残るいわゆる「益税」問題を抱えることになった。また、食料品などの生活必需品を含めて一律に課税される点や低所得者層の負担が重くなるという「逆進性」が問題となった¹¹²。これらの問題点を解消するための累次にわたる改正が、結果として税制の複雑化を招いた要因であろう¹¹³。日本税理士会税制審議会の答申¹¹⁴（以下「答申」という。）においては「わが国の基幹税となった消費税については、事業者

109 金子宏（前掲書、86頁）は「ところで、しばしば指摘されるように、租税法は、今日、いちじるしく複雑化している。この複雑化した租税法をどのように簡素化すべきかは、きわめて重要な課題ではあるが、租税法の複雑化は経済生活の複雑化に対応する現象であり、その意味で、残念なことではあるが、それは租税法の一つの宿命である、とさえいえよう。若し、租税法の複雑化がある程度不可避であり、簡素化の実現には限度があるとするならば、複雑化した租税法の内容を明確化することも、租税法の大きな課題の一つである。その意味で、租税法の簡素化の重要性と同時に、租税法の明確化の必要性をここで指摘しておきたい。」と述べている。

110 水野忠恒（前掲書）は「税制の簡素化について、複雑化の原因をふまえ、そこで用いる『簡素化』の意味を明確にすることによりその方向を探ることにより意義が認められる。簡素化はできる限り排除できる原因をとりのぞき、かつ『簡素化』の意味の多くをみたくしてゆくものであり、「程度」(degree)の問題なのである。」と述べている。

111 西山由美「インボイス制度の概要」税研22巻4号（通号131）2007年1月、119頁。

112 小池拓自「消費税を巡る議論」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』609号2008年2月。

113 日本税理士連合会は税制審議会（日連2第968号（業1第46号）2020年12月7日）において次の諮問をしている。「導入当初は、簡素な税制であるとされていた消費税制ですが、近年では、非課税取引や事業者免税点制度及び簡易課税制度を利用した租税回避スキームに対処するため、累次にわたって仕入税額控除制度の見直しが行われたことにより、制度の複雑化を招き、結果として納税者や税理士の事務負担が増加することとなりました。」

114 日本税理士連合会税制審議会「消費税制における手続規定の簡素化について－令和2年度諮問に対する答申－」2021年4月9日。

の実務に配慮し、税負担のリスクが少なく、手続きが容易であることが望ましいと考えられる。制度導入当初の理念に立ち返り簡素な制度となるよう再検討するとともに、リスクのない手続規定に見直す必要があるというのが当審議会の基本的な考え方である。」と述べ、「非課税取引の範囲」、「仕入税額控除制度」、「基準期間制度」、「事業者免税点制度及び簡易課税制度」が消費税の複雑化した要因と考え、とりわけこれらに関する届出書等の提出に関する手続規定の簡素化についての検討を諮問し、現行の消費税制における手続規定の問題点として、①届出書等の提出期限の問題点、②いわゆる「2年縛り」の問題点、③仕入税額控除制度と手続規定の問題点、の3つをあげている。

①届出書等の提出期限について消費税法の規定では、「当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用する」とされている。これは課税事業者であるかどうかの判断や簡易課税制度の適用の有無を課税期間の開始の時点で確定しておくことが前提となっているためであるが、これにより翌課税期間以後の事業予測の必要性が生じることと、原則的方法により計算した税額を超える額の負担を強いられる可能性がある¹¹⁵。

②に関しては、免税事業者が課税事業者を選択した場合、課税事業者が簡易課税制度を選択した場合又は仕入税額控除額の計算方法について一括比例配分方式を選択した場合には、いずれも2年間継続して適用しなければならないこととされている。これは、適宜に課税方式等の変更を認めると、事業者において恣意的な税負担の軽減が可能になるため、これを防止するためであると考えられる¹¹⁶が、こちらに関しても①と同様の問題が考えられる。

③は原則的方法による仕入税額控除の計算における問題点であるが、対象事業者はその課税期間における課税売上高が5億円を超える事業者又はその課税期間における課税売上割合が95%に満たない事業者¹¹⁷に限られる。該当する事業者は個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入税額控除の計算を行うが、いずれの方式による納付税額が有利となるかは課税仕入れに係る消費税額をさらに次の3つに区分する必要がある。

- イ 課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ロ 非課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ハ 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの

課税売上に対応する課税仕入れに係る消費税額は税額控除の対象になるが、非課税売上に対応する課税仕入れに係る消費税額は税額控除の対象にならないという消費税制の基本的な考え方からすれば、非課税取引¹¹⁸の範囲が拡大するほど課税仕入れに係る消費税額が上記のいずれに該当するかの判断も困難となり事務負担も増加することになる。また、②の問題と同様に一括比例配分方式を選択した場合には2年間の継続適用が強いられることになる。

115 日本税理士連合会税制審議会（前掲書、1頁）。

116 日本税理士連合会税制審議会（前掲書、2頁）。

117 消費税法30条2項。

118 現行の消費税法の別表第2において13項目について消費税を課さないとされている。

さらに事業者免税点制度及び簡易課税制度の問題についてもあげておく。事業者免税点制度とは、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について消費税を納める義務が免除される¹¹⁹というものである。インボイス制度のもとでは、登録を受けた適格請求書発行事業者でなければインボイスを発行することができず、登録を受けた事業者は基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても消費税を納める義務が免除されなくなる。事業者免税点制度を設けた理由としては、消費税が初めて導入される制度であるため、事業者にとってなじみの薄いものであり、その実施にあたっては種々の事務負担が生ずるので、その軽減を図る必要があった点¹²⁰があげられる。これにより一般的に事業者が預かった消費税が国庫に納付されず、そのまま事業者の手元に残るという益税の問題が生じた。

簡易課税制度は、事業者のうち、その基準期間における課税売上高が一定金額以下である課税期間について、「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合に適用を受けることができることとなっている。事業者は、確定申告により課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した消費税額を納付することとなるが、この簡易課税制度を選択した場合において益税が生じるのは、この控除される仕入れに係る消費税額算定の方法に問題があるからである。その方法とは、売上げに係る消費税額の一定割合を仕入れに係る消費税額とみなし、結果的に売上金額のみから納付税額を計算するという方法である。この制度についても、他の益税と同様に改正が行われてきた。簡易課税制度は、納税事務の簡素化とコストの軽減のために、税額の算定を容易にして欲しいという中小企業からの要望に基づいて採用された措置であり、消費税の導入を容易にし、かつその定着を図ることを目的としていた¹²¹。簡易課税制度というのは本来その名の通り、税額計算を簡便にするための制度であって、決して「減免」措置ではないことにも留意しなければならない。したがって、本来の税額計算と著しく異なる結果が出て、それが業者の利益となるような規定のしかたはそもそも誤っているのである¹²²。また、EU共通付加価値税制における「賦課徴収の簡易手続措置」は、その適用により、益税が生じないように厳しく制限されているのが最大の特色であって（したがって、制度の性質としては、あくまで賦課徴収簡易化措置であって、租税の減免措置ではない）、この点で、制度の適用上限が高く、益税が生じうる法構造となっているわが国における簡易課税制度とは、その基本的性質を大

119 特定期間や新設法人等の規定に関しては省略。

120 尾崎護『消費税法詳解〔改訂版〕』税務経理協会1991年、186頁。

121 税制調査会「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方－実施状況フォローアップ小委員会報告－」（1990年10月）。において「仮に、すべての課税事業者に原則計算による税額計算を求めるとした場合には、すべての事業者が、その課税期間の仕入れについて課税とそれ以外のものに区分・記帳し、更に、課税仕入れを課税売上げ・非課税売上げに対応させる等の事務を行うこととなる。これらの事務処理を行うためには一定の事務処理能力が必要とされるが、そのような能力をすべての課税事業者¹²²に期待することは困難であることから、小規模事業者を対象として税額計算の簡素化を図る仕組みを設けること自体は合理的な措置であると考え。」と述べられている。

122 三木義一「中小企業に対する特例措置と『益税』問題」『税経通信』第49巻第11号1994年8月臨時増刊67-72頁。

大きく異にしているといつてよいのである¹²³。日本の消費税は前段階税額控除方式を採用しているという点から、簡易課税制度においては前段階で課された現実の税相当額を控除していないという事実を指摘している意見がある¹²⁴。また、橋本恭之教授は「簡易課税制度による益税の発生額は、それほど多くないとしてもその制度を継続する必要はない。というのは、簡易課税制度はインボイス方式を採用しているヨーロッパ諸国において、インボイスなしでの納税を可能にするために中小事業者に認められていたものだからだ。わが国の消費税は、アカウント方式を採用することで、帳簿上のみで税額の計算が可能であり、簡易課税を採用する必要はなかったのである。したがって、消費税がアカウント方式を継続するならば、簡易課税の全面廃止をすべきであろう。」¹²⁵と述べている。簡易課税制度に対する反対意見もあるが、「簡易課税制度を残すべき理由はある」という意見もある。例えば税制調査会において次のような報告がされている。「すべての課税事業者が、当該課税期間の仕入れについて課税とそれ以外のものに区分・記帳し、更に、課税仕入れを課税売上・非課税売上に対応させる等の事務を行うこととなる。これらの事務処理を行うためには一定の事務処理能力が必要とされるが、そのような能力をすべての課税事業者に期待することは困難であることから、中小事業者を対象として税額計算の簡素化を図る仕組みを設けること自体は合理的な措置であると考えられる。」¹²⁶これらのことからこの簡易課税制度の存在理由については、この制度を理論的な立場から捉えるか、事業者の実務的な面を考慮した立場から捉えるかにより意見が異なってくると考えられる¹²⁷。小規模事業者に対するこれら一定の措置は、その必要性は認められるものの、消費者から事業者優遇の不公平措置ととられないような規模を、実施の経験から見い出していくべきである¹²⁸。

小規模事業者への配慮は付加価値税を導入している国では例外なく行われているが、日本の場合にはその配慮の対象がきわめて広範囲に及んでおり¹²⁹、そのために益税という現象が問題とされているのである。この事業者免税点制度に関しては、2003年の税制改正において適用上限が課税売上高3,000万円から1,000万円となった。理由として¹³⁰6割強の事

123 岩崎政明「消費税の特例計算方法」日税研論集第30号1995年3月、312頁。

また、古田精司「竹下税制改革の意義と今後の課題」（日税研論集第23号1993年5月302-303頁）において「簡易課税制度はEC諸国にも特例として普及しており、わが国だけの中小企業優遇措置というわけではない。けれども、わが国ほど寛大な特例はないのではないか。これは、消費者が支払った消費税のかなりの部分が、国庫に入らずに業者のポケットに入っても違法とはならないことを意味する。というよりは、業者のポケットに留まることを法律が保証しているに等しいことになる。」と述べている。

124 阿部徳幸「現行消費税法の『益税』問題と中小事業者」日本法学第68巻第3号2002年12月、147-148頁。

125 橋本恭之「消費税の益税とその対策」税研第18巻第2号2002年9月、50頁。

126 税制調査会（前掲書、1990年）。また、次のとおり述べている。「みなし仕入率の適用区分や水準については、制度の公平性を重視する観点から見直しを行い、実態に即したものとすることが適当であると考えられる。ただ、その場合においても、納税事務の簡素化という簡易課税制度の趣旨からすれば、事業者の実際の対応が困難な制度とならないように留意する必要がある。」

127 水野忠恒「規模ないし中小事業者に対する消費税の特例」『税研』第18巻第2号2002年9月、39頁。は「わが国の消費税は、帳簿型といわれるが、簡易課税制度では、仕入税額について、実額の仕入税額がありながら、それによらない特例であり、小規模事業者に対する免税点制度よりも、その存在理由は少ないと思われる。」と述べている。

128 橋本徹「1988年税制改革の意義と今後の課題」『税制改革の意義と今後の展望（全）』日税研論集第23号1993年5月192頁。

129 林宜嗣「EC付加価値税と日本型消費税」貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明編『税制改革の潮流－シリーズ現代財政（2）－』有斐閣1990年、144頁。

130 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」2002年6月。

業者が免税事業者となっており¹³¹、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかと消費税に対する国民の不信の大きな背景になっていると考えられていたこと。個人事業者と法人の相対的な事務処理能力の差異も考慮すべきであること。高い免税点水準の下では、事業者間取引（BtoB）を行う免税事業者が多数存在することが踏まえられたうえで免税事業者からの仕入税額控除が認められている結果、消費税制度の透明性が低くなっているという問題があるということであった。この点に関しては、インボイス方式の将来的な採用も示唆されていた¹³²が、免税事業者が取引から排除されるおそれや取引先からの不当な値下げを要求されるおそれがあることから、課税事業者を選択する場合が生じる¹³³。この場合において、小規模事業者はインボイスの発行と消費税の申告・納税という事務負担が生じる等、余計に複雑化をもたらすこととなるがこれらの点については第3節において検討していくこととする。

第3節 租税制度の今後の予測と提案

1. インボイス制度の概要と評価

インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの¹³⁴であり具体的には、①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供（課税資産の譲渡等が軽減税率対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減税率対象資産の譲渡等である旨）、④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称、の6つの事項が記載された書類やデータのことである。インボイスにはこれまでの区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①登録番号、②課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額、③適用税率、④税率ごとに区分した消費税額等、の4つが追加されたことになる。

131 鈴木善充「消費税における益税の推計」会計検査研究43号2011年3月、47頁。は次のように述べている。「改革前後で免税事業者の適用割合は61%から39%にまで減少すると考えられ、消費税導入当初と比較すると、益税額はかなり減少してきているものと予想されるわけだ。」

132 税制調査会（前掲書、14頁）は次の通り述べている。「消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる『インボイス方式』の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、複数税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。」

手塚貴大「消費税制のダイナミズム－その生成と展開－」租税法研究第45号2017年、49頁。は次のように述べている。「いくつかの税制改正大綱においては、複数税率、インボイスの検討の必要性が示されている。これは、実際の導入可能性はともかく、さらなる将来的な引上げを予定した議論であったといえよう。もっとも、複数税率の採用には消極的であった。」

133 酒井貴子（前掲書、28頁）「近時の消費税法の改正とその課題－軽減税率と適格請求書保存方式を中心に－」『消費課税の将来構想』租税法研究第49号2021年6月。は次のように述べている。「特にB2Bにいる小規模事業者は、取引から排除されるのを回避、又は、新規参入しやすいようにと、課税選択の上、適格請求書発行事業者となる場合もあろう。」

134 国税庁「インボイス制度の概要」
(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm#a04)
(最終閲覧日：令和6年4月8日)。

インボイス制度とは、売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときはインボイスを交付する義務（また、交付したインボイスの写しを保存する義務もある）があり、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。インボイスは、課税仕入れを行った課税事業者が仕入税額控除を行う際の証明書となる。請求書等に課税資産の譲渡に係る資産や役務の内容のほか、その適用税率や税額を記載することとされていることから、商品やサービスへの消費税の転嫁が確実なものとなり、同時に仕入税額控除の適正性が担保できるとされている¹³⁵。

インボイス制度のもとでは、登録を受けた適格請求書発行事業者でなければインボイスを発行することができず、また課税事業者は免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除ができなくなる。このため、免税事業者が取引から排除されるという懸念や取引先から不当な値下げを要求される恐れもある。このような問題から、免税事業者が課税事業者を選択し適格請求書発行事業者として登録するケースも生じる。登録を受けた事業者は基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても消費税を納める義務が免除されなくなるため、インボイスの発行と消費税の申告・納税という事務負担を生じることになる。日本税理士連合会税制審議会はインボイス制度に関して次のとおり報告している。「近年では、働き方が多様化し、いわゆるフリーランスやギグワーカーと呼ばれる事業者が増加するとともに、給与所得者の副業も増加している。また、兼業農家やいわゆる一人親方と称される事業者も少なくない。これらの者の事業規模は極めて小規模であり、課税売上も比較的少額であるため、事務を担当する従業員を雇用することも困難な場合がほとんどである。わが国ではデジタル化社会が進行しており、そのことによって、インボイス方式の導入に伴う事務負担の増加に対応できるという意見があるが、小規模事業者を全体としてみれば、帳簿や請求書等を手書きで作成しているものが依然として少なくないのが実態であり、兼業農家や一人親方と呼ばれている事業者が高齢化している現状からみると、これらの者が近い将来においてデジタル化に対応できるとは考えられない。現在、各方面において中小事業者向けに操作が容易で低コストの会計・財務システムが開発されているが、全ての事業者に浸透し活用されるまでには相当程度の時間を要すると考えられる。このようなわが国の小規模事業者の実態を考慮すれば、これらの事業者に一般の企業と同レベルの事務負担を課すことは、適当といえない。」¹³⁶さらには、インボイス発行事業者と未登録事業者が混在することとなり、納税者の事務負担はさらに増大し余計に複雑化をもたらしているのが現状ではないだろうか。

135 日本税理士連合会税制審議会（前掲書、4頁）。

また、西山由美（前掲書、16頁）は「『税額転嫁』と『仕入税額控除』という両輪で稼働する消費課税制度において、1通のインボイスは、その受領者である課税事業者の仕入税額控除請求権の行使を確保するとともに、その発行者である課税事業者の税額転嫁と納税の実行を確保する機能を併せ持つ。」と述べている。

136 日本税理士連合会税制審議会（前掲書、5頁）。

2. 租税制度の今後と予測

わが国消費税はいわゆる益税問題や租税回避行為といった社会経済の複雑さに対応せざるをえない状況から、数次の税制改正を経て複雑化してきた。税制が簡素化されることは徴税者側にとっても、納税者側にとっても便利であることは疑問の余地がないのであるが、経済社会の複雑化に伴って、税法規は一層精密化し、企業実務を束縛する方向に進んでいることも否定しえない¹³⁷。複雑な税制が公平な (equitable) 税制であるとはいえず、逆に簡素な税制が不公平であるともいえない¹³⁸。塩崎潤氏は税制簡素化の意味について「まさに税制は納税者や政府当局などの生産性の高い活動を阻害しないこと、裏返していって、ややもすればむやみに複雑となって経済社会全般の生産性を阻害しがちの税制を簡素化すれば、経済社会全般の生産性が高められるということが認識されなければならない。従って、税制簡素化の狙いは、経済社会全般の生産性の向上である。・・・真に経済成長に役立つ生産活動に従事するか、あるいは次の生産活動に備える余暇を楽しむ時間が見つけられる税制でなければならない。」と述べている¹³⁹。本来消費税の担税者は消費者であり、事業者は納税義務者にすぎない。事業者にとって消費税は本来事務負担のみを課されるべきものである以上、「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行する」という税務コンプライアンスの意識を高めていくことは重要であろう¹⁴⁰。そのためにはやはり簡素な税制度であることが望ましいと考えられる。インボイスの導入に当たっては小規模事業者の取引からの排除や事務手数の増加が懸念され、批判が多いのも当然であろう。また、簡素な税制を実現させていくためにはインボイス制度のみならず、これまでの益税に対する改正とは異なるアプローチから小規模事業者免税点制度及び簡易課税制度を見直していく必要もあるだろう。南九州税理士会¹⁴¹は、基準期間による制度の弊害として次の3点をあげ、基準期間により判定を行うことが制度の不安定さと事業者の負担を生じさせているとし、基準期間制度及び事業者免税点制度は廃止すべきであると述べている。

- ①免税となる課税期間の課税売上高が多額であっても納税義務がなく、逆に、課税となる課税期間は1,000万円以下の課税売上高であっても納税義務が生じる。
- ②免税事業者は、多額の設備投資を行う際に課税事業者の選択の適否を、その投資を行う期間の前の時点で行う必要がある。また、偶発的な支出に対しては、対応が不可能である。
- ③1,000万円前後の課税売上を推移する小規模事業者においては、常に将来の支出の予測を行わなければならない不安定である。

137 新井益太郎「日本租税研究会『税制簡素化に関する意見』について」産業経理協会編『産業経理』26巻10号1996年10月、10頁。

138 矢野秀利「消費税の政治経済学（第24回・最終回）簡素な税制の構築：消費税を基本にして」『税経通信』68（10）2013年9月、6頁。

139 塩崎潤「税制簡素化の意味」企業会計19巻12号1967年11月、11頁。

140 沼田博幸「消費税をより簡素で公正なものに：構造上の問題を中心として」租税研究838号2019年8月、80-86頁。は「事業者の税負担は、実質的にはありません。税負担をするのは、消費者だけです。事業者は単に事務負担をしているだけです。したがって、間接税においては、直接税におけるような、節税、租税回避あるいは脱税という概念は、本来はありません。なぜなら、事業者に税負担は予定されていないからです。」と述べている。

141 南九州税理士会「令和7年度税制改正に関する意見書」
(<https://mkzei.or.jp/news/3207/>) (最終閲覧日：令和6年4月28日)。

ただし、全ての事業者が課税事業者となったうえにおいても、現行の免税点以下に相当する売上規模の小規模事業者の申告納税事務負担に配慮する必要があるため、簡易課税制度において課税売上に係る消費税額と同額の仕入税額控除を認める新たな区分（簡易課税制度の全額控除区分）を設け、その事業年度の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者は、簡易課税の全額控除区分で申告したものとみなす制度を創設すべきである¹⁴²。

日本税理士連合会税制審議会は、「小規模事業者の安定的な事業継続を保証し保護するために、免税事業者からの仕入であっても仕入税額控除を全額認めることとし、小規模事業者が取引から排除されるのではないかという懸念を解消すべきである。」¹⁴³とし、「納税者の租税回避行為を防止し、公平な税制を構築するためには、ある程度まで制度が複雑化することは避けられないが、消費税制の複雑化に起因する事業者の事務負担の増加はほとんど限界に達していると考えられる。本答申で述べた制度や手続きの簡素化が実現し、中小事業者の実情に配慮した簡素でリスクのない消費税制が構築されることを期待したい。」¹⁴⁴と述べている。

しかし、別の側面、すなわちインボイスは、シンプルに消費税額等税額計算に必要な取引に係る情報が記載されている書類であり、そこに記される情報を計算機が読み取ることを前提にすれば税額計算の大半が自動化される可能性を持っていることにも着目すべきである。

インボイス制度になり、領収書・請求書等証憑に適格請求書等発行事業者の登録番号が記載されるようになった。この登録番号は、一つの事業者の一つだけ発行されることから、取引先の事業者を一意に識別する。企業の仕入先データベースを作成するのならば、主キー¹⁴⁵となりうるものである（但し現状ではインボイス発行事業者と非発行事業者が混在するため主キーにすることができない）。区分記載請求書等保存方式においても請求書発行事業者の氏名又は名称を記載することは義務付けられており、請求書等に記載される企業名については、各企業が思い通りの意匠で記載する例が多かった。各企業それぞれのブランディングを考えればこうした行動は理解できるし、これを制限すべき理由もない。しかし、文字認識技術の使用を前提と考えると、こうした独自の意匠は情報の収集の妨げとなる。また同名の企業が二つ以上存在するケースもある。一方で、登録番号に関しては、逆に過たずに先方に伝えなければならないことから、独特の意匠を凝らすといったことは想定しづらい。適格請求書等発行事業者の登録番号は、仕入先の企業を計算機に自動的に識別させるための重要な情報となり得るのである。

また、現行では適格請求書等発行事業者への登録が任意であるため、取引日時の記載が今まで以上に重要になる。これまでも仕入税額控除の計算における取引日の重要性は買手の課税期間の範囲内か否かといった点にあったが、取引日時点での売手の適格請求書等発行事業者への登録状況の確認に必須となることから、正確さの重要度が引き上げられた形

142 南九州税理士会（前掲書、27頁）。

143 日本税理士連合会税制審議会（前掲書、5頁）。

144 日本税理士連合会税制審議会（前掲書、8頁）。

145 データベースにおいて、管理すべき対象を一意に特定することができる単一の情報もしくは二つ以上の情報の組み合わせのことを主キーと呼ぶ。

となる。取引日の区切りがより重要になれば取引内容の記述もそれに合わせて細かく分けて記載する必要が生じる。登録番号と取引日を組み合わせれば仕入先との取引履歴データベースの主キーとすることができる。そのデータベースに基づいて同じ仕入先からの同様の品目についてピックアップすれば、例えば個別対応方式などの計算に用いる課税区分の処理についても自動化できる。

インボイス制度導入前の区分記載請求書等保存方式においても、一定の取引内容について証憑への記載が義務付けられていたが、インボイス制度により、より文字認識技術が適用しやすくなり、データベース化しやすくなったことが分かる。

インボイス制度が多くの問題を抱えたまま導入されたことは事実であろう。小規模事業者の事務負担等に対する配慮の問題や、インボイス発行事業者と未登録事業者が混在している現状が制度をより複雑なものにしている。数次の改正により複雑化してきた消費税制度であるが、インボイス制度の導入により現在の状況はますます複雑化したことは間違いないだろう。

しかしながら、インボイス制度は、売手が買手に対して取引ごとの正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであり、法令により税額計算に必要な要素を、インボイスへの記載事項として明記している。すなわち、法令の変更により機械（OCR等）で読み取り、情報収集がしやすくなったことを意味する。優れたAI-OCRソフトウェアの登場や共通の識別子の記載を義務付けることにより、税額計算に必要な情報の収集、整理、集計をおおよそ自動化でき、消費税の申告は容易となり得るだろう。かつて技術の進歩により、人々の使うカメラがフィルムカメラからデジタルカメラに移り変わっていったように、計算機による事務処理の自動化が広く普及し、それが一般的なものとなれば、事務処理の負担を考慮して設けられた簡易課税なども見直しの必要に迫られるであろう。そうなれば「制度の主要素をそのままに手続き作業を簡素化できる方向に変えること」だけでなく、複雑化の原因となっていた簡易課税についての見直しにより「制度そのものの内的要因をより簡素なものに変えること」も実現する可能性を有している。これは法令を新技術に適する形に変更したからこそ生まれた可能性である。

民主的制度として申告納税のシステムを前提とし、そのために必要な納税協力を念頭に置き、簡素化の方向を考える出発点は、納税者のために租税法がどのようなものであらねばならないか¹⁴⁶ということを考えるべきであるが、経済社会のシステムは今後ますます複雑化していくであろうし、これに対して租税法も複雑化していくことは避けられないであろう。しかし、租税法が複雑化することはやむを得ないにしても、実際の税務における手続作業のうち簡便化できるところは簡便化すべきであることを考えると、税務へのICT応用は世の中のやむを得ない時流ではないだろうか。そしてそうした技術に応用しやすいように法令を変更することもまた租税制度の簡素化の一つの考え方であろう。

146 水野忠恒「税制簡素化の方向（租税法研究会第9回）『ジュリスト』715号1980年5月、93頁。において『簡素化』のもつ意味を考えることなくそれ自体ゴールではないとして斥けてしまうことは適切ではないのである。そしてこの場合、民主的制度として申告納税のシステムを前提としそのために必要な納税協力を念頭に置く限り、簡素化の方向を考える出発点は『納税者の便宜』でなければならない。いいかえると納税者のために租税法がどのようにあらねばならないかという問題である。」と述べている。

今後、税制はICT技術への応用がしやすい制度設計を行う必要があるであろうし、デジタルインボイス¹⁴⁷も実用段階に入っている。納税者に求められるものは、現場取引に求められる資料の正確性であり、事実に基づいた資料の保管であろう。我々税理士においては情報処理技術をうまく活用することで省力化し、顧客の税務手続きを簡素化することで顧問先のコンプライアンス実現を目指すことが必要ではないだろうか。

147 「デジタルインボイスとは」EIPAデジタルインボイス推進協議会
(<https://www.eipa.jp/peppol>) (最終閲覧日：令和6年4月29日)。

第4章 税務マネジメントシステム

情報処理技術がどれほど進歩しても、経済取引の主体は人である。人の活動で生じる情報を収集、整理、保管をする仕組みは人が作らなければならない。品質管理の世界で生まれたマネジメントシステムは、組織の目標や目的を達成するための仕組みづくりを体系化することで、その応用範囲を情報セキュリティや安全管理など様々な分野に広げてきた内部統制の手段である。当然、その目的には税務コンプライアンスの維持・向上を含めることもできる。税務マネジメントシステムを導入することで企業が自ら税務コンプライアンスの維持・向上に向けて、自らの組織を最適化していくことができる。この章ではそのために、マネジメントシステムを税務に応用するために必要となる要素を探る。

第1節 税務マネジメントシステムの導入で何が変わるか

(1) マネジメントシステム導入の意義

マネジメントシステムとは、組織内の業務を効率的に計画・実行し、組織目標を達成するための仕組みや枠組みのことを指す。一般的には、組織の方針や目標を定め、それを実現するためのプロセスや手順を定め、遂行状況を評価・改善するための仕組みを意味する。

代表的なマネジメントシステムは標準化され、ISOの規格として登録されている。マネジメントシステムには多くの種類があり、組織の性質や目的に応じて異なるものがある。例えば、品質マネジメントシステム（ISO9001）は、製品やサービスの品質を向上し、顧客満足度を高めるためのシステムである。環境マネジメントシステム（ISO14001）は、組織の環境負荷を把握し、環境保護を推進するためのシステムである。情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）は、情報セキュリティを確保するためのシステムである。これら以外にも、労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）、エネルギーマネジメントシステム（ISO50001）など、さまざまなマネジメントシステムが存在する。

マネジメントシステムの内容には、組織のリーダーシップ、組織の目標と方針の明確化、プロセスの文書化や改善、従業員の参画や教育などの要素が含まれる。しかし規格にその具体的な手順や内容が記載されているわけではなく、あくまでマネジメントシステムに不可欠な要素を定めているのみである。実際の具体的な手順や方法の策定は個々の企業にゆだねられている。マネジメントシステムの目的は、組織目標を達成するために、自らが構築したPDCAサイクル¹⁴⁸を回すことで、組織内の継続的改善を促し、業務の遂行を最適化していくことにある。

148 P、D、C、AはそれぞれPlan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）を意味する。Plan 段階で組織の業務効率化のための仮説とそれに基づく行動計画が策定され、実行（Do）後に、その効果を測定・評価（Check）し、改善策を実行（Action）していくという、仮設・検証型のプロセスを指す。PDCAサイクルとは、この一連の過程を繰り返すことを意味する。

PDCAサイクルの例として、税理士事務所において事務所内に存在する顧問先の情報を把握するために、顧客から預かった資料を管理することとしたケースを考える。第一段階として顧客から預かった書面の資料の記録を付けることを計画し、担当者が書面の資料を預かるたびに預かった資料の伝票を作成し、返却の際は返却伝票を作成し顧問先に確認印をもらうこととし、伝票をデータベースソフトで管理することとした。しばらくその作業を継続した後の最初の監査の際に、資料の種類など伝票の記載の仕方が担当者ごとで異なることから所内にある資料の内容を上手く把握できないことが分かった。また、資料を預かるのは書面だけでなく、メールやFAX、SNS等により送られてくることが指摘された。これを受けて、伝票の記載の仕方を事細かに規定して職員に通知し、書面による方法以外で資料を預かった場合の処理についても取り扱い方を決め、以後の業務から適用することとした。このような手順で計画→実行→評価→改善を繰り返すことにより、より効果的に効率よく管理することができるようになる。

マネジメントシステムの適用により、企業にとっては組織の効率性や品質の向上、環境保護や情報セキュリティの強化などの利点がある。また、規制要件の遵守や顧客の信頼性向上など、外部への信頼性向上にも寄与する。

一般的に、税金に関する専用のマネジメントシステム規格は存在しない。しかし、企業は内部統制の一環として、税金に関するプロセスや手順を明確化し、効率的に遂行するための管理手法としてマネジメントシステムを採用することはできる。

例えば、税務コンプライアンスの維持・向上のために、内部統制のプロセスを導入することができる。税務申告の正確性を確保するための情報の収集・管理、税務関連の文書の保存・管理、税務申告の独立性と監査の実施、税金に関するリスクの評価と管理、税務法規の変更への対応などを要素としてマネジメントシステムを構築することは可能である。会計システムや財務管理システムを活用することにより、税務関連のデータを正確に記録し、必要に応じて報告書類を作成するプロセスを業務の中に取り込むこともできる。

内部統制を図るという意味では、日本版SOX法と呼ばれる金融商品取引法第24条の4の4（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）、及び第193条の2第2項（公認会計士又は監査法人による監査証明）（以下「J-SOX法」と呼ぶ）がある。J-SOX法における内部統制の目的は財務報告の信頼性を確保するため¹⁴⁹であり、その規制の対象は上場企業に限られる。また内部統制の有効性の監査は含まれないとはいえ、外部の専門家による監査を実施することを求めている。税務にマネジメントシステムを適用する場合、その目的はあくまで自社の税務手続きの適正性を確保することに限られる。税務調査等を意識したものにはなるではあろうが、あくまで組織内の目的のためのもとなる。また、その対象企業の範囲は限定されない。ここでは主に経理の専門部署を有し、かつ大規模でない企業を想定して話を進めるが、いわゆる一人会社や個人事業者を含めても構わない。そして、基本的には内部における監査が基本となる。これはマネジメン

149 日本公認会計士協会「日本版SOX法（J-SOX）」
(<https://jicpa.or.jp/cpinfo/introduction/keyword/soxjsox.html>)（最終閲覧日：令和6年4月29日）。

トシステムが組織内部で完結するシステムであることを前提にしているからである。しかし、後述するように、税務の高度な専門性を鑑みれば、外部専門家の監査は必須になるであろうと思われる。また、その際には組織内部からの監査報告のみを監査の対象とするのではなく、実際に現場のレベルでマネジメントシステムの運用状況を評価する必要があるだろう。

税務、特にその情報の処理において、証拠資料の保全、体系的な資料の整理、ヒューマンエラーの防止、分業と各自の役割並びに責任の理解、精密な内部監査等は重要な要素であろう。マネジメントシステムには、方針や目的達成のために組織内のチェック体制を整えることを求めているため各部門の作業内容の明確化や、情報の収集整理、内部監査体制の構築といった要素が含まれている。

税金に関するマネジメントでは、法的な規制や税法の変更に常に合致するように保持する必要がある。税務に関するプロセスの改善や、税金に対するリスクの定期的な評価、税務相談の適切な管理などを含め、持続的な改善を行うことも重要である。こうした作業の流れをマネジメントシステムの中に組み込むこともできる。

一定以上の規模の企業にとって、税務にマネジメントシステムの発想を取り入れること（以下「税務マネジメントシステム」という）は、自企業の税務における正確さの精度を引上げ、税務上のリスクを管理するのに役に立つ。また、自律的な税務コンプライアンスの確立は社会全体のコストを引き下げる面でも歓迎される。国税庁は、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者に自発的な適正申告をする取組を充実させていくこととしており、国税局調査課所管法人のうち、特別国税調査官が所掌する法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を促進している¹⁵⁰。その企業側のメリットとして税務上のリスク軽減と税務調査対応の負担軽減を掲げている。

マネジメントシステムの構築には最低限の人数が必要になる。責任を明確化し、互いにチェックしあうシステムであるから一人では導入できない。その点において、いわゆる一人会社などの小規模な事業者には、単独で税務マネジメントシステムを適用することは難しい。また、システムに関する時間的、労働力的コストも決して小さくはない。企業の生産効率から言えば、税務上のリスクを回避することから得られる期待値的利益が、これらのコストを上回らなければならない。従って、作業内容と責任関係を明確にし、相互のチェックを行いながら大量かつ複雑な作業を、システムティックに行うことを常に要求される規模の企業に需要があるといえる。また税務は高度に専門的な業務であるため、マネジメントシステムの導入、運用に際しては、税理士・弁護士・会計士などの専門家の助言を得ることも重要である。

そうすると、一定規模以上の企業にしか需要がないように思われるが、これは全てを社内の資源で賄う場合の話である。マネジメントシステムの運用上必要な監査業務などの一部を税理士等外部の専門家に委託する方法も考えられ、そのような場合には従業員数人程

150 国税庁「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)（最終閲覧日：令和6年4月15日）。

度の小規模な事業者に対しても税務マネジメントシステムの導入が可能になると考えられる。また、社内税理士を抱えられるほどの余力のある企業を除けば、社内に税務に精通する人材を確保することは難しく、いずれにせよ専門的なチェックは外部の専門家に頼らざるをえないのであるから、あらかじめ税務マネジメントシステムには外部専門家を組み込むことを想定する方が現実的であるといえる。

税務マネジメントシステムの導入は、適正納税のための作業手順を確立することにあることから、それは手数を減らすというよりは、逆に手数を増やして間違いを少なくする作業であり、当然コストがかかる。しかしその一方で、税務に関する責任を分散させることにより企業内の多くの人間が自社の税務に関わることとなる。これは同時に組織の全員が税務に関する教育を受けることを意味する。互いが作業の必要性を理解して作業を行えば、余計な要件や手順の確認作業が減り、部署ごとの作業の連動性が高まり、作業コストを押し下げることができるであろう。またリーダーの責任が明確になり、税務に関する企業の目標を組織の内部で共有するようになる。中小企業にありがちなリーダーが多くの作業を抱え込んだりする事態が無くなり、分業が進み、掲げられた目標は具体的な手順書に落とし込まれる。目標は抽象的なスローガンよりも手引書によって達成されるであろう。

PDCAサイクルの反復により、毎年変化する税制や日々変化するビジネス環境に自社の税務手続きが最適化され続けるといった利点もある。税理士には、税務の専門家として、税務マネジメントシステムが顧問先の発展に資するものに成長していくように指導することが求められるであろう。

この章では、税務にマネジメントシステムを応用することが企業の税務コンプライアンスにどれほど寄与するかを明らかにするとともに、実際にマネジメントシステムを導入する上での課題やその解決法について論じる。

(2) マネジメントシステムの構成要素

マネジメントシステムの概観を把握するために、ISO標準規格などに定められるマネジメントシステムに共通する要素を概観する¹⁵¹。

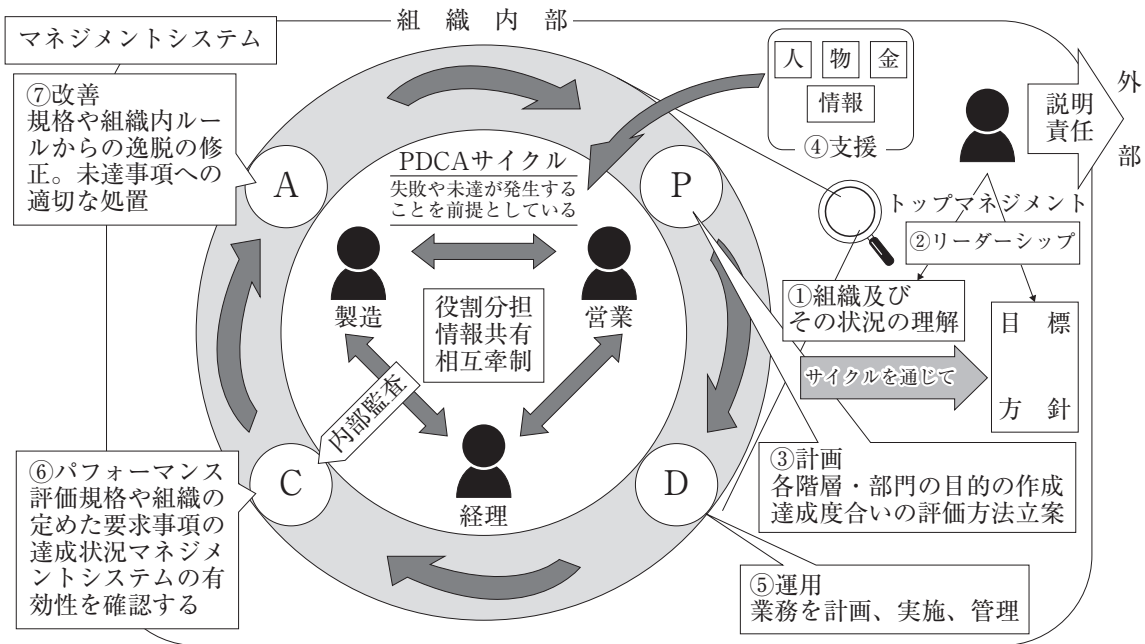
① 組織及びその状況の理解

マネジメントシステムの構築・運用に際して、最初に取り掛かるべき課題であり、不断に取り組むべき課題は、現状把握である。ISO標準規格などに定められる要素は主に以下の四つである。

- イ. 組織の内部・外部の課題を決定する。
- ロ. 利害関係者のニーズと期待を決定する。
- ハ. マネジメントシステムの適用範囲を決定する。
- ニ. マネジメントシステムを確立・実施・維持し継続的に改善する。

151 一般財団法人日本品質保証機構『ISOマネジメントシステムが一番わかる：認証機関が書いた規格が読みやすくなる初めの一冊』技術評論社2021年を参照した。

図表 3-22 マネジメントシステムの仕組み



組織の事業目的や経営方針などを念頭において、組織の実態に沿って考えることで、無理のない効率の良いマネジメントシステムの運営が可能になる。

② リーダーシップ

効果的なマネジメントシステム運営のために、中心となり指揮する人が必要で、規格ではこれをトップマネジメント¹⁵²と呼ぶ。トップマネジメントにはマネジメントシステムの有効性に説明責任を負うことや、マネジメントシステムに関する方針や目標の確立と組織の状況と戦略的な方向性の両立、マネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確実にすること、組織へマネジメントシステムの要求事項等への適合の重要性を説明すること、マネジメントシステムの意図した成果の達成、マネジメントシステムの有効性に寄与するように人々を積極的に参加させ、指揮し、支援すること、改善を促進すること等が求められる。

マネジメントシステムに関する方針は、経営理念や経営方針などの上位の方針を補強・補完し、方針から目的・目標への転換が容易な形で設定できること、そして継続的改善へのコミットメントを含んでいることが求められる。設定後は組織内に伝達され、理解され、方針に基づいた行動が取れるようにすることが求められる。またトップマネジメントには、マネジメントシステムに関連する役割に対して、責任及び権限を割り当て、それを組織内に伝達し、理解させることが求められる。マネジメントシステムの運用における組織内の各部署、各部門及びそれぞれの職員の役割を明確にすることが要求されている。

152 「最高位で組織を指揮し管理する個人またはグループ」(ISO9000:2015 3.1.1)と定義される。マネジメントシステムを運営する範囲が全社であれば社長、工場単位であれば工場長、事業本部であれば事業部長となるのが一般的で、複数人で役割を担うケースもある。

③ 計画

マネジメントシステムの運用に際しては、リスク¹⁵³と機会¹⁵⁴を把握し、取り組む必要のあるリスクと機会を決定し、それらへの取り組みを計画することが求められる。計画には、マネジメントシステムへの組み込みの仕方と実施の手段、実施後の有効性の評価方法についても含める¹⁵⁵。

また、マネジメントシステムに関連する部門や階層で目的（目標と表記される場合もある）を作成することが求められる。目的は、方針とは異なり、年単位や半期単位の短期的なものを指す。方針に対しての中間目標のようなもので、当然ながら方針に沿ったものであることが求められる。また、目的の達成度合いや達成、未達成の評価ができるように、定量的もしくは定性的であっても測定可能であることが理想とされる。目的達成の活動を有効に機能させるために、どのように伝達し、どのように監視し、どのようになれば更新するかなどの管理の枠組みも必要である。さらに目的を達成するための計画を策定する。ここでは誰が（責任者）、何を（実施事項）、どのように（必要な資源）、いつまでに（完了時期）目的を達成するかが計画すべき事項として定められている。

④ 支援

組織は、マネジメントシステムの確立、実施、維持、継続的改善などに必要な資源を決定し提供しなければならないと規格に定められている。ここでいう資源は人・物・金・情報を指す。

マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性に影響を与える業務をその管理下で行う人に関しては、必要な力量を明確にすることが求められる。教育や訓練を施す、あるいは経験のある人を配置することにより、その関係者が必要な力量を持つことを確保しなくてはならない。また、教育や訓練については、その有効性を評価できるようにする必要がある。

組織はマネジメントシステムの運用に際して、規格が要求する文書化した情報¹⁵⁶や、マネジメントシステムの有効性のために必要であると組織が決定した文章化した情報はマネジメントシステムに組み込むこととなっている。

⑤ 運用

運用とは、マネジメントシステムのプロセスを使って業務を計画し、実施し、管理する

153 リスクとは「不確かさへの影響」（ISO9000：2015 3.7.9）と定義される。ある目標に対して発生したバラツキを意味する。具体的には、売上目標に対する想定以上の需要や、想定外の売り上げの落ち込みなどをいう。

154 機会に対する明確な定義はないが、「何かを実行するのに良いタイミングと理解するとよい」（前掲、一般財団法人日本品質保証機構）。

155 例えば需要の上振れリスクに対しては、受注件数のリアルタイムでのモニタリングと上振れリスク発生を警戒する基準値の設定、基準値を上回った場合の新規受注の納期の調整や、生産ラインの調整などの具体的手順の策定をし、後に当初定めた基準値の妥当性や有効性を納期に対する納品の時間的余裕具合などで検証するといった一連の流れを計画することを指す。

156 文書／記録という表現では紙媒体を連想しやすいため、近年の電子化情報の運用を踏まえて、文書化された情報という表記が用いられている。文書化した情報には音声や画像、動画といった、伝達が可能な様々な媒体が含まれている。

というマネジメントシステム活動そのものを指す。規格の種類によって定められる内容は大きく異なる。

⑥ パフォーマンス評価

組織は、パフォーマンス及びマネジメントシステムの有効性¹⁵⁷を評価しなければならない。マネジメントシステムの運用に際しては、パフォーマンスの結果と各種活動の有効性を評価し、改善プランを立てることとなる。

組織は、マネジメントシステムに関して組織自体が規定した要求事項や規格の要求事項に適合していること、及びマネジメントシステムが有効に実施され、維持されていることを確認するための内部監査をあらかじめ定めた間隔で実施しなければならないことが、規格に定められている。内部監査員は規格要求事項や社内ルールに関する知識や能力を備えていることが求められる。

また、マネジメントシステムが引き続き適切で妥当かつ有効であるかを、あらかじめ定められた間隔で確認することがトップマネジメントには求められる。

⑦ 改善

マネジメントシステム活動の結果、要求事項への不適合や組織の決めたルールからの逸脱、目標の未達などが生じた場合には、必要に応じて適切な処置を行い、マネジメントシステムの改善につなげる。不適合が生じた場合は、情報等の流出防止や不適合を取り除く修正措置を行う。次に再発や類似の不適合防止のために、不適合の原因を追究し原因を取り除く処置を決定・実施し、処置結果（処置の有効性）の確認をする。組織は、マネジメントシステムの適切性¹⁵⁸、妥当性¹⁵⁹及び有効性¹⁶⁰を継続的に改善することが求められる。

以上がISOの定める各種のマネジメントシステムの規格に共通する内容である。①から⑦の内容は、個別に成り立っているのではなく、相互に関連しあいながらPDCAサイクルを形成している。

(3) 税務独自のマネジメントシステム運用上の課題

事業体の税務を情報処理の観点で見ると、それは情報の収集、集積、分類、集計である。より具体的にいえば企業内部での取引及び外部との経済取引に関する情報を収集し、改竄や紛失の無いように所定の方法により集積した情報を管理かつ保全し、取引の内容等に基づき情報を分類・記録し、それらの記録より税務上の計算に必要な情報を集計し、納税すべき税額を計算し、必要な手続き書類を作成することにある。税務にマネジメントシステ

157 パフォーマンスは「測定可能な結果」、有効性は「計画した活動を実行し、計画した結果を達成した程度」（ISO9000：2015 3.7.8 / 3.7.11）と定義される。

158 意図した結果に相応のマネジメントシステムかどうかを意味する

159 マネジメントシステムに不足な点はないかを意味する。

160 マネジメントシステムの目的や計画が実現しているかどうかを意味する。

ムを応用する場合、それは税務上の必要な情報¹⁶¹に関する収集、集積、分類、集計に関するマネジメントシステムである。

税務マネジメントシステムでは、適正納税が組織の方針となり、経理部門を含め個々の部門では税務に必要な情報を網羅的にかつ検証可能な状態で収集、集積することが目的となる。それらの目的達成のため、税務に必要な情報が各部門で定義され、それらの収集、集積に関する具体的な手順が計画される。経理部門等税務手続きを直接に担う部門は、各部門において収集、集積された情報を、適切な形に分類、記録することが求められる。すなわち、税務に必要な情報の網羅性と検証可能性の確認及び秩序的な記録である。また、適正納税に必要な手続きを把握し、それらにあわせて必要な情報を集計し、手続きに必要な書類を作成することとなる。これらの作業に必要な手続きや、運用上考慮されるリスク等について検討がなされ、対応策が計画される。

トップマネジメントは責任者として、各部門に必要な資源を配置し、また権限と責任を与える。外部に対する対応方針を決定し、社外に対して自企業の税務手続きへの協力と理解を取り付ける。マネジメントシステムの運用を管理し、維持していくように努めることが求められる。税務は事業活動の結果として生じる業務であり、それは事業体の全体に及ぶ。当然にこれを管理するためのマネジメントシステムの代表は組織の代表者が務める必要がある。

このように、スタートした税務マネジメントシステムは実地での運用を重ねるたびに、運用上の諸問題や課題を把握し、それらを克服する手段や仕組みを作り上げていくPDCAサイクルを繰り返すこととなる。これらの結果は記録され、作業の計画に組み込まれ、手順が明確化され、企業内で一般化、共有化される。その結果、税務に関する情報の収集、集積、分類、集計が効率化し、トラブルの発生を未然に防ぎ、あるいは問題が生じた場合でも対処や解決が容易となる。そうして税務マネジメントシステムは、組織の適正納税を可能とする。すなわち、税務にマネジメントシステムを応用することは、税務コンプライアンスの維持・向上に十分に有効な手段となりうる。

ところで、一般的なマネジメントシステムの目的は、商品の品質や企業内で保有する情報の管理などの品質、災害や事故への備えと対応力などを向上させることにより、顧客や取引先からの信頼を高めるといったように、その視点が外部にあった。税務にマネジメントシステムを応用する場合も、会計情報の信頼度向上によるステークホルダーからの信頼や、課税当局からの税務上の処理に関する透明性についての信頼を得やすいなどの効果は期待できるが、それはあくまで副次的な結果であり、マネジメントシステムの主目的はあくまで、申告納税という自らに課された義務を適正に履行することを実現するという、内向きな目的となる。それゆえに、取引高の増加などの目に見える成果と結びついて評価することができない。内向きな目的のためのシステムであるがゆえに成果を認識しづらく、

161 企業会計原則では七つの一般原則が定められ、このうち正規の簿記の原則では、すべての取引を網羅して記録すること、検証可能な客観的な証拠により記録すること、秩序をもってすべての取引を記録することが求められる。また法人税法第22条では、法人の各事業年度の所得の金額は、公正妥当な会計処理の基準に従って計算した収益、原価、費用、損失を基に算定すべきことを規定していることなどから、税務上の必要な情報は、当然に網羅的に、検証可能な状態でかつ秩序をもって記録される必要がある。

モチベーションの維持が難しいともいえる。トップマネジメントは税務マネジメントシステムのそうした特徴を理解し、組織内のモチベーションを高め、維持するための措置を取らなくてはならない。

税制は毎年定期的に変更され、新制度の適用時期はその制度ごとで異なる。税務マネジメントシステムも新制度が開始される時期に合わせて、システムを見直し、新たなシステムへの対応を計画する必要がある。頻繁に行われる制度変更に対し、システムを見直す細かいスケジュールリングが必要とされる。

税法はとても複雑かつ汎用的であり、それゆえ税務の完全な遂行は高度に専門的な作業である。システムの設計や監査に当たっては外部の専門家の協力を欠かすことができない。無論、社内で専門家を雇用、あるいは育成することは否定されるべきでないが、ここで論じる税務マネジメントシステムが、自社で専門家を抱える余裕のない企業を対象としていること、および外部からの評価による客観性の確保の観点からも外部専門家の助力の必要性が肯定される。

また作業を効率化するためにも、自社に関係する税制の範囲も明確にしておく必要があるだろう。また、税務上の判断に必要な情報は、証憑等書類に記載される情報に限らない。取引先との関係性や、取引金額と相場の関係、取引の目的など様々である。そうした情報をも正確に収集保全する必要がある。そのためには取引の現場に携わる職員が、自分の税務上の役割を正確に理解し、与えられた役割を果たすことが確実にされなければならない。現場担当者の責任と役割、権限を明確にし、判断等に必要な税務の知識が与えられる必要がある。判断に迷う場合には、担当者が直接専門家の意見を参照できるように体制を整えるべきであろう。組織の内部においては互いに伝達が必要な情報の内容を定義し、その伝達方法を確立する必要がある。組織内部における取引についても正確に把握されるべきで、外部との取引を担当するものに準じた体制が整えられるべきであろう。

第2節 税務マネジメントシステムの基礎設計

(1) ISOのマネジメントシステムの原則

ISOの品質管理原則には次の八つの原則が定められている¹⁶²。ISOの各種のマネジメントシステムをはじめとする各種のマネジメントシステムはISOの品質管理マネジメントシステムを参考に作成されている。

- 原則1 顧客重視
- 原則2 リーダーシップ
- 原則3 全職員の参画
- 原則4 プロセス・アプローチ

162 ISO「Quality management principles and guidelines on their application」かつては規格と独立した形で定められ、マネジメントシステムに組み込むかは組織の判断に任されていた。2015年のISO9001の改定に伴い、現在では規格要求事項に組み込まれ7原則に改められている。

- 原則5 システム・アプローチ
- 原則6 継続的改善
- 原則7 事実に基づいた意思決定
- 原則8 相互便益の関係

この節ではISOのマネジメントシステムの原則を、税務マネジメントシステムに適した形にアレンジしたうえで、それに適する共通要素以外の最低限必要な要求事項を検討する。

原則1 顧客重視

品質マネジメントシステムの本来の目的は商品の品質管理であり、それは最終的に顧客のためであった。税務においては、品質管理の恩恵を最も受けるのは自企業であり。その意味で自企業の税務コンプライアンスの重要性の理解と、その達成が目的であることを明確にする必要がある。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・税務コンプライアンスを維持・向上することのメリット、守らなかった場合のリスクを理解する。
- ・適正納税を組織の方針の中に必ず加える。
- ・税法・税務と自社の業務の関係性について管理し、最低限の知識と技術を組織内部で共有する。
- ・税理士などの外部専門家から、定期的に自社の税務マネジメントシステムおよびシステムの遂行状況について監査を受け、自社のシステムを評価する。

原則2 リーダーシップ

リーダーは、組織の目的と運営の方向の同一化を図ること、職員が組織の目的達成に十分参画できるように組織の体制や資源、環境などの整備をし、維持する必要がある。マネジメントシステムの適用範囲を組織内の一部に限定することもできるが、税務はあくまで全社的な作業であり、完全に一部門の独立的な作業とはなり得ない点を反映させる必要がある。リーダーには組織が何をすべきかを明確化することが求められる。また、経済取引は自社と他者があって初めて成り立つ。税務コンプライアンスの確立には外部との関係性は無視できない。外部との関係性の調整はリーダーの役割といえよう。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・事業の所有者、または組織を代表するものが税務マネジメントシステムのトップマネジメントに必ず加わるようにする。
- ・自社の税務に必要な税務の知識や技能を把握し、これらに関して人材を評価する方法を確立する。
- ・経済取引や組織内の資産の管理に関する情報の伝達方法や帳票を設計するとともに、税務に必要な事業活動の把握に漏れがないかを確認する。
- ・専門家と協力して組織に関係する税制の領域を定義し、その範囲を定期的に見直す。
- ・情報処理技術の進歩に関する情報を収集し、組織の税務業務の効率化に努める。

- ・取引先との関係をマネジメントする。

原則3 全職員の参画

この原則での「参画」の意味は、参画する職員の行動原理、意欲、能力、アカウントビリティなど全人格的な対応を求めることを意味し、単なる全員参加の意味ではない¹⁶³。職員にはそれぞれの役割を理解したうえで、作業を行う中で自主的な問題点の発見や対応策の検討も求められる。そのうえで必要な資源は提供されるようにしなければならない。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・各部門から経理部門へ伝達すべき情報を決定し、これを定期的に見直す。
- ・各部門の税務上の役割、およびその役割が果たされない場合の問題点を明確にし、伝達し、理解されることを確実にする。
- ・各部門の職員が、自らが関わる業務に関する税制及び経理・税務について、教育を受けられるように整備し、その教育の有効性を確認できるようにする。
- ・各部門が定期的に自主監査を実施するように計画し、まずは自主的にミスや問題点を把握できるようにする。

原則4 プロセス・アプローチ

プロセス・アプローチは、組織やビジネスの運営において、業務や活動をプロセス単位で捉え、理解し、改善する方法論やアプローチのことを指す。税務マネジメントシステムの設計にあたっては作業手順の細かな確認が必要となる。また、予見されていたこと以外の取引や事態の発生に備え、専門家との協力体制を整えるべきである。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・帳票や証憑には記載されない税務判断に必要な情報を定義し、これを記録し伝達する方法を確立する。
- ・取引前段階、取引直後段階、帳票作成段階でミスが生じないように各段階でのチェック体制を確立する。
- ・帳票に関して網羅性を確保するための手段を確立し、修正等の履歴ももれなく把握できるようにする。
- ・各部門の職員が税務の専門家や経理の責任者に意見を求められる体制を整える。

原則5 システム・アプローチ

システム・アプローチは、複雑な問題や現象を理解し、解決するためのアプローチの一つである。このアプローチでは、問題や現象を単一の要素や部分ではなく、複数の要素や部分が相互に関連し、連動して機能するシステムとして捉える。システム・アプローチは、そのシステム全体を包括的に理解し、その要素間の相互作用や影響を考慮に入れながら問

163 山本武『自治体経営とISOマネジメントシステム：EMS／QMS導入による分権体制の確立を目指して』ぎょうせい2002年。

題をアプローチする方法論をいう。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・経理部門や税務・会計の専門家、情報処理の専門家、取引の現場担当者の意見を参考にシステムを設計する。
- ・内部監査以外にも税理士等専門家による全体的な外部監査を定期的実施する。

原則6 継続的改善

継続的改善は組織の永続的目標でなくてはならない。税制は継続的かつ不定期に変化するため、その予定はマネジメントシステムに組み込まなければならない。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・システムの見直しは税制の変更時期などにあわせ、スケジュールを組んで実行されなければならない。

原則7 事実に基づいた意思決定

効果的な意思決定はデータと情報の分析に基づく。この部分について、他のマネジメントシステムと大きく異なる点は考えられない。

原則8 相互便益の関係

品質管理原則におけるこの原則は、本来はサプライヤーとの関係に関して組織は相互依存しており、相互利益関係によりお互いに価値能力が高まることを意味する。税務において、必要な情報の提供者とは、売り先を含む取引相手全て、及び組織内部の取引相手（例えば材料から製品を作る過程など）である。

税務マネジメントシステム独自の要求事項として以下のような内容が考えられる。

- ・組織内で内部取引が生じる部門・過程を特定する。
- ・仕入先、得意先を含め外部の取引先との間に税務コンプライアンス向上に関する協力関係を築く。
- ・外部との情報のやり取りに関して、必要な情報を特定し、その管理方法を構築する。

(2) 規格化した場合等の問題点

当節において、前述したように、税務マネジメントシステムは、品質管理マネジメントシステムなどとは異なり、あくまで自社の税務コンプライアンスを確立するためのシステムであり、課税当局を除けば外部からの評価を得にくいものであり、外形的なメリットを感じさせる要素が少ない。そのため税務マネジメントシステムを維持する動機付けが課題となる。その一例としてはISO標準規格のような規格化とその認証で外部へのアピールをやすくすることである。あるいは青色申告特別控除のような税務上の恩恵も考えられるだろう。しかし、こうした対応は、税務マネジメントシステムの社会的なメリットが観測されるのを待つべきである。

ISO標準規格の認証などは、個々の企業が外部からの自社の信用や評価を高めるために

利用される。その企業の品質管理などがマネジメントシステムの運用で向上するのであれば、そのことに問題はない。しかし認証を得ることが主目的になり、運用を続けてはいるものの、品質や効率の向上に結び付かず形骸化する例や、活動が中止になる例もある¹⁶⁴。

一般的にマネジメントシステムは、利害関係者の利となるために運用されるものである。その意味で、改善にうまく結びついていなくても製品の品質などが保証されるならば、認証に社会的意味があると言える。

しかしながら、税務に関するマネジメントシステムの恩恵は、組織の税務コンプライアンス向上や税務上のリスク回避、バックオフィス業務の生産性向上といったことにある。自社が恩恵をうけるマネジメントシステムのために、認証機関が認証を授けるといったことが必要になるのかは疑問が残る。無論、税務マネジメントシステムが組織にとって有効なものとなっているかどうかの判定は必要である。しかしながら、前述したように税制は日々改正され、一時点での有効性は長続きしない。システムの有効性のチェックは、不断に行われなければならない。

同様に、税務マネジメントシステムを導入した企業について税制上の特典を授けるといったことも問題があるだろう。マネジメントシステムの運用には一定規模以上の人員が必要になる。誰でもが取り組めるわけではないという点で不公平が生じるであろうし、形骸化していないかどうかのチェックに追われれば、組織内部の効率化や社会全体のコスト削減といった恩恵が損なわれてしまう。ゆえに、税務マネジメントシステムについて外部から認証や恩恵を与えるといったことには慎重にならなければならない。我々はまず、こうした取り組みが企業や社会全体のメリットにつながることを研究、啓蒙し、認知させなければならない。

税務申告に関しては、業種ごとの特殊な取引に関する処理などはあるものの、おおよそどの業種についても似通った作業となる。マネジメントシステムは本来多種多様な業種のあり様に配慮して細かい部分までは規定していないものであるが、税務マネジメントシステムに関しては、どんな業種にも共通となる要素が出てくるため、いくつかの定型化された効率的な処理方法の提示といったことも可能である。効果的な処理方法の研究とその知識の共有は、社会全体の税務コストの削減にも貢献しえるであろうし、税理士や税理士会の将来における役割になり得るであろう。

164 横山吉男『ISOの品格 一業務向上のためのISO 86の知恵一』共立出版株式会社2010年。

第5章 おわりにかえて

情報処理技術の進展等により、我々税理士の仕事はなくなるのではないかという危惧を抱くほどに昨今の技術の進展は目覚ましいものがある。公開研究討論会も第50回を数えたが、さらに50年後の未来に、果たして税理士の仕事は残っているのだろうか。そのことを考えるためには税理士が納税者のために、今現在何ができるかを見直す必要があるだろう。

税理士には納税者の相談者という側面がある。納税者は、税に関する疑問に答えてほしいという要望の他にも、自身が希望する方向へと事業や自身の生活を変化させていきたいという願望がある。故に税に関する知識や、各種業種に関する知識、納税者の経済状況を分析する能力が必要である。しかしそれ以上に重要な点として、すべての納税者に共通して、なるべくなら税負担をなくして欲しいという願望があることに留意しなくてはならない。多くの納税者にとって税は損（マイナス）のイメージしかない。社会は税を財源としてその恩恵を、国民や地域住民に提供する。しかしながら、その恩恵の量は税をいくら納めたかによらない。税そのものには対価性はない。故に最初からプラスの要素を期待されていない。あるいは納税者自身が恩恵を恩恵と気付いていない場合も少なくない。経済活動の主体者である納税者にとって、対価のない、あるいは対価が見えない税金は単なる負担でしかないのだ。納税は義務であるということは頭で理解はできても、心で納得はしづらいものである。我々はこの事実を忘れてはならない。なぜならコンプライアンスの大前提として、ルールを順守するという意思が必要であるからだ。とはいえ税負担について納得してもらおうという点において税理士にできることは少ない。それは本来行政や政治が果たすべき仕事であるからだ。しかし、納税者の不満に聞き耳を立て、共感し、それでもルールを守る道筋は示さなければならない。あるいは合法的な範囲内で納税額をできる限り少なくし負担感を減らすことはできる。そして、そうした納税者の納税に対する意識を起点として思考するコミュニケーション技術が必要である。

また、我々税理士が社会貢献事業を通じて、納税者の租税リテラシーの向上や、政治及び行政に対する興味を引出すことに貢献し、納税者に税の恩恵について気付いてもらえるように手助けすることはできるであろう。

税理士業というものを製造業的視点でとらえるならば、帳簿および申告書を個々の企業の依頼に応じて作成するという請負製造業ということになる。多くの製造業でそうであるように、オートメーション化による生産効率の向上は重要な課題であり、その過程で人の仕事が機械にとって代わられてきた。我々税理士の業務は情報に関する業務であり、物理的な製品を組み上げるような製造業と異なり、機械が直接部品を触れて操作できるようなものではなかった。それゆえ、これまではオートメーションといっても、手書きをしていた帳簿をパソコンで入力し集計や製本を自動化するといった程度であった。しかしながら情報処理技術の進展が、事態を変容させつつある。機械が直接に情報を個別に認識し、操作、整理、集計をしだしたのだ。人が直接判断して入力しなければならなかった情報を、ある程度の範囲において、機械が自動で処理するようになってきた。我々の業界において

も手工業が機械工業に変わるような出来事が目の前で起きつつあるのである。

製造業のオートメーション化の過程で人の仕事はモノづくりの直接の労働力から、製品を生み出す機械の管理や調整、または、機械ではできない作業へと移っていった。また労働者の減少は必ず起こる。しかし、機械は完全ではない。AIと呼ばれる機械もその多くが特定の作業を専門にこなすだけのプログラムであって、自立して思考し納税者の相談に応じられるような汎用型AIではない。我々の大好きな青いネコ型ロボットは未だ実現していない。

経済取引に関する法令では納税者に選択の余地が残され、税法は自身の汎用性を確保するために、すべての経済取引について処理が一意的に決められてはいない。インプットに対してアウトプットの選択肢が複数残されているときに、それぞれの選択肢の価値が人によって異なるのであれば、機械に最適解は選べない。それを判断する能力を計算機は未だに獲得できていない。その一方で少子高齢化や労働人口の減少により我が国では生産活動の効率化がなお一層求められている。税理士業や税務行政もこれらの問題から逃れられない。消費税をはじめとして、可能な限り作業のオートメーション化が進められることが「簡素である」租税制度の要件となる。そうした簡素な制度を建議し、それに適した環境を我々の顧客に提示することが、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上につながる。オートメーションの流れはもはや不可避であり、我々の仕事は、情報処理をオートメーション化する機械の調整と、機械が判断できない会計上および税務上の判断に残されることになるであろう。

情報処理技術が進歩しても、情報を収集し、整理、保管するための流れや仕組みは人が作らなければならない。経済活動は人が主体である。であるならば、経理や税務に必要な情報の収集、整理、保存の仕組みも人が作らなければならない。そのための内部統制の方法論が必要になる。税務にマネジメントシステムの仕組みを応用することで、企業はより正確な処理を行うことができるであろう。しかし、税務は複雑で高度に専門的な分野である。また、税に関する法律は毎年定期的に改正される。企業が取り入れる税務マネジメントシステムには定期的な、整合性や必要性のチェックが必要であり、それは専門家にしかできない仕事である。顧客の環境に応じた内部統制の方法論を提案し、その実行、維持に我々が専門家として携わることで、税務コンプライアンスの維持・向上に寄与することができる。

我々税理士が顧客と接する中で提案あるいは提供できる、税務コンプライアンスを維持・向上するためのサービスとその技術的側面について論じてきた。将来においても税理士という仕事が残るかどうかは、結局のところ誰にもわからない。我々にできるのは、現状を見直し、この職業のどこに人々が必要とする価値があるのかを模索することだけである。そして、我々にできることはまだ数多く残されている。

【参考文献】

- ・ OECD (2013) “Co-operative Compliance: A Framework, From Enhanced Relationship To Co-operative Compliance” OECD Publishing, Paris.
- ・ 姉崎正治 = 山本高郁 = 三好恵真子 「ペルー第5代副王トレドのポトシ銀山開発事業における廃鉱石、鉱泥からの資源回収－歴史資料から読み解く現代社会への示唆－」『廃棄物資源循環学会誌』2014年、Vol.25、No. 6
- ・ 青木康征 『南米ポトシ銀山－スペイン帝国を支えた“打出の小槌”－』中公新書2000年
- ・ 新井紀子 『AI vs 教科書が読めない子供たち』東洋経済新報社2018年
- ・ 相澤武 「MIL SPEC における品質プログラム要求」『日本信頼性学会誌 信頼性』1997年Vol.19、No. 3
- ・ 阿部徳幸 「現行消費税法の『益税』問題と中小事業者」日本法学第68巻第3号2002年
- ・ アメリカ財務省編 塩崎潤訳 『公平・簡素および経済成長のための税制改革』今日社1985年
- ・ 新井益太郎 「日本租税研究会「税制簡素化に関する意見」について」産業経理協会編『産業経理』26巻10号1996年10月
- ・ 石弘光 『タックスよ、こんにちは！』日本評論社2006年
- ・ 岩崎政明 「消費税の特例計算方法」『日税研論集』第30号1995年3月
- ・ 一般財団法人日本品質保証機構 『ISOマネジメントシステムが一番わかる：認証機関が書いた規格が読みやすくなる初めの一冊』技術評論社2021年
- ・ 宇賀克也 『行政法概説 I 行政法総論〔第七版〕』有斐閣2020年
- ・ 尾崎護 『消費税法詳解〔改訂版〕』税務経理協会1991年
- ・ 柿原勝一 「加算税制度が納税者の税務コンプライアンスに及ぼす影響」税務大学校論叢第105号2022年
- ・ 柏木恵 「AI-OCR・RPAの活用の現状と課題」『税』ぎょうせい2019年
- ・ 川合憲二、保木本諒介 「首都圏初のAI-OCRとRPAの組み合わせによる課税業務の自動化－東村山市（東京都）」『税』ぎょうせい2019年、Vol.74、No. 9
- ・ 加藤寛 = 渡部昇一 『討論「所得税一律革命」領収書も、税務署も、脱税もなくなる』光文社1999年
- ・ 金子宏 「租税法における学説と実務－租税立法の明確化のために－」『ジュリスト』1982年
- ・ 金子宏 『租税法〔第24版〕』弘文堂2024年
- ・ 金子宏 「租税法における学説と実務－租税立法の明確化のために－」『ジュリスト』756号1982年1月
- ・ 小山智子 「スペインの植民政策におけるクラカの位置づけ－フランシスコ・デ・トレドの租税査定の分析－」『ラテンアメリカ・カリブ研究』Vol.39、2005年
- ・ 小林一郎 「米国における法律業界の構造改革とリーガルテック」『NBL』2023.6 Vol.1244

- ・ 国税庁「大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの 充実に向けた取組事例」2021年
- ・ 小池拓自「消費税を巡る議論」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』609号2008年
- ・ 佐藤健、新田克己編著『人工知能と法律』株式会社近代科学社、2022年
- ・ 酒井貴子「近時の消費税法の改正とその課題－軽減税率と適格請求書保存方式を中心に－」『租税法研究』第49号、2021年6月
- ・ 酒井貴子「税制の簡素化に向けた組織的取組み－英国法の例を参考に－」『租税研究』第850号、2020年8月
- ・ 首藤重幸「租税における簡素の法理」『日税研論集』Vol.54、2004年5月
- ・ 塩崎潤「税制簡素化の意味」企業会計19巻12号1967年11月
- ・ ジェイコブ・ソール教授『帳簿の世界史』（株式会社文藝春秋2018年、訳者村井章子）
- ・ 鈴木善充「消費税における益税の推計」会計検査研究43号2011年3月
- ・ 全国女性税理士連盟「青色申告制度」第51回研究報告2018年
- ・ 税制調査会「現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」2000年
- ・ 税務大学校「税法入門」令和5年度版
- ・ 税制調査会「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方－実施状況フォローアップ小委員会報告－」1990年10月
- ・ 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」2002年6月
- ・ 武田昌輔「税制簡素化の方向」産業経理協会編『産業経理』26巻9号1966年9月
- ・ 團野正浩「イギリスにおける税の簡素化を巡る議論－1990年代から約30年間の議論と取組を中心に－」和歌山大学経済学部編『経済理論』通号413号、2023年6月
- ・ 手塚貴大「消費税制のダイナミズム－その生成と展開－」『戦後税制のダイナミズム』租税法研究45号2017年8月
- ・ 東京税理士会『税制の歪みを糺（ただ）す』第48回公開研究討論会論文集
- ・ 中野剛志『奇跡の経済教室（大論争編）』KKベストセラーズ2022年
- ・ 中原茂樹「交通反則金制度」『ジュリスト』1330号2007年
- ・ 内閣総理大臣官房広報室『税金と予算に関する世論調査』総理府広報室1973年
- ・ 中林美恵子「財政改革の国民意識の役割」RIETI Discussion Paper Series 04-J-010、2004年3月
- ・ 日計BP編「日経テクノロジー展望2022 世界を変える100の技術」日経BP 2021年
- ・ 西山由美「インボイス制度の概要」税研22巻4号（通号131号）、2007年1月
- ・ 日本税理士連合会「税制審議会に対する諮問書」（日連2第968号（業1第46号）2020年12月7日）
- ・ 日本税理士連合会税制審議会「消費税制における手続規定の簡素化について－令和2年度諮問に対する答申－」2021年4月9日
- ・ 沼田博幸「消費税をより簡素で公正なものに：構造上の問題を中心として」『租税研究』838号2019年8月
- ・ 野村篤史「法人税法における不確定概念の解釈についての一考察－交際費課税の不確定

- 概念の検討を中心に－」租税資料館賞受賞論文集 24 (中)、2015年
- ・野田ユウキ『図説 シンギュラリティの科学と哲学』（株）秀和システム2019年
 - ・原田尚彦『行政法要論〔全訂第七版補訂二版〕』学陽書房2012年
 - ・畠山武道「フラット税率論争」『ジュリスト』964号1990年10月
 - ・橋本恭之「消費税の益税とその対策」『税研』第18巻第2号2002年9月
 - ・橋本徹「1988年税制改革の意義と今後の課題」『日税研論集』第23号1993年5月
 - ・林宜嗣「EC付加価値税と日本型消費税」貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明編『税制改革の潮流－シリーズ現代財政（2）－』有斐閣1990年
 - ・北海道大学市民社会民主主義研究プロジェクト・福祉レジーム研究プロジェクト「日本人が望む社会経済システムに関する世論調査」『北海道新聞情報研究所調査研究グループ』2008年1月
 - ・馬淵浩一『技術革新はどう行われてきたか－新しい価値の創造に向けて』日外アソシエーツ株式会社2008年
 - ・増井良啓「『簡素』は税制改革の目標か」東京大学大学院法学政治学研究科編『国家学会雑誌 = The journal of the Association of Political and Social Sciences』107号（5・6）1994年6月
 - ・水野忠恒「税制簡素化の方向（租税法研究会第9回）」『ジュリスト』715号1980年5月
 - ・三木義一「中小企業に対する特例措置と『益税』問題」『税経通信』臨時増刊第49巻第11号1994年8月
 - ・水野忠恒「規模ないし中小事業者に対する消費税の特例」『税研』第18巻第2号2002年9月
 - ・村井正「税制の簡素化・納税者のコンプライアンス」『租税研究』462号1988年4月。
 - ・森信茂樹『日本の消費税－導入・改正の経緯と重要資料－』財団法人納税協会連合会2000年
 - ・株式会社アイデミー 山口達輝、松田洋之『図解即戦力 機械学習&ディープラーニングの仕組みと技術がこれ1冊でしっかりわかる教科書』株式会社技術評論社2019年
 - ・山本康正『次のテクノロジーで世界はどう変わるのか』講談社2020年1月
 - ・矢野秀利「消費税の政治経済学（第24回・最終回）簡素な税制の構築：消費税を基本にして」『税経通信』68（10）2013年9月
 - ・山本武『自治体経営とISOマネジメントシステム：EMS／QMS導入による分権体制の確立を目指して』ぎょうせい2002年
 - ・横山吉男『ISOの品格－業務向上のためのISO 86の知恵－』共立出版株式会社2010年
 - ・渡辺智之「消費課税の意義と将来構想」『消費課税の将来構想』租税法研究第49号2021年6月

〈インターネットURLほか〉

- ・ Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne. (2013) .“The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?”

- (https://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/downloads/academic/The_Future_of_Employment.pdf)
- Canon 「AI OCRとは？成功のポイントは認識精度を理解し業務全体を見直すこと」
(<https://canon.jp/business/trend/ai-ocr>)
 - EIPA 「デジタルインボイスとは」
(<https://www.eipa.jp/peppol>)
 - 「デジタルインボイスとは」 EIPAデジタルインボイス推進協議会
(<https://www.eipa.jp/peppol>)
 - KPMG税理士法人 「日本企業のグローバル税務ガバナンス体制の整備に向けた現状及び検討課題の整理と9つの提言」 2020.3
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/taxgovernance_report.pdf)
 - NEC 「顔認証AIでがんの『顔つき』を判別、早期発見や見逃がし予防に貢献したい」
(<https://wisdom.nec.com/ja/feature/healthcare/2021041201/index.html>)
 - RPA総研 「AI-OCRの歴史と2021年のトレンド」
(<https://rpasouken.com/topic/column/6644/>)
 - 県北振興局税務部 「『税』に関する意識や情報発信に対するニーズ等の調査」
(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/04/1523250398.pdf>)
 - 国税庁 「国税庁レポート2021」
(https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2021/02_1.htm)
 - 狐塚淳 「電子政府の推進で、官民100%ペーパーレスの時代へ」 スマートワーク総研
(<https://swri.jp/article/482>)
 - 国税庁 「インボイス制度の概要」
(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm#a04)
 - 国税庁 「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)
 - 財務省 「もっと知りたい税のこと（令和5年7月発行）」
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0507/01.htm)
 - 一般社団法人情報処理学会 「日本のコンピュータ 黎明期のコンピュータ」
(<https://museum.ipsj.or.jp/computer/dawn/index.html>)
 - 総務省 「情報通信白書 令和4年版」
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/pdf/01honpen.pdf>)
 - 総務省 「令和3年 情報通信白書」
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd252210.html>)
 - 電卓博物館 「電卓（電子式卓上計算機）の歴史」
(<http://www.dentakumuseum.com/1-exb/special/rikadai/rikadai.html>)

- ・平成28年度東京都税制調査会第1回 小委員会「税への理解を深める取組に関する資料」
(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/tzc28_s1/10.pdf)
- ・東京都「平成28年度委託調査 租税に対する国民意識と税への理解を深める取組に関する国際比較調査・分析等委託報告書概要」
(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/tzc29_s1/13.pdf)
- ・株式会社トラストバンク「子育て世代への政策と税金に関する意識調査」
(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000978.000026811.html>)
- ・株式会社トラストバンク「ふるさと納税に関する意識調査2022」
(<https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press576>)
- ・内閣府「税金に関する世論調査」
(<https://survey.gov-online.go.jp/s60/S61-02-60-22.html>)
- ・内閣府「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)
(<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20180615/siryoul.pdf>)
- ・内閣府「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定) 首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>)
- ・日本税理士会連合会税制審議会「青色申告制度のあり方について－平成23年度諮問に対する答申－」
(https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H23.pdf)
- ・日本珠算連盟「そろばんの歴史」
(<https://www.shuzan.jp/gakushu/history/>)
- ・西野徹雄「世論調査にみる納税者意識の動向－「納税者の反乱」と「歳出の反乱」を中心にして－」『税務大学校論叢』通号13号
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/13/115/ronsou.pdf>)
- ・日本公認会計士協会「日本版SOX法 (J-SOX)」
(<https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/keyword/soxjsox.html>)
- ・日川 佳三 (IT Leaders編集部)「9.6%がAI-OCRを導入済み、手書き文字認識トップは『AIよみと〜る』の96.4%—MM総研」IT Leader
(<https://it.impress.co.jp/articles/-/18336>)
- ・南九州税理士会「令和7年度税制改正に関する意見書」
(<https://mkzei.or.jp/news/3207/>)

第4編

税務コンプライアンスと 租税リテラシー

宮崎県チーム

坂本敬子 (宮崎支部)

迫間真彦 (宮崎支部)

藏田美代子 (宮崎支部)

第4編 税務コンプライアンスと租税リテラシー

はじめに	219
第1章 租税リテラシーの意義と目的	220
第1節 租税法律主義における租税リテラシーの意義	220
第2節 租税リテラシーの欠如により起こった裁判事例	223
第3節 租税教育の必要性	227
第2章 租税リテラシー向上のための租税教育	230
第1節 租税教育の実施状況	230
第2節 租税教育の現状	236
第3節 現在の租税教育の課題	242
第3章 租税教育者としての税理士	247
第1節 税理士の税務コンプライアンス	247
第2節 税理士の研修制度	250
第4章 これからの租税教育のために	255
第1節 学校教育における租税教育への提言	255
第2節 社会人教育における租税教育への提言	256
第3節 租税教育者たる税理士への提言～研修制度の再考～	257
おわりにかえて	259
租税教育 → 租税リテラシーの育成 → 税務コンプライアンスの実現	259
【参考文献】	260

はじめに

大テーマである「税務コンプライアンスの実現」に向け、宮崎県チームでは、玉岡雅之教授が「税に対する納税者の理解がどのようにしたら深まるか、深まることで税を納めようというコンプライアンスの遵守にどのようにつながるのかが税についての最近の研究の最先端になっている。」¹と述べられているように、租税リテラシーの向上が最重要項目と位置づけ、その向上に必要不可欠である租税教育の在り方を取り扱う。

まずは、第1章 租税リテラシーの意義と目的では、租税法律主義について確認したうえで、租税リテラシーの定義づけを行う。さらに、租税リテラシーの欠如による問題点を浮き彫りにし、その重要性について提起する。

次に、第2章 税理士が行う租税教育では、現在行われている租税教育の現状確認と分析を通じ、その課題について、学校教育と成人教育に分けて明らかにする。そのうえで、租税教育のしくみについて問題提起を行う。

また、第3章 租税教育者としての税理士では、租税教育を行う立場としての視点で税理士を見つめなおし、税理士会が実施する研修制度の現状分析をする。そのうえで、われわれ税理士の課題を明らかにする。

最後に、第4章では、「これからの租税教育のために」と題し、前章までの課題に対する提言を通じ、税理士が税務コンプライアンスの実現に向け、国民の租税リテラシー向上に寄与するには、納税者のために、どのように取り組んでいくことがあるべき姿であるか、これからの租税教育を問いたい。

1 玉岡雅之「私の租税教育論②」(税務弘報、2015.11) 118頁。

第1章 租税リテラシーの意義と目的

宮崎県チームは、税務コンプライアンスの実現に向けた取組として、最重要項目のひとつに「租税リテラシーの向上」と考えられたことから、租税教育の在り方について取り扱いたい。そこで、第1章では、租税リテラシーを定義した上で、租税教育の意義と目的を概観する。

第1節 租税法律主義における租税リテラシーの意義

まずは、租税の意義を確認する。租税とは「国家が、課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべてのものに課する金銭給付」²である。そして、その負担については、「民主主義国家にあっては、国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきもの」³である。したがって、租税の目的は、公共サービスを提供するための資金を調達することにある。そして、我が国は無産国家であるとする租税国家であり、同時に国民主権の民主主義国家である。そうであるからこそ、租税は憲法第84条をもって課税され、その用途である国家によった公共サービスについても、国民自らが政治過程を通じて決定すべき自柄である。ゆえに、「租税は国家そのものである。」とすることができよう⁴。

そこで、租税をこのように捉えるならば、租税リテラシーの向上は、健全な国民主権である国家を形成することに繋がり、租税教育は想像以上に重要な意義をもつのではないか。

憲法第84条は、「国民に対して義務を課し又は権利を制限するには、法律の根拠を有するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したもの」⁵であり、租税法律主義の根拠条文である。そこで、租税法律主義についてここで触れておきたい。

1. 租税法律主義

租税法律主義は、課税要件法定主義と課税要件明確主義と大きく二つの柱に支えられ、合法性の原則、手続的保障原則、遡及立法の禁止および納税者の権利保障を内包している。さらに、現代の発達した経済活動を行う納税義務者にとって、「いかほどの租税負担をもたらすか。」は、自らの取引や行動の選択決定に不可欠な決断要素である。そこで、租税

2 昭和55年（行ツ）第15号：所得税決定処分取消請求（民集39巻2号247頁）。判例評釈に、金子宏「憲法と租税法―大島訴訟」租税判例百選（第7版）4頁がある。租税について、金子宏教授は、「直接の反対給付なしに強制的に私人の手から国家の手に移される富の呼称」（『租税法（第24版）』（有斐閣、2021）1頁）としている。

3 前掲注2。

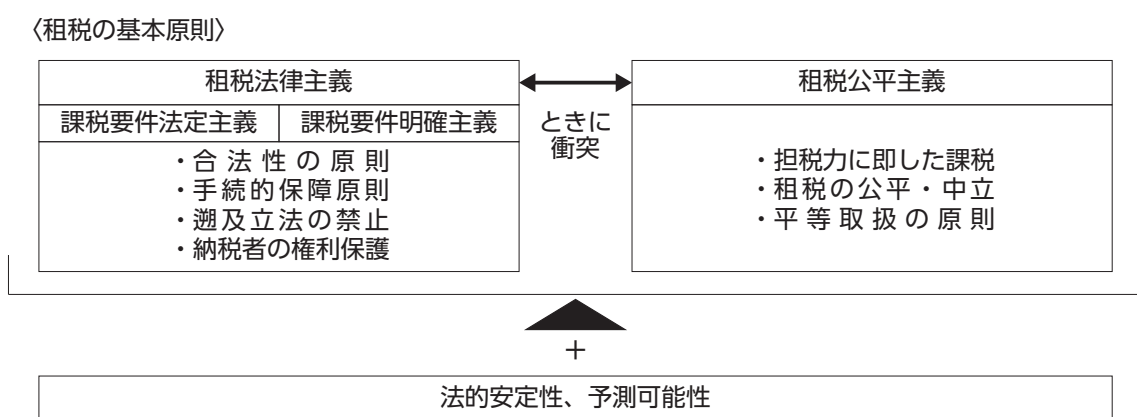
4 谷口勢津夫「私の租税教育論⑨」（税務弘報、2016.6）71頁。

5 最（大）平成18年3月1日民集60巻2号587頁。国民健康保険料は、租税ではなく憲法第84条は及ばないとした事件。

法律主義は、現代的機能としての法的安定性と予測可能性を保障する役割をもつ。しかし、租税の基本原則と租税法律主義の内容については、いまだ議論がある⁶。

そこで、本稿では、租税の基本原則を【図表4-1】で示したとおりに捉えている。

図表4-1 租税法律主義の概観



(金子宏『租税法』(2001)、中里実・弘中聡浩・瀧圭吾・伊藤剛志・吉村政徳編『租税法概説(第3版)』(2019)を参考に坂本が作成)

租税は、その基本原則として、租税法律主義と租税公平主義がある。租税法律主義を実現するには課税要件法定主義と課税要件明確主義が必要となる。租税法律主義は、憲法第84条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」とされ、課税要件については、法律で定められること及びその内容が明確に理解できるようにすることが要請されている。また、租税公平主義は租税の「公平・中立・平等」を目的としている。租税法律主義と租税公平主義のバランスが保たれることで、納税者は租税における法的安定性と予測可能性が担保され、国による円滑な税務執行が実現する。しかし、租税法律主義と租税公平主義はときに衝突することがある。

当該衝突について、大淵博義教授によれば、納税者の租税法律主義による主張と、課税庁における公平主義とがぶつかり合うことを意味する⁷としている。【図表4-1】を納税者の視点からみると、租税法は国家と個人との権利と義務を規律する公法であるため、深刻な衝突は生じないと考えられる⁸。しかし、課税庁の視点からみれば租税公平主義について見方が変わり、「他の納税者との公平」という視点が加わる。本来であれば、国民主権であるから租税法律主義が最優先されなければならない。しかし、課税庁は「課税の公平」をより重視する傾向にあるため、租税法律主義による納税者の予測可能性よりも、租

6 佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」『租税法の基本問題』金子宏(編)(有斐閣、2010)。北野弘久『税法学原論(第8版)』(2020)18頁。

7 大淵博義「税法解釈における租税法律主義と租税公平主義との相克－課税庁・研究者としての税務訴訟の経験からの模索」TKC2014.9(TKCタックスフォーラム2014)。
https://www.tkc.jp/media_library/tkcnf/news/docs/taxforum2014report_slc03.pdf(最終閲覧:2023.10.29)。

8 しかし、ここで考えられる衝突には、租税法律主義における課税明確要件主義がある。論点が外れるため、本編では論じない。

税公平主義を優先する傾向となる。ここに税務訴訟の原因がある。納税者が租税法に基づく適正な確定申告を行ったとしても、「課税の公平」を重視する課税庁から、「他の納税者との公平」の不保持が指摘され課税処分がなされる。しかし、納税者は、他の納税者の置かれている状況と自身の状況とを容易に比較できる立場になく、この点において、租税法主義による予測可能性が担保されない。以降で取り上げる判例にみられるように、当該衝突は、納税者にとって、納得の得難い処分になるため租税訴訟へと発展する原因となる。

租税法は公法であり、国家と国民との規律であるため、民法や商法のように私人間の規律ではない。したがって、租税法主義と租税公平主義との間の衝突は、立法段階で丁寧に観念するものである。そして、ひとたび立法された際に発生する「他の納税者との公平」について、司法による判断がなされることは、租税法が侵害規定であり、最高裁昭和60年3月27日判決⁹（いわゆる、大島訴訟。）でなされた「ゆるやかな合理性の基準」が、その後の判決に影響を与え採用されている以上、租税法主義に反し、越権行為に該当するのではないかと。仮に、「他の納税者との公平」により司法判断を下すならば、納税者が他の納税者との間において不利益を被っており、救済しなければならない場合に限定すべきであろう。

2. 租税リテラシーの定義

上述したように、租税法は、租税法主義によって法的安定性および予測可能性が担保されている。しかし、課税庁においては、租税法主義よりも「課税の公平」を念頭とした租税公平主義を重視する傾向にある。また、租税法においても基本原理として租税法主義と併せて租税公平主義が採られることから、立法の際には、複雑化する傾向にある。そのうえ、税務執行の面において「他の納税者間の公平」を重要視されることから、税務執行面においても複雑化する傾向にある。そこで、論を進めるにあたり、本編における「租税リテラシー」の意義を定義づけたい。

広辞苑によれば、「リテラシー (literacy)」とは、「読み書きの能力」とされ、更に「ある分野に関する知識・能力」と説明されている。したがって、本編では、「租税リテラシー」とは、「広く国民が税制に対し自然な状態で基本的な理解ができる能力」と定義したうえで論を進める¹⁰。

我が国は、国民主権の民主主義国家である。租税は憲法第84条にあるように、立法なくして課税はされない。そして、その立法過程は、国民の代表者である国会議員による国会審議などを経て立法される。その国会で審議する議員は、国民自身が選挙で選出した代表者であるため、間接的であるものの国民が立法行為をしているという建前をとっている。その立法者である国民において、租税に対する基本的なリテラシーが備わっていなければ、広く国民が理解していない租税立法となり、租税法主義は形骸化する。そして、国民主

9 最（大）昭和60年3月27日民集39巻2号247頁。

10 「租税リテラシー」について、定義の整合性を確認するため、関連論文等を執筆されている酒井克彦教授に伺ったところ、これまで論文等の中で定義づけたことはないが、「簡単な読み書きができる」という意味で使っているという回答をいただいた。（熊本学園大学会計専門職ゲスト講義、2024.2.9にて。）

権を体現する申告納税制度による納税の権利の侵害にも繋がる¹¹。

すなわち租税法律主義に基づく租税リテラシーの向上が、国民主権である健全な国家を形成するうえで必要であることから、租税教育は国民主権を保持するための必要不可欠なリテラシーであると考えられる。

また、シャープ勧告において、大蔵省主税局の職員としてシャープ使節団の対応に当たられた塩崎潤氏によれば、シャープ勧告の中にある「コンプライアンス (compliance)」という用語を「順法」と訳したところ、シャープ博士より「自発的納税協力」との修正を指摘されたとしている¹²。したがって、納税義務の確定は、原則として納税義務者自身においてなされ、法律に反しない限り、課税庁が介入する余地はなく、納税者が第一義的な確定権者である。また、納税義務の履行が円滑に機能するためには、納税者の税に対する高い意識と自発的な協力が必要であり、納税者にとっては、申告をすることを通じて納税者自身の税負担を認識し、さらに税の使われ方や歳入歳出の決定機構のあり方にまで自己の関心を高めてゆくことができる。ゆえに、申告納税制度こそ、国民主権のもとにおける税額確定方式として最も望ましいものといえる¹³。

以上のことから、申告納税制度が円滑に機能しているとは判断するためには、納税者自らが税額を計算したうえで納税の実現が確認されなければならない、それには、国民自身の租税リテラシーが必要不可欠である。したがって、そのリテラシー向上の手段として租税教育が肝要となる。

第2節 租税リテラシーの欠如により起こった裁判事例

前節において、租税法律主義を実現するためには、租税リテラシーの向上が重要であることについて述べた。そこで、本節では、租税リテラシーの欠如が起因の一つとなり争訟を招いたと考えられる判例を題材にする。所得税の「みなし」譲渡課税について争われた最高裁昭和43年10月31日判決¹⁴を取り上げ、その重要性の有無を改めて再確認したい。

1. 最高裁昭和43年10月31日判決（榎本家事件）

先代から後継者に事業用資産を譲渡する場合は、基本的に簿価で譲渡されるため、譲渡所得が発生しないことから、課税関係は発生しない。しかし、簿価が時価よりも著しく低い価額であった場合に、所得税法第59条の「みなし譲渡」規定の存在により、相続税法第7条に抵触し、時価との階差が贈与とみなされ、贈与税が課税される。そこで、みなし譲渡への課税について、その適正性について最高裁昭和43年10月31日判決、通称「榎本家事

11 北野弘久『納税者の権利』（岩波新書、1981）200頁。

「申告納税制度を、日本国憲法における国民主権原理（人民主権原理）の一つの租税法的展開として捉えている。」としている。

12 寺井順一「財務省今昔物語第10回『シャープ勧告』の思い出－塩崎潤氏に聴く（その1）」（ファイナンス2004.10）60頁。

13 畠山武道『租税法』（青林書院、1985）293頁。

14 最一判昭和43年10月31日集民第92号797頁。

件」を事例判例として用い確認する。

【事実の概要】

この事件は、相続によって取得した宅地等の不動産を、親族に贈与した納税者Xに対し、課税庁は、「不動産の贈与は、譲渡所得である。」として、所得税の決定処分と無申告加算税の決定をした。この処分を不服とした納税者Xは、処分取消しを求めて出訴した事件である。

【判旨】

最高裁は、「上告棄却」の判断を下し、納税者敗訴とした。

判旨は、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによる増加益について、所有者の支配が他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨である。したがって、対価を伴わない資産の移転においても、その移転当時の資産の時価は具体的に把握できることから、この移転の時期において増加益を課税の対象とするのを相当と認め、「資産の贈与、遺贈のあった場合においても、増加益は実現されたものとみるとして、・・・」とされ、納税者Xの、「贈与からは、何ら対価を収受しておらず、所得は得ていない。」という主張は退けられた。

【考察】

当該判例は、最高裁が、所得税法第59条について「資産の贈与、遺贈のあった場合においても、増加益は実現されたものとして課税する。」と判断した判例となった。

しかし、納税者Xの主張について、第1審判決においても、「納税者の立場から見れば常識的に納得しがたいものがあることは想像に難くない。」としており、無償譲渡による未実現利益課税に対する納税者一般の理解を得ることが困難であることを承知していることが伺える。しかしながら、第59条をもって、未実現利益への課税が肯定されるのは、「利益が実現されるまで、課税が無制限に延期されてしまう。」という、シャープ勧告により、みなし譲渡制度が提言されたことに他ならない。

さらに、その後の最高裁判決では、所得税法第33条のいう譲渡について「有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいう。」と判示しており¹⁵、そうなると、原則的に、相続や贈与も第33条にいう譲渡に含まれることになる。

しかし、実際には、相続や贈与には所得税は課税されていない。所得税法第9条第1項第17号に非課税所得とされているから、相続や贈与には、譲渡所得課税がないと判断されることとなり、さらに、第59条のみなし譲渡規定においては、「法人に対する者に限る。」と規定されているため、この文言により、個人の相続や贈与については、ただ課税されないだけの状況であるといえる。

そこで、本判例の係争原因における根幹は、所得税の所得概念に包括的所得概念を採用

15 最三昭和50年5月27日民集29巻5号641頁。離婚に伴う財産分与における裁判例。

している事であると考えられる。

2. 包括的所得概念

所得概念は、収入のうち財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と考える消費型所得概念と、収入等の形で新たに取得する経済的価値を所得と考える取得型所得概念とに二分され、日本の税制は、取得型所得概念 (accrual type concept of income) を採用¹⁶し、さらに包括的所得概念を採っている。

包括的所得概念とは、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成すると捉え、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれることになる。人の担税力を増加させる経済的利得は、反復的・継続的なものであれ、一時的・偶発的・恩恵的なものであれ、すべて所得に含むとする概念¹⁷であり、制限的所得概念¹⁸に異論を呈した、シャンツ、ヘイグ、サイモンズらにより提唱された概念である。彼らの提唱した所得とは、1年間の消費に資産の純増を所得として捉え、源泉面や消費か貯蓄かといった形式にもとらわれず、すべての経済力の増加を算入し認識するものである¹⁹。

所得概念には、ほかにも消費型所得概念がある。財貨や人的役務の購入に充てられる部分だけを所得としてみる考え方であり、貯蓄に充てられた部分を所得から除外する。この概念によれば、人の1年間の消費総額を所得とし累進税率を適用することとなる²⁰。

所得概念には、発生型アプローチと処分型アプローチの二つのアプローチがある。前者は所得の源泉に着目し、後者は、財やサービスから得られる満足を得るための消費に着目したアプローチである。

所得を消費として定義づけたフィッシャーによれば、所得を資本から流出するサービスのフローとして定義し、貯蓄という資本に還流するフローについては、所得から排除している。また、1974年に消費型所得税を提唱するアンドリュースによると、消費あるいは支出のみを所得として所得税の課税ベースにすることで、包括的所得概念の実現利得のみが課税ベースに加えられ、未実現利得は除外される。したがって、所得税の不公平を是正するものとして、消費型所得概念の優位性を主張している²¹。

包括的所得概念を採用する所得税法では、たとえ一時的な利得であったとしても、利得者の担税力を増加させるものであるものは全て課税の対象としており、租税の公平負担を担保している。さらに、当該概念の採用により、租税の役割として、累進税率の導入によ

16 取得型所得概念とは、所得の構成についての類型の一つの概念であり、収入として新たに取得する経済的利得を所得とする考え方である。それに対する概念として、消費型所得概念 (consumption or expenditure type concept of income) がある。収入から財貨や役務の購入に充てられる部分を所得と観念し、貯蓄に充てられる部分を所得の範囲から除外する考え方である。この概念の下では、生涯所得の大きさを基準として納税者間の公平を保つことが可能となり、投資や貯蓄を奨励し、資産の形成を促進するのに役立つ。そこで、経済学者の支持を集める概念であるものの、この制度には借入をして財貨を購入した際にまで課税される等の問題が多く、実際の制度では採用されていない (前掲注2。金子宏。196頁参照。)

17 山本守之「租税法の基礎理論」(税務経理協会、2008年) 320-322頁。

18 制限的所得概念とは、「利子、配当、利潤、給与のような継続・反復的な利得だけを所得としてとらえ、一時的・偶発的・恩恵的な利得を所得の範囲から除外する概念」である。(山本守之、前掲注15) 321頁。

19 栗原隆「R.M.ヘイグの課税所得概念」(千葉商大論叢第47巻第2号、2010.3)。

20 前掲注17) 山本守之。320頁。

21 金子宏「所得税の理論と課題 (第2巻)」(税務経理協会、1999年) 31頁。

り再分配機能として有効であること、所得の範囲を広く構成することで景気調整機能の増大が期待できる²²。

このように、所得税が包括的所得概念を採用することは、租税の公平負担の原則に則るうえでは肯定できる。しかしながら、たとえば、個人事業者が事業用資産を簿価譲渡した際に、簿価が時価より著しく低い価額である場合には、時価との差額が、みなし譲渡とされ、個人事業者に対し譲渡所得による課税がなされる。

しかし、みなし譲渡課税の課税根拠について、所得税の基本所得概念に包括的所得概念が採用されているという認識は、国民の一般常識として備わっているとは一様にいえず、最高裁昭和43年10月31日判決第1審判決が指摘するように、みなし譲渡所得に対する課税について、国民の理解は得難い状況が続いていると考えられる。

3. 租税リテラシーの欠如が問題となった調査事例

国税庁との専門家会合にて、紹介のあった調査事例の中に租税リテラシーの欠如が問題視されたものがある²³。

紹介事例は、暗号資産の取引を行っていた納税者が無申告状態である疑いがあり、調査着手のため電話や書面等で1年以上にわたり接触を試みるも無視され続けた事例である。結果、国税庁は膨大な事務量の伴う半面調査等を行ったが、暗号資産から生じた雑所得のうち、国内取引において解明できた部分においては更正処分等を行えたが、海外取引の全容は解明することができず、処分することができなかった。

このように、調査対象者との接触ができない場合には、申告義務の認識や仮装隠ぺい行為の有無など、処分するために必要となる事実確認ができず、適正な課税が行えない。また、明らかな仮装隠ぺい行為が認められても重加算税の対象にできない事案の発生など、他の善良な納税者と比し、著しく公平感を損なう事案がある。そこで、公平感を担保するためには、仮装隠ぺい行為を厳しく対処する必要性に迫られ、税制改正の対象となる。

しかし、ここで留意すべきは「誰が一番の被害者か」という視点である。不誠実な納税者に対し適正な納税と処分を行うための膨大な事務量が伴う国税庁職員なのか。公平な課税を侵害された他の善良な納税者なのか。いわずとも「他の善良な納税者」である。しかし、「不公平な納税」だけが被害ではない。不誠実な納税者が納税義務を果たさないことは、国全体の税収が減り、公共サービスが劣化する。もしくは、増税の原因になる。また、反面調査のための膨大な事務量を賄う人件費の支払は善良な納税者から捻出されたものである。そして、公平な課税を担保するため、税制が納税者にとって厳罰化を伴う内容に改正されることによって、さらなる税務処理が煩雑化する。くわえて、これまで仮装隠ぺい行為に該当しないものに対しても安易に重加算税が適用される可能性が出るなど、不誠実な納税者の存在が、他の大多数の善良な納税者を不幸にする。

22 前掲注2) 金子宏。196頁。

23 旬刊速報税理「税務コンプライアンス欠如の事例」(ぎょうせい、2022.12) 1 - 5 頁。

第3節 租税教育の必要性

第1節で述べたとおり、租税は「国家そのもの」といえる。そうであるならば、租税教育＝国家教育と読み替えることも可能となる。そうなれば、我が国の主権者は国民であることから、租税教育＝国民主権教育ともいえ、さらに、日本国憲法が自由主義を基本理念としていることを鑑みれば、租税教育＝人権（自由）教育とも捉えることができる。

そこで、本稿では、主権が国民であるならば、人権（自由）も担保されると考えられること、また、租税教育の本質に民主主義教育があることを否定する者はいないと考えられる²⁴から、「租税教育＝国民主権教育」として、租税教育の意義や目的を考察したい。

1. 租税教育の意義

我が国における租税法の研究と教育は、1949（昭和24）年シャウプ勧告の発令によるころが大きい。それまでの租税法は、法律学の研究・教育上、行政法の中で簡単に扱われているに過ぎず、一つの研究科目としての体をなしていなかった。しかし、戦後において状況が一変し、所得税が大衆課税となり、法人税、消費税等の負担も財政危機の中で重課されたことから、国民の租税に対する関心が著しく増大した。また、日本国憲法制定下での国民の権利意識が相まったことから、租税への不服申し立てと訴訟が激増するとともに、戦後の混乱期の中で脱税も頻発した。このような状況下における、国家と国民との間における租税の法律学的研究の必要性が増している中に、シャウプ勧告は出された²⁵。

シャウプ使節団のスタンリー・サリー教授による、東京大学法学部研究室の杉村章三郎先生、田中二郎先生から回答を得た当時の租税法教育の実情によれば、租税法は独立の科目として教えておらず、行政法の中で1回か2回を講義にあてている程度であった。当時のアメリカのロー・スクールでは、すでに重要科目になっていたためサリー教授は大変驚いたとしている²⁶。

そこで、シャウプ使節団の第二次報告書では、「大学の法学部は、税制政策及び財政学の見地から取扱うものとは別に、法律の見地から見た所得税、法人税の講座を創設すべきである。・・・租税制度に対する見識ある批判を多くさせるのに、大いに役立つであろう。・・・法学部がこのような、講座を設けることができるように、十分な金額を予算に計上すべきである。」として、1951（昭和26）年に東京大学と京都大学の法学部に租税法の講座が設けられ、今日では、租税法は法律学の独立の一分野として認められ、多くの大学で専担者による研究と教育が行われている。

また、国民主権を体現する申告納税制度について、ここで触れておきたい。申告納税制度は、シャウプ勧告により導入された。田中二郎教授によれば「申告納税方式は、納税者

24 酒井克彦「納税行動と成人向け租税リテラシー教育－租税リテラシー教育検討委員会最終報告を契機に－」『税理』（2020.6）172頁。

25 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究－所得課税の基礎理論 中巻』（有斐閣、2019）1頁。

26 同上。2頁。戦前の我が国においては、天皇制のもと租税は賦課徴収されるものであり、租税法教育の必要性がなかった点も触れておきたい。

自ら進んで納付すべき租税の課税標準及び税額を計算し、自己の納税義務の具体的内容を確認したうえ、その結果に基づいてこれらを政府に申告することによって、その申告に係る納税義務の実現をするものであって・・・納税者をして、国家が当面している行政上の諸課題を自主的・民主的に分担させる機能を有するものである。このようにみてくると、申告納税方式は賦課課税方式に比べ、より高い倫理性を要求するものである」²⁷としている。また、中川一郎教授は、「納付すべき金額が納税義務者によって確定することを原則とし、その申告がない場合、又はその申告に係る税額の計算が税法の規定に従っていない場合、・・・に限り、税務官庁の処分により確定する方式」としている。

したがって、国民主権を体現するためには、高い倫理性が要求され、高い倫理性を担保するためには「教育」が必要となる。

さて、「教育」をするのであれば、「問い」がなければならない。租税教育においては、「国民はなぜ租税を納めなければならないのか。」²⁸という問いを設定し、その根拠について、「腑に落ちる」回答を導き出さねばならない。

租税負担の根拠は、大別して二つあり、①利益説（対価説）と②義務説（犠牲説）とがある。①利益説（対価説）は、租税をもって市民が国家から受ける利益の対価とみる考え方であり、国家の目的は市民の身体と財産を保護することであるため、租税はその対価であるという考え方である。対して、②義務説（犠牲説）は、国家はその任務を達成するために当然に課税権をもち、国民は当然に納税の義務を負うという考え方である。

①における税負担は、各人が国家から受ける利益の程度に対応して配分されるべきであるという比例税率と結びつく。一方で、②は、国家なしには人間の社会的共同生活はなりえず、租税は歴史的・倫理的必然としてとらえる権威的国家思想と結びつくこととなり、税負担の配分は、国家からの利益の程度に対応する必要がない²⁹。

両者の考え方は、現行憲法が民主主義を基本とした福祉国家であることを基礎としていることから、課税根拠として、両者ともに成立しているといえよう³⁰。

したがって、「問い」の回答として、「国家から受ける利益の対価として、租税負担が必要であり（利益説）、また、社会的共同生活を営む上で、強制力をもって個人の財産の一部を徴収するもの（義務説）」と結論したい。これにより、租税法律主義、課税公平主義および課税平等主義への議論が展開されることを期待したい。

2. 租税教育の目的

国税庁HPによれば、租税教育充実について「時代を担う児童・生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育て

27 田中二郎『租税法（第3版）』（有斐閣、1990）198頁。

28 課税の根拠について、金子宏教授は「正当化根拠」、谷口勢津夫教授は「租税根拠論」という語句を用いて説明されている。

29 前掲注25) 金子宏。21頁。

30 谷口勢津夫『税法基本講義（第6版）』（弘文堂、2018）16頁。

ること」³¹を目的としている。

そこで、租税教育のねらいは、①租税は国民の共同費用であること、②租税は代表者を通じて定めるところにより負担すべきもの（租税法律主義）、③租税は「自ら」負担すべきものである（申告納税制度）を理解することであり、さらに、現行憲法が、公共サービスを民主主義的に決定し提供する福祉国家であることから、租税は「民主主義の対価」であるという考え方を知ることである。

憲法第84条に謳われるように、租税における租税法律主義は固く遵守されるべきものであり、そのためには執行面において、公平かつ平等であることが実現を可能にする。しかし、租税教育（教室）を受けるであろう子供たちの取り巻く実社会の環境は、不当な租税回避のテレビ報道、生活の中での理不尽、家庭の所得格差など綺麗ごとでは済まない現状があり、公平かつ平等とは言い切れない。このような社会的課題を解決するには、国が何らかの政策を打ち出し、法整備を行ったとしても、実際に執行するための資金がなければ、何もできない。

井出英策教授は教育について、「教育は、ものごとを判断し、決めるための基準や価値を共有するために存在している」というように、租税について教育されなければ、自分を取り巻く社会的課題について、気づくことも民主的な手段による解決も不可能である。それは、社会人にとっても同様である。度重なる税制改正による税務の複雑化がもたらす社会的利益に対して、納税者がきちんと国会議論を観察し、批判を行う姿勢が果たして持っているだろうか。建設的な議論ができるだけの租税リテラシーが備わっているとは現状では言い難く、民主主義は歪んだものとなっているのではないか。

租税教育は、より良い社会を作り上げ、後の世代に引き継いでいくために必要不可欠であり、国民のすべてが、おのおの自ら主体的に考え、意思決定ができる素養を醸成する使命と責任があるのではないか。

31 国税庁HP「税の学習コーナー」
https://www.nta.go.jp/taxes/kids/sozei_kyoiku/index.htm（最終閲覧：2024.1.14）。

第2章 租税リテラシー向上のための租税教育

前章で述べた通り税務コンプライアンスの実現には、健全な租税リテラシーの向上が必要不可欠だといえる。租税リテラシーそのものは課税側については当然に、そして税の専門家である我々税理士にも備わっていることを考えると、国民（納税者）の租税リテラシーをいかに向上させるかが、税務コンプライアンス実現に重要な要素になると考えられる。納税者の租税リテラシーを向上するためには、教育が最も有効であると考えられるため、やはり租税教育の在り方が重要となる³²。

酒井克彦教授も述べている通り、租税教育とは、いわばリテラシーとしての租税に関する教育であり、その本質は租税リテラシー教育であるといえる³³。

そこで本章では、租税教育の現状分析と問題点、今後の課題などを考察する。

第1節 租税教育の実施状況

我が国における租税教育について、金融教育の一環であると捉えれば、世界的にも、金融教育について重視する動きがみられる。そこで、本節では視点を広げ、世界的な金融教育の潮流を概観し、我が国の租税教育の実施状況を確認する。

1. 世界的な金融教育の潮流

金融教育について、OECD（経済協力開発機構：Organization for Economic Cooperation and Development）は、金融教育一般を「金融の消費者ないし投資者が、金融に関する自らの厚生を高めるために、金融商品、概念およびリスクに関する理解を深め、情報、教育ないし客観的な助言を通じて（金融に関する）リスクと取引・収益機会を認識し、情報に基づく意思決定を行い、どこに支援を求めるべきかを知り、他の効果的な行動をとるための技術と自信を身につけるプロセス」³⁴であると定義し³⁵金融経済教育について、2008年9月に起きた、いわゆるリーマンショックを契機に米欧を中心とする金融不安による金融危機を踏まえ、利用者側の金融リテラシー³⁶を向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、OECDやG20等における国際的な議論において共

32 坂本敬子「納税の権利を保障する租税教育の必要性－事業承継税制を題材として－」熊本学園大学商学研究科博士論文第31号。

33 酒井克彦『租税教育の課題と展望』（読売新聞オンライン）。

34 OECD, "OECD/IFNE HIGH-LEVEL PRINCIPLES ON NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION", 2012. 8.

金融経済教育研究所「OECD/IFNE金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（仮訳）」（2012）5頁。（金融広報中央委員会HP「知るぽると」：

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/oecd/pdf/oecd001.pdf>（最終閲覧：2023.9.11））。

35 酒井克彦「消費者教育ないし投資家教育としての租税リテラシー教育－金融リテラシー教育論からのインプリケーション－」税務事例Vol.54－No. 9（2022.9）49頁。

36 前掲注24）と同様の意義としている。

有されている³⁷。

我が国経済においても、リーマンショックを契機に急速な悪化を示し³⁸、实体经济の悪化が金融の一層の不安定化を招いた。そして、それが更なる实体经济の悪化を招くという経済の「底割れ」のリスクが急速に高まる中、貿易黒字国と赤字国間のグローバルな不均衡の拡大と赤字国における過剰信用・過剰消費によって高成長を続けてきた世界経済の構造崩壊が懸念され、新たな均衡を模索する世界経済の「大調整」が不可避なものとなっていた。こうした状況を踏まえ、政府は2009年4月10日に「経済危機対策」を閣議決定し、我が国経済の「底割れ」を防ぎ、内需と輸出の双発エンジンによってバランスの良い経済の実現を目指すこととした³⁹。

このように、世界的に消費者教育を視点とする金融リテラシーの向上の必要性が議論される中で、2019年12月金融庁発表によると「国際的に見ても、日本の金融リテラシー水準は決して高いとは言えない状況」⁴⁰としている。そこで、文部科学省では、2017～2019年に学習指導要領改訂を行い、その目的は、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を念頭に、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を主軸として、生きて働く知識技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を目指し改訂したものである。そこで、これからの教育理念を「社会に開かれた教育」とし、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい社会を創るという目標を社会と共有する。そして、自分の人生を切り拓いていく資質・能力とは何かを明確化し育てていくこと、さらに学校教育を学校内で閉じずに、社会と共有・連携しながら実現させることを理念としている。そこで、育成すべき資質・能力の指針を、①どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか、②何を理解しているか、何ができるか、③理解していること・できることをどう使うか、これら三つの柱としている⁴¹。そして2022年4月には、金融リテラシー教育が高等学校の家庭科において教科化されることとなった。

このようにわが国のみならず世界中で、金融リテラシーの拡充を模索している状況下において、租税リテラシーの向上は一層重要性を増している。

したがって、租税教育が目的とする租税リテラシーの向上は、国家運営に必要不可欠なものであるばかりか、国際競争力強化にも繋がるといえる。さらに、金融リテラシーの知識を補完する大きな役目をもつとも考えられ、その重要性は日々増しているのではないだ

37 金融庁「金融経済教育研究会報告書」(2013.4.30) 1頁。
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130605/07.pdf (最終閲覧: 2023.9.11)。

38 内閣府「平成21年度 年次経済財政報告」5 - 6頁。

39 国税庁「国税庁70年史」1頁。
https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/70th_html/01.htm (最終閲覧: 2023.9.11)。

40 金融庁「金融経済教育について」(2019.12.13)。
<https://www.fsa.go.jp/kouhou/kurumaza/aomori20191213/03.pdf> (最終閲覧: 2023.9.11)。

41 文部科学省「学習指導要領の改訂の考え方」。
https://www.mext.go.jp/content/1421692_6.pdf (最終閲覧: 2023.9.11)。
文部科学省「社会に開かれた教育課程 (これからの教育課程の理念)」。
https://www.mext.go.jp/content/1421692_4.pdf (最終閲覧: 2023.9.11)。
文部科学省「育成すべき資質・能力の三つの柱」。
https://www.mext.go.jp/content/1421692_7.pdf (最終閲覧: 2023.9.11)。

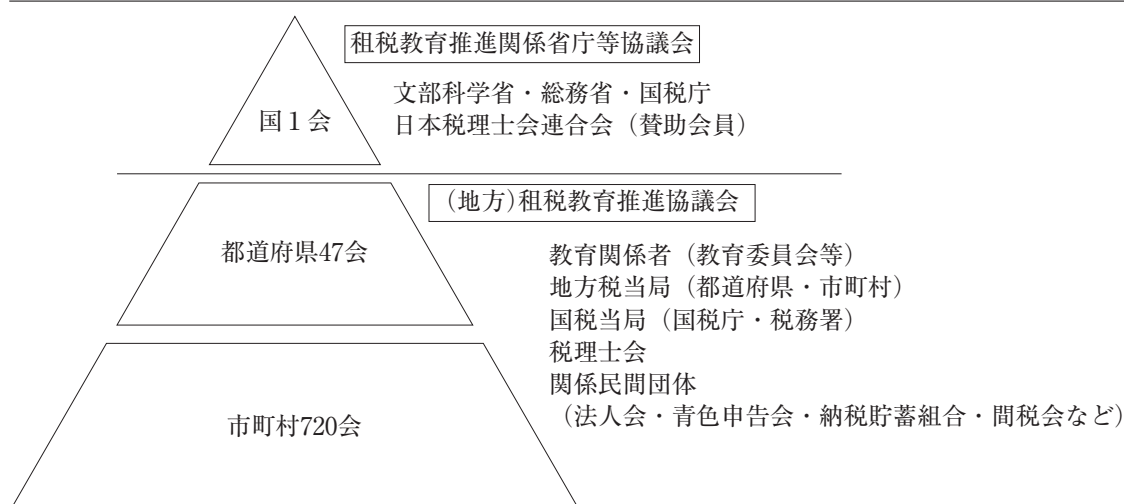
ろうか。

2. 国税庁による租税教育の実施状況

国税庁は、国民に向けた租税教育の充実を図るため、1958（昭和33）年に熊本県租税教育委嘱校連絡協議会を発足した。これ以降、教育関係者、地方税、国税の租税教育関係者が連携する「租税教育推進協議会（以下、「租推協」という。）」が順次発足され⁴²、平成3年には、文部省、自治省に県単位の租推協を全都道府県において設立することを要請し、全国的に発足された。なお、平成23年度税制改正大綱において、「租税教育の充実」について初めて閣議決定され、官民及び関係省庁が連携して租税教育の充実に取り組むこととなった。そこで、国税庁、総務省及び文部科学省（以下、「関係3省庁」という。）が協議を行い、平成23年11月16日に「租税教育推進関係省庁等協議会（以下、「中央租推協」という。）」を発足させ、関係3省庁が協力して租税教育の充実に向けて継続的に取り組んでいる。また、中央租推協の賛助会員として、日本税理士会連合会も参加している。

なお現在は、全都道府県単位及び市区町村単位で合計767の協議会が発足している⁴³。

図表4-2 租税教育推進協議会の簡易体系図



（参考：江崎純子「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」（ファイナンス2022.11、32頁）を基に坂本作成）

中央租推協では、租税教育の基本方針等を策定し、構成する省庁等が連携・協調して関係する全国の租税教育関係者、地方租推協の活動等に反映させ、租税教育の更なる充実のための環境の整備を図ることを目的とし、関係3省庁等は、中央租推協において、租税教育の充実に向けた基本方針等について、毎年、継続的に協議を行うことになっている。

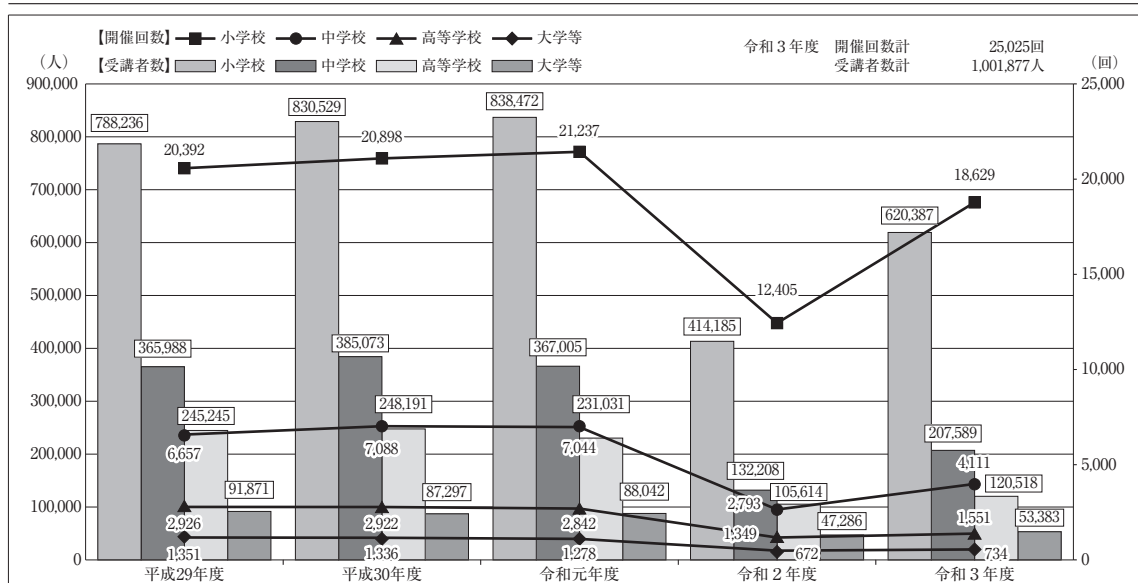
租推協の租税教育に向けた取組は、①租税教室等への講師派遣、②教員等への意識啓発研修、③税の作文募集、④租税教育の補助教材作成である。②の研修は、ほとんど行われ

42 市田浩恩「『租税教育の充実』について」『ファイナンス』（2012.1）46頁。

43 江崎純子「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」『ファイナンス』（2022.11）32～41頁。

ておらず、もっぱら①、③、④の取組が中心となっている⁴⁴。①租税教室等への講師派遣は、主に、小学校・中学校・高等学校で行われる租税教室に対し、租推協が当局の職員等を各学校に講師として派遣する取り組みである。実施状況は、【図表4-3】のように、コロナ前では平均約32,000件を実施しており、コロナで実施できず、件数が落ち込んだものの、現在はコロナ前の実施状況に戻りつつある。

図表4-3 租税教室開催状況の推移



(参考) 開催校割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	73.9%	76.0%	77.0%	42.9%	61.4%
中学校	37.2%	40.4%	40.3%	17.1%	24.7%
高等学校	35.8%	37.4%	35.7%	17.5%	20.8%

(参考: 江崎純子「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」(『ファイナンス』2022.11) 34頁より抜粋)

③税の作文募集は、1962(昭和37)年度から全国の高等学校の協力を得て高校生を対象に行っており、また、中学生を対象とした「税についての作文」は、1967(昭和42)年度から全国納税貯蓄組合連合会主催で募集を行っている。2008(平成20)年度から国税庁との共催により実施し、作文の応募校数・応募編数は租税教室の開催校数・受講者数よりも多く、重要な租税教育の推進施策の一つとなっている。

44 前掲注43)。

図表 4-4 税に関する中学生・高校生の作文の応募状況

	中学生		高校	
	応募校数	応募編数	応募校数	応募編数
平成29年度	7,528	616,072	1,750	218,208
平成30年度	7,511	593,795	1,810	219,163
令和元年度	7,464	578,204	1,818	214,421
令和2年度	4,877	313,725	1,381	160,184
令和3年度	6,482	450,142	1,563	178,807

(参考：江崎純子「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」『ファイナンス』(2022.11) 35頁より抜粋)

④租税教育の補助教材は、1950（昭和25）年の高校生向けの租税教育の教材「租税教室」、児童向け納税童話集「不思議な国の冒険」、農村青年団員向け「納税演劇脚本集」が刊行されており、現在は全国の県レベルの地域密着の補助教材⁴⁵を継続的、定期的に作成する体制となっている。また、国税庁HPでは、租税教室を担当する者に向け、パワーポイント作成の講師用マニュアル（小学生～高校生）、ビデオ、税金クイズなどが公開されている。

また、2019（令和元）年6月に学校教育の情報化の推進に関する法律が公布・施行され、またGIGAスクール構想により、2020（令和2）年度からはほとんどの義務教育段階の学校において児童生徒一人一台端末（以下、「GIGAスクールPC」という。）が整備され、教育の情報化が急速に進展してきている。そこで、租税教育においても、このGIGAスクールPCを使った、リアルタイムオンライン型の租税教室、事前に録画した授業のデータを配信したオンデマンド方式の租税教室など、非接触型の租税教室が、コロナ禍で広がっており、それに対応できるような副教材のデジタル化などが必要となっている。

3. 税理士会による租税教育の実施状況

税理士の行う租税教育は、税理士法において2014（平成26）年度改正により、税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を「租税教育等」として租税教育を行っており⁴⁶、税理士業務の一環として追加されている。平成23年度税制改正大綱において、「租税教育の充実、国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要」とされ、「租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこと」とされたことを受けたものだ。税理士会は、かねてから実施していた租税教育に対し、租税教

45 小学生用「わたしたちのくらしと税」、中学生用「わたしたちの生活と税」など。

46 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）。

第49条の2 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。同条第2項11号 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定である。

育等基本指針（平成23年4月21日制定）を整備し、その後、さらに税理士法を改正し取組を拡充し取り組んでいる。また、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）は、中央租推協に賛助会員として参加しており、各単位会においては、各地方の租推協に賛助会員として参加している。

日税連は、租税教育を行う目的について、租税教育等基本指針により、「租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である『平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する』ということにも合致するものである。」とし、租税教育に取り組んでいるところだ。

税理士が租税教育を行う意義は、税理士法第1条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。さらに、「独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者である」とも考えられるため、「租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。」としている。

実際の租税教室を開催するにあたっては、各単位会を所管する租推協からの講師派遣依頼を受任し、所属する税理士を割り当て従事する。教室は、日税連が制作した「租税教育講義用テキスト」、副読本「税って何かな?」、租税教育ショートアニメを用いた内容が原則とされているが、実際には割り当てられた税理士に教室運営が委ねられているため、従事税理士が作成した独自の教室マニュアル等で開催されることもある。そこで、各単位会は年に1回、租税教室講師養成講座を開催し、その内容の充実と統一化を図っている。

2020（令和2）年度の学習指導要領改訂により、「生きる力」に重点をおいた義務教育が始まっている。主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点で「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視し、学校教育の効果を常に検証して改善する（カリキュラム・マネジメント）を確立して教育活動の質を向上させることで、①学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性、②実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、③未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力の3つの力をバランスよく育むとしている⁴⁷。

しかし、税理士における租税教育は、税理士業務に組み込まれたものの社会貢献活動の一環であり、本業ではないことから、期待は高まりつつも従事税理士の人員不足に悩む単位会が各地に存在している現状に課題がある。

47 文部科学省「新学習指導要領リーフレット」。

第2節 租税教育の現状

前節において、租税教育の実施状況について確認を行った。そこで、本節では、租税教育の内容について現状を概観する。そこで、教育を受ける期間を義務教育期、高等教育期、社会人に分けて確認を行う。

1. 義務教育期における租税教育

義務教育において租税は、主に「社会科」で扱われている。社会科の教科目標は「公民的資質」とされ、国家運営を分担する国民の形成にある⁴⁸。小学校における社会科の目的は、社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、資質・能力を育成することを目指している。租税に関しては、第3学年において、消防署や警察署などが、地域の安全を守るために火災や事故などの防止に努めていることを学び公的サービスについて触れる。また、第6学年において、日本国憲法が国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。そして、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを学ぶ。また併せて、参政権、納税の義務や税の役割について学習する⁴⁹。したがって、小学生における租税教育の学習到達目標は、まずは、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするよう、地域の実態を踏まえつつ、市区町村の税収及び歳出をまとめたグラフを用い、税金の集められ方、使われ方を学習し、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解することを目標とする⁵⁰。中学校においては、公民的分野で租税が取り扱われる。国民の生活と政府の役割に触れ、社会資本の整備、公害の防止などの環境保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化および消費者保護などについて意義を理解し、財政及び租税の意義と国民の納税の義務について学習する⁵¹。そこで、中学生における租税教育の学習到達目標は、国の税収及び歳出をまとめたグラフを用い、税金の集められ方、使われ方を学習し、加えて、税の公平性や国債についても扱い、納税義務および税金の使いみちについての関心を深めることで、納税義務のみならず、財政及び租税の意義と役割について理解することを目標とする⁵²。しかし、いずれも、租税に触れる学年において授業時間は1回程度であり、租税教育が充実しているとは言い難い状況である。

また、義務教育期を修了した高校生については、教科書において、国の歳入歳出グラフを用い、財政の仕組みと働きについて学習し、租税の種類、制度の課題、公債発行および財政再建について触れている。租税の意義と役割のみならず、財政の仕組みと働きについ

48 安藤豊「戦後社会科教育課程における国家観の考察」(北海道教育大学紀要(教育科学編)第57号2号(2007)114頁)。

49 小学校学習指導要領(平成29年告示)。
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf(最終閲覧:2023.12.3)。

50 近畿税理士会 租税教育推進部「税理士のための租税教室実践マニュアル」(2023.3.11訂版)6頁。

51 中学校学習指導要領(平成29年告示)。
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf(最終閲覧:2023.12.3)。

52 前掲注50)近畿税理士会 租税教育推進部。

て重点をおく内容となっている⁵³。

義務教育において行われる普通教育の目的は、教育基本法第5条第2項「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」とされ、学校教育法第21条において、義務教育の具体的目標を掲げている⁵⁴。

義務教育は、国民が個人的および国家・社会の形成者として、充実し実り豊かな生涯を実現するための必須の基盤を培うものであり、その成否は我が国の社会全体の在り方を大きく左右するものである。したがって、その制度の在り方を考えるに当たっては、専門的な見地からの検討のみならず、幅広い議論と国民的な合意が不可欠と考えられる⁵⁵。現代の多様化する社会においては、義務教育において扱う教科内容についても時代に沿うようなものでなければならない。

2. 高等教育期における租税教育

これまで述べたとおり、租税リテラシーを向上する機会は、すべての国民に必要であり、どのような成長レベル、時期においても重要である。そこで、義務教育期後、特に高等教育期における租税教育について概観する。

我が国における高等教育とは、狭義には、学校教育法第1条に定められる学校のうち後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校種で実施される教育を意味する。通常、大学や専門学校、研究機関などで提供される教育を指し、国際標準教育分類（ISCED）においてレベル5以上が求められる。高等教育は、中等教育を修了した者、または、それと同等以上とみなされた者が、知識・倫理・技術などを深く学び、課程を修了後は、職業人や研究者などとなり、広く社会にその成果を還元する。また、時代や地域によっては、将来の

53 前掲注50) 近畿税理士会 租税教育推進部。

54 学校教育法第21条。

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

55 前掲注35)。

国や社会を担うエリート養成という役割もあり、以下の特徴がある。

① 学位取得プログラム

大学等で提供されるプログラムを通じて学士等の学位を取得するもの。これらの学位は特定分野での深い知識や専門技能の証明となる。

② 専門化と研究

高等教育では学生が自分の興味やキャリアの目標に応じて専門化できるようになる。多くの場合、研究活動が重視され、研究プロジェクトや論文等の執筆を通じて学問の発展に寄与することを目的とする。

③ 学際的アプローチ

高等教育は単一の学問分野に留まらず、異なる分野や領域の知識を統合する学際的なアプローチを奨励することがある。これにより問題解決能力や総合的な理解が養われる。

④ キャリアの準備

卒業生が専門職や研究者としての職業に備え、社会での役割を果たすためのスキルや知識を提供する。

⑤ 学問と社会貢献

高等教育は学問の発展だけでなく、社会に対する貢献も強調する。大学や研究機関は、地域社会や国家、国際社会に対して知識やイノベーションを提供する役割を果たす。

高等教育は、義務教育、中等教育後の様々な学習機会のなかにおいて、社会の中核をなし先導する人材への成長が期待されるものである。そこで、高等教育の対象者は、納税者となる前段階の国民であると同時に、指導的立場に立つ人材へと成長し、より健全な国民の育成という役割も期待される者である。したがって、租税教育を通じた租税リテラシーの向上を最も体现できる者であると考えられる。高等教育課程における租税教育は、単なる租税リテラシーの向上という目的達成のみならず、学ぶ者自身が、納税者となる前段階の立場である。高い教育効果が期待でき、さらに自ら租税教育者となる資質も備えていると考えられるからだ。しかしながら、高等教育における租税教育は、義務教育期のような体系的な教育が行われていることが確認できない。

以上のような観点から高等教育における租税教育をより発展させるためには、教員養成大学において教員課程を履修する学生に向けた租税教育を行うことが重要であると考えられる。学校教員が租税教育を自ら実践できる程度の基本的専門性を身に着けることで、本編で取り扱う租税教育の目的「国民全体の租税リテラシーの向上」に大きな寄与を期待できよう。

そこで、日税連による教員養成大学への寄附講座の取組を確認する。

日税連では、日々、精力的に租税教育に尽力している。しかしながら、税理士は税務の専門家であり、教育に関しての専門的技術は備えておらず、教壇に立つ資質の面で課題があることから、2013（平成25）年に「教員養成大学への寄附講座実施要領」を制定し、教育のプロである教員を主体として租税教育を行うことを目的に、社会科の教師を目指す学生に向けた寄附講座を行っている。第一回は2013（平成25）年に愛知教育大学で行われ、現在も各教員養成大学において寄附講座が開催されている。また、国税庁では、児童・生徒等に対する租税教育について、学校教育の中で実施すべきものとの基本的な考え方に立っており、租税教育への支援は、学校教育における租税教育の充実に努めていることから、その基本的な考えにも合致しており推進が期待されるところだ。

日税連における教員養成大学への寄附講座は、将来の租税教育を担う教員の養成を目的として、大学における教育・研究活動の費用を助成するものである。講座は、3年間、原則として10回以上の講義を行う正規授業科目とし、その単位が卒業所要単位として認められるものでなければならない⁵⁶。2023（令和5）年度まで20大学⁵⁷で実施されている。

講座内容（シラバス）は、各大学にて決定されるため統一したものはないが、租税教育を担う教員養成を目的としていることから、社会科教員を目指す学生に向け3年次の選択授業にて15回講義を行っている。また、実際の講座内容については、最初に租税の基礎知識について講義した後、実際に行う租税教室の学習指導案を学生が作成し、模擬授業を実践する。各講義回におよび指導教授と税理士が主体となって講義を展開し、随時、フィードバックを行うといった講義である。

教員養成大学寄附講座の実施事例として、宮崎大学教育学部教員養成課程で開催された寄附講座を紹介する。

これまで行われていた選択科目による開催ではなく、教員養成本科授業の中に組み込まれ、教員課程3クラスに対し連続3講義行う特別なものであった。対象クラスは、初等社会科教育研究ⅡA、初等社会科教育研究ⅡB、中等社会科教育研究Ⅲである。「初等社会科教育研究」は、小学校教員を養成する課程であり、1学年が全員受講する必須科目であるため、受講者数は約140名であり、1年間の受講学生数は延べ約1,260名となった。実際の講義内容については、まず、1講義目「連携の意義と税理士会における租税教育」と題し、学習指導要領が改訂されたことに伴い、地域に開かれ社会と連携した大学として税理士会と連携する必要性と、また税理士会からは、税理士会が目的とする租税教育を講義したものであり、2講義目「税の学習と授業化」と題し、税理士が実際に小学校または中学校で行っているような模擬授業を行い、学生、指導教授、税理士を交えたディスカッションを行う講義であり、3講義目「模擬授業とその検討」と題し、現職の小学校教諭または中学校教諭が租税教室の模擬授業を行い、学生、小学校教諭または中学校教諭、指導教授、税理士の双方でディスカッションを行うといったアクティブ・ラーニングを意識したもので

56 日本税理士連合会「教員養成大学への寄附講座実施要領」制定：平成25年1月24日。

57 以降、2023（令和5）年度まで、和歌山大学、宮城教育大学、岐阜大学、三重大学、長崎大学、北海道教育大学、千葉大学、鳴門教育大学、新潟大学、相山女学園大学、宮崎大学、福井大学、香川大学、山口大学、愛媛大学、高知大学、広島大学、福島大学、静岡大学にて開催されている。日本税理士連合会HPより。
<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/donation/>（最終閲覧：2023.10.24）。

あった。

これまで実施されていた日税連主催の教員養成大学寄附講座は、社会科教員を目指す学生に限った開催であった。しかし当該寄附講座の実施課程であった、「初等社会科教育研究」課程は、小学校教諭を目指す全学生を対象とした講義であるため、社会科のみならず、国語、算数、理科、音楽、体育など他教科の教諭を目指す学生も対象に入っていたことから、より効果的な寄附講座が展開できたと考えられる。

租税教室を受講した学生のアンケートより得た回答として、たとえば愛知教育大学によるアンケートでは、租税教室の実施について、高校生において実施すべきであるとする回答が多数であり、低年齢層よりも高年齢層に対して実施すべきとの意見が多かった。

理由としては、「租税教室は、小学校、中学校では理解できないのでは」と考えたのではないかと、実際に担当した浪花教授は述べられている⁵⁸。また、「多くの学生が『社会に出るにあたって当該〔租税教室〕のような授業を受講したい』と述べており、『租税教室』は、高校、大学においてより充実されるべき」とも述べられている。

しかし、税理士の行う租税教室に対しては、「日常の税理士業務に基づく『税』の話は、・・・『税』に関する理解を深める。ただし、税理士は、『租税を教育する』立場ではないことに留意すべきである。あくまでも職業を通して『生きた税』を児童、生徒および学生に伝えることに意義がある。『教育』に関することは、教員に任せるべきではなかろうか。その意味では、税理士が現職の小・中・高校の先生方および将来教員を目指す学生に、『税の実態』等を講義することが重要である」とし、教員養成大学へ行う租税教室の重要性を述べられている。

また、宮崎大学での学生アンケートによれば、「租税教育を行うことへの重要性を感じた。」、「三者三様で面白かった。」、「自分自身、税について何も知らなかったことに驚いた。」、「とても『社会』について学べた気がした。」との回答を得ており、意義のあるものであったといえよう。

また、教員養成大学への寄附講座は、租推協の租税教育に向けた取組の一つに対しても効果が期待できる。租推協は、教員等への意識啓発研修において、学校の授業での租税教育が充実されるよう、学校教育関係者に租税教育の重要性を認識させることおよび税に関する知識を深めることを目的に、国税庁の幹部等が講師を行うセミナーを開催している。しかし、教員等に対する研修会は、各地の教育委員会等が主催して実施されているものの当該研修会への講師派遣は、ほとんどない状況である⁵⁹。

教員養成大学に向けた日税連の取組は、租推協の上記課題の解消にも大変役立つものであると考えられる。

租税法は公平中立に重点をおくため、複雑化する傾向であり、一般に分かりにくいものとなっている。宮崎大学の学生アンケートでは「そもそも、今まで何故、教育されてこなかったのか、疑問に思った。」とする回答も得ている。これは広く国民が感じる意見を代

58 浪花健三「税理士による『租税教室』－本学における実施状況を踏まえて」『社会とマネジメント』14(2017.3)17頁。

59 前掲注42)。

弁したのではないか。税法が一般に分かりにくいものになっている状況でありながら、一方で、その教育が十分にはなされていないことが確認できたと考えられる。

学校教育は、国民が社会を構成する一人として、不可欠な基礎的な資質を身に付けることとされ、学校教育法は、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこととしている。寄附講座を実施した宮崎大学の吉村功太郎教授は、税は義務として徴収されるものであるという意識が強く、「なぜ税を払うのか」という問いに対し、「義務だから」という他律的な理由が多くを占めており、国家社会において人々の生活を共に支え合うなどといった理由が語られていないことを指摘し、「税について考えることで、個人と国家の関係までが見えてくるような税の教育が、主権者教育としては求められるのではないか。」⁶⁰とされ、租税教育の重要性について、主権者教育の知見より述べられている。

したがって、これまで述べたように、租税は、国民すべてに関わりのあるものであり、そして、我が国が租税法律主義による申告納税制度を採っているにも関わらず、十分に効果的な租税教育がなされない現況は、憲法第26条の教育を受けさせる義務に反し、国民主権が脅かされているのではないか。

3. 社会人教育における租税教育

本編で取り扱う社会人教育とは、既に社会において実際に就業し納税を行っている成人等を対象とした教育を指す。これは通常、高等教育機関で提供される大学や専門学校のプログラムと異なり、専門職のスキル向上、職業資格の取得、職場での成果向上など、現実の職場環境に焦点を当てたプログラムやトレーニングを指し、以下の特徴が挙げられる。

① 職業スキルの向上

社会人教育は、仕事において必要なスキルや専門知識を向上させることを目的としている。これには、技術的なスキル、管理能力、リーダーシップスキル、プロジェクト管理などが含まれる。

② 職業資格の取得

一部の職業では、特定の資格や認定が必要である。したがって、社会人教育は、これらを資格を取得するためのトレーニングや準備コースを提供するものである。

③ キャリアの変革や進化の対応

変化する職業環境に対応するため、社会人教育は、新しい技術や業界のトレンドに適応し、キャリアの進化に対応する手段となる。

60 吉村功太郎「教えるのが難しい『税』授業でどう扱うかー主権者として『なぜ税を払うのか』を考える」『社会科教育』（2019.9）46-49頁。

④ 実践的なアプローチ

多くの社会人教育プログラムは、実践的なアプローチを採用している。現実の業務状況や課題に基づいた実践的なトレーニングが提供され、学習者が習得した知識やスキルを即座に活用できることを目的とする。

⑤ 柔軟性と適応力の対応

社会人教育は柔軟性と適応力を高めることに焦点を当てることがある。これにより、変化する職業環境に対してより効果的に対応できるようになる。

日税連においても、租税教育等基本指針⁶¹において租税教育等の対象として「一般社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう等、租税に対する関心や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育等の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について生涯教育、或いは生涯学習という概念が普及している。生活との関連における学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育等に取り組む」と規定している。

社会人教育は働きながら学ぶニーズに応えつつ仕事のパフォーマンスを向上させる手段として広く受け入れられているが、租税教育の視点からは、学校教育とは違いその対象が実際の納税者であることが特徴的である。租税教育が租税リテラシーの向上を目的とするものであれば、社会人に対する租税教育は租税リテラシーをより理解しやすく、かつ、その成果が実務において、直ちに発揮できるものが求められるのではないか。

第3節 現在の租税教育の課題

これまで、租税教育の現状について概観したうえで、租税教育の必要性を再認識することができた。しかし、教育環境の激変や社会全体のデジタル化の中では、現在行われている租税教育についていくつか課題がある。租税教育の発展のため、学校教育および社会人教育における課題について触れ、改善を模索する。

1. 学校教育における課題

長きにわたるコロナ禍を経たことにより、学校教育現場においては、以下のような変化が見受けられる。

61 平成23年4月21日制定。

(1) 教育現場におけるICT活用

ICT活用について、文部科学省は、教師がコンピュータや情報通信ネットワークなどの「これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」⁶²と学習指導要領に記述している。学習指導要領解説総則編では、「これらの教材教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる」⁶³としている。このことから、文部科学省においては、授業の中でICTを効果的に活用し、指導方法の改善を図りながら、児童生徒の学力向上につなげていくことが重要と考えられている。また、ICTを「有効、適切に」活用することが示されていることから、ICTの教育効果や活用する上での配慮点を十分考慮することが重要であるといえる。

学習指導要領解説総則編第2章「教育課程の基準」によれば、学習指導要領は「目標、指導内容」等についての基準を示すものとされている。一方、目標や指導内容をどのように教えるかという「指導方法」は、学校および教師が工夫改善していくものであり、学習指導要領の総則において配慮する事項として示されている。その中でも、学習指導でのICT活用については、個別指導やグループ別指導、教師の協力的指導等の指導方法や指導体制の工夫改善とともに、教育効果が期待できる指導方法として取り上げられている。

また、学習指導でのICT活用に関する記述は、情報社会の進展などの社会の変化を踏まえた特色を示すものであると考えられ、各教育現場で常に工夫改善を図りながら、社会の変化に対応した教育活動を推進することの必要性を示している。

(2) 生成AIなどへの対応

ChatGPTなどに代表される、いわゆる「生成AI」の登場は実際の教育現場を大きく変えようとしている。既往のAIと異なり、最新生成AIは、あらかじめ学習された大量データを基礎とする網羅的な文章を生成する能力をもつ。その格段に性能が上がった機能は、専門的知識を持たずとも、簡単な指示を与えるだけで、ある程度の内容をもつ回答を得られるものとなっている。そのことから、教え、学び、研究する教育の現場との親和性が高く、学びの飛躍的な促進に期待がもてる。しかし、始まったばかりのツールであるため、幾つかの問題点が指摘されている。たとえば、利便性の高い生成AIが、学ぶ者の課題に向き合う思考力を奪ってしまう懸念や、それなりの回答を示すゆえに、回答を生成AIのみで完結してしまうなど、かえって学ぶ力への妨げになる懸念があげられる。また、ハルシネーションによるトラブルも課題である。ハルシネーションとは、生成AIが事実と異なる内容を回答として生成してしまう現象のことである。生成AIが作り出す回答が「もっともらしく」みえるため、学ぶ者が、その回答を鵜呑みにし、間違った理解をする危険性がある。生成AIの間違いに翻弄されないためには、情報リテラシーの授業などを通じて

62 文部科学省HP「GIGAスクール構想の実現」。

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm（最終閲覧：2024.7.6）。

63 文部科学省 平成29年告示。

それらの問題点を共有する必要がある、利便性の反面、教育現場での新たな課題となっている。

このように、教育のデジタル化の進展は、教育現場において、教員の果たすべき役割が、増大し複雑化する傾向であることが推察できる。また、当該状況下により、我々税理士が学校教育の現場で行う租税教育についてもICT化の必須が予想される。税理士業務である税務手続のDX化も余儀ない進展が迫られ、その対応に追われる現況下において、教員ではない税理士が対応する学校授業への関わりは、なお困難になると考えられる。そこで、教育の専門家ではない税理士等が学校教育の現場で行う租税教育おける課題について、以下のような点が指摘できよう。

① 税理士の教員としての素養

税理士は税の専門家ではあるが、教員としての基礎的な資質を有していない場合がほとんどである。教員が大学などの教員養成課程で修得すべき基本的な素養がないといえる。さらに、一人一台デジタル機器を持つ教室での、教える側のデジタルスキルも問われつつあり、教育者ではない税理士の教育への関わり方が難しくなっている。

② 教材等のデジタル化対応

教材・副教材は、現在、国税庁が公開しているもの、および各地方租推協で作成しているものがあり、いずれも従来の対面式での租税教室等での使用を前提としたものである。前述のように教室内の教員、学生の全てがデジタル機器を持ち普段の学習にも使用している現在では、教材等についてもICTに対応したものに早急に見直しを図っていく必要があるだろう。

③ ICT活用型租税教育のニーズの拡大

学校教育のICT活用について、活用が順調に進まない実情を抱える教育現場もあり、「ICT活用型の租税教育のニーズがそもそもない。」という声も同時に聞こえる現状がある。各地域の租推協等での意見交換を通じて、学校側のニーズを把握し、ニーズがあるところに積極的にICT活用型の租税教室を展開し、活用事例を情報共有していくことが、まずは先決であり、成功事例を発信し、その広まりが、ニーズの掘り起こしに繋がるのではないかと考える。

2. 社会人教育における課題

社会人教育は、通常、租税に関する知識のニーズは、新税制の解説、実務上の手続き手法などであり、実務上の対応に迫られた内容の研修が行われることが多い傾向である。また、過度な節税商品の販売目的等などの研修など、およそ租税教育とは程遠い内容であることが散見される。

さらに、すでに成人した社会人においては、租税リテラシーの向上が期待できる教育を

受けられる機会が極端に少なく、就業後にあつては、機会のみならず時間もない現状がある。勿論、職業訓練のための教育や大学における門戸開放など、社会人の学び直しの制度が皆無とはいえない。しかし、主に転職や資格取得を目的とする場合が多く、租税リテラシーを学ぶ場とはいえないのが現状である。OECDの調査によれば、社会人が大学等において教育を受けている割合について、OECD平均が10.9%となっており、オーストラリアや米国、カナダなどが平均を上回っている。一方で、我が国は2.4%と平均よりも8.5%も低く、OECD諸国の中で最も低くなっている⁶⁴。

申告納税制度を建前とする我が国であるが、社会人の多くは源泉徴収制度により納税行動が完結し、納税についての意義や役割、社会における自分たちの存在意義等を納税という行動を通じ理解しにくいことが問題であると考えられる。

源泉徴収制度はドイツをはじめ、アメリカ、イギリス、フランスなど先進国においても採用されているが、アメリカやフランスにおいては年末調整等による税の清算の制度がなく、自ら申告し納税を完結させる仕組みになっている。

「令和4年度統計年報 直接税 申告所得税」⁶⁵によると、令和4年分所得税の確定申告書を提出した人員等は22,924千人で、申告納税額のあった者は6,533千人、還付申告者は13,316千人となっている。

これを所得者別にみると、事業所得者3,791千人、不動産所得者1,538千人、給与所得者11,199千人、雑所得者5,656千人、他の区分に該当しない所得者741千人となっている。総人口の約18%の者しか申告をしていない。

そのなかには、給与所得者も含まれるものの、還付申告がほとんどである。多く徴収された分の還付を受けるという手続きのなかでは、どうしても還付税額の方に意識が向きがちであり、実務経験の実感として、納税者自身が納付する本来の年間税額総額を確認することまで考えられる者は少ないのではないだろうかと推測している。2021（令和3）年の統計によれば⁶⁶、日本総人口は約1億2,550万人であり、それに対し、給与所得者は約5,931万人である。約半数の国民が給与所得者である。この結果より、源泉徴収制度は、日本国民全体の少なくとも約半数が制度対象者となる。

64 内閣府 平成30年度版『労働経済の分析』。

65 国税庁（令和5年11月10日）。

66 国税庁長官官房企画課「令和3年分民間給与実態統計調査－調査結果報告」令和4年9月。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2021/pdf/002.pdf>（最終閲覧：2023.10.30）。
総務省統計局「人口推計（2021年（令和3年）10月1日現在）－全国」。
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html>（最終閲覧：2023.10.30）。

図表 4-5 確定申告者数

区分 Type	確定申告者数 Number of Income tax self-assessment	申告納税額のある者	還付申告をした者	左記以外
		Number of taxpayers who have income tax self-assessment	Number of filing returns for refund	Others
	千人 Thousand	千人 Thousand	千人 Thousand	千人 Thousand
事業所得者 Operating income earners	3,791	1,639	886	1,265
その他所得者 Other income earners	19,133	4,893	12,430	1,810
不動産所得者 Real estate income earners	1,538	1,057	133	348
給与所得者 Employment income earners	11,199	2,679	7,946	573
雑所得者 Miscellaneous income earners	5,656	808	4,001	846
他の区分に該当しない所得者 Income earners not otherwise classified	741	349	349	43
合計 Total	22,924	6,533	13,316	3,076

(参考：国税庁統計情報「令和4年度 申告所得税」より抜粋)

源泉徴収制度は、たとえば、納税者が給与所得者である場合、「給与を支払う者＝勤め先の会社」が納税義務者となる。そこで、給与所得者の納税義務は、給与から源泉所得税が自動的に天引きされ、年末調整にて納税額が確定し、自ら申告納税することなく納税義務が完了する。

源泉徴収制度により、多くの国民にとって税は自ら申告して納付するものではなく、知らず知らずのうちに徴収されるものとなる。「税がどのように計算されているのか。」「自分自身がいくら納税しているのか。」、さらには「税がどのように使われているのか。」、考える機会が失われ、結果として税に対する無関心が生まれているといえよう。

源泉徴収制度は、国家にとっては、徴収コストがかからず、源泉所得税が毎月納付されることから、定期的な税収が確保されるという制度である。また、納税者にとっては、煩雑な税務申告と納税が自動的に完了し省略できるため、双方にとってメリットがある制度といえる。しかしながら、源泉徴収制度により、日本国民全体の約半数以上が「自ら申告し納税する」行為が省略されることで、租税に対して考える機会が奪われており、それゆえ、租税リテラシーを自ら向上させる機会がない。また、社会人が学校教育等において十分な教育を受ける機会も設計されていない。申告納税制度の形骸化ともするような状況は、国民主権が脅かされているのではあるまいか⁶⁷。

67 前掲注32)。

第3章 租税教育者としての税理士

前章までにおいて、租税リテラシー向上のための租税教育の重要性、および租税教育を取り巻く現状と課題について確認を行った。そこで、いわずもがな課税庁と税理士ともに租税リテラシーを有していることを大前提としたうえで、一般納税者を対象とした租税リテラシーの向上について論じてきた。

しかし、実際はどのようなのだろうか。租税教育を通して租税リテラシーの向上に寄与できるほどに、税理士は租税リテラシーを有しているだろうか。

そこで本章では、税務の専門家として高いコンプライアンス意識が期待される税理士自身の税務コンプライアンスに論点をおき、税務コンプライアンスの実現のために、また税務コンプライアンスが実現された社会を維持し支える人々を育成するために、租税教育者としての税理士のあるべき姿について検討する。

税理士が租税教育を行ううえで、社会のなかでの税理士という職業に対するイメージが良くなければ、その言葉は説得力を持たないだろう。経験を積み様々な情報に触れている社会人を対象に租税教育を行うことは、学校教育における租税教育以上に、税理士としての姿勢が問われると考える。したがって、今一度、税理士のコンプライアンスを見つめたい。

第1節 税理士の税務コンプライアンス

本節では、我々税理士自身のコンプライアンスとは何か。

本研究全体において、税務コンプライアンスを「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」⁶⁸と定義している。そこで、宮崎県チームにおいては、租税教育者としての税理士の視座から税務コンプライアンスを考察する。まずは、税理士法において遵守すべき税理士の使命を再確認したい。

1. 税理士の使命

税理士の使命は、税理士法第1条に規定されている。税理士は、税務に関する専門家であり、職業専門家の常として、自己の信念に基づく公正な判断と良識とを保持すべきことは当然である。また、税理士は納税義務者の委嘱を受けてその業務を行うに際しては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持すべきことが特に要求されている⁶⁹。

68 前掲) 熊本県58頁。

69 近畿税理士会制度部「図解&条文解説 税理士法」(2024.3) 28頁。

この税理士の使命は、租税教育を行ううえで、最も重要なものである。租税教育を行う立場であるからには、税務に関する専門家として十分な知識を持っていなければならない。租税教育を受ける者に新たな気付きを与え、疑問点を解消していくためには知識が不可欠である。

また、独立した公正な立場であるからこそできる租税教育がある。租税教育は手法によっては課税庁寄りの納税推奨にとどまったり、納税者寄りの節税セミナーと化してしまったりする。そのいずれとも一線を画した、税理士にしかできない租税教育があり、それは税理士法第1条に明記された「独立した公正な立場」により担保されていると考える。租税教育が単なる税の説明ではなく、税が自分自身とどのように関わっているか考える機会となり、さらには自らが主権者であるという認識を持たせることは、独立した公正な立場である税理士にしかできないことである。そのような租税教育を行うことが、納税者の租税リテラシーの向上、税務コンプライアンスの実現に繋がっていく。

税理士業務の中で、納税者から税務職員と混同されてしまい、困惑した経験を持つ者は多いのではないだろうか。租税教育を効果的に行うためには、税理士が独立した公正な立場であることを、納税者に広く認知されていることが必要であろう。

2. 信用失墜行為の禁止

税理士法第37条⁷⁰では、税理士の社会的地位の維持向上のため、それに反するような信用失墜行為を禁止する規定が設けられている。ここに、「税理士の信用や品位を害するような行為」とは次に掲げる行為などをいう⁷¹。

- ① 自己脱税
- ② 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
- ③ 調査妨害
- ④ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し
- ⑤ 業務懈怠
- ⑥ 会費滞納
- ⑦ その他反職業倫理的行為

上記行為を行った者が租税教育者としての適性があるか疑問を抱かないものはいないであろう。1人の税理士が行った行為によって、税理士という職業全体のイメージが損なわれる恐れもある。そこで、税理士が租税教育者として在るためには、税についての十分な知識があることだけでは不十分であり、日頃から高いコンプライアンス意識を持ち、税理士の社会的地位の維持向上に努めなければならない。したがって、租税教育者の視座からの税理士に期待するコンプライアンスは、「税理士法の遵守」が最も重要とされる素養なのではないか。

70 〈税理士法37条〉

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

71 近畿税理士会制度部「図解&条文解説 税理士法」(2024.3) 123頁。

3. 税理士の懲戒処分

税理士法第44条⁷²では税理士の懲戒処分が規定されている。処分権者は財務大臣であり、処分の量定の判断要素や範囲についての考え方は「税理士等・税理士法人に対する処分懲戒処分等の考え方」（財務省告示）による。

国税庁のホームページにおいては「税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌」しているとし、「税理士等に対する適正な指導監督を行い、その業務の適正な運営の確保に努めて」いることが示されている⁷³。

図表4-6 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数

(単位：件)					
会計年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
処分等件数	43	22	21	13	38
禁止	14	4	5	4	5
停止	29	18	16	9	33
戒告	0	0	0	0	0

(国税庁ホームページより)

残念ながら、懲戒処分の事案は後を絶たない。国税庁ホームページには処分を受けた税理士の氏名から処分の内容、事実の概要まで掲載されている。数件確認しても「故意による不真正書類の作成」や「自己申告漏れ」など様々な事案がある。社会における税理士への信用を保つためにも、このような事案については厳正に対処していく必要がある。さらに、なぜこのような行為に至るのか、その原因究明と対策はできないものだろうか。税理士が社会的な信用を失ってしまえば、熱心に租税教育を行ってもその効果は薄くなってしまう。まずは、個々の税理士が税務専門家としての知識・能力を維持向上することに努めるだけでなく、コンプライアンス意識を持つことが重要であり、そのための教育も必要であると考えられる。

72 〈税理士法第44条〉
税理士に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 一 戒告
- 二 2年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

73 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/shobun/230401.htm> (最終閲覧：2024.4.16)。

第2節 税理士の研修制度

1. 税理士の研修受講義務

税理士の研修については税理士法第39条の2⁷⁴に規定されている。昭和38年12月の税制調査会答申は、「税理士の場合は、その業務の対象たる税務が、ひろく国民の財産権に関する重大な問題であるうえに、もろもろの税法が、社会経済事情の進展に応じて毎年のごとく相当の改正を加えられるという特色をもっているのです。いったん税理士の資格を取得した後においても、いつまでもその当時の知識経験のみをもってしては、業務の円滑適切な運営を期待することはできず、たえず現時点に即応する知識を具備していく必要がある。」としている。

また、税理士法第49条の2⁷⁵では、税理士会は会則を定め、会員の研修に関する規定を記載しなければならないこととされており、日本税理士連合会会則においては税理士の研修について以下のように記載されている。

〈日本税理士会連合会会則第65条〉

税理士は、その資質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない。

〈日本税理士会連合会会則第65条の2〉

本会及び税理士会は、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、必要な研修に関する施策を行う。

南九州税理士会では、南九州税理士会研修規則を定め、研修の定義を「税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図ることを目的として、本会及び日本税理士会連合会が行う研修会、講演会、討論会その他これらに準ずるもの」としている（南九州税理士会研修規則第2条）。そこで、研修の科目については、以下のとおり規定されており、一事業年度に36時間以上受けることが義務付けられている（南九州税理士会研修規則第5条）。

〈南九州税理士会研修規則第4条〉

研修の科目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 税理士法その他職業倫理に関するもの
- ② 租税法及び会計に関するもの
- ③ 公益的業務に関するもの
- ④ 情報処理に関するもの

74 〈税理士法第39条の2〉

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

75 〈税理士法第49条の2〉

税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

(省略)

六 会員の研修に関する規定

(省略)

- ⑤ 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの

税理士には税理士登録時の登録時研修に始まり、各税理士会での研修、各支部での研修、その他の研修など多くの研修機会が用意されている。受講形態も会場参加型からマルチメディア等、様々な方法が認められており、例えば、南九州税理士会では令和5年度において主に次のような研修が行われた。

図表4-7 税理士会開催の研修

開催年月		研修内容	講師（役職等）	講師（氏名）
2023.4	第1回 全国統一研修会	税理士が知っておきたい民法・相続法の最新動向	立命館大学 法学部教授	本山敦 氏
2023.6	第1回 地域別研修会	令和5年度税制改正について	日税連 調査研究部長	平井貴昭 氏
2023.7	第2回 地域別研修会	相続税申告で留意すべき相続開始直前支出に対する実務対応	税理士	笹岡宏保 氏
2023.8	第2回 全国統一研修会	消費税待ったなし！インボイス制度の徹底検証～令和5年度改正を踏まえて～	税理士	熊王征秀 氏
2023.8	第3回 全国統一研修会	法人税親子会社に係る税務上の留意点	公認会計士・税理士	太田達也 氏
2023.9	第4回 全国統一研修会	税理士に求められる不動産取引の知識と住居用財産譲渡の主な特例	税理士	國部久幸 氏
2023.10	第3回 地域別研修会	グループ法人に関する課税制度と「自主点検チェックシート」の再確認	税理士	上西左大信 氏
2023.12	第4回 地域別研修会	所得税法の体系整理～法人税法との比較から所得税法の特徴を検証～	税理士	山下雄次 氏

（令和5年度南九州税理士会会報より）

研修テーマは、税法関連が多い。税制改正など、その時の状況が反映されたものが開催されている。印象としては、実務に直結するものが好まれやすいように感じられる。日常業務を行ううえで必要なものを研修で学ぶことができれば効率的であるからだ。

しかし、税理士は税法のみならず法や社会全体に対する深い造詣を有していなければならない。法令研究や判例研究を行い、法的思考能力を養うことも大切である⁷⁶と考える。本研究で取り扱う税理士のコンプライアンスの実現において、最も重要と考える税理士法については、登録時研修や綱紀研修で学ぶ機会があるものの、長時間の研修会として開催されることは少ない。自らの職業の基礎となる税理士法についての研修も、税理士に必要ではあるまいか。

2. 研修の現状

税理士には多くの研修機会が用意されているが、その受講状況はどうだろうか。

南九州税理士会では会報で受講率が報告されている。令和5年度に開催された主な研修会について、その受講率は会全体としては次のとおりである。

76 三木義一「日本の納税者」岩波新書（2015.5）。

図表 4-8 研修受講者数と割合

研修名	会員数 (人)	受講者数 (人)	受講割合
第1回全国統一研修会	2,249	981	43.6%
第2回全国統一研修会	2,241	1,201	53.6%
第3回全国統一研修会	2,241	1,126	50.2%
第4回全国統一研修会	2,242	1,074	47.9%
第1回地域別研修会	2,245	1,101	49.0%
第2回地域別研修会	2,239	1,109	49.5%
第3回地域別研修会	2,259	988	43.7%
第4回地域別研修会	2,262	1,034	45.7%

(開催日における集計数。オンデマンド除く。)

どの研修会も受講率は50%前後である。研修会はすべてインターネットで個別に事務所で受講できるライブ配信であり、利便性も増している。開催の時期やテーマにかかわらず受講率が低い水準なのは、税理士の意識の問題なのだろうか。租税リテラシーを持つべき税理士が自らの能力を向上させる機会の一つとして100%に近い数字を期待するが、残念な調査結果である。

研修の受講については、税理士法第39条の2では努力義務である。一方、会則遵守義務(税理士法第39条)があることから、研修の受講は法令で義務づけられているといえる。日税連のホームページでは研修の受講時間の公表も行われ、広く一般の人々が確認できるようになっている。

そこで、36時間の研修時間の達成度について、日税連研修部の集計で確認したところ、結果は次のとおりである。

図表 4-9 研修36時間の達成者数と達成割合

年度	受講義務者数 (人)	受講達成者数 (人)	36時間達成率
2021年度	79,323	53,299	67.1%
2022年度	79,913	55,677	69.6%

【備考】①令和5年3月末の税理士名簿を基に算出

②受講義務時間が0時間の者は、受講義務者数に含まない。

③受講義務時間を一部按分・免除された者が、受講達成した場合も36時間達成者を含む。

(令和5年3月31日時点)

一事業年度に36時間の研修時間であるが、達成率は2022年度で69.6%である。月平均3時間の研修受講は決して達成が難しい数字ではない。南九州税理士会のみが低いわけではなく、全国的にも達成できていない。このような状況で、税理士自身の租税リテラシーは十分に備わっているといえるのだろうか。

研修受講は、義務であるが、達成できない場合の罰則はない。研修受講の有無は、日税連のホームページで公表され一定の訓告効果は期待できるものの、その方法は税理士名を検索することで、該当税理士の受講時間が表示されるものである。どれだけの納税者が税理士の受講時間について興味を抱き確認するというのだろうか。

達成率69.6%という現状を受けて、日税連では各税理士会へ税理士会員に対し研修の受講の意義を改めて認識させると共に、受講義務の履行を後押しすべく、研修受講達成率向

上に向けた施策を講じるよう求めている⁷⁷。

具体的な施策としては、次のようなものを掲げている。

- ① 研修受講義務の意義についての周知徹底
- ② 支部長が所属支部の会員の受講状況を把握できるような体制整備
- ③ 支部長・支部役員・研修担当者の会員への臨戸訪問等によるウェブ受講方法の説明
- ④ 電話等での受講勧奨
- ⑤ 支部における受講率向上施策を検討するプロジェクトチームを設置するなど支部の規模等実情に合わせた体制整備
- ⑥ 支部長会等における研修受講率の向上に関する成功事例・施策の共有

研修の受講をしない者に対し、税理士会が様々な働きかけをすることは効果的だが、根本的には当該税理士本人の意識変革が必要不可欠である。納税者の期待に応えるため、税理士の信頼を勝ち取るためには、絶えまない自己研鑽の必要性を認識してもらいたい。

納税者はインターネットで税に関する様々な情報を収集することができ、これからAIも精度を増していくと考えられる。そのような状況下で、税理士自身が学び続けなければ社会的な存在意義も矮小化する。納税者のみならず、税理士も租税リテラシーの向上が必要であろう。

3. 事務所職員に対する研修

税理士には、税理士法第41条の2⁷⁸により、使用人監督義務が課されている。

これは、税理士資格が税理士個人に与えられていること、及び税理士業務が公共性の高い使命に基づく独占業務であることから、その使用人等の行為によって納税義務者の信頼を損なうことがあってはならず、使用者の使用人に対する責任に加えて、税理士の自覚をさらにうながす趣旨で定められている⁷⁹。

税理士法第41条の2は、税理士が使用人に対して研修を行うことを直接的に求めるものではない。しかし、税理士の補助者である使用人も「たえず現時点に即応する知識を具備していく必要がある」（昭和38年12月税制調査会答申）ことは明らかであり、事務所全体で納税者の信頼に応える必要がある。

酒井克彦教授は「節税商品取引における税理士の役割」⁸⁰のなかで、次のように述べている。

「税理士事務所職員が顧問先の源泉所得税を流用した事件について所長税理士を懲戒処分にした大蔵大臣（当時）の処分を維持した東京高裁昭和53年9月5日判決（判時913号82頁）は、『税理士業務は、資格を有する税理士本人が個人の責任において行なうべきものであり、補助者を使用する場合、その補助者は当該税理士の単なる手足に過ぎず、自

77 日本税理士会連合会「税理士界 第1431号」（2023.12.15）。

78 〈税理士法第41条の2〉

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

79 近畿税理士会制度部「図解&条文解説 税理士法」（2024.3）134頁。

80 酒井克彦「節税商品取引における税理士の役割－我が国における節税商品過誤訴訟と適正公平な課税の実現－」（2005.6.29）税大論叢47号。

らの判断と責任において税理士業務の一部を分掌するがごときは許されず、補助者が税理士の命を受けて処理した税理士業務についての責任は、すべて、当該税理士本人が負担すべきものであるといわなければならない。』としている。このように、税理士の補助者の責任は税理士本人に帰することとされるのであるから、個々の税理士には自己研鑽を行うのみならず、事務職員に対する研修を行う等により職員の能力向上を図ることも要請されていると考えるべきであろう。」

事務所職員も租税リテラシーとコンプライアンス意識を有したうえで、業務にあたらなければならない。また、それを醸成するのは使用者である我々税理士の使命ではないか。

第4章 これからの租税教育のために

税務コンプライアンス実現の為には租税リテラシーの向上を図ることが必要であり、そのためには教育が重要であると再確認できた。租税リテラシー教育である租税教育が今後、更に発展し、社会全体に役立つ制度となるために提言をしたい。

第1節 学校教育における租税教育への提言

1. 教員養成課程における租税法関連科目の必須化

前述した日税連による寄附講座や宮崎大学の事例からもわかる通り、高等教育課程、特に大学における租税教育はそれまでの義務教育課程等での租税教育と比べ、高い教育効果が期待できる。また、教員としての資質を持ちえない税理士自らが教室に出向き教壇に立つことは、複雑化する学校教育の現場においてはすでに限界があると考えられる。

税の専門家として、大学の教員養成課程において租税リテラシー教育を行うことで、学校教員自らが租税教育を実施できるように、協力体制の整備を推進することが、教育現場における租税教育への貢献に繋がるのではないだろうか。

そこで、教員養成課程において租税関係科目を必須化したうえで、各教育現場において租税法科目を教員自らが教えることができる仕組みづくりがあるべき形だと考える。そうすることで、学校教育現場における租税教育は、租税教育者となったプロである教員に任せ、我々税理士はオブザーバーとして参加すれば、昨今の租税教室に従事する税理士の成り手不足までも改善できるのではないだろうか。

2. デジタル化対応のための仕組みづくり

学校教育で進むICT化への対応も必須となる事から、現在の仕組みでは租税教育の従事税理士には一定のデジタルスキルが必要となると考えられる。しかし、そのスキルは大きな個人差があるのが現状である。そこで、1. の提言にくわえ、教育現場への講師派遣を取りやめるとともに、オブザーバー参加については、完全オンライン開催する。さらに、教壇で租税教育を行う教員のための教材を新たに作成することで継続的なスキル維持への対応が可能ではないだろうか。

現行でも租税教育の補助教材等は存在するが、オンラインで学ぶ機会が増えつつある今こそより充実したものが望まれるところである。

コロナ禍を経て、デジタル対応が進む教育現場においては、日税連等によるデジタルコンテンツの提供は一定の需要があると考えられる。現在、日税連においては新たなデジタルコンテンツを作成する取り組みがなされている。その内容に期待したい。

第2節 社会人教育における租税教育への提言

1. 年末調整等を利用した租税リテラシー向上機会の確保

我が国においては、源泉徴収制度は、本来、戦費調達のために始められた制度でもあり⁸¹、その役割は当初の目的とは大きく違ってきている。源泉徴収制度および年末調整等における納税完結の仕組みが租税リテラシーの向上の阻害要因となっているのではないかという意見もあるようである。多様化する現代社会においては、男女問わず就業し、かつてのような終身雇用制度の維持は期待できない。SNS発信を通じた副業収入の雑所得が発生するなど、給与所得者であっても、その収入自体が多様性をもつ時代となってきている。そのうえで、源泉徴収制度、年末調整制度の廃止が、自己申告の機会の確保にもつながり、自らの申告納税行動を通じ、税に関する健全な租税リテラシーの確保にも通じるのではないかという考え方もできる。

しかしながら、我が国において源泉徴収制度は給与所得者のみならず、報酬等の支払場面など、商取引においても広く実施されるものであり、制度としては徴税側及び納税側にも定着し、前述の通り双方にメリットがある仕組みでもある。また、制度廃止による完全自己申告制度となると申告者の激増を招きかねない。無償独占を許されている我々税理士は、激増したこれらの申告者にも対応していかなければならないが、物理的に完全に対応することは不可能ではないかと考えられる。

既に定着している源泉徴収制度の中で、特に給与所得者における年末調整を租税リテラシー確保の材料として利用できないだろうか。年末調整は言うまでもなく「給与所得者の確定申告」ともいえよう。しかしながら、現在は、数種類の申告書を元に徴収義務者が処理を行うか、又は、委託を受けた税理士が計算し手続きを完了している。前述したように、年末調整が「給与所得者の確定申告」とするならば、税の計算（清算）過程が、その計算代行者（徴収義務者や税理士）にしかわからない現在の各種の年末調整の書類様式を見直し、確定申告書の形式に近いものに変更できないだろうか。給与所得者が場合によっては自ら計算できるような書類形式になれば、自ずと税に関する興味が高まり、ひいては、租税リテラシー向上に繋がることが期待できるのではないか。その中で我々税理士は、年末調整を社会人に対する租税教育の機会と捉え、会社に帰属する年末調整対象者と直接的な対話ができる機会を設けるなどして、その機会を失いがちな給与所得者の租税リテラシー向上に貢献できるのではないだろうか。

2. 社会人向けデジタルコンテンツ提供と租税リテラシー検定試験

デジタルコンテンツの提供は、学校教育と同様に、社会人への租税教育機会の確保にも有効だと考えられる。日税連等によった、成人への租税教育向けデジタルコンテンツの提供は、各団体、職域などを通じ、社会人が租税教育を受けるための一助となるのではないか。

81 国税庁 税務大学校 租税史料

教育機会の少ない社会人がオンデマンドで租税教育を受けられる仕組みは、今後ますます多様化する働き方にも親和性があると考えられる。

しかしながら、多忙な社会人が自ら学ぶには、何らかの成果、若しくはインセンティブが必要となろう。租税教育を受けることにより、職業的又は社会的な評価が高まるような成果が必要となる。

社会人は就職のため、職業スキル向上のため、さらには所属する会社等の要請に応えるため、簿記検定やTOEIC等の資格取得を目指す場合がある。それらは就職や昇進のための条件である場合もあり、自ら学ぶインセンティブにもなる。

酒井克彦教授も指摘されている通り⁸²、一般社団法人日本租税検定協会⁸³が実施している租税検定のような資格制度を日税連自らが創設するのも一つの手段として有効であろう。しかし、日税連独自の検定試験の創設は現実的にはハードルが高く、実現が困難と考えられる。したがって、既に、有効なキャリア形成手段として認知されている、全国経理教育協会が行う各税法の能力検定⁸⁴や、前述の租税検定のような、租税に関する検定試験を利用してはどうだろうか。つまり、当該検定等が自らの職業選択及びキャリア形成する有効資格の選択肢になる啓蒙活動を行うことが実現可能な取組であり、さらに、その推進には日税連が主体となり、執り行うことが必要であろうと考える。

これらの各種の租税に関する資格が、就職や転職、昇進等に伴う条件として、企業等に広く認知されれば、自ずと資格取得を目指すこととなり、さらにそのことが、租税教育の目的である社会全体の租税リテラシーの向上に寄与することが期待できると考える。

第3節 租税教育者たる税理士への提言 ～研修制度の再考～

現状として、研修の受講率が100%に近いのは登録時研修である。最初の研修のみで、その後何十年も業務を続けられる資格は珍しいのではないだろうか。当然に租税リテラシーを備えている者として期待される我々税理士であればこそ、その知識を更新していくことは必要不可欠であり、だからこそ税理士にも研修の機会が用意されている。研修の受講義務もあるが、前述のように、その実態は、各々税理士の意識に委ねられているのが現状である。

82 前掲脚注33) 酒井克彦。

83 2024.11設立。租税検定とは、学生や成人にとっても、正しい知識の習得と確認ができる機会とすることで租税についての積極的な学びの契機を提供しようとするものである。

当該検定は、租税を取り巻く多様な領域を含み、政府の役割・納税義務、現代社会において重要である民主主義や公平などの価値観、少子高齢化などの現代社会の課題、税の歴史や諸外国の制度などを幅広く学習することを目的としており、社会について多面的に理解することを目的としている。

ChuoOnline

<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20231208.php> (最終閲覧：2024.5.12)。

84 全国経理協会とは、職業教育の振興を図ることを目的とし、①簿記・経理及び税務の教育に関する研究調査並びにその教育に携わる者の指導育成、②関係諸団体と緊密に連携し、簿記経理教育の普及向上、③産業経済の発展及び生涯学習社会の進展・国際化に寄与することを中心に活動している団体である。租税については、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法の能力検定試験を実施している。

公益社団法人 全国経理教育協会HP

<https://www.zenkei.or.jp/assoc/about> (最終閲覧：2024.5.12)。

そこで本編では、必修研修の導入を提言したい。5年ごとや10年ごとなどの期間を設けて継続研修を行うのである。ともすれば税制改正解説や個別具体的税法解釈に陥りがちな現在の研修制度だけではなく、租税法や関連法規を学び直し、判例研究などを通じ、法的思考能力を身につけ、日常業務を見直す機会とする。また、そのなかで税理士法についても重点的に研修を行う。受講は必修であり、受講しない者には罰則を設けることをも検討して良いのではないか。

税理士が研修を通して自己研鑽を行い、その知識および専門性を社会に還元していくことが、税理士に対する信頼や社会的地位を高め、50年後の経済社会において価値ある存在であり続けられるのではないだろうか。

おわりにかえて

租税教育 → 租税リテラシーの育成 → 税務コンプライアンスの実現

税務コンプライアンスは、課税庁側のみならず、国家全体、国民全体で実現すべきものであることは明白である。適正な税務コンプライアンスの実現には、国民全体の健全な租税リテラシーが前提となる。国家における租税の意義や役割、その必要性を十分に認識して初めて健全な租税リテラシーが醸成される。

これまで、税務コンプライアンスの実現に向けた租税教育の必要性を論じたが、租税教育の真の目的は、国民自らが主権者となり、租税を通じて健全な国家を形成することを理解していくことにある。租税を通じて国家観を形成することは低年齢層では理解が難しく、高年齢層に対して実施する方が効果的である。

学校教育（特に小学校、中学校）では現行のような租税教育により、税が身近なものであることや税を通して社会がどのように成り立っているのかなどを教える。それらの基礎的素養を基に、高等教育において主権者教育に重点を置いた内容の租税教育を行い、それぞれの国家観を育成する。

どの年齢層であっても、たった数回の授業で児童生徒の租税リテラシーを高めることは困難である。令和4年4月から金融教育が教科化されたが、租税教育の教科化⁸⁵も必要である。学校教育における租税教育は教育の専門家である教員に任せて、税理士はその教員に対する教育に注力する仕組み作りが必要ではないだろうか。

さらには租税教育を学校教育にとどめず、社会人まで広げることが大切である。社会人の多くは、既に納税の経験を持っている。自分自身が納めた税がどのように計算されているのか、どのように使われているのか知識を得る場を提供する。

税理士が学校のみならず、社会人に対する租税教育の受け皿となる新たな仕組みの創設が、税の専門家としての税理士の社会的価値の向上をもたらし、50年後の未来において、その存在感も増すのではないだろうか。

本編が、我が国が国民主権の民主国家であるならば、「納税は義務ではなく、権利として納めるべきもの」という高い倫理観を持つ主権者としての国民意識の形成の一助となれば幸いである。

85 酒井克彦「特別対談シリーズ 租税リテラシー教育の新展開」税理vol.65 No.14 (2022.11) 168頁。

【参考文献】

〈著作物・雑誌等〉

- ・ 泉 絢也 『パブリックコメントと租税法』 日本評論社2020.10
- ・ 金子 宏 『租税法 [第23版]』 弘文堂2019.2
- ・ 金子 宏 『所得税の理論と課題 [第2巻]』 税務経理協会1999.6
- ・ 金子 宏 『課税単位及び譲渡所得の研究－所得課税の基礎理論 中巻』 有斐閣2019
- ・ 北野 弘久 『納税者の権利』 岩波新書1981.11
- ・ 北野 弘久 『税法学原論 [第8版]』 2020.2
- ・ 田中 二郎 『租税法 [第3版]』 有斐閣1990
- ・ 谷口勢津夫 『税法基本講義 [第6版]』 弘文堂2018
- ・ 富岡 幸雄 『税務会計学』 森山書店1978.4
- ・ 畠山 武道 『租税法』 青林書院1985
- ・ 松沢 智 『税法の基本原理』 中央経済社1983.1
- ・ 松沢 智 『租税実体法』 中央経済社1983.5
- ・ 三木 義一 『日本の納税者』 岩波新書2015.5
- ・ 三木 義一 『日本の税金 [新版]』 岩波書店2018.9
- ・ 山田 二郎 (編) 『実務 租税法講義』 民事法研究会2005.3
- ・ 山本 守之 『租税法の基礎理論』 税務経理協会2008

- ・ 近畿税理士会 租税教育推進部
『税理士のための租税教室実践マニュアル』 2023.3.11訂版
- ・ 近畿税理士会制度部 『図解&条文解説 税理士法』 2024.3
- ・ 日本税理士会連合会 『税理士界』 第1431号2023.12.15
- ・ 日本税理士会連合会 『税理士法逐条解説—5訂版』 2005.8
- ・ 日本税理士会連合会 総合企画室税理士法改正分科会 [編]
『改正税理士法－実務への対応 (令和5年度版)』 大蔵財務協会
2023.6
- ・ 日本税理士会連合会 九州北部税理士会
『税理士が行う租税教育等の意義と課題』
(平成28年度第43回日税連公開研究討論会)
- ・ Gakken 『税理士のひみつ』 凸版印刷2023.3

- ・ 租税判例百選 [第5版] 別冊jurist No.207 (2011.12)
- ・ 租税判例百選 [第6版] 別冊jurist No.228 (2016.6)
- ・ 租税判例百選 [第7版] 別冊jurist No.253 (2021.7)
- ・ 憲法判例百選 I [第7版] 別冊jurist No.245 (2019.11)
- ・ 憲法判例百選 II [第6版] 別冊jurist No.218 (2013.12)

・ ZEIKEN 租税基本判例70 (2009-14) Vol.30-No. 4 178号 (2024.11)

〈論文等〉

- ・ 浅妻 章如 「私の租税教育論⑮」『税務弘報』 vol.64 / No.12 (2016)
- ・ 安藤 豊 「戦後社会科教育課程における国家観の考察」
『北海道教育大学紀要』(教育科学編) 第57号 2号 (2007)
- ・ 新井 進 「私の租税教育論⑩」『税務弘報』 vol.64 / No. 7 (2016)
- ・ 市田 浩恩 「『租税教育の充実』について」『ファイナンス』 2012.1
- ・ 井出 英策 「私の租税教育論④」『税務弘報』 vol.64 / No. 1 (2016)
- ・ 江崎 純子 「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」『ファイナンス』 2022.11
- ・ 木山 泰嗣 「私の租税教育論⑪」『税務弘報』 vol.64 / No. 8 (2016)
- ・ 栗原 隆 「R. M. ヘイグの課税所得概念」(千葉商大論叢第47巻第2号) 2010.3
- ・ 酒井 克彦 「納税行動と成人向け租税リテラシー教育
- 租税リテラシー教育検討委員会最終報告を契機に -」『税理』 2020.6
- ・ 酒井 克彦 『租税教育の課題と展望』読売新聞オンライン
- ・ 酒井 克彦 「消費者教育ないし投資者教育としての租税リテラシー教育
- 金融リテラシー教育論からのインプリケーション -」
『税務事例』 Vol.54-No. 9 (2022.9)
- ・ 酒井 克彦 「節税商品取引における税理士の役割
- 我が国における節税商品過誤訴訟と適正公平な課税の実現 -」
『税大論叢』 47号 (2005.6.29)
- ・ 酒井 克彦 「特別対談シリーズ 租税リテラシー教育の新展開」
『税理』 vol.65、No.14 (2022.11)
- ・ 酒井 克彦 「納税行動と成人向け租税リテラシー教育
- 租税リテラシー教育検討委員会最終報告を契機に -」『税理』 2020.6
- ・ 酒井 克彦 「税務コンプライアンス総論」『税理』 2020.5
- ・ 酒井 克彦 「成人向け租税教育の将来展望
- 租税教育の義務教育化や教科化を目指して -」
『税理士界』 第1418号 (2022.11.15)
- ・ 坂本 敬子 「納税の権利を保障する租税教育の必要性-事業承継税制を題材として-」
『熊本学園大学大学院商学研究科博士論文』 第31号
- ・ 笹川 篤史 「高校生に対する租税教育及び主権者教育に関する一考察」
『税大ジャーナル』 第29号
- ・ 佐々木謙一 「租税教室の概要と課題」『経済教育』 No.3 (2018.9)
- ・ 佐藤 英明 「租税法律主義と租税公平主義」『租税法の基本問題』 金子宏(編) 有斐閣
2010
- ・ 神野 直彦 「私の租税教育論①」『税務弘報』 vol.63 / No.10 (2015)

- ・谷口勢津夫 「私の租税教育論⑨」『税務弘報』 vol.64 / No. 6 (2016)
- ・玉岡 雅之 「私の租税教育論②」『税務弘報』 vol.63 / No.12 (2015)
- ・寺井 順一 「財務省今昔物語第10回『シャウブ勸告』の思い出－塩崎潤氏に聴く（その1）」『ファイナンス』2004.10
- ・富村 将之 「私の租税教育論⑦」『税務弘報』 vol.64 / No. 4 (2016)
- ・中里 実 「私の租税教育論③」『税務弘報』 vol.63 / No.13 (2015)
- ・浪花 健三 「税理士による『租税教室』－本学における実施状況を踏まえて」『社会とマネジメント』14 (2017.3)
- ・林 正巳 「私の租税教育論⑭」『税務弘報』 vol.63 / No.11 (2016)
- ・測 圭吾 「私の租税教育論⑬」『税務弘報』 vol.63 / No.10 (2016)
- ・増田 英敏 「租税法主義と租税公平主義の衝突」税法学566 (2011.11)
- ・一高 龍司 「租税に関する命令等と意見応募手続き－米国の議論を参考に－」『税法学』566、2011.11
- ・森信 茂樹 「私の租税教育論⑥」『税務弘報』 vol.64 / No. 3 (2016)
- ・山内 敏雅 「私の租税教育論⑤」『税務弘報』 vol.64 / No. 2 (2016)
- ・吉村功太郎 「教えるのが難しい『税』授業でどう扱うか
－主権者として『なぜ税を払うのか』を考える」『社会科教育』2019.9
- ・吉村 政穂 「私の租税教育論⑧」『税務弘報』 vol.64 / No. 5 (2016)
- ・渡辺 徹也 「私の租税教育論⑫」『税務弘報』 vol.63 / No. 9 (2016)
- ・旬刊速報税理 「税務コンプライアンス欠如の事例」2022.12

〈インターネットURLほか〉

- ・大測 博義 「税法解釈における租税法主義と租税公平主義との相克
－課税庁・研究者としての税務訴訟の経験からの模索」
TKC2014.9 (TKCタックスフォーラム2014)
https://www.tkc.jp/media_library/tkcnf/news/docs/taxforum2014report_slc03.pdf (最終閲覧：2023.10.29)
- ・国税庁HP「税の学習コーナー」
https://www.nta.go.jp/taxes/kids/sozei_kyoiku/index.htm (最終閲覧：2024.4.14)
- ・OECD, “OECD/IFNE HIGH-LEVEL PRINCIPLES ON NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION”, 2012.8 金融経済教育研究所「OECD / IFNE金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（仮訳）」金融広報中央委員会HP「知るぽると」
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/oecd/pdf/oecd001.pdf> (最終閲覧：2023.9.11)
- ・金融庁「金融経済教育研究会報告書」(2013.4.30)
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryuu/20130605/07.pdf (最終閲覧：2023.9.11)

- ・ 内閣府「平成21年度 年次経済財政報告」
<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09b00000.html>（最終閲覧：2023.9.11）
- ・ 国税庁「国税庁70年史」
https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/70th_html/01.htm（最終閲覧：2023.9.11）
- ・ 金融庁「金融経済教育について」（2019.12.13）
<https://www.fsa.go.jp/kouhou/kurumaza/aomori20191213/03.pdf>（最終閲覧：2023.9.11）
- ・ 文部科学省「学習指導要領の改訂の考え方」
https://www.mext.go.jp/content/1421692_6.pdf（最終閲覧：2023.9.11）
- ・ 文部科学省「社会に開かれた教育課程（これからの教育課程の理念）」
https://www.mext.go.jp/content/1421692_4.pdf（最終閲覧：2023.9.11）
- ・ 文部科学省「育成すべき資質・能力の三つの柱」
https://www.mext.go.jp/content/1421692_7.pdf（最終閲覧：2023.9.11）
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年告示）
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf（最終閲覧：2023.12.3）
- ・ 中学校学習指導要領（平成29年告示）。
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf（最終閲覧：2023.12.3）
- ・ 文部科学省 HP「GIGAスクール構想実現に向けて」
https://www.mext.go.jp/content/20200731-mxt_kouhou02-000009140_07.pdf（最終閲覧：2023.12.3）
- ・ 内閣府 平成30年度版『労働経済の分析』
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/18/18-1.html>（最終閲覧：2023.12.3）
- ・ 国税庁長官官房企画課「令和3年分民間給与実態統計調査－調査結果報告」令和4年9月
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2021/pdf/002.pdf>（最終閲覧：2023.10.30）
- ・ 総務省統計局「人口推計（2021年（令和3年）10月1日現在）－全国」
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html>（最終閲覧：2023.10.30）
- ・ 小学生用「わたしたちの暮らしと税」
<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/education/kyozai/pdf/01/all.pdf>（最終閲覧：2023.10.30）
- ・ 中学生用「わたしたちの生活と税」
<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/education/kyozai/mokuji03.htm>（最終閲覧：2023.10.30）
- ・ 文部科学省「新学習指導要領リーフレット」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/（最終閲覧：2023.10.30）

第5編

結びにかえて

結びにかえて

公開研究討論会は、「税理士による研究成果の発表、討論の過程を通じて、税制・税務行政及び税理業務の改善・進歩並びに税理士の資質の向上を図るとともに、本会が行う研修事業に資すること」を目的として実施される。南九州税理士会では、公開研究討論会が第50回の節目を迎えるにあたり、我々税理士が日々変わりゆく経済社会において、納税者のためにどのような取り組みを行い、社会的役割を担うべきかという観点から、「税務コンプライアンス」を題材として研究を行った。

税務コンプライアンスを研究するにあたり、本会では、各県それぞれ、大きく4つの視点からアプローチを行った。

まず、第1編（熊本県チーム）では、本研究の主題となる「税務コンプライアンス」について定義するに際して「税理士の税務コンプライアンスとは何か？」という定義づけを試みた。そこで、税理士制度の成立背景、税理士の使命の確認を行い、税理士の税務コンプライアンスを「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」と定義した。

さらに、税務コンプライアンスのこのような定義を踏まえ、税理士の業務の現状を確認し、税理士業務から派生する専門家責任について、顧問税理士が負う責任の所在・程度および免責について裁判例を素材に、税理士が認識すべき税務コンプライアンスについて検討している。

税務コンプライアンスを自覚した税理士の望ましい姿としては、遵守すべき租税法に関する知識の修得に加え、専門家として納税者を適正な納税に導く強い意識と行動力、加えて納税者を守ろうとする強い意志をもって納税者と対応することにある。そのためには税務の専門家という地位に見合う品位を保てるよう、税理士自身への倫理研修の必要性を提言している。

加えて、節税スキームのうち、後に個別に対応する規定が置かれるような特定のスキーム（以下、「特定節税スキーム」という。）について、税理士は納税者に対して、特定節税スキームが税負担を減少させる好ましくない行為であることを説明し、特定節税スキームが及ぼす影響を理解させるべきである。税負担を少なくするためにあらゆる手段を講じることが社会の一般常識にならないように税理士の働きかけが必要であり、税務コンプライアンスを認識する税理士や適正な納税義務を履行する納税者が不利益を被ることのないよう、租税法の不備は迅速な立法で解決することを併せて提言したものとなった。

また、第2編（大分県チーム）は、「50年後に税理士は職業として残っているだろうか？」というDXにおける税理士業界の将来に対する危機意識という視座から、税務コンプライアンスについて検討した。ここでは、税務代理権限とともに検討しながら、税理士にしか認められていない書面添付制度に着目した。まずは基礎研究として概要と実務を確認し、そのうえで、税務コンプライアンスと書面添付制度の関係性について、加算税制度にも触れながら論じている。

税理士による書面添付制度の活用実績は極めて低い状況であるが、税理士が活用しやすい環境づくりや制度を改善するために、書面添付制度の普及活動強化と添付書面様式の拡充の側面から提言している。普及活動強化については、書面添付制度の研修会やワークショップを開催することで、税理士の知識の研鑽を行うとともに、作成の効率化のためのサポートを行い、加えて、SNS等のメディア媒体を通じて、納税者への認知度を高めることで、納税者が税理士業務に対する理解を深め、納税者から税理士へ書面添付を促すことも可能になる。さらに課税庁との情報交換会を実施し、課税庁が必要とする情報を共有することにより、税理士添付書面作成にかかる負担を軽減することを提言している。

添付書面様式の拡充の側面では、DXの導入が進んでいく税理士業務について、「人」でなければ出来ない業務をより使いやすくするために、添付書面の様式に捉われず、多様な表現方法があれば、容易に税理士が知りえた補完すべき情報を課税庁へ伝達することができる。課税庁と納税者との間で情報が共有でき、課税庁に疑義が生じないのであれば、税務調査も減少する。ひいては納税者の手続的保障原則が遵守されることになり、税理士が添付書面の提出を行うことにより、納税者のためにできることに繋がるのではないかと提言している。

加えて、書面添付制度の記載内容を充実及び質的向上させることで、加算税の免除を導入すべきと提言している。添付書面へ事実を忠実に記し、かつ詳細に記載されれば、課税庁は申告時点で適正な申告かどうかについて税務調査を行うことなく判断できるので徴税コストの削減につながる。

シャープ勧告の加算税の創設趣旨は、「税務行政が成功することを望むならば、このような納税者の大多数が自発的にその仕事の正当な分前を担当しなければならない。同時に、政府はその信頼を裏切り虚偽あるいは不正な申告をした納税者に対しては厳重に法律を適用することをこのような大多数のものに、保証しなければならない。¹⁾」とし、課税の公平性を維持し、適正な申告納付を実現することを目的としている。本来、書面添付制度において、自らが申告の処理に関して詳らかに報告しており、仮にその対応に誤謬があったとしても虚偽あるいは不正な申告をして課税庁の信頼を反故している訳ではない。むしろ、書面添付制度は納税者が高い意識を持ち、自発的に正確な申告をすること、すなわち自発的な納税義務の履行を体現している立場であるから、書面添付制度を採用している場合には書面添付に記載されている事項については加算税を課すことはシャープ勧告の加算税創設趣旨にも合致しない。むしろ加算税免除により、適正な申告を履行している納税者は恩恵を享受することで、更に積極的な適正申告を履行するであろうし、書面添付制度を活用する税理士が増加するのではないかと提言している。

次に、第3編（鹿児島県チーム）では、前編までの税理士の視点と異なり、納税者の視点から税務コンプライアンスを考察し、租税原則である「中立・公平・簡素」のうち、「簡素」に着目した検討を行っている。まずは、現状分析として、納税者の心理的要素を

1 『シャープ使節団日本税制報告書第四巻付録D-2 Self-Assessment』
(<http://www.rsl.waikei.jp/shoup/shoupjD1.html> 2024/04/10訪問)

理解するべく、意識調査を行った。過去の意識調査とこの論文作成に当り研究チームで実施したアンケートの結果を分析した。少子化に伴う生産性が低下している状況下では、生産活動を維持するためのDX化の波は避けられない。税務行政についても同様で、昨今の税制改正はパソコンありきの納税計算を行わなければならない改正項目が散見されている。作業をオートメーション化しやすい制度設計を行うことが「簡素である」租税制度の構築に必要とされている。税理士が納税者に対してそうした制度設計に適した情報処理技術を取り入れた環境を提示することが、納税者の税務コンプライアンスの実現につながると考えている。さらに、納税者が申告・納税行為を正確に行うためのフレームワークとしての役割を果たす税務マネジメントシステムの構築に関して論じている。そこでの税理士の役割は納税者の税務マネジメントシステム維持・更新の為のサポートをすることにある。税理士による税務マネジメントシステムの継続的なサポートにより、正確で容易な納税行為が実現できることを提言している。

最後に、第4編（宮崎県チーム）では、題材とする税務コンプライアンスを維持・向上するには、租税リテラシーの向上が必要という考え方を基に納税者と税理士それぞれの目線で、租税教育の必要性や目的、税理士が行う租税教育について現状を検討しながら課題についても論じている。租税教育の真の目的は、国民が主権者として、租税を通じた健全な国家観を形成することであり、そのためには児童生徒に租税教育の教科化が必要であると論じている。教科化に向けて、教育機関と税理士が連携して、学校教育における租税教育は教育の専門家である教員に任せて、税理士はその教員に対する教育に注力する必要性を提言している。教科化の先には、それぞれのライフステージに合わせて租税教育がいつでも受けられるような仕組みを創設して、国民と税との距離を身近にすることで、国民全体における税務コンプライアンスの構築と維持向上への期待を寄せている。

また、未来に向けた理想の税理士像の根幹にある税務コンプライアンスの実現に繋がり、社会的地位の維持向上にも寄与するのではないかと結論している。

本研究を行ったところ、「納税は義務なのか、あるいは権利なのか。」租税のあるべき姿への問いに行き着いたように考える。そこで、本研究で直接に取り扱わなかった「納税者権利憲章の創設」について、当会の税制改正要望に関する意見書の中の要望項目の一つでもあることから、ここで触れておきたい。

「納税者権利憲章」は1975年のフランスを皮切りにドイツ、イギリス、カナダ、アメリカと主要国が制定しており、納税者の権利保護を目的とした租税手続の整備を国民に向けて分かりやすく示したものである。

わが国では、納税者権利憲章の制定には至っていない。平成21年（2009年）9月当時の政権下で発足した納税環境小委員会において、納税者権利憲章の検討を始めた。原案まで完成したが、平成23年（2011年）度の税制改正法案から「納税者権利憲章の策定」は除外されている。

納税者権利憲章と税務コンプライアンスとの関係性については、教育、書面添付制度、税の簡素化など多岐にわたる。誰にでも読める平易な言葉で示す納税者権利憲章を制定することにより、初等教育の現場からも取り上げられるようになる。若年層から租税の教育

を受けることで、租税への理解が深まり、納税意識も向上するきっかけになると期待する。

ただ、納税者権利憲章を制定さえすれば納税者のコンプライアンスが芽生えるわけではない。憲章が提示された以上は、納税者も憲章に応えるための自主協力が必要になる。つまり、申告にあたって、どのような処理を行って、事例に対してこのような対応を行ったという自主的な報告が、課税庁との信頼関係を構築するには必要と考える。納税者が税法に則して報告ができるほど、税法への理解があるわけではない。税理士が納税者から聞き取り、代理で報告するためには、書面添付制度が必要になると考える。税理士が聞き取って添付書面を作成するには、税理士と納税者との信頼関係を構築し、税理士が寄り添ってはじめて書面の作成が成り立つ。故に書面添付制度の作成を通じて、課税庁と納税者の信頼関係を築き上げる役割を税理士が果たすことになる。そのためには、税理士として租税法律に関する知識を修得するだけでなく、責任を果たすという強い意識と行動力が必要となることから、税理士の税務コンプライアンスの向上につながるものと考えられる。

納税者権利憲章の制定により、租税教育、社会人の知識としての租税リテラシーの向上に大きく寄与することが期待される。また、同憲章は、本研究で提言した税の簡素化のための税務マネジメントシステムを構築するためのバックボーンになることは言うまでもない。加えて書面添付制度が機能することで、納税者、税理士、課税庁にとっての税務コンプライアンスが一層向上されていくものと期待している。

本研究で様々な提言を行ってきたが、提言を実現するためには、やはり立法府の作用が必要である。国会の議決は国民の総意を反映するものであることが前提である以上、税理士は納税者の目線に立って税務コンプライアンスが向上できるような施策を求めていくべきだと考える。

また、憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定めており、租税法の基本原則である租税法律主義は、租税に関する重要な事項は全て法律で定めなければならないことを要請する。したがって、納税義務の履行及び課税権の行使に関する事項の制定や改変は立法府の専権事項といえる。言い換えると、法律に規定されていなければ、納税義務の履行も課税権の行使もなしえない。しかし、課税実務においては、不確定概念や通達による課税庁の裁量²が、納税者に対して影響を及ぼすことになり、納税者と訴訟になった裁判例が多く存在する。訴訟にまで進むと、信頼関係に亀裂が生じ、納税者の税務コンプライアンスの意識も低下することになる。不確定概念の慎重な取り扱いや課税権の濫用を防ぐためにも、今一度、課税要件法定主義と課税要件明確主義を徹底し、税務立法に基づく税務行政を切望する。

本研究のクオリティーを引き上げるべく、陰になり日向になり完成まで導いて頂いた山崎広道教授。教授は私達に答えを教えるのではなく、考えるヒントをご教示頂いたと感じている。自分で考えることでテーマに親近感が沸き、疑問や課題に気付くことができ、自分達だけでは到達しえないクオリティーになったのではないかと感じている。山崎教授のご協力なくして、本研究が結実することは無かったと思われる。心から感謝を申し

2 最高裁平成29年3月2日判決（TAINS：Z267-12985）など。

上げるとともに、引き続きご指導ご鞭撻の程申し上げたい。

最後に、ご支援を頂いた南九州税理士会事務局の井上早苗氏をはじめとするスタッフの皆様、南九州税理士会調査研究部にも感謝を申し上げたい。

本研究が、各会員の職業意識、自分が思い描く税理士としての将来像を考えるきっかけになれば幸いである。

令和6年度日税連公開研究討論会
南九州税理士会実行委員会

実行委員長 有江 正博
実行副委員長 淵川 知幸
実行副委員長 後藤亮太郎
実行副委員長 南竹 一成
実行副委員長 和田 利一

《運営部》

委員 上園 泰昭
同 梅野 智子
同 堀 和也
同 田口 裕也
同 永田 洋之
同 林田 淳子
同 渡邊 龍一

《研究部》

研究員 淵川 知幸 (パネリストチーフ)
同 梅野 智子 (熊本パネリストチーフ)
同 志岐 信和 (熊本パネリスト)
同 吉田 志 (熊本パネリスト)
同 塩地 浩平 (熊本パネリスト)
同 平岡祐一郎 (大分パネリストチーフ)
同 加藤 真理 (大分パネリスト)
同 安達 和哉 (大分パネリスト)
同 松永 憲明 (大分パネリスト)
同 南竹 一成 (鹿児島パネリストチーフ)
同 牧口 泰久 (鹿児島パネリスト)
同 中牟禮 倫 (鹿児島パネリスト)
同 坂本 敬子 (宮崎パネリストチーフ)
同 迫間 真彦 (宮崎パネリスト)
同 藏田美代子 (宮崎パネリスト)

令和6年8月30日発行

第50回 日税連公開研究討論会

税務コンプライアンスを考える

～ 納税者のためにできること～

編集 日税連公開研究討論会南九州税理士会実行委員会

発行 南九州税理士会

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目17番5号

TEL 096-372-1151 (代)

FAX 096-362-7305

印刷 株式会社 ぎょうせい

質 問 票

令和6年 月 日
(提出期限：令和6年10月7日)

質問したいテーマ名を明記してください。

[テーマ：

]

〈質問事項（なるべく簡潔にお願いします。〉

キ
リ
ト
リ
線

所属会 _____ 税理士会 _____ 氏名 _____

事務所所在地 〒 _____

TEL _____ FAX _____

〈質問の送付先〉

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目17番5号

南九州税理士会

TEL 096-372-1151

FAX 096-362-7305

